

目 次
第1号（9月13日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	8
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
説明のため出席した者の職氏名	9
開 会	9
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	11
諸般の報告	11
請願の委員会付託	13
町長提出第73号議案	13
町長提出第74号議案	15
町長提出第75号議案	16
町長提出第76号議案	19
町長提出第77号議案	19
町長提出第78号議案	20
町長提出第79号議案	20
町長提出第80号議案	20
町長提出第81号議案	20
町長提出第82号議案	23
町長提出第83号議案	23
町長提出第84号議案	24
町長提出第85号議案	24
町長提出第86号議案	26
町長提出第87号議案	26
町長提出第88号議案	26
町長提出第89号議案	26
町長提出第90号議案	26
町長提出第91号議案	26
町長提出第92号議案	26
町長提出第93号議案	41

町長提出第94号議案	41
町長提出第95号議案	41
町長提出第96号議案	41
町長提出第97号議案	41
町長提出第98号議案	41
町長提出第99号議案	41
町長提出第100号議案	41
町長提出第101号議案	41
町長提出第102号議案	41
町長提出第103号議案	41
町長提出第104号議案	57
町長提出報告第5号	62
町長提出報告第6号	63
町長提出報告第7号	64
町長提出報告第8号	65
町長提出報告第9号	66
町長提出報告第10号	67
教育委員長提出報告第11号	68
議員派遣の件	69
散会	70
署名	71

第2号（9月17日）

議事日程	73
本日の会議に付した事件	73
出席議員	73
欠席議員	73
事務局職員出席者	74
説明のため出席した者の職氏名	74
開議	74
会議録署名議員の指名	74
一般質問	74
8番 青木 克弥君	75
5番 道信 俊昭君	94
11番 川田 剛君	112
4番 竹内志津子君	125

3番 板垣 敬司君	140
14番 後山 幸次君	157
散 会	170
署 名	171

第3号（9月18日）

議事日程	173
本日の会議に付した事件	173
出席議員	173
欠席議員	173
事務局職員出席者	174
説明のため出席した者の職氏名	174
開 議	174
会議録署名議員の指名	174
一般質問	174
7番 三浦 英治君	175
12番 小松 洋司君	188
6番 岡田 克也君	201
13番 米澤 宏文君	216
散 会	228
署 名	229

第4号（9月19日）

議事日程	231
本日の会議に付した事件	232
出席議員	233
欠席議員	234
事務局職員出席者	234
説明のため出席した者の職氏名	234
開 議	234
会議録署名議員の指名	235
町長提出第76号議案	235
町長提出第77号議案	236
町長提出第78号議案	237
町長提出第79号議案	238
町長提出第80号議案	239

町長提出第 8 1 号議案	2 4 0
町長提出第 8 2 号議案	2 4 8
町長提出第 8 3 号議案	2 4 9
町長提出第 8 4 号議案	2 5 2
町長提出第 8 5 号議案	2 5 2
町長提出第 8 6 号議案	2 5 3
町長提出第 8 7 号議案	2 8 2
町長提出第 8 8 号議案	2 8 3
町長提出第 8 9 号議案	2 8 4
町長提出第 9 0 号議案	2 8 4
町長提出第 9 1 号議案	2 8 5
町長提出第 9 2 号議案	2 8 6
町長提出第 1 0 5 号議案	2 8 6
町長提出第 1 0 6 号議案	2 8 9
散 会	2 9 0
署 名	2 9 1

第 5 号 (1 0 月 4 日)

議事日程	2 9 3
本日の会議に付した事件	2 9 4
出席議員	2 9 5
欠席議員	2 9 6
事務局職員出席者	2 9 6
説明のため出席した者の職氏名	2 9 6
開 議	2 9 6
会議録署名議員の指名	2 9 6
町長提出第 1 0 7 号議案	2 9 7
町長提出第 9 3 号議案	3 0 2
町長提出第 9 4 号議案	3 0 2
町長提出第 9 5 号議案	3 0 2
町長提出第 9 6 号議案	3 0 2
町長提出第 9 7 号議案	3 0 2
町長提出第 9 8 号議案	3 0 2
町長提出第 9 9 号議案	3 0 2
町長提出第 1 0 0 号議案	3 0 2
町長提出第 1 0 1 号議案	3 0 2

町長提出第102号議案	302
町長提出第103号議案	302
町長提出第104号議案	302
発議第4号	317
森村のバス停留所待合所設置に関する請願について	320
総務常任委員会の閉会中の所管事務調査について	324
文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について	324
経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について	325
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	325
閉会	326
署名	327

津和野町告示第66号

平成25年第7回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成25年9月2日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成25年9月13日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宥文君	後山 幸次君
沖田 守君	滝元 三郎君

○9月17日に応招した議員

○9月18日に応招した議員

○9月19日に応招した議員

○10月4日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成25年 第7回(定例)津和野町議会会議録(第1日)
平成25年9月13日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成25年9月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 請願の委員会付託
- 日程第5 町長提出第73号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第74号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町督促手数料及び延滞金条例の一部改正に
ついて
- 日程第7 町長提出第75号議案 専決処分の承認を求めることについて
平成25年度津和野町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 町長提出第76号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更につい
て
- 日程第9 町長提出第77号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第10 町長提出第78号議案 津和野町地域の元気臨時交付金基金条例の制定に
ついて
- 日程第11 町長提出第79号議案 津和野町災害派遣手当に関する条例の制定につい
て
- 日程第12 町長提出第80号議案 津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の
制定について

- 日程第 13 町長提出第 81 号議案 津和野町災害見舞金の支給に関する条例の制定について
- 日程第 14 町長提出第 82 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 83 号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 84 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 85 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 86 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 19 町長提出第 87 号議案 平成 25 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 20 町長提出第 88 号議案 平成 25 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 21 町長提出第 89 号議案 平成 25 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 22 町長提出第 90 号議案 平成 25 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 23 町長提出第 91 号議案 平成 25 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 24 町長提出第 92 号議案 平成 25 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 25 町長提出第 93 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 町長提出第 94 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 町長提出第 95 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 町長提出第 96 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 町長提出第 97 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 町長提出第 98 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 町長提出第 99 号議案 平成 24 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 32 町長提出第 100 号議案 平成 24 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33 町長提出第 101 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 町長提出第 102 号議案 平成 24 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35 町長提出第 103 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36 町長提出第 104 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37 町長提出報告第 5 号 平成 24 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 38 町長提出報告第 6 号 株式会社津和野の経営状況について
- 日程第 39 町長提出報告第 7 号 株式会社石西社の経営状況について
- 日程第 40 町長提出報告第 8 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第 41 町長提出報告第 9 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
- 日程第 42 町長提出報告第 10 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 43 教育委員長提出報告第 11 号 平成 24 年度教育委員会事業点検評価報告書について
- 日程第 44 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願の委員会付託
- 日程第 5 町長提出第 73 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 74 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 75 号議案 専決処分の承認を求めることについて
平成 25 年度津和野町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 町長提出第 76 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 9 町長提出第 77 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について

- 日程第 10 町長提出第 78 号議案 津和野町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 79 号議案 津和野町災害派遣手当に関する条例の制定について
- 日程第 12 町長提出第 80 号議案 津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 81 号議案 津和野町災害見舞金の支給に関する条例の制定について
- 日程第 14 町長提出第 82 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 83 号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 84 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 85 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 86 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 町長提出第 87 号議案 平成 25 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 町長提出第 88 号議案 平成 25 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 町長提出第 89 号議案 平成 25 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 町長提出第 90 号議案 平成 25 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 町長提出第 91 号議案 平成 25 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 町長提出第 92 号議案 平成 25 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 町長提出第 93 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 町長提出第 94 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 町長提出第 95 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 町長提出第 96 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 29 町長提出第 97 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 町長提出第 98 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 町長提出第 99 号議案 平成 24 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 町長提出第 100 号議案 平成 24 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33 町長提出第 101 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 町長提出第 102 号議案 平成 24 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35 町長提出第 103 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36 町長提出第 104 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37 町長提出報告第 5 号 平成 24 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 38 町長提出報告第 6 号 株式会社津和野の経営状況について
- 日程第 39 町長提出報告第 7 号 株式会社石西社の経営状況について
- 日程第 40 町長提出報告第 8 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第 41 町長提出報告第 9 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
- 日程第 42 町長提出報告第 10 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 43 教育委員長提出報告第 11 号 平成 24 年度教育委員会事業点検評価報告書について
- 日程第 44 議員派遣の件

出席議員 (16 名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 京村まゆみ君 | 2 番 村上 英喜君 |
| 3 番 板垣 敬司君 | 4 番 竹内志津子君 |
| 5 番 道信 俊昭君 | 6 番 岡田 克也君 |
| 7 番 三浦 英治君 | 8 番 青木 克弥君 |
| 9 番 斎藤 和巳君 | 10 番 河田 隆資君 |
| 11 番 川田 剛君 | 12 番 小松 洋司君 |
| 13 番 米澤 宏文君 | 14 番 後山 幸次君 |
| 15 番 沖田 守君 | 16 番 滝元 三郎君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	長嶺 雄二君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	内藤 雅義君	健康福祉課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	久保 睦夫君
商工観光課長	大庭 郁夫君	建設課長	田村津与志君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君
代表監査委員	水津 正君		

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） それでは、改めましておはようございます。

本日、平成25年第7回津和野町議会定例会が招集をされましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

今定例会、決算審査がございますので、若干、長い会期になろうかというふうに思いますが、どうぞ慎重な御審議をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、第7回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、斎藤和巳君、10番、河田隆資君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議をいたしておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。9番、斎藤和巳君。

○**議会運営委員長（斎藤 和巳君）** 改めて、おはようございます。それでは、報告させていただきます。

議会運営委員会協議報告書、議会運営委員会を平成25年9月9日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告します。

今定例会の会期は、本日9月13日金曜日から10月4日金曜日までの22日間といたします。

本日は、まず議長より諸般の報告を受けた後、請願を常任委員会に付託します。提出議案の町長説明後、専決案件については、質疑、討論、採決を行います。決算については、監査委員より意見報告をいただき、監査委員に対する質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し休会中の審査とします。その後、7案件の町長提出報告を受け、散会したいと思います。

14日土曜日、15日日曜日、16日月曜日は休会とします。

本会議は、17日火曜日、18日の2日間で一般質問を行います。今回の質問者は、10人の28件でございます。

19日木曜日は、決算認定を除く議案の質疑、討論、採決を行い、散会したいと思います。

20日金曜日から10月3日木曜日まで休会とし、その間に決算審査特別委員会を開催していただきたいと思っております。

10月4日金曜日に本会議を開催し、決算審査特別委員長の報告を受け、質疑、討論、採決を行います。議員提出議案の審議、採決を行い、各常任委員長報告を受け、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議会の協議結果を報告いたします。津和野町議会議長滝元三郎様、議会運営委員会委員長斎藤和巳。

以上でございます。

○**議長（滝元 三郎君）** ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○**議長（滝元 三郎君）** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から10月4日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（滝元 三郎君）** 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から10月4日までの22日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 続きますして、日程第3、諸般の報告をいたします。

6月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【6月定例会以降】

- | | | |
|----------|---------------------------------------|----|
| 6月24日（月） | 西いわみ農業協同組合総代会（益田市） | 議長 |
| 29日（土） | 笹山水源地水源祭（元笹山集会所） | 議長 |
| 7月2日（火） | 広報委員会 | |
| 3日（水） | 鹿足土木協会総会及び要望活動（松江市） | 議長 |
| 4日（木） | 〃 | |
| 9日（火） | 広報委員会 | |
| 11日（木） | 広報委員会 | |
| 17日（水） | 津和野町高齢者福祉大会（町民センター） | 議長 |
| 18日（木） | 高津川漁業振興協議会総会（松江市） | 議長 |
| 24日（水） | 水曜会（町民センター） | 議長 |
| | 原水爆禁止国民平和大行進 | 議長 |
| 25日（木） | 鹿足郡町村議会議員研修会（吉賀町） | |
| 29日（月） | 第5回臨時会 | |
| 31日（水） | 第6回臨時会、全員協議会 | |
| 8月4日（日） | 安倍総理大臣災害視察対応 | 議長 |
| 8日（木） | 経済常任委員会所管事務調査 | |
| 9日（金） | 全員協議会 | |
| | 古屋防災大臣災害視察対応（石見空港） | 議長 |
| | 経済常任委員会所管事務調査（災害地視察） | |
| 11日（日） | 文教民生常任委員会所管事務調査（災害地視察） | |
| 20日（火） | 全員協議会 | |
| | 島根県町村議会議長会正副会長災害現地視察 | 議長 |
| 23日（金） | 県町村議会議長会正副議長・正副委員長研修会（松江市） | 議長 |
| 26日（月） | 県町村議会広報研修会（松江市） | |
| 28日（水） | 益田地区広域市町村圏事務組合議会 | |
| 9月5日（木） | 鹿足郡事務組合議会、鹿足郡不燃物処理組合議会、鹿足郡養護老人ホーム組合議会 | |
| 6日（金） | 秋の交通安全運動推進会議（町民センター） | 議長 |
| 9日（月） | 全員協議会、議会運営委員会 | |

【視察】

- | | | |
|----------|----------------------------|--|
| 7月28日（金） | 栃木県岩舟町議会議員（5人）まちづくり委員会について | |
|----------|----------------------------|--|

【島根県町村議会議長会関係副会長出席行事報告】

8月 6日（火） 島根県統合事務組合議会（松江市）

8月23日（金） 島根県町村議会議長会役員会（松江市）

8月9日及び8月26日の議員派遣につきましては、緊急を要したため、津和野町議会会議規則第128条の規定により、議長において決定しましたので、報告をいたします。

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム組合の各組合議会の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思っております。

日程第4. 請願の委員会付託

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、請願の委員会付託について、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。この請願は、総務常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、請願は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5. 議案第73号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、議案第73号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日は、9月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、皆様にはおそろいで御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

今定例会に提案をいたします案件は、専決処分案件3件、規約・計画変更案件2件、条例案件8件、一般会計を初め各会計補正予算案件7件、決算認定案件12件、報告案件7件の合計39案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第73号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） この税改正は、このたびの豪雨災害に遭われた方の、災害の方の減免について定めるものであります。新旧対照表をごらんください。

まず、町民税の減免でございます。第51条第1項に、次の1号を加えるものであります。第7号その他特別の理由がある者。

固定資産税の減免でございます。第71条第1項に、次の1号を加えるものであります。第5号その他特別の理由がある固定資産。

軽自動車の減免でございます。第89条第1項を次のように改めるものであります。町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、軽自動車税を減免することができる。第1号公益のために直接占有するものと認める軽自動車等。第2号その他特別の理由があると認める軽自動車等でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第73号、先ほどの件でございますが、津和野町税条例の一部改正について、これに関しまして質疑に入ります。ただいまの説明に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようです。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

それでは、これより議案第73号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は承認することに決定いたしました。

日程第6. 議案第74号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第74号専決処分の承認を求めることについて、津和野町督促手数料及び延滞金条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第74号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町督促手数料及び延滞金条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第74号を御説明いたします。

この津和野町督促条例及び延滞金条例の一部改正につきましては、平成25年7月28日に発生しました豪雨災害の状況を踏まえまして、督促状について、本来であれば納期限20日以内に発送しなければならないとされております規定を、町長の特例を設けることによりまして、発送時期を変更する処置での改正であります。

なお、この条例の施行につきましては、平成25年8月1日からであります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は承認することに決定いたしました。

日程第7. 議案第75号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第7、議案第75号専決処分の承認を求めることについて、平成25年度津和野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第75号専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成25年度津和野町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に

ついて、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、議案第75号を御説明いたします。1枚めくっていただきまして別紙をごらんいただきたいと思います。

平成25年度津和野町一般会計補正予算（第3号）、平成25年度津和野町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億258万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条、既定の債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。地方債の補正、第3条、既定の地方債の追加は、第3表地方債補正による。平成25年9月12日専決、町長。

この専決につきましては、このたびの豪雨災害に対しまして、島根県で災害援護資金貸し付けについてのみを昨日、12日の県議会において先議されております。

それによって、貸付金が確保されましたので、その裏づけとして該当する当町においても専決する必要が生じたので、昨日、12日付で専決をさせていただいたものでございます。

それでは、4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正でございます。

追加としまして、災害援護資金貸付金利子補給として3%で運用されます県の災害援護資金に対しまして無利子とするために、県と町で2分の1ずつの利子分を補填するものでございます。期間としましては、平成26年度から平成35年度までの10年間で、限度額を232万3,000円とするものでございます。

第3表地方債補正の追加でございますが、災害援護資金貸付事業としまして2,000万円を追加するものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きください。

民生費の災害救助費の貸付金といたしまして、税務住民課で罹災証明されたもので、全壊流失で5軒、大規模半壊で2軒の合計7軒を対象に、3%の利率で運用される災害援護資金貸付金2,000万円を計上しております。

1枚戻っていただきまして、歳入の町債でございます。

民生債の災害援護資金でございますが、ここに貸付事業としまして2,000万円を計上しております。これは、県からの貸付金でございます。いわゆる転貸債というものでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番、斎藤和巳君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 4ページと5ページの方でございます。説明があったんですけども、232万3,000円という数字が載っとるんですけども、これは災害援護貸付分の補給に対して3%であったのを、無利子にするというように聞いたんですけども、10年間、これは無利子になるということで、こっちの2,000万円は利率が5%の貸し付けということになるんです。ちょっと、その点の、こっちの232万3,000円の金額の中身と2,000万円の中身をもう少し詳しく教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 4ページ、5ページでございますが、5ページの2,000万円は利率が5%以内ということで、県の貸付金としまして3%で運用されております。それが4ページの債務負担行為の利子補給になります。

232万1,000円の2分の1を県が持って、232万2,000円の残り2分の1、これを町が持って、県が運用してます3%をゼロにするということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は承認することに決定いたしました。

日程第8. 議案第76号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、議案第76号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第76号でございますが、益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第76号について御説明いたします。

この規約変更につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で規定されております市町村審査会において、審査、判定する障がい者等の「障害程度区分」の名称及び定義が、平成26年4月1日より「障害者支援区分」として改められましたことによるものでございます。

なお、この規約の施行期日のつきましては、平成26年4月1日からでございます。以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第77号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第9、議案第77号津和野町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第77号でございますが、津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第77号について御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、変更箇所でございます。

区分7、教育の振興、65ページ、第7章3、事業計画の1に青原小学校校舎改築事業を追加するものでございます。

2枚めくっていただきまして、参考資料として、概算事業費のほうをつけております。概算事業費は、25年度1億6,700万円、これは、解体、仮校舎建築に係るもの、それから、26年度4億3,300万円、校舎改築に係るものとして、概算事業費は2年度で6億円ということになっております。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第78号

日程第11. 議案第79号

日程第12. 議案第80号

日程第13. 議案第81号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第10、議案第78号津和野町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてより、日程第13、議案第81号津和野町災害見舞金の支給に関する条例の制定についてまで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第78号でございますが、津和野町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第79号でございますが、津和野町災害派遣手当に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第80号でございますが、津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第81号でございますが、津和野町災害見舞金の支給に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、議案第78号を御説明いたします。

津和野町地域の元気臨時交付金基金条例でございますが、本条例は国から交付を受ける地域の元気臨時交付金を活用しまして、本町の地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、津和野町地域の元気臨時交付金基金を設置するものでございます。

この交付金等対象となるものは、国の補助事業にあつては、国の平成24年度補正予算に計上されました事業あるいは今年度、平成25年度当初予算に計上されたものや補正予算に計上するものの建設公債の発行対象経費でございます。

事業予算の計上が困難な場合は、基金の積立金に充当することができとなっております。ただし、この積み立てた基金は平成26年度中に、地方単独事業に充当して全てを使い切ることとなっております。

本交付金は、当初6月に第1次交付限度額が決定されまして、8月下旬には第2次限度額が通知される予定でございましたが、国の作業が大幅におくれてまして、今後10月以降に、今年度の交付配分の額が決定されるという情報を現在得ております。

当町におきましては、当初、この元気交付金を基金への積み立ては行おう予定はありませんでしたが、新規事業への充当や当初予算での一般財源や地方債を充当している事業、こういうことに振りかえて、今9月補正予算に計上する予定にしておりましたが、国の交付限度額の決定がおくれていること、そして、このたびの豪雨災害を勘案いたしまし

て、今回、基金条例を設けて、とりあえず基金へ積んで、来年度以降、当初予算あるいは今年度の補正予算で対応していきたいと考えております。

なお、この交付金の一部につきましては、国庫補助事業該当事業及び地方単独事業に充当いたしまして、9月補正予算に一部計上いたしております。

以上でございます。

済いません。それで、附則としまして、1枚めくっていただきまして、この条例は公布の日から施行する。この条例の執行でございますが、この条例は平成27年3月31日限りでその効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

以上でございます。

続きまして、議案第79号でございます。

津和野町災害派遣手当に関する条例でございますが、現在、当町の給与条例には、災害派遣手当等の規定がないために、今後、他団体から自治法派遣をすることになった場合には、規定の整備が必要であると県より指導を受けておりますので、このたび整備するものでございます。

現在、県内市町村でこの規定があるのは、松江市、浜田市、益田市のみで、当町を初め、江津市、邑南町等、災害による職員派遣の依頼が出ている状況でありますので、災害時の自治体派遣の相互応援を円滑に実施していくために、県の指導のもと、全町村で整備するものでございます。

派遣手当の支給でございますが、第2条で災害対策基本法に規定する災害応急対策または災害復旧のため、派遣された職員が、住所または居どころを離れて、本町の区域に滞在することを要する場合に限り支給するものでございます。

災害派遣手当の額でございますが、第3条で、次の表に掲げる本町の区域に滞在する期間及び施設の利用区分に応じ、同表に定める1日当たりの額とするものでございます。公用の施設またはこれに準ずる施設の場合は、30日以内の期間、30日を超え60日以内の期間、60日を超える期間は同額で1日当たり3,970円でございます。その他の施設、これはホテルとか旅館になりますが、30日以内の期間は6,620円、30日を超え60日以内の期間は5,870円、60日を超える期間は5,140円となっております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第80号を御説明いたします。

この条例制定につきましては、平成27年度より本格施行となります子ども・子育て新制度に伴うものでありまして、子ども・子育て支援法に基づき、市町村事業計画の策定や変更、子ども・子育て支援の総合的な調整、審議等を行うための審議会、いわゆる

子ども・子育て会議の設置を市町村条例で定めることとされていることによるものの条例制定であります。

委員につきましては10人以内、任期につきましては2年を計画しております。

以上です。

続きまして、議案第81号を御説明いたします。

この条例制定につきましては、災害により死亡した者の遺族、災害により障がいを受けた者、または災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害見舞金を支給するものであります。

これまで、津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の規則に適合しない災害を受けた場合として、火災や人的災害についてのみ見舞金の支給をしておりましたが、この条例の制定により、地震、風水害等を含めた自然災害に対しても適用するものとしたものであります。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、平成25年7月28日から適用するものであります。

内容としましては、遺族の見舞金として、次のページですが、1人当たり10万円、それから、障害見舞金としましては、1人当たり5万円、住宅見舞金の額でございますが、住宅が全壊し、全焼または流出した場合は、1世帯当たり5万円、住宅が半壊し、半焼し、または床上浸水した場合は、1世帯当たり3万円等の規定を設けております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第14. 議案第82号

日程第15. 議案第83号

日程第16. 議案第84号

日程第17. 議案第85号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第14、議案第82号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてより、日程第17、議案第85号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてまで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第82号でございますが、町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第83号津和野町税条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第84号でございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細については、担当課長から説明を申し上げます。

議案第85号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、議案第82号を御説明いたします。

町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例でございますが、先般、全協におきまして、町長より報告いたしました介護保険関係等一連の不祥事に伴い改正するものでございます。

町長等の給与の特例に関する条例に次のただし書きを加えます。

ただし、平成25年10月給料月額については、条例別表に規定する額から当該額において、町長においては、現行の100分の15に100分の10を上乗せしました100分の25を、副町長におきましては、現行の100分の15に100分の5を上乗せした100分の20を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 議案第83号について御説明申し上げます。

津和野町税条例の一部改正する条例についてであります。

上位法の地方税法の改正に伴う改正でございます。新旧対照表1ページをごらんください。

公的年金の所得に係る町民税の特別徴収について、特別徴収額の変更がある場合、税額の変動を均一化する改正であります。

3ページ以降、ちょっとごらんください。これは、公社債に対する課税方式が上場株式と同様の申告分離課税方式に変更された上で、公社債等の譲渡益が非課税から課税される一方、損益通算できる範囲が公社債等までに拡大されるものであります。

附則としまして、平成28年1月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第84号を御説明いたします。

この一部改正につきましては、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税条例の附則部分を一部改正するものであります。先ほど、83号でも税務住民課長から説明がありました課税の関係で、町税の内容とほぼ同じであります。

なお、この条例の施行期日は、平成29年1月1日からであります。平成28年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例による経過措置がとられております。以上です。

続きまして、議案第85号を説明いたします。

この津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正につきましては、議案第80号の津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の制定に伴うものでございまして、委員報酬として審議会の7,300円を計上させていただいております。

この規則につきましては、公布の日からとなっております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、後ろの時計で9時50分まで休憩いたします。

午前9時38分休憩

.....

午前9時50分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第18. 議案第86号

日程第19. 議案第87号

日程第20. 議案第88号

日程第21. 議案第89号

日程第22. 議案第90号

日程第23. 議案第91号

日程第24. 議案第92号

○議長（滝元 三郎君） 日程第18、議案第86号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第4号）より、日程第24、議案第92号平成25年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）まで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第86号でございますが、平成25年度津和野町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億1,906万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億2,165万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第87号平成25年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ272万7,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を10億5,645万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第88号平成25年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,427万円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億6,101万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第89号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,443万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億4,879万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第90号平成25年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ180万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,066万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第91号平成25年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,985万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,820万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第92号平成25年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)についてでございますが、収益的収入を39万6,000円減額し、予算総額7億2,837万3,000円とし、収益的支出を39万6,000円減額し、予算総額7億2,799万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長(滝元 三郎君) 総務財政課長。

○総務財政課長(島田 賢司君) それでは、議案第86号を御説明いたします。

5ページをお開きください。第2表の地方債補正の追加でございます。

災害復旧事業としまして、40万円を増額するものでございます。変更としまして、一般単独事業、過疎対策事業、臨時財政対策、総額1億7,567万6,000円を増額するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、20ページをお開きください。

お手元に、概要書をお配りしておりますので参照していただければと思います。各費目の人件費につきましては、8月1日より3.5%の減額をしておりますので、その関連部分を計上しております。

歳出の主なものでございますが、まず、総務費の一般管理費の報償費でございますが、義援金配分委員会のものとして委員報償11万円を計上しております。

普通旅費としまして、町長や職員の研修分として、町村会の補助金を財源に184万3,000円を計上しております。

財産管理費でございますが、1枚めくっていただきまして23ページでございます。

積立金でございますが、国の緊急経済対策に伴いまして、平成24年度の地方債の負担額に応じて、国から配分された地域の元気臨時交付金の一時割当分の一部を、このたび新設しました地域の元気臨時交付金基金へ積み立てるもので、1億1,433万5,000円を計上しております。

企画費の委託料でございますが、1枚めくっていただきまして25ページの上段でございます。東京事務所開設に向けたもので、大学生インターンシップ事業委託料50万円を計上しております。

また、高校魅力化事業としまして、小中学生を対象とした野球教室 in 津和野事業委託料50万円を計上しております。

電気通信事業特別会計への繰出金でございますが、地域の元気臨時交付金を財源に、ケーブルテレビ網のネットワーク等の強靱のために2,537万6,000円を計上しております。

住民協働推進事業費の負担金補助及び交付金でございますが、高田自治会館及び相撲ヶ原集会所の改築に伴いまして、事業費の2分の1の補助として、集会所建設等事業補助金159万7,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、道の駅管理費でございます。委託料でございますが、グラウンドゴルフ場の芝面の調整等に伴うもので、グラウンドゴルフ場初期養生管理委託料149万8,000円を増額しております。

災害対策本部費でございますが、旧畑迫小学校へ建設課の内室として、災害復旧推進室を設置したことに伴いまして、執務室の電灯修繕や電源や電話設置工事等、また、机やパソコン等の備品で総額1,176万6,000円を計上しております。

それでは、34ページをお開きください。民生費の社会福祉総務費でございます。

津和野町介護保険特別会計繰出金でございますが、介護サービス給付費特別支給の時効分181万6,000円や国・県の貸与分とするもので171万1,000円、ほかに事務費繰り出し等によりまして496万2,000円を増額しております。

老人福祉費の負担金補助及び交付金でございますが、银杏寮の中庭の整備に伴うもので、地方債を財源に、養護老人ホーム負担金148万5,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、障害者福祉費の扶助費でございます。ペースメーカー埋め込み手術に伴うもので、更生医療180万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費でございます。委託料及び工事請負費では、津和野放課後児童クラブ改修工事に伴うもので、地域の元気臨時交付金を財源に、管理業務委託料で21万円、改修工事で330万8,000円を計上しております。

それでは、44ページをお開きください。民生費の災害救助費でございます。これは、7月の豪雨災害に伴い、各課で対応した分を計上しております。

まず、(1)で健康福祉課でございますが、避難所における消耗品や食糧費、避難者の住宅用の冷蔵庫、洗濯機等の家電製品、災害見舞金等で1,176万4,000円を計上しております。

総務財政課では、職員の時間外勤務手当や救出、給水等に伴う消耗品や捜索時の重機借り上げ等で1,592万円を計上しております。

つわの暮らし推進課では、臨時FM放送開設に伴う手数料やなごみの里源泉施設修繕工事の負担金で206万6,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、農林課でございます。農地及び林業用施設等災害復旧事業補助金や農作物等の見舞金などで4,878万1,000円を計上しております。

商工観光課では、観光リフトや水路の土砂の除去や流木等撤去費及び災害対策としての個別商業包括的支援補助金や災害復旧支援保証料補助金等で839万8,000円を計上しております。

建設課では、道路規制等に伴う消耗品や裏山や家屋の崩壊に伴う補助金、あるいは町道等緊急応急工事費で6,574万円を計上しております。

教育委員会では、避難所の光熱水費等で90万5,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、環境生活課でございます。し尿くみ取りや家電リサイクル等の手数料、あるいはごみ処分業務や流木等の木くず処理業務、あるいは災害に伴う給水施設整備事業補助金等で1,557万円を計上しております。廃棄物処理に伴う国庫補助金や災害見舞金等を財源にしておりますが、総額で1億6,914万4,000円を計上しております。

それでは、52ページをお開きください。生活保護費の委託料でございます。生活扶助基準改定に伴うもので、国庫補助金を財源に、システムの保守委託料147万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、衛生費の保健衛生総務費でございます。津和野町簡易水道事業特別会計の繰出金でございますが、災害による水道施設修繕等に伴いまして636万1,000円を計上しております。

下段の環境衛生費でございます。負担金補助及び交付金では、1枚めくっていただきまして、合併処理浄化槽設置補助金5基分の追加で166万円を計上しております。

それでは、2枚めくっていただきまして、60ページをお開きください。農林水産業費の農業振興費の委託料でございますが、地域おこし協力隊の地産地消に伴う活動費として、地域おこし協力隊事業委託料200万円を計上しております。

2枚めくっていただきまして、64ページをお開きください。

林業振興費の貸付金でございますが、鳥獣被害防止に係る交付金等の確定に伴うもので、津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金361万2,000円を増額しております。

林地崩壊防止事業費でございますが、1枚めくっていただきまして、委託料でございます。豪雨災害に伴う測量設計業務委託料で780万円、工事請負費につきましては、鹿谷地区の林地崩壊工事分で分担金、県支出金、地方債を財源に、370万9,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、商工費の商工振興費でございます。費用弁償47万1,000円の減額、消耗品25万円の減額を委託料に組み替えたもので、地域おこし協力隊の実証実験に伴い、まちなか再生推進協議会運営委託料72万1,000円を計上しております。

工事請負費では、河田邸修繕工事に伴いまして単価改定がございましたので、増額分として310万9,000円を計上しております。

負担金補助及び交付金でございますが、津和野町緊急信用保証料補給金を災害貸与とすることで180万円の減額をし、災害救助費で組み替えをしております。

個別商業包括的支援補助金は、デザイン開発や販路開拓支援で100万円を増額しております。

観光費でございますが、1枚めくっていただきまして、71ページをごらんください。修繕料でございますが、観光案内板や殿町の土塀の修繕で125万9,000円、委託料と工事請負費につきましては、嘉楽園の公衆トイレ改修に伴うもので、地域の元気臨時交付金を財源に、設計委託料115万5,000円、工事請負費1,438万5,000円を計上しております。

備品購入費の庁用器具でございますが、これは、つわみん第2号とするもので着ぐるみ分として70万円を計上しております。

負担金補助及び交付金では、風評被害対策として、観光誘客キャンペーン事業補助金370万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、土木費でございます。土木総務費の時間外手当でございますが、公共土木、農地、山林等の激甚災害の対応分で、1,660万円を計上しております。

災害復旧推進室費でございますが、建設課の椅子を旧畑迫小学校へ設置したことに伴いまして、施設の維持管理経費や技術者の支援業務委託料、災害派遣職員の負担金等、総額2,674万3,000円を計上しております。

2枚めくっていただきまして、76ページをお開きください。道路橋梁総務費でございます。

負担金補助及び交付金では、県道津和野須佐線、上寺田急傾斜地崩壊対策事業の増額に伴うもので、地方債を財源に、県営工事負担金270万円を増額しております。

2枚めくっていただきまして、80ページをごらんください。消防費でございます。

非常備消防費の報償費では、団員の退職に伴いまして諸収入を財源に、退職補助金2名分でございますが、122万8,000円を計上しております。

費用弁償は、災害時の見回りや捜索等の出動手当で、延べ620人分で204万6,000円を計上しております。

災害対策費の消耗品は、このたびの災害で使用しました毛布やアルファ米等補充をするもので190万6,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、教育費でございます。

下段の教育諸費でございますが、もう1枚めくっていただきまして、85ページをごらんください。委託料は、青原小学校仮設校舎設計監理業務委託料で216万3,000円、解体工事設計監理委託料で289万8,000円、木部小学校校舎耐震補強判定業務委託料で486万2,000円の合計992万3,000円を計上しております。

リース料は青原小学校の仮倉庫及び仮校舎分で2,649万5,000円を計上しております。

工事請負費では、青原小学校解体工事に伴いまして1億4,000万円を計上しております。財源としましては、木部小学校の耐震判定以外は国庫補助金や地方債でございます。

1枚めくっていただきまして、86ページの学校管理費でございます。まず、青原小学校の備品購入では、校旗の一そろいとして諸収入を財源に、31万5,000円を計上しております。

事務局費の修繕料でございますが、青原小学校移転に伴いまして、開発センターの仮校舎としての修繕経費で88万7,000円を計上しております。

委託料では、スクールバス運転業務で99万2,000円、校内ネットワーク移設に伴う変更業務委託料で30万円の合計129万2,000円を計上しております。

それでは、92ページをお開きください。社会教育費の森鷗外記念館費でございます。

備品購入の庁用器具費でございますが、現在、改修してます休憩所内の書架やファンヒーターで114万1,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、山村開発センター費でございます。修繕料として、仮設校舎の対応分、電気の増設や避難所経路の確保のためのドアの修繕で144万5,000円を計上しております。

津和野城跡整備事業費は組み替えによるものでございますが、1枚めくっていただきまして、97ページをごらんください。

委託料としまして、測量業務委託料として344万4,000円、仮設道路の工事設計監理業務委託料として149万5,000円、清算人選任等不動産移転業務委託料で31万3,000円の合計525万2,000円を計上しております。

工事請負費では、災害復旧対応とするために資材搬入道路の整備工事522万7,000円の減額を計上しております。

2枚めくっていただきまして、100ページをごらんください。災害復旧費でございます。

現年農地、農業用施設災害復旧費では、測量設計業務委託料、これは農地・農業用施設に伴うものでございますが、2億8,000万円を計上しております。

現年林道災害復旧費の委託料でございますが、林道施設の測量設計業務委託料として3,588万円、災害箇所の草刈り作業の委託料として857万6,000円の合計4,445万6,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、現年公共土木施設災害復旧費の委託料でございますが、6月20日及び8月24日の災害に伴いまして、公共土木施設の測量業務委託料で278万6,000円、激甚災害に伴う測量設計業務委託料で3,837万6,000円の合計4,116万2,000円を計上しております。

工事請負費は、6月20日発生分の町道木曾野線の災害復旧工事で、国庫補助金や地方債を財源に130万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、現年公立学校施設災害復旧費でございます。工事請負費でございますが、津和野中学校裏ののり面復旧工事として150万円を計上しております。

現年社会教育施設災害復旧費としまして、委託料でございますが、西周旧居修復に伴うもので、国・県の補助を財源に、測量設計業務委託料50万4,000円を計上しております。

工事請負費では、西周旧居や畑迫病院の修復工事、さらには山陰道や津和野城跡の復旧工事で合計1,661万8,000円を計上しております。

それでは、歳入を御説明しますので、10ページへお戻りください。

歳入の主なものでございますが、まず、地方交付税として普通交付税1億円を計上させていただきます。国庫支出金でございますが、災害復旧費国庫負担金は、6月20日の町道木曾野線の災害復旧に伴うもので、86万7,000円を計上しております。民生費国庫補助金では、生活保護のシステム改修に伴いまして147万円を計上しております。

民生費国庫補助金では、農地災害等廃棄物処理事業費補助金として、これら豪雨災害時のごみ処理等に伴うもので380万円を計上しております。

土木費国庫補助金でございますが、まちなか再生事業費の単価改定に伴う増額に伴いまして、社会資本整備総合交付金155万4,000円を計上しております。

教育費国庫補助金でございますが、青原小学校仮校舎及び解体工事に伴いまして、学校施設環境改善交付金4,386万2,000円を計上しております。

社会教育費国庫補助金では、西周旧居の災害修復事業に伴いまして323万4,000円を計上しております。

総務費の国庫補助金でございますが、平成24年度の事業のうち、地方負担額に応じて国から配分されました地域の元気臨時交付金の一時割り当て分として1億5,473万7,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、県支出金でございます。

農林水産業費県補助金のうち、鹿谷地区の隣地崩壊防止事業に伴いまして、県単林地崩壊防止事業費補助金185万4,000円を計上しております。

商工費県補助金では、重伝建に伴う雇用分として、重点分野や雇用創造事業費補助金138万1,000円、それと嘉楽園の周辺の公衆便所改修に伴いまして、島根県おもてなし観光地魅力向上事業費補助金500万円を計上しております。

寄附金でございますが、総務費寄附金としまして、災害寄附金これは豪雨災害に伴うもので673万5,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、繰入金でございます。主に、豪雨災害に伴う対応分としまして、財政調整基金の繰入金を5億700万円計上しております。

諸収入の貸付金元利収入でございますが、鳥獣被害防止に係る交付金等の確定に伴いまして、協議会からの返還金361万2,000円を計上しております。

雑入でございますが、消防退職報償金は、団員の退職に伴うもので122万8,000円、総務財政課では、県町村会からの職員研修等の補助金に関するもので284万8,000円を計上しております。

町債でございますが、まず、総務債では、交付税の一部であります臨時財政対策債が確定いたしましたので、4,127万6,000円を計上しております。

民生債の過疎対策事業は、银杏寮の中庭整備に伴うもので150万円を計上させていただきます。

農林業債では、鹿谷地区の林地崩壊防止工事に伴うもので、150万円を計上しております。

商工債は、商工債の過疎対策事業でございますが、まちなか再生事業費の増額に伴いまして160万円を計上しております。

土木債の一般単独事業債では、県営事業の負担金の増額に伴いまして、道路橋梁整備事業90万円、合併特例で170万円の合計260万円を計上しております。

教育債の過疎対策事業債では、青原小学校の仮校舎及び解体工事に伴いまして、1億2,720万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、災害復旧債でございます。町道木曾野線災害復旧に伴いまして40万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第87号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので10ページのほうをごらんください。

総務費の一般管理費52万9,000円につきましては、人件費の増並びに県広域化処理に伴う保険料試算システム改良のための電算保守管理委託料35万円の計上でございます。

それから、めくっていただきまして、12ページから14ページの保険給付費でございますが、それぞれ実績給付見込みによる増減でございます。

それから、16ページをめくっていただきまして、後期高齢者支援金から18ページの前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、それぞれ今年度分が確定したものであるものでございます。

20ページをめくっていただいたらと思います。

諸支出金の還付加算金15万円につきましては、過年の所得構成変更による増でございます。

同じく、償還金750万4,000円につきましては、前年度特定健診、保健指導の実績確定と退職者医療の療養給付費等交付金が確定したことによるものでございます。

22ページ、予備費として250万円の減額を計上しております。

続きまして、歳入に移ります。8ページに戻っていただいたらと思います。

前期高齢者交付金、現年度分30万1,000円減につきましては、今年度分の確定によるものでございます。

繰入金の一般会計繰入金17万9,000円は人件費等によるものでございます。

諸収入の第三者納付金284万9,000円は、交通事故に伴う損害賠償求償による納付金でございます。

続きまして、議案第88号を御説明いたします。

歳出より御説明いたします。10ページのほうをごらんください。

総務費の一般管理費41万6,000円につきましては、人件費による増額でございます。

めくっていただきまして、12ページ、総務費の認定調査費101万9,000円につきましては、要介護認定調査のための嘱託職員1名分でございます。

14ページをめくっていただいたらと思います。

保険給付費の高額介護サービス等費1,550万9,000円及び16ページ、基金積立金の介護給付費準備基金積立金200万円減につきましては、全協でも御説明いたしましたが、高額介護サービス未支給分の処理に伴う増減でございます。

18ページをお開きください。

地域支援事業費の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費37万8,000円の減につきましては、人件費分でございます。

20ページをお開きください。

予備費として、29万6,000円を減額計上しております。

続きまして、歳入に移ります。8ページにお戻りください。

国庫支出金273万8,000円、国庫補助金126万7,000円、支払基金交付金397万円、県支出金171万1,000円並びに繰入金の介護予防事業繰入金171万1,000円につきましては、先ほど歳出でも説明しましたが、高額介護サービス未

支給分の処理に伴うもので、時効分以外で国・県等で認められる部分の歳入でございます。

なお、その他繰入金の高額介護サービス給付費特別支給繰入金181万6,000円につきましては、時効分でございます。

同じく、繰入金の包括的支援事業任意事業繰入金37万8,000円の減と職員給与費等繰入金41万6,000円、事務費繰入金101万9,000円につきましては、人件費の増減によるものでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（長嶺 雄二君） それでは、議案第89号の御説明をいたします。

4ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。

災害復旧費の工事請負費に充当するため、限度額を430万円増額し、1億6,930万円とするものでございます。

続きまして、12、13ページ、歳出をお開きください。

人件費につきましては、主には、8月26日の人事異動に伴い、1名減となったことによるものでございます。

賃金につきましては、職員が1名減となった分を、事務補助として3月末まで臨時職員で対応するため、81万2,000円の計上をさせていただくものでございます。

需用費の修繕料につきましては、8月豪雨災害に伴うもののうち、災害補助対象とならないものとして、津和野簡易水道、吹野簡易水道、木野及び白井牧ヶ野飲料水供給施設の水源や配水管の本復旧、また、仮復旧工事等で186万1,000円、災害以外の水道施設修繕料として、老朽化により故障した日原第5配水池の流入電動弁、津和野第2配水池の水位計及び鷺原地内での漏水箇所修繕工事等で100万3,000円の追加計上をお願いするものでございます。

委託料につきましては、職員が平日行っておりました日原地区の巡視について、災害対応等繁忙となったため、委託で対応する経費として57万8,000円を追加計上させていただきます。

公課費の消費税につきましては、確定申告により25万円の追加計上とするものでございます。

14ページの災害復旧費でございますが、新たに科目を設定するものでございまして、委託料として津和野簡易水道、白井牧ヶ野飲料水供給施設の査定設計書作成のための測量調査設計費として525万円を計上しております。

工事請負費といたしましては、災害補助対象として被災報告をしております津和野簡易水道、白井牧ヶ野飲料水供給施設の応急仮工事費として867万5,000円をそれぞれ計上したものでございます。

それでは、10、11ページ、歳入にお戻りいただきたいと思いますが、現年災害復旧補助金につきましては、災害復旧費の工事請負費に充当するもので、補助率は2分の1で計上させていただきます。

一般会計繰入金につきましては、業務費や災害復旧費の委託料等に充当するため636万1,000円を追加計上させていただくものでございます。

雑入につきましては、確定申告に伴い、消費税還付金の56万6,000円減額とするものでございます。

続きまして、議案第90号の御説明をさせていただきます。

10、11ページ、歳出をお開きいただきたいと思いますが。

管渠費の修繕料につきましては、マンホールポンプ、路面舗装等の修繕料として30万円を計上させていただくものでございます。

12、13ページの施設整備費でございますが、節の組み替えをお願いするものでございます。

14、15ページの災害復旧費でございますが、これも7月の豪雨災害により、森村地内におきまして被災しました管渠の復旧経費として148万3,000円を計上させていただくものでございます。

8、9ページにお戻りいただきたいと思いますが。

管渠費及び災害復旧機器等に充当するため、一般会計繰入金180万2,000円を計上させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第91号について御説明をいたします。

4ページをごらんください。

第2号地方債といたしまして、災害復旧事業910万円を計上しております。

12ページをごらんください。歳出から御説明いたします。

地域情報化推進事業費といたしまして、5,075万円を計上しております。内訳といたしましては、地域公共ネットワーク等強靱化事業設計監理委託料381万8,000円、工事請負費といたしまして、4,693万2,000円でございます。

この地域公共ネットワーク等強靱化事業につきましては、主に、1点目として、サンネットにちはらから津和野庁舎サブセンターまでのところで、情報を伝達する経路が9号線を通るルートで1経路ございます。今回新たに、サンネットにちはらから吉賀町の柿木サブセンターを経由し、笹山を通過して津和野庁舎サブセンターへ情報を伝達する経路、もう1系統をこの工事請負費によって設置するものでございます。

それから2点目としまして、現在設置している津和野町内の高津川監視カメラ4台ございますが、この4台のカメラを更新し、夜間の監視機能の強化、赤外線センサーつきカメラで夜間の水位確認等を行うこととしております。

それから、16ページをごらんください。災害復旧費でございます。

名賀地域のケーブルテレビに係る光ケーブル、同軸ケーブル等の単線約6.7キロメートル分の災害復旧につきまして、設計監理業務委託料190万5,000円、災害復旧費としまして726万6,000円、合計917万1,000円を計上しております。

このうち、910万円につきましては、先ほど御説明いたしました地方債によるものでございます。

続きまして、11ページをごらんください。歳入でございます。

一般会計繰入金といたしまして、電気通信事業繰入金2,537万6,000円、それから、地域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金といたしまして、国庫補助金2,537万4,000円を計上しております。これにつきましては、先ほど御説明をいたしました地域公共ネットワーク等強靱化事業に係るものということでございます。

それから、災害復旧債といたしまして910万円を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第92号を説明いたします。

3ページの収益的収入支出をごらんください。

収益的支出の病院事業費用の給与費39万6,000円の減額は、給料法定福利費によるものであります。

収益的収入をごらんいただきたいと思います。

医業外収益の他会計負担金の39万6,000円は、職員給与費等の一般会計負担金であります。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより10時45分まで休憩いたします。

午前10時32分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第25. 議案第93号

日程第26. 議案第94号

日程第27. 議案第95号

日程第28. 議案第96号

日程第29. 議案第97号

日程第30. 議案第98号

日程第31. 議案第99号

日程第32. 議案第100号

日程第33. 議案第101号

日程第34. 議案第102号

日程第35. 議案第103号

○議長（滝元 三郎君） 日程第25、議案第93号平成24年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第35、議案第103号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上11案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第93号平成24年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、別紙のとおり監査委員さんの意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額8億4,683万5,937円、歳出総額8億3,711万813円で、差し引きいたしまして1億972万5,124円の黒字決算となったわけですが、この中に繰越明許費繰越額が2,331万4,000円でございますので、実質収支額といたしましては8,541万1,124円となったものでございます。

続きまして、議案第94号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額1億1,020万7,245円、歳出総額1億855万4,761円で、差し引きいたしまして165万2,484円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第95号平成24年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が1億3,336万4,007円、歳出総額が1億3,336万7,688円で、差し引きいたしまして999万6,319円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第96号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が2億9,252万7,897円、歳出総額が2億9,086万9,467円で、差し引きいたしまして165万8,430円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第97号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が5億2,427万3,666円、歳出総額が5億1,517万2,404円で、差し引きいたしまして910万1,262円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が672万6,0

00円ございますので、実質収支額といたしましては、237万5,262円となったものでございます。

続きまして、議案第98号平成24年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が4億3,606万3,551円、歳出総額が4億3,345万1,035円で、差し引きいたしまして261万2,516円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が25万円ございますので、実質収支額といたしましては、236万2,516円となったものでございます。

続きまして、議案第99号平成24年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が545万5,258円、歳出総額が534万880円で、差し引きいたしまして11万4,378円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第100号平成24年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が1,389万7,499円、歳出総額が1,389万7,499円で、歳入歳出差し引きゼロの決算となったものでございます。

続きまして、議案第101号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が1億3,888万4,376円、歳出総額が1億3,683万1,445円で、差し引きいたしまして205万2,931円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第102号平成24年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が1億559万1,027円、歳出総額が9,627万8,196円で、差し引きいたしまして931万2,831円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第103号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が4億9,994万8,940円、歳出総額が4億9,351万3,438円で、差し引きいたしまして643万5,502円の黒字決算となったものでございます。

以上、概要でございますけれども、各会計につきましては黒字決算とすることができましたことを大変ありがたく思っております。

なお、詳細につきましては、出納室長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 会計管理者。

○会計管理者（山本 典伸君） それでは、議案第93号から第103号の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。

説明につきましては、歳入歳出決算書を要約して御説明いたしますので、詳細につきましては、これから設置されます決算特別委員会において、各担当課長からお受けいただきたいと思っております。

それでは、一般会計の歳入から御説明いたします。

歳入歳出決算書、歳入の1、2ページをお開きください。

歳入です。第1款町税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税を合わせた収入済み額は7億4,783万1,139円で、歳入全体の9.2%で、対前年度比0.8%の増となっております。また、不納欠損額が605万256円計上され、収入未済額は8,052万1,254円となっており、収納率は89.6%で、前年度に比べまして2.9ポイントの上昇となっております。

第2款地方譲与税は、収入済み額7,396万2,101円で、対前年度比6%の減となっております。

次に、交付金ですが、第3款利子割、第4款配当割、第5款株式等譲渡所得割、第6款地方消費税、第7款自動車取得税、第8款地方特例、第10款交通安全対策特別の7つの交付金を合わせた収入済み額は9,073万円で、対前年度比13.9%の減となっております。

第9款地方交付税は、収入済み額44億9,640万7,000円で、歳入全体の55.2%を占め、対前年度比3%減となっております。

第11款分担金及び負担金は、収入済み額6,776万6,816円で、主なものとしまして保育所、児童館の徴収金で、対前年度比12.7%の増となっております。また、収入未済額118万9,100円が計上され、収納率98.3%となっております。

第12款使用料及び手数料は、収入済み額1億4,538万6,157円で、主なものとしまして住宅使用料、各施設入館料、バス使用料等で、対前年度比7.6%増となっております。

第13款国庫支出金は、収入済み額5億3,176万3,382円で、歳入全体の6.5%を占め、対前年度比10.9%の減となっております。主なものとしまして、負担金では保育所措置費、子ども手当、児童手当、生活保護費、障害者自立支援給付費等で、補助金では社会資本整備交付金、学校施設環境改善交付金、城跡、旧堀氏庭園関連の補助金等であります。また、収入未済額1億4,920万9,777円が計上されていますが、これは繰越明許費の財源分になります。

3ページ、4ページをお開きください。

第14款県支出金は、収入済み額4億230万1,062円で歳入全体の4.9%を占め、対前年度比18.9%減となっております。主なものとしまして、中山間地域等直接支払事業費交付金、衆議院議員総選挙、地籍調査、ミニ国事業委託金等があります。収入未済額161万円は、繰越明許費の財源分であります。

第15款財産収入は、収入済み額5億4,095万9,429円で、対前年度比29.7%の増。

第16款寄附金は、収入済み額571万5,000円。

第17款繰入金は、収入済み額1,941万3,372円。

第18款繰越金は、収入済み額5,616万438円となっております。

第19款諸収入は、収入済み額1億2,244万4,041円で、歳入全体の1.5%を占めています。

歳入最後の款ですが、町債ですが、収入済み額13億3,199万6,000円で歳入全体の16.3%を占め、対前年度比53.3%増となっております。また、収入未済額1億5,970万円は、繰越明許の財源分であります。

歳入合計は、収入済み額合計81億4,683万5,937円で、不納欠損額合計605万256円で、収入未済額合計3億9,952万6,773円で収納率95.3%となっております。

それでは、5ページ、6ページの歳出のほうをお開きください。

歳出第1款議会費は支出済み額9,322万6,123円で執行率99.5%です。

第2款総務費は、支出済み額17億3,524万8,981円、執行率98.7%で、主なものとしまして総務管理費の16億305万3,725円で、繰越額の1,371万円は、PCB廃棄物収集運搬事業費、歴史的風致維持向上計画策定事業費及び電算システム改修事業費であります。戸籍住民基本台帳費4,252万8,144円に、23年度繰越明許事業費、住基改正法に伴うシステム改修事業費630万円が含まれています。

第3款民生費は、支出済み額13億6,829万6,940円、執行率98.7%で、主なものとしまして社会福祉費、児童福祉費及び生活保護費であります。

第4款衛生費は、支出済み額7億9,323万7,617円、執行率97.3%で、主なものとしまして保健衛生総務費、斎場費、じんかい処理し尿処理費であります。衛生費の繰越額1,479万5,000円が計上されてますが、これは斎場敷地造成事業費であります。

第5款労働費は、支出済み額104万4,140円、執行率99.3%で、主なものとしまして負担金補助及び交付金があります。

第6款農林水産業費は、支出済み額3億5,805万1,136円、執行率97.5%で、主なものとしまして農業費の農業振興費、中山間地域等直接支払制度事業費、林業費の林業振興費及び林道費であります。また、繰越額173万3,000円が計上されてますが、これは作業道開設事業費であります。

第7款商工費、支出済み額1億9,494万9,711円、執行率98.4%で、主なものとしまして商工振興費、観光費、観光リフト運行費でございます。なお、観光費で472万3,950円の23年度の繰越明許事業費になります町営駐車場舗装等事業費が含まれています。

第8款土木費は、支出済み額5億2,740万5,762円、執行率75.2%で主なものとしまして土木管理費、道路橋梁費、住宅費であります。なお、支出済み額のうち135万4,500円の23年度繰越明許事業費が含まれています。また、繰越額1億7,087万9,000円が計上されていますが、これは、道路ストック老朽化対策事業費820万円、道路維持事業費1,615万3,000円、町道新設改良事業費1億4,652万6,000円分でございます。

第9款消防費は、支出済み額3億5,644万9,276円、執行率99.2%で、主なものとしまして非常備消防費、広域市町村圏事務組合消防費であります。23年度繰越明許事業費が、非常備消防に231万円、広域市町村圏事務組合消防費に3,328万9,183円含まれております。

7ページ、8ページをごらんください。

第10款教育費は、支出済み額10億7,088万7,513円、執行率80%であります。支出済み額のうち23年度繰越事業費1億1,566万2,525円が含まれています。これは、教育諸費の学校施設耐震補強改修事業費であります。繰越額1億3,371万7,000円は、共同調理場の修繕工事、副読本作成事業、公立学校施設整備事業費分でございます。

第11款災害復旧費の支出はありません。

第12款公債費は、支出済み額15億2,582万8,823円で、元金13億6,372万189円、利子1億6,210万8,634円であります。

第13款諸支出金は、支出済み額1,248万4,791円で、第14款の予備費がゼロとなっております。

歳出合計は、支出済額合計80億3,711万813円で、翌年度繰越額合計3億3,483万4,000円、不用額合計1億8,510万187円でございます。歳入歳出差し引き合計は、1億972万5,124円から繰越明許費繰越額2,431万4,000円を差し引きしまして、実質収支額は8,541万1,124円となっております。

それでは、続きまして、議案第94号の国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算の1、2ページをお開きください。

歳入、第1款の保険税は、収入済み額1億5,748万6,801円で歳入全体の14.2%で、対前年度比1.6%の減となっております。収入未済額は、3,223万9,350円となっております。収納率は83%で前年度に比べまして0.5ポイントの増となっております。

第3款国庫支出金と第6款県支出金を合わせた支出金の収入済み額2億6,328万2,890円で歳入全体の23.7%で、対前年度0.8%の減となっております。

第4款療養給付費交付金は、第5款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金を合わせた3つの交付金は、収入済み額5億7,199万2,942円で歳入全体の51.5%で、対前年度1.8%の増となっております。

歳入合計は、収入済み合計額11億1,020万7,245円、収入未済額合計3,223万9,350円で、収納率97.2%となっています。

3ページ、4ページの歳出をごらんください。

歳出につきまして主なものとしまして、第2款保険給付費が支出済み額7億8,868万4,686円で、歳出全体の71.1%を占め、対前年度4.5%の増であります。

第3款後期高齢者支援金は、支出済み額1億644万9,395円で、支出全体の9.6%を占め、対前年度2.9%の増であります。

第7款共同事業拠出金が、支出済み額1億2,359万7,114円で、歳出全体の11.1%で、対前年度1.1%の増であります。

歳出合計は、支出済み額合計11億855万4,761円で不用額合計120万8,239円となっております。歳入歳出差し引き残額165万2,484円であります。

続きまして、議案第95号介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1、2ページの歳入をお開きください。

歳入、第1款介護保険料は収入済み額2億51万8,880円、収入全体の14.9%で、対前年度比34.6%増となっております。また、不納欠損額が65万1,900円計上され、収入未済額は233万5,520円となっております。収納率は98.5%で、前年度と同率となっております。

第3款国庫支出金と第5款県支出金を合わせた支出金は、収入済み額5億4,858万3,211円で歳入全体の40.8%で、対前年度5.4%の増となっております。

第4款支払基金交付金は収入済み額3億7,451万4,612円で歳入全体の27.9%で対前年度5.9%増となっております。

歳入合計は、収入済み額合計13億4,336万4,007円で、不納欠損額合計65万1,900円で、収入未済額合計233万5,520円で収納率99.8%となっております。

3ページ、4ページの歳出に入ります。歳出につきましては、主なものとしまして第2款保険給付費が支出済み額12億6,281万1,772円で歳出全体の94.7%を占め対前年度5.6%の増であります。

第5款地域支援事業が支出済み額3,852万6,229円で歳出全体の2.9%で、対前年度2.6%の増であります。

歳出合計は、支出済み額合計13億3,336万7,688円で、不用額合計1,157万4,312円となっており、歳入歳出差し引き残額999万6,319円であります。

続きまして、議案第96号の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算の1、2ページをお開きください。

歳入、第1款の医療保険料は、収入済み額8,849万1,230円で歳入全体の30.2%で対前年度比6%の増となっております。また、収入未済額は、23万590円となっております。収納率は99.7%で、前年度と同率でございます。

第3款繰入金は、収入済み額1億9,907万5,366円で歳入全体の68.1%で、対前年度比6.2%の増となっております。

第4款諸収入は、収入済み額487万101円で歳入全体の1.7%で、対前年度46.6%の減となっております。

歳入合計は、収入済み額合計2億9,252万7,897円で、収入未済額合計23万590円で、収納率99.9%となっております。

3ページ、4ページの歳出をお願いします。

歳出につきましては、主なものとしまして第2款後期高齢者医療広域連合会交付金が、支出済み額2億8,690万3,182円で、歳出全体の98.6%を占め、対前年度3.9%の増であります。

歳出合計は支出済み額合計2億9,086万9,467円で、不用額合計182万2,533円となっております。歳入歳出差し引き残額165万8,430円であります。

続きまして、議案第97号の簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1、2ページをお開きください。

歳入、第2款の使用料及び手数料は、収入済み額1億7,638万4,837円で歳入全体の33.6%で、対前年度比1.5%の減となっております。また、収入未済額は、923万9,344円となっております。収納率は95%であります。前年度に比べまして0.1ポイントの減となっております。

第5款繰入金は、収入済み額1億3,151万1,000円で歳入全体の25.1%で、対前年度0.4%の減となっております。

第6款の諸収入で、収入未済額として419万6,000円が計上されていますが、これは翌年度繰越明許費の財源分でございます。

第7款町債は、収入済み額1億3,290万円で歳入全体の25.3%となっております。

歳入合計は、収入済み額合計5億2,427万3,666円で、収入未済額合計1,343万5,344円で、収納率97.5%となっております。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

歳出につきましては第1款簡易水道事業費は支出済み額3億1,950万7,655円で、対前年度54.4%の増であります。

第2款公債費は、支出済み額1億9,566万4,749円で対前年度4.9%の減であります。

歳出合計は、支出済み額合計5億1,517万2,404円で、翌年度繰越額合計1,092万2,000円、不用額合計104万3,596円でございます。歳入差し引き残額は、910万1,262円から繰越明許費繰越額672万6,000円を差し引きまして、実質収支額は237万5,262円となっております。

続きまして、議案第98号の下水道事業特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

1、2ページをお開きください。

歳入、第2款の使用料及び手数料は、収入済み額4,363万6,756円で歳入全体の10%で、対前年度比2.9%の増となっております。また、収入未済額163万9,937円となっております。収納率は96.4%であります。これも前年度と同率となっております。

第3款国庫支出金は、収入済み額1億788万9,600円で歳入全体の24.7%で、対前年度104.7%の増となっております。また、収入未済額として3,400万が計上されてはいますが、これは翌年度繰越明許費の財源分であります。

第5款繰入金は、収入済み額8,950万6,000円で歳入全体の20.5%で、対前年度11.8%の減となっております。

第7款町債は、収入済み額1億8,620万円で歳入全体の42.7%で、対前年度50%の増となっております。また、収入未済額として、3,400万円が計上されておりますが、これも翌年度繰越明許費の財源分であります。

歳入合計は、収入済み額合計4億3,606万3,551円で、収入未済額合計6,970万9,937円で、収納率86.2%となっております。

3ページ、4ページの歳出をお願いします。

第1款下水道事業費は、支出済み額2億6,818万6,434円で、対前年度66.2%の増であります。また、事業費の施設整備費に23年度繰越明許費であります2,196万5,000円が含まれています。

第2款公債費は、支出済み額1億6,526万4,601円で、対前年度0.6%の減であります。

歳出合計は、支出済み額合計4億3,345万1,035円で、翌年度繰越額合計6,825万円、不用額合計40万6,965円でございます。歳入歳出差し引き残額261万2,516円から繰越明許費繰越額25万円を差し引きまして、実質収支額は236万2,516円となっております。

続きまして、議案第99号の農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入第1款の使用料及び手数料は、収入済み額71万6,300円で歳入全体の13.1%で、対前年度比2%の減となっております。

第2款繰入金は、収入済み額467万8,000円で歳入全体の85.8%で、対前年度4.1%の減となっております。

歳入合計は、収入済み額合計545万5,258円で、収入未済額はゼロ、収納率100%となっております。

3ページ、4ページの歳出につきましては、第1款農業排水事業費は支出済み額132万8,462円で、対前年度19.9%の減であります。

第2款公債費は、支出済み額401万2,418円であります。

歳出合計は、支出済み額合計534万880円で、不用額合計10万7,120円となっております。歳入歳出差し引き残額は11万4,378円であります。

続きまして、議案第100号の奨学基金特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入のほうをお開きください。

歳入、第3款の繰入金は、収入済み額608万円で歳入全体の43.7%で、対前年度比2.6%減となっております。

第4款諸収入は、収入済み額775万8,000円で歳入全体の55.8%で、対前年度2%の増となっております。

歳入合計は、収入済み額合計1,389万7,499円で収入未済額ゼロで、収納率100%となっております。

3ページ、4ページの歳出ですけれども、奨学金費が、支出済み額1,389万7,499円で、対前年度16.8%の減で、不用額合計501円、歳入歳出差し引き残額はゼロ円であります。

続きまして、議案第101号の電気通信事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入の1、2ページをお開きください。

歳入、第4款の繰入金は収入済み額1億1,536万3,034円で歳入全体の83.1%で、対前年度比110.2%の増となっております。

第6款諸収入は、収入済み額2,179万1,891円で歳入全体の15.7%で、対前年度10.2%の減となっております。

歳入合計は、収入済み額合計1億3,888万4,376円で、収入未済額78万1,860円で、収納率99.4%となっております。

3ページ、4ページの歳出に入ります。

第2款地域情報推進事業費は、支出済み額9,130万9,161円で、対前年度144.8%の増であります。

第4款公債費は、支出済額4,552万2,284円で、対前年度1.4%の増であります。

歳出合計は、支出済み額合計1億3,683万1,445円で、不用額合計248万3,555円となっており、歳入歳出差し引き残額は205万2,931円であります。

続きまして、議案第102号の診療所特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入のほうお開きください。

歳入、第1款の診療収入は、収入済み額8,884万3,207円で歳入全体の84.1%で、対前年度比7%減となっております。

第4款諸収入は、収入済み額252万5,391円で歳入全体の2.4%で、対前年度4.2%の減となっております。

歳入合計は、収入済み額合計1億559万1,027円で、収納率100%となっております。

3ページ、4ページの歳出です。

歳出につきまして、総務費が支出済み額9,620万601円、医業費が支出済み額7万7,595円で、歳出合計は、支出済み額合計9,627万8,196円で、対前年度2%の減となっております。不用額合計1,277万2,804円で、歳入歳出差し引き残額は、931万2,831円となっております。

続きまして、議案第103号の介護老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書の1、2ページをお開きください。

歳入第1款の介護老人保健施設事業は、収入済み額4億5,757万2,935円で歳入全体の91.5%で、対前年度比2.1%の減となっております。

第2款訪問介護事業は、収入済み額2,540万1,987円で歳入全体の5.1%で、対前年度32.4%の増となっております。

収入合計は、収入済み額合計4億9,994万8,940円で、収納率100%となっております。

3ページ、4ページの歳出につきましては、介護老人保健施設事業が支出済み額4億7,139万3,202円で、訪問介護事業が支出済み額2,212万236円で、歳出合計は、支出済み額合計4億9,351万3,438円で、対前年度0.9%の減となっております。不用額合計2,663万2,562円で、歳入歳出差し引き残額は643万5,502円となっております。

以上で、説明を終わらせてもらいます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。一般会計より順次よろしく願いをいたします。監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） それでは、去る8月29日、町長宛てに提出いたしました平成24年度歳入歳出決算審査意見書につきまして御報告申し上げます。

まず、1ページでございますが、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された平成24年度津和野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿、証書類等を審査した結果、その概要及び意見は次のとおりである。

審査の対象は、平成24年度津和野町一般会計歳入歳出決算書及び平成24年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、以下10の特別会計でございます。

審査の期間は、8月の6日から27日まで行っております。

審査の総括意見。

町長より審査に付された各会計の決算書について、関係諸帳簿、伝票並びに証書類等との照合、関係資料の分析、比較検討等、通常実施すべき審査を実施した。

この結果、各会計とも決算書数値は正確であり、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類等と整合しており、財産運用管理もおおむね適正であると認めた。

以下、内容について記述する。

ただいま執行部のほうから決算額につきまして説明がありましたので、重複を避けるために、決算額についての報告は省略させていただきます。特徴的なところのみ報告いたします。

3ページの決算収支状況でございますが、平成24年度の決算状況は、先ほどもございましたように、実質収支は8,541万1,000円で、単年度収支に置きかえますと4,513万6,000円でございます。また、財調基金への積み立てあるいは町債の繰り上げ償還等ございましたので、実質の単年度収支は3億5,153万9,000円となっております。

次に、歳入の状況でございますが、町税は、前年度比611万4,000円増で0.8%上回った。町民税は1,356万4,000円増、固定資産税は633万6,000円減となっております。

地方交付税は、前年度比、普通交付税が1億2,868万2,000円、特別交付税が1,269万円それぞれ減となり、合計で1億4,137万2,000円減となり3.0%下回った。

町債は、合併特例債3億8,000万円増の影響が大きく、前年度比4億6,300万1,000円増で53.3%上回っております。

少し飛ばしますが、7ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の分析でございますが、1としまして、人件費は、対前年度比で5,119万3,000円増加している。主な要因は、職員給与カットの廃止、地域おこし協力隊員に係る給与、退職手当組合の特別納付金等となっております。

2、補助費等は、広域町村保険事務組合負担金の増が主な要因となっております。

3、積立金は、財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、診療所基金、ふるさと津和野基金への積み立てが主なもので、前年度比2億8,649万9,000円増となっております。

次に、8ページでございますが、町税の収納状況につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税ともに収納率は前年度より改善されております。

以下につきましては、省略させていただきます。

最後のページの16ページでございますが、審査意見といたしまして、現下の財政状況は、標準財政規模が縮小傾向にあり、対前年度比1億8,646万6,000円減の中で、経常収支比率、人件費比率、物件費比率がともに上昇している。公債費比率は、計画的な繰り上げ償還の効果があらわれて年々改善されており、対前年度比で4.3ポイント下がっている。また、財政調整基金、減債基金など、基金残高も増加している。財政健全化の判断基準となる実質公債費比率及び将来負担比率が、前年度費でそれぞれ2.1ポイント、18.3ポイント改善されており、財政健全化へ向けた今日までの努力を評価したい。

国勢調査人口の減少は、標準財政規模の縮小、地方交付税に及ぶ影響や特別会計及び病院事業会計への繰出金の増加傾向が今後の財政運営に与える影響が大きいと考えられることから、中長期的な財政需要を見きわめ、引き続き財政の健全化、効率化に向けての努力を求めるところにある。

一般会計においては、歳入総額は81億4,683万6,000円、歳出総額は80億3,711万1,000円でほぼ前年度並みである。対前年度比で増減の主なものは、歳入では、町債4億6,300万1,000円増、地方交付税1億4,137万2,000円減、国・県支出金1億5,898万4,000円減、繰越金5,334万8,000円減等で、歳出では、積立金2億8,649万9,000円増、普通建設事業費2億3,827万7,000円増、公債費4億5,692万5,000円減、災害復旧費1億7,406万2,000円減等である。

特別会計においては、歳入総額は44億7,020万9,000円、歳出総額は、44億2,727万6,000円となっている。

個別の指摘事項は、次のとおりである。

収納対策について、一般会計では、町税が8,052万1,000円、保育所徴収金が118万9,000円、住宅使用料が729万3,000円、特別会計で主なものは、国民健康保険税が3,223万9,000円、介護保険料が233万5,000円、簡易水道使用料が923万8,000円、下水道負担金使用料が170万9,000円、電気通信使用料が78万1,000円、それぞれ未収となっている。

町税、保育所徴収金住宅料、国民健康保険税、電気通信使用料については未収額が減少しており、収納努力がうかがえるが、一方でわずかながらも未収額がふえたところもある。公平性の確保の上から、引き続き収納強化に努められたい。

結びといたしまして、少子高齢化の進行に伴い、行政需要も多様化しており、限られた財源を効率的に配分し、職員の意識改革を徹底して行政コストの低減に努め、財政運営の安定化を図り、引き続き住民福祉の向上に努められたい。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に対する監査委員への質疑に入ります。

まず、一般会計について質疑を受けます。一般会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、一般会計に対する質疑を終結いたします。

次に、各特別会計につきまして一括をして質疑を受けます。特別会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、特別会計に対する質疑を終結をいたします。

日程第36. 議案第104号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第36、議案第104号平成24年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第104号平成24年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、監査委員さんの意見書を添えまして、議会の認定に付するものでございます。

収益的事業では、単年度純利益6万5,434円に対し、前年度繰越利益剰余金がありませんでしたので、当年度未処分利益剰余金が6万5,434円となったものでございます。

資本的事業でございますが、収入支出差し引き1,986万6,212円の不足額が生じたので、損益勘定留保資金から補填をいたしまして、決算をさせていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 昨年に引き続きまして、利用代行制を導入しまして医療法人橘井堂を指定管理者として管理運営を行いました。

当年度の純利益は、6万5,434円となりました。

それでは、決算書の説明をいたしたいと思います。1ページから4ページの決算報告書は、税込み処理となっております。

まず、1ページの収入である病院事業収益決算額は、7億4,818万2,508円で、うち仮受消費税及び地方消費税は188万7,007円となります。

2ページの支出であります病院事業費用決算額は、7億3,923万5,872円、そのうち仮払消費税及び地方消費税は872万5,043円となります。

3ページの資本的収入は、2億5,076万987円、次ページの資本的支出の予算区分の地方公営企業法第26条の規定による繰越額7,503万400円は、医療従事者住宅建設事業費であります。決算額は、2億2,562万7,199円となり、うち仮払消費税及び地方消費税は888万1,202円となります。

続きまして、損益計算書について説明をいたします。損益計算書については、税抜き処理となっております。

1の医業収益合計で5億8,323万8,776円、下の医業費用は7億1,794万3,628円、3の医業外収益1億5,871万1,478円、4の医業外費用2,828万6,439円となり、経常利益は、マイナスの427万9,813円となります。

続きまして、次ページの特別利益の過年度損益修正益は、434万5,247円となり、当年度純利益は6万5,434円となります。

ページをめくっていただきまして、14ページの費用明細書について簡単に説明をいたします。この費用明細書は、税抜き処理の数値であります。

病院事業収益は7億4,625万5,501円であります。入院患者平均34.4人、稼働率68.8%、また外来患者は1日平均107.2人でありました。その他の事業収益の公衆衛生活動収益の主なもの、人間ドッグ等の健診収益であります。負担金交付金は、一般会計からの繰入金であります。その他医業外収益は、患者他の給食収益、主治医意見書、住宅使用料です。補助金の国県補助金は、地域再生計画補助金で、非常勤医師の交通費であります。特別利益の過年度損益修正益は、2月、3月分の未収金計上額を上回った金額であります。

続きまして、支出の病院事業費用は、7億4,623万67円となります。主な経費の交付金は、指定管理者である医療法人橘井堂への管理運営費であります。医業外費用の雑損失は、仮受消費税から仮払消費税の相殺分であります。

続きまして、工事関係の資本的収入及び支出についてであります。

まず、収入の資本的収入企業債借り入れは、医療従事者住宅、電子カルテ導入機器購入分であります。一般会計負担金は、企業債償還元金の2分の1であります。県補助金の施設、機器整備費補助金は、電子カルテシステム導入支援費補助金であります。

続きまして、資本的支出の機器及び備品購入費は、人工呼吸器、食器洗浄機、牽引療法機器の購入であります。委託料は電子カルテの業務委託料、医療従事者住宅の管理委託料であります。工事請負費は、医療従事者住宅建設事業費であります。

以上、平成24年度の概要を説明しましたが、今後とも地域医療の維持継続のため経営の安定に努め、多くの住民の期待に応えるべく一層の向上を目指す所存であります。以上であります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） 去る7月17日、町長宛てに提出いたしました平成24年度津和野町病院事業会計決算審査意見書について報告をいたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成24年度津和野町病院事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の期日は、平成25年6月25日であります。

審査の場所は、日原第2庁舎監査室でございます。

審査の方法ですが、津和野町病院事業経営を、地方公営企業法その他関係法令の定めるところにより、目的を達成するため合理的に行われたかについて、書類の照合と検証を実施した。

2、審査の結果。でございますが、ただいま執行部のほうから決算額について御説明ございましたので、これについては省略させていただきます。なお、企業債残高あるいは資産の状況につきましては、決算書の附属の資料をごらんいただきたいと思います。

最後のページでございますが、総括意見といたしまして、中長期企業経営計画のもと、機材購入等々については、リース調達等も含めて検討してはどうだろうか。また、人口の減少による収入の減少を補うための計画を3階病床の活用を含めて検討されたい。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に対する監査委員への質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

監査委員さんには、大変ありがとうございました。

ここで、11時55分まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

.....
午前11時53分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

監査委員に対する質疑を終了いたしました。ここで、議案第93号平成24年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、議案第104号平成24年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、執行部に対して総括的に質疑があれば、特に質疑があればこれを許します。ありませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほど監査委員さんから報告がありました、監査委員さんの意見書の中には簡単に書いてあるわけでございます。審査の過程におきまして、各担当課長さんにおかれましては、きょうの報告には活字にされてないけども、口頭でこういうことはどうなんだろうかというような、監査委員の方から指摘等がされると私は思います。そうした中のものを、今度の監査意見の審査の段階において、そういうものを審査していただきたいと思うわけでございます。その分を各、我々はわかりませんが、どのようなのが監査意見かということ、口頭で言われているのかと、決算に対してですよ、そういうものを、審査の段階で課長みずからこういうことを監査意見のほうから受けたというものを、やっていただきたいというのが私のあれでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 答弁いいですね。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

冒頭、議会運営委員長より報告がありましたように、決算認定に関する12案件につきましては、特別委員会を設置することとなっております。

お諮りをいたします。決算の認定に関する12案件につきましては、7人の委員をもって構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査に付したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、決算の認定に関する12案件につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

各常任委員会委員の選出をお願いをいたします。

暫時休憩といたします。

午前11時57分休憩

.....
午前11時58分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続いて、本会議を再開いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、総務常任委員会より、板垣敬司君、道信俊昭君、米澤宏文君、文教民生常任委員会より、青木克弥君、竹内志津子君、経済常任委員会により、岡田克也君、後山幸次君の以上7名を指名したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名した7人の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与することに決しました。

先ほど休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長を選任をいただいております。委員長に板垣敬司君、副委員長に青木克弥君がそれぞれ選任されましたので、御報告をいたします。

それではここで、選任されました委員長より御挨拶を受けたいと思います。板垣敬司君。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 3番、板垣です。先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりました板垣敬司でございます。

決算は、次年度の予算に反映することも非常に大切だと、そしてその年の予算が適切に執行され、そしてそれが住民福祉の向上のために役立っているかどうかを審査する重要な委員会でございます。

それぞれ執行部の皆様方におかれましては、災害復旧等で大変お忙しく、時間的にも追われておるかと思いますが、審査に当たりましては、格別の御指導と御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、委員長就任の御挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

それでは、ここで後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第37. 報告第5号

○議長（滝元 三郎君） 日程第37、報告第5号平成24年度津和野町財政健全化判断比率等について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第5号平成24年度津和野町財政健全化判断比率等についてでございますが、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率等報告することになっております。内容につきましては担当課長から報告をいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、報告第5号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をごらんください。健全化判断比率報告書でございます。

一般会計を対象とした実質赤字比率及び公営企業会計を含む全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、黒字決算のため算定されておられません。

実質公債費比率につきましては、従来の起債制限比率に反映されていなかった一部事務組合や公営企業債務負担行為に基づく支出など、そのうちの公債費に準ずるものまで、標準財政規模に対するものを3カ年の平均であらわしたものでございます。24年度は、繰り上げ償還等の影響によりまして15.1%となり、前年度より2.1%減少しております。

将来負担比率につきましては、一般会計の地方債残高や債務負担行為、公営企業、一部事務組合などの地方債残高のうち、一般会計が負担するもので基金などの資産額を差し引いた額をもとに算出するものです。24年度は、100.3%で、前年度より18.3ポイント減少しております。

資金不足比率報告書でございますが、平成24年度決算におきましては、資金不足の生じた公営企業はありませんので、算定をしております。

以上、報告いたします。

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

日程第38. 報告第6号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第38、報告第6号株式会社津和野の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第6号でございますが、株式会社津和野の経営状況についての御報告をするものでございます。これにつきましては、担当課長から報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第6号株式会社津和野の経営状況について御報告いたします。

2枚めくっていただきまして、損益計算書、株式会社津和野の経営状況につきましては、第14期平成24年6月1日から平成25年5月31日の決算状況でございます。

施設利用者数が約23万人、売上高が1億9,572万3,000円となり、ともに前年に比べ約7%減少しました。人件費や消耗品などで、対前年比500万円程度の歳出削減を行いましたが、水道光熱費の増加により、経営利益は昨年引き続き赤字となり、最終的には1,070万1,577円の当期損失で決算することとなりました。

また、左側の貸借対照表でございますが、資産合計5,265万8,113円に対して、負債合計1,465万3,498円、資本金7,200万円に対し、繰越損失金3,399万5,385円を差し引いた純資産合計は3,800万4,615円となっております。

以上、報告終わります。

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第39. 報告第7号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第39、報告第7号株式会社石西社の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第7号でございますが、株式会社石西社の経営状況について御報告するものでございます。内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第7号について御説明をいたします。

2枚めくっていただきまして、損益計算書、株式会社石西社の経営状況につきましては、第18期平成24年4月1日から平成25年3月31日までの決算状況につきまして、施設利用者数が約29万人で前年比約2.5%減少、売上高が1億1,440万1,000円で前年比約2.3%減少しました。一方、前年比約1.4%の経費を削減し、当期利益は231万9,034円計上することができました。

貸借対照表は、資産合計9,856万373円に対して、負債合計1,865万3,548円、大変申しわけございません、資料のほうが開き穴のほうで負債の部の合計の数字が切れております。ここの数字が、1,865万3,548円でございます。で、資本金8,000万円に対し、繰越損失9万3,175円を引いた純資産合計は7,990万6,825円となっております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第40. 報告第8号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第40、報告第8号株式会社柚の里よこみちの経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第8号でございますけれども、株式会社杣の里よこみちの経営状況について御報告をするものでございます。内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第8号について御報告いたします。

資料の2枚めくっていただきまして、損益計算書、株式会社杣の里よこみちでございますが、第23期平成24年4月1日から平成25年3月31日までの決算状況につきまして、宿泊、農産加工、木工の各分野でいずれも前年の売上げを下回り、売上高は前年比約10%減少しました。仕入れ調整や販売管理費等の経費の削減も行いまして、最終的には2,720円の損失にとどまる結果となりました。

貸借対照表は、資産合計744万7,164円に対し、負債合計、これも大変申しございません、閉じ穴のところですが、負債の部の合計額、これ36万8,721円でございます。36万8,721円。資本金1,205万円に対し、繰越損失金等で492万1,557円、この額を差し引いた純資産合計は707万8,443円となっております。以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第41. 報告第9号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第41、報告第9号株式会社日原リゾート開発の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第9号でございますが、株式会社日原リゾート開発の経営状況について御報告をするものでございます。内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第9号について御報告いたします。

資料のほう2枚めくっていただきまして、損益計算書、株式会社日原リゾート開発につきましては、第28期平成24年4月1日から平成25年3月31日の決算状況につきまして、プラサ枕瀬天文資料館、キャンプ場の売上高は減少しましたが、自然商店とペンションの売上高が増加したことにより、全体で前年比6.2%増となり、最終的には88万4,821円の当期利益を計上いたしました。

貸借対照表は、資産合計478万8,449円に対し負債合計239万4,704円、資本金1,350万円に対し、繰越損失金930万6,255円、自己株式180万円を引いた純資産合計は239万3,745円となっております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第42. 報告第10号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第42、報告第10号有限会社フロンティア日原の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第10号でございますが、有限会社フロンティア日原の経営状況について御報告するものでございます。内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、報告第10号有限会社フロンティア日原の経営状況について説明します。

2枚めくっていただきまして、損益計算書のほうをごらんください。

第16期平成24年4月1日から平成25年3月31日の決算状況につきましては、農作業の受託収入等がふえ、純売上高は対前年比で3%の増となりました。販売費及び一般管理費については、ほぼ昨年と同額でありましたが、純売上高の伸びがあったため、営業損失が低く抑えられ、戸別所得補償交付金等の営業外収入により、当期純利益が85万8,070円の黒字決算をしております。

貸借対照表につきましては、資産合計2,092万7,000円に対して負債合計723万2,000円、資本金1,025万円と繰越利益剰余金を合わせた純資産合計は、1,369万4,821円となっております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） この会社のことだけっていうんじゃないんですけども、まず1点が、この決算書の書式を統一していくようにしないと、何かばらばら見にくくてしょうがないので、そういうふうに努力していただけたら見やすいかなというのが1点と、それともう一つは、役員がたしか前は書いてあったような気がしたんですけども、役員さんが誰が代表でどういうふうになっているかということ、これを書いてももらいたいなということと、それから柚が社長かわったんじゃないですか。そのあたりなんかもぜひ知りたいということと、それからできたら売り上げとか、前年の推移みたいなもん、まあ損益だけでいいですんで、そのあたりも書いてもらおうと、今先ほ

ど、前年何%減とか何とかいう言葉で言われましたけど、どういうふうな推移になっているかっていうのが、前年ぐらいのがわかれば、この会社等々がどういう形になっているかっていうのがわかりやすいんで、そのあたりを次からでも、できたらお願いしたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 答弁いいですか。何か答弁ある。（発言する者あり）

それじゃあ要望ということで、お聞きをしておいてください。

○議員（15番 沖田 守君） 会計事務所を統合せんにやあ、書式は一緒になりやあせん。

○議長（滝元 三郎君） そういうことも含めてお聞きをしておいていただくということにしてください。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第43. 報告第11号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第43、報告第11号平成24年度教育委員会事業点検評価報告書について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第11号平成24年度教育委員会事業点検評価報告書について御報告をするものでございます。内容につきましては、教育長から御報告をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、報告第11号平成24年度教育委員会事業点検評価報告書につきまして御報告をさせていただきます。

これにつきましては、毎年、教育委員会の事務につきまして点検評価を行うことが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に定められておりますので、行っているものでございます。

2枚めくっていただきまして、内容としましては、総務事業、教育施設整備事業等と学校教育、社会教育、社会体育文化施設、公民館等が持ちます各事業につきまして、その目的、内容、実施時期、場所、参加対象、予算額、決算額を記述しまして、最後に評価及び課題というものを記入いたしております。

なお、この項目自体全部数えますと200を超えますので、個別の事業につきましての御説明は省略をさせていただきますので、それぞれでございいただければと思っております。

報告は以上です。

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第44. 議員派遣の件

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第44、議員派遣の件を議題といたします。
議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしました
と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、議員派遣の件は、
お手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。
なお、本日までに受理した陳情書等は既に配付のとおりであります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後1時19分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 25 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 25 年 9 月 17 日 (火曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 25 年 9 月 17 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (15 名)

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	8 番 青木 克弥君
10 番 河田 隆資君	11 番 川田 剛君
12 番 小松 洋司君	13 番 米澤 宥文君
14 番 後山 幸次君	15 番 沖田 守君
16 番 滝元 三郎君	

欠席議員 (1 名)

9 番 斎藤 和巳君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	長嶺 雄二君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君

つわの暮らし推進課長 … 内藤 雅義君 健康福祉課長 …………… 齋藤 等
君
医療対策課長 …………… 下森 定君 農林課長 …………… 久保 睦夫君
商工観光課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 …………… 田村津与志君
教育次長 …………… 世良 清美君 会計管理者 …………… 山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続き、お出かけを
いただきまして、ありがとうございます。

これから、2日目の会議を開きたいと思います。

齋藤和巳議員より欠席の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は、15名で
あります。定足数に達しておりますので、直ちに、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番、川田剛君、12番、
小松洋司君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、8番、青木克弥君。

○議員（8番 青木 克弥君） おはようございます。一般質問をいたします前に、こ
のたび、7月28日未明に起こりました大災害におかれまして、多くの皆さん方が被
災をされました。困難な日々をお暮らしてございます。その方々に対しまして、心よ
りお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、それ以後、町長を初めとしまして、町職員当局の皆さん方には、日夜大変な
激務の中で、今日まで至っているというぐあいに思っております。そのことに対しまし
ても、深甚なる敬意と謝意をあらわしておきたいと思っております。大変御苦労さんでござい
ます。

なお、こういうような災害が起きたときにどう対応するかというのは、今後の本町に
とっても大変な大きな課題でもございますし、これから先、数年を要してこの復興に目
指して、頑張らなければならないというぐあいに思っております。

そういった意味で、今回の災害に関しまして、いろいろな問題点や、あるいは今後ど
ういうぐあいにしていっていいかというような点につきまして、今日の段階でいろん

な議論を重ねてまいりたいという思いで、本日の通告をいたしておるところでございます。

今、申し上げましたように、この激甚災害に指定されたとはいえ、時間的に、あるいは人的な要員のない中で、この対策をしなければなりません。

しかし、その都度その都度においてこの対応策を考えなければ、いろいろな問題が解決をしていかないというぐあいにも思いますし、これが本町におきまして、今現在、最大の課題であるというぐあいにも思っておるところでございます。

で、本日、質問する事項につきましては、一応5項目を通告しておりますけれども、今現在、考えられている課題を整理する上で、どういうぐあいな方向へ持っていったらいいかという意味で、若干の事例を挙げて質問をしていきたいというぐあいに思います。

まず、第1点でございますが、現時点でこの災害対応について、全般、どのような課題を整理されているかということについて、お伺いをしたいと思います。

災害対応というものはどうしても、準備をして、当然それに対応するということは、不可能であるというぐあいに私は思っております。若干の対応はできたとしても、十分な対応はできないのが災害だというぐあいに思っておるところでございますが、しかしその中で、その都度その都度いろいろな時点を想定しながらも、できなかったことについての反省と、その対応策を考えていながら、修正をしつつ前に行くということが非常に大事だろうというぐあいに思います。

今回、対応の中でもいろいろな点はあるとは思いますが、まず、やはり何といたしましても、状況をどう判断するかといったことが一番大きな課題だろうというぐあいに思います。

そういった意味で、若干のことについて通告の中にも入れておりますが、状況把握をどういうぐあいにしていたのか、あるいは情報の収集と伝達はどういうぐあいにやっていたのか、そしてまた、災害のときは当然、避難誘導というのが大きな問題になりますけれども、避難場所の指定、あるいは誘導をどういうぐあいに周知していくのかというようなことは、大きな問題でもありますし、なかなかうまくいかないのが現状だろうというぐあいに思います。

それからまた、孤立をされた、あるいは非常に連絡のとれない、そういうような状況に置かれたところへどう救援をしていくかと、物資の問題もございましょうし、連携の問題もありませんが、そういった点については、どういうぐあいに整理をされていたのかということがまず1点。全般的な大きな問題をどう把握されてきたのかということが、第1点。

それから、今後の対応としてまず考えられるのは、いろいろな状況をどう復旧していくか、復興していくかという面では、いろいろな現状の把握、言うなれば各地点の測量だとか崩壊場所だとかそういったものを、どういうぐあいにまとめていくかということになるかと思いますが、そのために今回私は強く感じたのは、7月31日にある航空

会社が、多分2社だったと思いますけども、インターネットでこの状況をアップしておりました。航空写真がございました。

それを見たときに初めて、現地に入れない状況の中で、どこの谷が崩れ、それがどういうぐあいに出ていき、あるいは孤立した集落の中で、家屋がどうなっているかというのが、つぶさにわかりました。そういった意味で、いわゆる上から見た航空写真といったものが、非常に大きな武器になるというぐあいにも感じたわけでございます。

あわせて、いろんな面で、現在、測量が、航空写真で行う測量といったものが現在行われておりますが、特に林地開発なんかで林道開設する場合に、いろいろな航空写真をもとにした測量が行われてございます。そういったものを、今後、町として、基礎資料として持つておくということが、この際必要ではないかというぐあいに強く感じました。それが、もと資料があることによって、次の写真を撮ったときに、つぶさに全ての崩壊場所とか大きさとか、全部測量できるというぐあいにも感じております。そういった意味で、当然町だけで取り組むということも必要でありましょうけども、この際広域で取り組んではどうかというぐあいにも思っておりますが、その点についていかがお考えでありますでしょうか。

それから3点目でございますが、3点目につきましては、当然、本町の基幹産業である農林業と観光、これをどう復興していくかというのが、一番復興で受ける中でも、考えなければならない大きな問題であろうと思っておりますが、農林業につきましては、当然、現場の状況、農地・林地がかなりの割合で崩壊をいたしておりますし、形のないところもございます。そういったことからして、それらをどう復興していくか、あるいは意欲をどう回復していくかというものが大きな問題であろうと思っておりますが、当然、農地を回復していく上では、特に農地回復につきましては、災害復旧する上で、個々の今後の意思といったものが非常に大きく左右されてまいりますから、その点を左右するのは、全てがこの復興における事業費の問題であろうというぐあいに思います。

そういった面で、当然、きめ細かに、各農家それぞれに現状とあわせました細かな周知と指導といったものが、非常に大事になってくるというぐあいに思いますので、その点をどう考えているのか。

そして、当面、何を目標してこの農林業はやっていかなければならないのかということ、まず示すということも大事だろうというぐあいに思います。

それから2番目に、観光の面につきましては、この災害が起きまして、特に山口線が不通になりまして以来、SLの影響というものが如実に出ておりまして、現在、特に駅通り等々は、閑古鳥が鳴いてございます。ある業者の方は、「もうこれでやめないけんのだな」というような声も聞いておりますが、現在、町も、いろいろな面でキャンペーン等々の取り組み、あるいは商店を集めた協議会といったようなものを立ち上げたように聞いてございますけども、その点のことをどう進めていくのか、現在当面何をしたいのかということ、それをどう考えているのかということが3点目でございます。

それから4点目ですが、4点目は、これも特に、今後大きな復興の面では問題になってまいります災害を査定をし、いわゆる補助事業の対象にしていくわけですが、問題は対象にならない、いわゆる漏れたところ、この箇所をどういうぐあいに考えていくかというのが、非常に大きな問題であろうというぐあいに思います。

私もちょうど58年の大災害のときに、いろいろ担当させていただいたわけですが、この災害の、いわゆる補助事業から漏れた箇所、小さなところがございますけども、この点につきましては、何十年も残っていくわけでありまして。これをどう対応していくかというのが、全体の復興の中でまた大きなポイントを占めるというぐあいにも考えておりまして、その辺を今から少しずつ対応策を考えておく必要があるというぐあいに考えていますが、町当局はどういうぐあいに考えているかということが4点目でございます。

それから、最後でございますが、山口線が不通になりましてから、今、代替バスが走っております。特に津和野町の場合は、一番大きな利用者は津和野高校の生徒でございます。

現在、9月7日だったかと思いますが、山陰中央新報のほうからの報道では、益田・津和野間の早期復旧はめどがついたかのようなことで報道されてございましたが、できるだけやはり早く、既存の路線が回復することが大事だろうというぐあいに思います。

もちろん、SLが通る町といったものを回復するというのも大事でありましょうが、今使えるであろうという、特に津和野益田間の路線をできるだけ早く回復していくということも、大きな課題だろうというぐあいに思います。

津和野高校の生徒の問題につきましては、現在約65名の方が行ったり来たりのところを利用していただいておりますが、現在、駅舎が使われている徳佐とか、あるいは益田とか石見横田の生徒は、それなりに駅舎を使っておりますけども、それ以外の者はほとんど国道9号線上のバス停でございます。今までは若干季節柄もあり、外で過ごすということもできたわけですが、これからは雨の日、寒いといったものが出てまいります。当然、駅舎を利用するということが非常に大事になってくるんじゃないかというぐあいに思います。

そういった面で、現在の早期運転のことが報道されてございますけども、現段階でどのような状況になっているのか、お知らせをいただきたい。

以上、5点について質問をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） では、皆さん、おはようございます。本日から一般質問ということで、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、このたびの一般質問では、多くの議員の皆様方から災害に関する御質問をいただいているところでございます。

まずは私からも、このたびの災害で被害を受けられた皆様に対して、この場をおかりし、心からのお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧復興に向けて、町として全力を傾けていくということをお約束を申し上げたいというふうに思います。

それでは、8番、青木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

7月8日の豪雨災害は、これまでに経験もしたことのないもので、近年に受けた災害では最大規模のものであります。このたびの災害を検証し、課題等を解決するべく整理していくことは、今後の災害対応において重要であると認識をしているところでございます。

このたびの災害では、高峯地区での道路の寸断が大規模となり、一時孤立する集落が出ました。このため、被災地域に対する支援、救援が道路等の不通により、困難な状況が発生したことに対し、今後は交通網の応急復旧を迅速かつ効果的に行うための体制整備を確立することが必要であります。

また、通信の途絶も重なり、一時は連絡がとれない状況となりましたが、一部の携帯電話で通信をすることができましたので、その情報手段頼りでの対応となりました。現状では、有線による情報伝達を主体としており、災害の翌日には臨時災害FM放送を開局したところでございますが、今後の対策としまして、日進月歩で進化しております通信技術の動向を見きわめながら、衛星携帯等を含めた通信手段の確保に向け、検討してまいりたいと考えております。

この情報提供体制の整備は特に必要であると認識しており、災害時に情報の入手や伝達、あるいは単独での避難などが難しい高齢者や要援護者の自助の取り組み、さらには自治会あるいは民生委員など、地域での共助の取り組みにも活用することができるなど、地域の災害対応力の向上とあわせ、促進していく必要があると考えております。

被災された住民の方や、避難所での生活をされる方々への救援物資等につきましては、主に町で備蓄しております避難食や毛布などを使用することとしておりましたが、民間業者からの協力の申し出や、既に地元スーパーと災害時の物資提供に関する協定を交わしていたことにより、物資の調達と提供が迅速にできたものと理解をしております。今後も備蓄物資のさらなる確保や、物資の保管する場所を分散化して配置するなど、より迅速に、そして有効な方法で物資の提供が可能となるよう検討するとともに、災害協定につきましても、他の企業や店舗など、さらに協力を求めてまいりたいと考えております。

このたびの災害を踏まえ、今後は自助・共助の取り組みを促進するためにも、防災啓発を通じ、防災知識の普及と意識の向上に取り組む必要があると考えております。また、災害時には地域の防災活動が主となるため、より実効性のあるものにしていくためにも、地域における防災訓練等を行政として支援し、向上させる取り組みを進めていく必要があると考えております。

続いて二つ目の御質問であります。本年度、林業専用道の整備事業を予定している箇所を中心に、事例をつくる目的で航空レーザー測量をしていただき、先日、総合特区森部会において、プレゼンテーションが行われたと聞いております。

航空レーザー測量をすることにより、航空写真とあわせて赤色立体地図の作成や、森林が持つ材積量を計算することができ、また、林道や作業道を開設する際、災害の影響を受けにくいルート選択には欠かせないものとなります。今回の豪雨で被災した名賀地区の航空写真撮影を島根県が依頼したことにより、被災後の航空写真と赤色立体地図が作成されております。赤色立体地図は、樹木等を透過して地上を撮影したもので、木が生い茂って見えない部分まで表現されており、被災した谷の様子等がはっきりと見ることが出来ます。

ただ、被災前の赤色立体地図がありませんので、比較して被災箇所を特定する作業には使えておりませんが、今後も災害が発生する可能性がある以上、防災の上からも必要なデータであると認識をしております。この結果をもとに、益田広域で歩調を合わせ、高津川流域全体のデータ作成に向けて働きかけたいと考えております。

続いて三つ目の質問でございますが、農地農業施設の被害は広範囲で発生をしており、被害総額は20億円を超えると見込まれております。激甚災害に指定されたことで、被害額の80%から90%が国庫補助金で財源化されますが、被害箇所が600カ所以上と大変多く、復旧工事が多年にわたることが想定され、数年作付できない圃場も発生します。

補助災害復旧事業を活用した場合、土地所有者への負担額は2%~4%になりますが、田風景の景観上からも、災害復旧事業への取り組みをお願いしております。特に被害が大きい名賀地区の土地については、まず原形に復旧することを最優先にしておりますが、復旧には多くの時間がかかることから、復旧後の営農体制について十分な協議を重ねていきたいと考えております。

次に観光についてであります。幸いにして、町中心部の観光関連施設においては大きな被害は出ておりませんが、JR山口線の運休や、津和野萩線などの幹線道路の崩壊による直接的な影響とともに、風評被害による観光自粛の影響が生じており、8月の観光入り込み客数を見ますと、津和野地区においては対前年度比58%となっております。また、宿泊施設のキャンセルも、8月15日時点で1,109人と伺っておりまして、こうした状況は観光関連業者を初め、本町の経済に深刻な打撃を与えております。特に、夏休み期間中で、例年運行しておりましたSLやまぐち号の運休の影響は大きいところであると考えられますが、JR山口線の全線復旧の見通しは示されていない状況であります。

町といたしましても、観光は本町の基幹産業として重要でありますので、国・県を初め、JR西日本の本社並びに広島支社等へ、緊急要望活動を行うとともに、去る13日には、町・商工会・観光協会の共催により、津和野地区の各商店会と旅館組合の代表者

の皆さんと被害対応等、今後の取り組みについての意見交換を実施したところであります。

当面の対策といたしましては、災害直後の初動として、観光関連施設においては大きな被害もなく、営業している現状をホームページやマスコミ等で伝えてまいりましたが、現状は非常に厳しい状況にありますので、9月より島根県と町、観光協会の予算を財源にすみ分けをしながら、「災害に負けない！リ・スタート 津和野大作戦」と銘打って、キャンペーンを展開してきているところであります。

予算構成といたしましては、原則として情報発信事業は島根県の財源を活用し、島根県と観光協会により、一つ目としてテレビ、ラジオ、旅行専門ウェブサイト等での広告展開、二つ目に観光キャラバン隊によるマスコミ訪問、三つ目に雑誌タイアップによるPR企画、四つ目に全日空機関誌「翼の王国」等での情報発信、五つ目にJR駅・車内でのポスター展開、六つ目にメディアの招致によるパブリシティ対策などに取り組めます。

また、旅行会社への助成による団体旅行客の誘致や、地元のにぎわい創出事業への支援などの誘客対策事業も、島根県と観光協会により予定しております。

一方、町といたしましては、ささつな自治体協議会加盟の24自治体の御協力を得て、全国の各自治体の道の駅において、津和野コーナーを設置いただけることとなりましたので、関連する経費を計上した外渉サポート事業や、そのほかにも個人旅行客を対象とした誘客事業、誘客に向けた新規イベント事業、観光客用の番組作成を行うCATV活用事業等を、観光協会実施事業として助成をしております。

また、町単独の事業としても、国道9号トンネル出口の歓迎看板の修繕や、沿線の草刈り等による環境整備、島根県広島事務所紹介の広島、山口、福岡でのイベント参加によるステージ上での情報発信なども、あわせて取り組んでまいりたいと思います。

四つ目の御質問であります。農地農業用施設の補助災害復旧事業は、復旧に要する工事費が40万円以上とされており、下回った場合は対象から外れます。広範囲で発生していることから、150メートル範囲内にある災害箇所を一つの災害箇所として束ね、補助災害として取り扱うことができますが、補助災害で採択されない小災害がどうしても残ってしまいます。そこでこのたび、町独自に施行する「津和野町農地農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱」の一部を改正し、激甚災害に指定された場合、現行の補助率80%を90%に引き上げて、小災害となった箇所への対応を準備しております。

補助災害で採択された場合、工事着手に時間を要しますが、小災害の場合は来年度作付に間に合う圃場も出てくると思われま。

補助災害の場合、町が事業主体となって事業を進めますが、小災害の場合は土地所有者が事業主体となり、10万円以上40万円までの事業費に対し、90%を補助金として交付することになります。

五つ目の御質問でありますけれども、ＪＲ山口線の早期運転再開については、８月８日、ＪＲ西日本に対し「ＪＲ山口線・山陰本線の早期復旧」や「ＪＲ山口線の益田駅と津和野駅間の早期部分復旧」など、要望書を提出しております。

９月６日のＪＲ西日本広島支社の発表によりますと、一部区間が不通となっている山口線の復旧に関し、津和野駅と益田駅間について、年内をめどに運転再開の方針を示されているところであります。

○議長（滝元 三郎君） ８番、青木君。

○議員（８番 青木 克弥君） それでは、今、回答をいただきましたことについて、若干細かな点での質問に移りたいと思います。

まず１点でございますけれども、災害の対応策については、今るる説明されておりますが、基本的にはこの防災知識の普及と意識の向上といったものを、どう住民に周知するかということが大きな課題だろうというぐあいに思いますが、その周知するという点について、どういうぐあいにしていくかということと、それから、当然、地域での対応といったものが一番大きな問題になろうというぐあいに思いますが、その中で、誰がどういうぐあいに暮らし、誰をどう誘導していくかという点におきましては、当然、その要援護者の問題もございしますが、要はその地に暮らしている方々の状況が、どう地域で把握されているかというのが問題になります。

何回かこの問題について質問しておりますが、つまり転出・転入、その方々の状況が、現在では年１回しか民生委員のほうにも届いてございません。そういった面を、やはり民生委員の方々に、少なくともその情報が伝わるということをしなければいけないのではないかとこのぐあいに思いますが、その点についてはどういうぐあいにお考えなのか。

それから、この中で復旧のことについて触れられてございますが、今の体制の問題について触れられております。交通網の応急復旧については、体制整備をしなければならないというぐあいに述べられておりますが、この体制整備というのはどういう体制整備を指しているのかということについて、お願いをしたいと思っております。

それらがやはり、今、説明の中でもありましたように、実効性のあるものでなければならないというぐあいに思いますので、その点をどうお考えなのか。

それから航空測量の面でございますが、いろいろ前向きな御回答でございましたが、一説によりますと、今後の、いわゆるその公共なんかでの測量のものも、この航空の測量でもかえられるというようなことも若干聞いておりますが、その点についてはどういうぐあいに現在はなっているのかということをお聞かせください。

それから、農地農業農林地の復旧の関係でございますが、補助率が今、最終的には問題になるということをお話をいたしました。当然、その対象によってはそれぞれ最終的な補助率が変わってまいりますから、その点のきめ細かな説明をどうしていくのかということが第１点と、それから今後問題になっていくのは、林地、今、山が剥がれておりますけれども、その辺の対応を基本的にどうしていくのか、今、裸地になっております

から、当然、雨が降るとそのまま流れてまいります。その下に、例えば雑種地、農地でもない宅地でもないというようなものが多く点在をいたしております。その辺のところが災害を受けておりますが、その辺の復旧にはどういふぐあいな方向で望むのか、その辺をお聞かせください。

それから観光面でございますけども、先ほどもちょっと触れましたが、先ほど町内の関係者を集めて話し合いがあったというぐあいに聞いてございますが、その点のことについてどのような話し合いがなされ、どのような結果になっているのかお知らせください。

それから最後でございますが、補助対象外のことでございますが、この点につきましては、当然、補助率が9割でやるというような説明でございましたが、私はこういうような小さな漏れたところにつきましては、町が材料費を提供してその地域地域で、自分たちで復旧をしていくというような、そういうような方向性を出されてはいかがか、あるいは材料費、あるいは道具を若干提供しながら、実施は、復旧そのものについては、作業は地元でやってもらう、そのような方向を出されてはいかがかというぐあいに思いますが、その点についてお願いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） まず住民への周知の方法でございますけど、今回8月30日から、特別警報というのが気象庁のほうで発令することになりました。それも含めまして、避難指示・避難勧告、そういう言葉から、まず住民の方へ周知を徹底してまいりたいと思います。

それと地域での対応でございますが、やはり避難勧告の場合は、役場の職員だけではもう限界がありますので、主には地域の住民の方に協力をいただくことになると思います。そのためには、個人情報であります。要援護者、独居老人、これらの情報を本当に地域の民生委員とか自治会のほうへ流せるかというのは、今後、関係課と協議してまいりたいと思います。

で、体制の整備でございますが、現在、建設業協会と災害協定を結んでおります。その関係をもっと密にして、迅速に対応ができる体制を建設業界と協議をしてまいりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 転出・転入について、民生委員に情報提供ということでございますが、この件につきましては、先般も民生委員のほうの担当課と協議しまして、3カ月に一度くらい、転出・転入については情報を提供するというのを協議しております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 航空写真やレーザー測量に関しましては、先ほど町長が答弁しましたように、林業のほうでも役立つことではあります。赤色立体図を使っ

た地籍調査などにも利用できるということで、さまざまところで測量を開始している事例がございます。

佐賀県では全県を調査が終わっていますし、現在は長野県のほうで全県調査を行っていると聞いております。島根県でも、この辺のことも持ち出しながら、全県で取り組んでみたらという方向で、話のほうを持っていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 地籍調査の関係でございますが、航空測量による地籍調査というのは、九州で主に対応されております。ただ、これまでの状況でありますと、その精度が地上の座標値による測量に比べて悪いというところもございまして、その辺が課題とはなっております。

それから、山の関係の御質問でございますけども、今回、土石流等が発生をいたしまして、そういう箇所については緊急治山事業なり、それから砂防の事業ということで、主に県のほうで、今、対応していただいております。

ただ、議員が御質問のように、ほかのところもかなり荒れてきておるといってもございまして、そのあたりをさらに調査しながら、地元の要望もお聞きしながら、通常の治山事業で今回対応できないところについては、対応してまいりたいというふうに県とも相談しておりますし、今後そのように対応してまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 雑種地の対応であります。現在のところ、どの程度その対応すべき箇所があるかをまだ把握しておりませんので、それが把握できた段階で、対応方法について検討したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 観光の関係は。商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 観光関連で、先般13日に商店会の皆さん、それから旅館組合の方々とは検討会と申しますか、協議の会を持たせてもらいました。

時期的には、もう少し早くしなければいけないところではあろうかと思っておりますけども、いろいろと1カ月過ぎた中で、1カ月半ですけども、皆様方が状況が少しずつ落ちついた中で、どのようなことがということで、いろいろ御意見を伺ったところでございますけども、やはり先ほど議員さん申されましたように、駅前地区がやはりJRの影響で大きく落ちてきたということは意見として出ておりましたけども、特にそういった駅というのは、津和野町の玄関口でもございます。そういったところをもう少し活用したものをというようなことで、ある程度具体的な御提案をいただいたものもございまして、そういったものについては、即結論を出せるわけではありませんけども、皆さんの御意見等伺いながら、ある程度今後、内部で、内部でと申しますか、そういった方々を中心に話し合いを進めていくということで、一応は皆さんの御了解をいただいたところでございます。

また、今後冬場にかけての御提案等も、中にはいただきました。それとか世代をもう少し絞ったようなものとか、いろいろと私たちにとってもありがたい御提案もいただきましたので、そういったものを観光協会、それから商工会と一体となって、今後具体化をしたいというふうに思っております。

今回、予算でいろいろ出させてもらっておりますけども、これも今から県の予算と町の予算、そういったものを活用しながら、今回の御意見を参考にしながら、それに活用をできるだけしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 補助対象外の農地につきまして、どのような対応をとということでございましたが、まず補助対象の補助率であります。これは今、今後増高申請等を行いまして、現在80%の補助率であります。それを90%に近づけると、農地につきましてはそのような申請を行うわけですが、これが90%になるという確定はございませんで、説明会におきましても、それに近づくように努力していますという説明にしております。

それから、農業用施設につきましては、現在90%の補助率なんです。これを95%にするように増高申請のほうで努力するというようにしております。

で、補助対象外の農地、先ほど90%の補助率にしたと、町単独の交付金を90%にするということですが、先ほど材料提供等をということでしたが、我々が今考えておりますのは、町内に11の農事組合法人がございまして、これを取りまとめた「わくわく」という組織のほうで事業を受けていただいて、小災害を対応すると、それを実際には11の農事組合法人のほうで作業していただいて、そちらのほうで現金収入も得ていただきながら、その事業に対する90%を助成するという体制で、今後小災害を対応できないかということを検討しております。

ただ、ブロック積み等の構造物が必要な場合は、なかなかそれもかなわない場合がありますので、現状、土砂流入等の土砂取り除きで対応できる箇所などを対象に、そういう農事組合法人で対応できないかということで、今、検討しているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 交通網の応急復旧の体制整備の関係でありますけれども、このたびは建設業者、建設業協会と、災害協定に基づいて出動いただいたわけでありまして、本当に町内の建設業者の皆様、一部益田の業者さんにもお世話になっておりますけれども、そうした方々には本当にいち早くそうした仮復旧作業に当たっていただきまして、また土日という中での作業でもありました。大変にお世話になっておりましたことを、この場で改めて御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

その上で、一日も早く、また一刻も早い対応というのが、さらに減災力を高めていくということにもなりますので、そういう上で今回のことを踏まえ、さらにそうして高め

ていくために何ができるかということ、これからも協会の皆様と一緒にあって、考えていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 続けて質問させていただきます。

先ほど、林地の関係でございますけども、林地につきましては、いわゆる治山とか砂防とかというようなことを県と協議しながら進めていくという、それで対応ができない場合というのが当然出てまいりますけども、基本的には今崩壊している林地、多くは人工林のところが多く、ずれているというぐあいに思っておりますけども、いわゆるそういうような林地、崩壊地をどういうぐあいにしていくのかというようなものが大事だろうというぐあいに思います。

当然、この災害を受けている林地の多くは、多分水源涵養保安林だろうというぐあいに思いますが、その辺のことについて、今、漏れたらどうするかというようなお話がちょっとわからなかったんですが、その辺のことについてどう考えているのかということと、それから、雑種地のことでお話をいたしました、いわゆる農地でもない、林地でもない、あるいは宅地でもないというようなところが多く被害を受けている、それは現場を見られたらわかると思いますが、そういうところが多くあるわけです。それは、多くは林地に隣接しとったり、農地と隣接しとったり、そういうことがあったり、あるいはその横に水路があったりというようなことが現実にはあります。そういうことが置かれていきますと、いわゆる農地であったり、林地を復旧する場合に、大変大きな障害になっていくわけです。それでまた、中にはそういう地権者がわからないというようなこともありますので、そこら辺を早く、きちんとした整理をする必要は私はあるというぐあいに思っております。

で、その辺を、現地を精査してというお話がございましたので、できる限り早い時点で、その方向性をお示しをいただきたいと考えております。その辺について、もう一度よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、補助対象外の話で、今、農地の復旧の話がございましたけども、補助対象外は農地だけではありませんで、例えば里道でありますか、あるいは町道の一部、そういったものが残ってまいります。その辺をどうするかということも含めて、お答えがありませんでしたので、その農地以外のことについて、どういうぐあいに町は考えているのかということについて、もう一度お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 山の関係であります人工林に関しては、これまでも豪雨によって、山を歩きますと谷合いの杉等がかなり重なり合うような形になっておりまして、このあたりの課題というのもありまして、建設課というよりも農林課のほうで今、対応している事業等で「健康な森づくり」というふうな形になるかと思っております。このあたりは農林課のほうで説明をさせていただいたらと思っております。

建設課においては、治山の関係で対応ができないかというのが、今、念頭にありまして、その辺で対応進めたいというふうに思っておるところであります。

それから、雑種地横等の水路等について、この辺のところは農業用施設災害の関係もありますので、それを含めて対応できないかというふうなことで、考えておるところでございます。農道等の関係で隣接しているところであれば、若干工事するとき片づくものもありましようし、そうでないものもあるというふうな状況ではあります、そのようなことでございます。

それから法定外公共物の関係で、里道・水路等についてであります、水路については、基本的に災害復旧事業の対象になります。ただ、そうはいいまして、土砂が入って、取り除きくらいで対応できるようなところもあろうかと思えます。この辺のところについては、先ほど農林課長が説明いたしましたように、町の補助事業なり、もしくは地元の水利関係者の共助といいますか、ともに助け合って対応いただくというふうな形でないと、全て補助災害で取るといういいまして難しいところがあるというふうなところでございます。

それから里道の関係ですが、いろいろと今お話を聞いておるところでございますが、職員が今災害復旧の査定の準備ということでそちらについておりまして、基本的には町のほうで材料を支給させていただいて、地元のほうで直せるものについては直していただくようなことで、お願いをするしかないなと思っております。

ただ、そうはいいまして、どうしてもこれはやれんというふうなことであれば、また現場を見させていただきながら、御相談をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 林地の災害に関しましては、先ほどの航空会社による赤色立体地図を見ますと、数百カ所に及ぶ林地の崩壊箇所があると報告されておりまして、これをどう対応するべきかはまだ検討しておりません。実際に治山等で対応できる箇所は、治山事業で対応できるわけですが、小規模な林地崩壊につきましてはまだ対応を考えておりません、それが、被害が広がるようではまた2次災害等が発生する可能性がありますので、今後はそういった箇所を確認しながら、対応のほうを考えていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今それぞれの点で、前向きな答弁をいただきました。

ただ、今の観光の関係でございますけれども、町が今の状態で死んでいくというような格好、今、非常に暗い状況であります。

今、商店街の方々と集まってお話をされた結果をお示しいただきましたが、具体的にはいろいろなキャンペーンも当然必要だろうというぐあいには思いますが、基本的には地元がどうなるかということが一番大事なことでありますので、その点をいわゆる行政と

して、どういふぐあいに意識づけていくかということが重要な課題だろうというぐあいに思っていますが、今、お話の中では一体どういふぐあいに考えているかということがお示しをされておられませんので、もう少し、今のことについてどういふぐあいにしていきたいのか、この急場をどうしのいでいく、町はどういふぐあいに考えているのかということについて、触れていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 先ほど町長申し上げました政策の中にも、いろいろ誘客事業も組んでおります。細かくは申し上げませんでしたけども、やはり来ていただくということが非常に大事ではないかと思っておりますので、そういった関連でいろんな業種の方々に使っていただけるというか、そういったものを、今組み立てをしております。どういふ形に最終的になるかはわかりませんが、来ていただいた方々への商品券の提供なり、例えばガソリンの券を配るとか、そういった案もいろいろでしております。

それから、観光のPRビデオといいますか、旅館なんか行きますとその町の紹介をしたビデオとか流れますけど、そういったものをもう一つの、来ていただいた方に、津和野町のいろんな御紹介をするというのも一つの手段として考えておりますので、来ていただいた方々にもう一回来ていただくというような、そういったリピーター的なものもつくっていくというのも、一つの方法であろうかと思っておりますし、先ほど言った商品、町でお金を使っていただく仕掛け、それとか個人客、今のが個人客対応になろうかと思っておりますけども、団体客を中心とした、バスで当然来られますので、そういったものに対する助成等も行うというようなことでやっていきますし、それから、特に駅前のことになりますと、今後、歴史的風致維持向上計画というのを町は持っていますので、そういったものと絡み合わせた、これは即、何もならないかもしれませんが、それらを見据えた、先ほどの会議の中で出ました御提案等も、そういったものと絡めるのも一つの方法ではないかなということでは考えております。

ですから冬場対策、そういった御提案いただいたものも、冬場といいますか、シーズンオフ的なところ、そういったところも使えるような御提案もいただいておりますので、そういったもので、より、とにかく来ていただくということが非常に大事だと思いますので、それを中心に、そして査察の後の関連もございまして、そういった、要はいろんなものを対外的に出していくような、情報はもちろんですけども、実際販売も販路を広げていくようなことも、町内の経済発展にはつながろうかと思っておりますので、対外的に言えばそういったもので実際に物を販売していくシステム、そして先ほど言いました個人客を中心とした誘客、そして団体客への支援ということを、一応今、当面の取り組みとして考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 最後になりますが、今この災害を受けて、この対応いかんで町がどうなるかといった、重大な危機点にあるというぐあいに思います。

この西部地区を襲った大災害、38年の豪雪、47年の水害、58年の大水害、この大きな災害が三つあるというぐあいに思いますが、その都度、さまざまな形の中で集落が崩壊し、人がいなくなりました。それはやはり、そのときのどういうぐあいな方向へ持っていくかという、時々、いわゆる思い、その辺が大きく作用しているというぐあいに思いますので、町当局としましては、特に町長におかれましては、今後の復旧・復興がどういう方向で行っていくのか、町が明るい方向へ行っていく、生きていくんだというような方向を示す、明るい方向を示すということが、最も大事な時期ではないかというぐあいに思います。その点につきまして、最後でございますが、町長の決意をお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員おっしゃるとおりでありまして、今後、やはりこうした災害、大変残念なことでありますけれども、これをまた踏まえて、もう一回この津和野町が再生をしていく、その一つのきっかけにもしていかなきゃならないというふうに思っております。

観光面では、観光協会さんもり・スタートという言葉が使われております。これは、災害での影響も今出ておりますが、もともと観光自体が長年にわたって右肩下がりの状況であったということでもありますから、今回の災害、本当に不幸なことではあったけれども、これを契機にもう一回津和野の観光を見直して、そして右肩上がりになっていくような、そういう取り組みにつなげていこうという気持ちを持っていただいております。

これは、当然観光だけのことだけではなくて、今回特に大きな被害を受けております名賀地域、その他中山間地域、そうしたところの地域づくりにも当てはまることだというふうにも考えているところでもあります。

当然、町もリーダーシップをとっていく、これは当然のことですけれども、やはりまずは、そこにかかわっておる皆さんが、どういう思いを持っていただいているのかということ、これもまたしっかり聞いた上で、町として一緒になって努力をしていくということが大事であろうというふうに思っております。

名賀地域にも、ああして、このたび、まちづくり委員会もつくっていただいております。そうした組織としての土台はできておるわけでありまして、また今後もそうしたことを通して、しっかり話し合いもしていきたいと思っておりますし、観光面も先ほどから申し上げておる、そうした協議会、協議会というのはまだ正式なものではありませんけれども、まずはやはり行政とそうした観光関連の業者さんが、一回共通認識に立って、ともに汗を流していかないと、この難局は行政だけでも乗り切れない

ということ間違いがない、そのスタートのつもりで、今回私のほうからこういうことをやろうじゃないかということで、開催をさせていただいたということでもあります。

最終的には、町も大きな責任を負っておるわけでありますから、いろんなことを話し合いをしながら、しっかりこの災いを転じていけるように、町としても一生懸命頑張っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 以上で、質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、8番、青木克弥君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で10時15分まで休憩といたします。

午前10時03分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序2、5番、道信俊昭君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それでは、通告に従いまして、私の質問を行うんですけども、冒頭に、あの28日の時間的な経緯の中で、私自身がちょうど町内をずっと雨が降るとときを見回して行って、それで稲成丁のところへ、こう足を踏み入れて行って、そして、あの稲成さんの下のところの道路が、どんどん崩壊していくというさまを見て、それともう一つ横の道から水があふれ出して、後ろから商店の方の店にずっと水が入っていくのをずっとあそこで何時間も立って見ていて、その後、こりゃまずいなという感じで地域のお年寄りをセンターに連れて行ったりとか何とかいう作業をやっておりました。

それと後に、いろんな方の町民からの方からいろんな情報が入りまして、それらを取材したりとか、それから同じような状況になった菘市に連絡をとってみたいとか、そういうようなことをし、それから、これは後からになったわけですけども、この津和野町地域防災計画というものを読みまして、これ後から読んだと言うたら大変不謹慎ではあるんですけども、これで、実態とがどういうふうに離れているかということを一応確認はしたんですけども、決してきょうの質問は、これをもとにして、いわゆる、ここと違うじゃないかとかという揚げ足を取るというような感じで今から質問するわけじゃございません。ただ、こういう災害は、昨日もあの京都の桂川の状況なんかを見まして、いつどこでどういうふうになるかわからんなというふうなことを思いながら、次といったらもうあつては本当はいけないんですけども、そういう有事に備えるということをお提としております。

したがいまして、再度言いますけども決してどうだったああだったとかいう詰問的なことはしませんが、ただ、やっぱり町民の皆さんの不安とかそういう疑問とかに答える、答えていただくため、ことが私のやっぱり仕事でもありますので、多少ちょっときつくというたらおかしいですけど、なるかもわかりませんが、お答えください。

まず、第一の質問が、7月28日午前5時30分に対策本部を立ち上げたが、この立ち上げた具体的な判断起因というものを知りたいなという、直接的にどういう理由で本部を立ち上げたという立ち上げるのかというようなことは、ちょっと知っておきたいなということで、第1番目の質問ということです。

それから、被害を見ますと、名賀地区は、もう別世界みたいな形になっているわけですけども、あそこまでの現状になったということ、木部も含むんですけども、これがわかったのはいつ、何時ごろなんかなということが第2問目です。

それから、第3問目は、これは、旧津和野の人が口々に言っているのが、何で対策本部が津和野にないのかと、持ってこれんのかと、これを非常に聞きます。聞きました。それで、2番目の質問で時間的な経緯の中で、その旧津和野町に当然あるだろうというふうなのが、町民もそうですけども私もそう思いました。これは、よく言う、物事を判断するためには、現場を見ないとわからんじゃないかと、「百聞は一見にしかず」とかいうこともありますし、先ほど冒頭で私が言いましたように現場に私が立っておって、それを連絡しようとか、あるいは判断してもらおうとかいうたときに、電話をかけてというようなパターンで、電話をかけても、お待ちください、その以後何の話もないと、こういうような苦情の話も私も聞いておりますし、そういうことも含めて、今の第3番目の質問です。

4番目の質問は、町条例第4条の中に現地対策本部を設けることができるというふうに明記されております。で、萩市、同じような状況だったので萩市にもちょっと確認をとってみました。そうすると萩は、現場の、旧町村ですけども、その旧町村の支所長ごとに判断を任されていますというふうに取り扱ったところ言っており、それで内容的には、萩は現場一任、もう支所長に一任するというので、本部との連絡とか何とかどうするんですかって聞いたら、それは、もう全て事後報告だと、目の前のことを適切に処理していかなければいけないんで、全て事後報告になるということを支所長が答えておられたということです。

それから、5番目が旧両町の間地点、具体的には直地なんですけども、あそこも水が上がってきそうだなという感じがしておりました。直前だったというふうに思うんですが、もし、あそこが冠水して不通になった場合、それぞれの職員は、一体どういふような動きをするのか、したのかということもありますが、まず、したのか。それから、引き続いて、するのかということにもなっていきます。

6番目が、この防災計画にも書いてありますけども、記載されておりますけども、防災に関しては、日常的な用意が不可欠と。初動能力の確保というふうにしっかり書いて

あります。災害というものは、突発的に起こりますので日ごろはそれほど気にもしてないというふうに思うんですけども、これを見ますと、やっぱり総務課が中心に全てが課としたら動いております。その総務課の職員が津和野庁舎には誰もいない、と。で、旧津和野の人たちは、やっぱり旧津和野支所に電話をします。あるいは走って来たりしますから。そのときに一体中心になる人が、なる課が、誰もいないということが非常に問題なんだなというふうに思いました。そのことで、今、総合窓口は商工観光課になっておりますが、総務課の職員を配置して、こういう問題があったときには、すぐに中心的な課として動けるような配属にしておくべきではないかというふうに思っております。

第7番目ですけども、これは、現場に明るる日に入ったNTTの職員の友人なんですけど、その人がやっぱり地区の人からいろいろ声をかけられた。それは、ただ単に彼は、非常に津和野町の勤務が長かったんで土地カンがありまして、どこの誰が誰でああだということをよく知っている人なんですけども、その人に対していろんな人たちが声をかけられたのは、やっぱり彼が申すには、非常にその不安だったという、声をかけて、それで誰々さん、ああ元気かね、大丈夫かねって言うたときにほっとしたというですね、その地理を知ってるというだけではなくて、その人に声をかけてという、そういう安心感ということが、非常に大きかったなという感想を私に述べたんですけども、この中にも、その防災の中にも文言として安心感という言葉も入っているんですね。だから、ただ単に事務的に云々というんでなくて、やっぱりそういうような安心感という心というものが非常に重要だなということを感じたので、やっぱり職員というのは、こういうことも一つのそれぞれに配置しているということが、職員としてのある意味での土地カンがあるということは、才能であるということなので、配置とかという、あるいは採用とかは、この地域のバランスというものが大切じゃないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうかということです。

8番目が、これも取材の中でわかったんですけども、自治会長がわしらには全く声もなかったし、どうせいというようなことも何もなかったというようなことを私に言ってもらいました。

で、あと、各種の団体には、またここに計画の中に戻りますけれども、町内に組織される自治会、各種の団体に積極的に協力を要請するというふうに、これも明記されておりますが、今のように自治会長の名簿なんかは、先ほど民生委員のこともちょっと出ました、私は、今回はこの自治会長の名簿はあるんですかということをお尋ねします。

それから、9番目、これも切図をちょっと見てみたんですけども、切図をこう見ますと、名賀地区は全て、私は、あの真ん中の川は違うのかなと思ったんですけど、全部があれですね、これが法定外公共物、いわゆる青線と、さらに津和野町内、高岡通りなんかも水があふれたりとか、それから、途中で堰があつたのを取り除くのに、あふれたら取り除けんから切ったでというふうな、後よろしくみたいなことがあつたりしたんですけども、津和野地区の用水路もほぼ全部が、ほぼじゃなくて全部が青線になっておりま

す。これで、青線に対する認識をこの後の答弁によって、また再質問しますが、そもそも青線というのは、法定外公共物は、2000年の地方分権一括法という法律によって、町に所有権があり移管されているという法律にというところにしっかりポイントを置いて、答えていただきたいと、町に復旧の責任がありますかという確認です。

それから、最後ですけれども、町長の今度町長選があるわけですが、この前、町長選の中で、また読み返してみたんですけれども、情報戦略、情報というものを非常に強調しておられました。情報がいかに重要かっていうことをIT云々ということを改めて読まさせていただいたんですけれども、そのこともあって私は、2010年の3月の一般質問でテレビ会議システムの構築というものを提案しておりました。あのときは検討するというふうに答えられておりますが、テレビ会議が津和野庁舎と本庁とでスムーズにできたら、もっと違った展開、町民の方がいらいらしたという形のものも、あるいは職員間同士の情報の伝達なんかに生かしたんじゃないかなというふうに感じておまして、質問に取り上げました。

1回目の質問は、以上です。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。災害当日は、未明より山口県萩付近から津和野町付近に大雨の雲がかかり、雨が降り始めました。通常では、町内各所に国や県が設置したテレメーターを監視しておりますが、このたびは、町田の水位が大雨等の警報が出てから1時間のうちに約1メートルもの水位の上昇となり、名賀の累計雨量も120ミリに達し、雨雲のレーダー解析でもしばらくは降雨が続く見通しがあったため、災害対策本部を設置することに至りました。

二つ目の御質問であります。当時の雨雲は、前線が日本海から下がってくる形で南からの湿った空気が入り込み、西から東にかけて流れる雲によって全町的な大雨となりましたが、特に名賀地区においては雨量が多く災害対策本部を立ち上げた後、しばらくのうちに被害が生じる可能性を認めたところであります。被害が津和野地区に偏ると判断することは、高津川の水位が下がり始めるまで困難であったと思っております。

三つ目の御質問であります。災害対策本部といたしましては、河川上流域の被害状況の把握や水防活動、避難所の開設などの対応をとり、さらには降水量がふえるに従って、津和野川から高津川の下流域の河川氾濫への注意も必要となりました。

さらには、このたびの対応として、名賀地区と木部地区を災害対応の重点としたことは言うまでもありませんが、他の地域に被害が広域化することや大規模な土砂災害等同時に起こり得る複合型の災害にも注意を払う必要がありました。

災害対策本部の役割の中で県や国関係機関などとの連携が重要となり、特に、県防災危機管理課との協議や県道と河川を管理する益田県土木事業所との情報交換は刻々

と変わる状況のもと、次の対策を講じるために情報を共有しておく必要がありますし、国道管理の国土交通省や防災ヘリを所管する防災航空隊や气象台、日本赤十字など多くの機関との調整が生じます。こうした中、島根県が設置した機器等も本庁舎にある状況において、本部を移転するとなると関係機関との連携にそごが生じることが考えられ、一刻のおくれが人命に重大な影響を与える事態を招きかねません。

災害対策本部は、町全体を把握することに努め、津和野庁舎において管理職は、教育長、参事、教育次長が待機をし、災害各所へは各部、各課の職員などが対応することとなっており、このたびも同様の体制をとっております。

このようなことから、災害対策本部は、必ず被災地の近くでなければ対応ができないわけではなく、むしろ災害時においては、特に、人命にかかわる緊急性と重要性を帯びているため、そうした非常時において、冷静かつ的確、迅速に危機管理責任を果たしていく観点から、本部は、平素から関連機器や必要備品等が備えられ、防災担当課が業務を行っている本庁舎に設置することが重要であり、基本的に災害対策本部の移転は行うべきではないと認めております。

四つ目の御質問であります。災害当日は、短時間で局所的に大雨を降らせ大規模な災害が発生し、孤立集落が発生するという事態になりましたが、災害対策本部といたしましては、その対応や情報収集に努めるとともに、自衛隊や防災ヘリの要請や関係機関への連絡、さらには職員を現地へ派遣するなどの対応を行い、翌日以降に関しては、避難支援と避難所での対応などを主として行ったところであります。

こうした状況において、災害対策本部といたしましては、各課の任務分担の中で対応可能と判断をし、指示命令系統を変更し混乱を生じさせない観点からも現地対策本部を設けることは、考えておりませんでした。

五つ目の御質問であります。職員の参集場所は、基本的には職員の所属する課のある庁舎ということになっておりますが、庁舎に登庁できない場合は、災害対策本部あるいは関係部署の課長の指示によることとなっております。

六つ目の御質問であります。災害の体制においては警報が発令され状況により、教育長、参事、教育次長が津和野庁舎に参集することとしております。

対応につきましては、教育長や参事が町長あるいは総務財政課と連携をとり、それぞれ参集した職員に指示をするなどして行動することとなっておりますので、総務財政課の職員を災害対策の観点から津和野庁舎の総合窓口へ配置する必要はないと考えております。

七つ目の御質問であります。役場職員が津和野町内の土地カンを持っていることは大切であり、このたびのような災害時には特に有効的であることは異論ありません。

一方で、役場職員の採用に当たっては、厚労省においても指摘がなされているとおり、就職差別が生じないように配慮する必要があるとあり、土地カンを持つ出身地域を考慮した採用とは、まさに就職差別につながりかねない問題と受けとめております。こうした観点

からは、新規採用職員も含めて全ての職員が、平素から町内各所の地域に出かけ、また、町内管内図や住宅地図等で地域や住居等の確認を行うなど、土地カンを持つよう心がけることが大切であり、そうした取り組みを推進してまいりたいと考えております。

8番目の御質問であります。大規模災害における対応は、役場職員や消防団または県職員だけでの対応には必然的に限界があるため、地域で組織する自治会や自主防災組織あるいは民生委員などが協力し合っていただくことが重要となり、あわせて日ごろから防災対策を進めていただくことが減災につながるものと認識をしております。

現在、津和野町には、四つの自主防災組織が組織されており、町内の建設業協会とは災害に関する協定を交わしているところでもあり、さらには地元スーパーと物資提供に関する協定書も交わしているところであります。

このたびの災害は、短時間での災害対応となり、物資の提供等は迅速にはできましたが、自治会長や自主防災組織の把握はできてはいるものの、直接の連絡には至らなかったのが事実であり、緊急時の情報伝達、共有については今後の課題であり、より有効な方法を検証してまいりたいと考えております。

九つ目の御質問であります。議員、御質問の水路であります。一般的に切図と呼ばれる公図における青線は、法定外公共物としての水路と河川法上の河川とがあります。

法定外公共財産の維持管理について、これまでも申し上げておりますが、町だけに責任があるとは考えておらず、法定外公共物は住民共有の財産でもあり、利用者の自助努力もお願いしなければ、現実的に解決につながらないと認めている次第であります。

現在、このたびの災害で被害を受けた町道37路線と14河川の早期の災害復旧に向けて、県内市町村等から10名の職員を派遣していただいております。災害復旧推進室を設置して業務に当たっておりますが、それでも十分な人的確保に至っておらず、毎夜遅くまでの時間外、土日勤務を行いながら、査定日程に間に合わすべく、懸命の努力をしている状況であります。

この上、水路の復旧について町が全ての復旧責任を負うことは、人的にも財源的にも不可能であり、これまで同様、今後も町は住民の力をお借りし、法定外公共物に対する住民の公益活動を支援させていただきながら、住民と行政が協働して復旧していくことが重要であることを御理解をいただきたいと思っております。

10番目の御質問であります。災害等の緊急時にテレビ会議システムが必要の高いかどうかは、このたびの経験上からは懐疑的な判断をしておりますが、以前の一般質問でもお答えをしているとおり、普段の業務の効率化を図る上で、テレビ会議システムの必要性については認めており、スタジオBBというインターネットを利用したテレビ会議システムを導入しております。USBカメラ、スピーカーマイクの接続を整えたパソコンにより、例えば本庁舎、津和野庁舎間で複数人が同室で同時に会議することが可能となっております。

このたびの災害時には、このテレビ会議システムの利用は行いませんでしたが、今後、このたびの災害対応全てにおいて再検証を行う予定でもありますので、災害時等にも有効に活用することが可能かどうか、そのときにいま一度検討してみたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それでは、2番目の質問ですけども、まず、質問1の今回の災害の具体的な要因、具体的な、これで本部を立ち上げたんだという、これをちょっと知りたいんですよ。というのは、何となく立ち上げたように、ちょっとこれ今の回答で聞こえたんで、ああいう形で本部ちゅうのは立ち上がるんか、というようなことがちょっと聞きたいなあと、私も、それから多分町民の方も聞きたいなあとというふうに思って、何かこれっていう起因があったような気がするんですけども、それをちょっと再質問です。

それと、次は、災害本部のことなんですけども、ほかのところのいろいろなやりとりを今聞くと、急遽に変えるとちょっと支障が出るということなんですけども、そういうところというのは一般回線を使うんじゃないんじゃないかなと、こういう災害のときの特別な回線というのがあって、それを使うんじゃないかなというふうに思っているんで、そうすれば看板を持って津和野庁舎に行けばいいんじゃないかなというふうに感じました。そのあたりをもうちょっと丁寧にお答え願いたいと。

次は、逆だったらどうかなと思ったんですよ。旧日原地区にがっとうあれがあって、どうも庁舎が危ないというようなときは、どうするのかなあと。やっぱり、本庁舎にそういう機器やいろいろ連絡網があったりするから、やっぱりそこなんだとするのかなという、今、ちょっと疑問が湧きましたんでお答え願います。

それで、本部が何で津和野かっていう声が大きかったという、私も感じたんですけども、稲成丁の道路がどんどん浸食されて崩れていった。それを連絡するのに連絡をして本部からまた見に来て、ほいでまたこんなことやとつたら、まあありやあそこでまったからよかったようなものの、どうするんだろうかと、というのが実際に自分が現場において、それをひしと感じたので、そのことで私は、もう本部はこっちにあるべきだというふうに感じたんです。

それで、この防災計画を見ますと連絡要員、連絡員というんですか、連絡員を設けるというふうに1名は必ず待機して1名が連絡員として常に動けるというふうになっておりますが、その連絡員というのを配備したのかなというふうに思います。ちょっとお聞きします。

私は、稲成丁のときは、津和野庁舎の電話番号を聞いてそこへ地元の人には何かあったらすぐ電話するようと、向こうへ電話をしてもつながらない可能性があったらこっちにすぐに電話しなさいっていうふうに電話番号控えて地元の人たちに伝えたんですけども、そこはやっぱりいらいら感というのが非常にあったということです。

先ほども言いましたが、ただ単に事務的なことじゃなくて、先ほどの安心感ということですね。これがやっぱり、本部が本部がって言われたときに、何でって言うたときにやっぱりその気持ちが一番大きいんですよ。だから、そこのあたりが考慮したときに、次の4番目になるんですけども、現地対策本部というものがありながら、こういう条例の中にありながら、なぜそれをすぐ設置しなかったのかなということ、これでまあ次に考えておりませんでしたと、先ほどの回答では結ばれて言うておるということは、次は設けてみようというふうなのか、いや、これは基本的には設けないというふうを考えておられるのか再度確認したいと。

で、萩市の例を出したというのは、やっぱりいいところを見習っていかなければいけないんで、こういうところなんか次の有事に備えるお気持ちはあるかということをお聞きします。

それから、5番目の職員に行かれない場合どうするかというところで、これでは関係部署の課長の指示となっているんですけども、これ部長ですよ、部長。ということは、部長の仕組みっていうのができているのかなと、課にまたがって部長を置くというふうになってるんですけども、部長はできてるのかなあと。で、ちなみにですね、ちなみに3つの課にわたってる福祉生活部の部長は誰なのか、お聞きします。これ、ちなみにですよ、3つあるから。どういう形で決められたのかということですね。それをお聞きします。

それから、6番目ですけども、この参事、次長が津和野庁舎に参集することとしておりますというふうに言うておりますが、防災計画にはその旨は記載されておられません。これがこういう状態に陥ったことていうのが多分想定されていなかったんだろうと。だから、何で書いてないかということ言ってるわけじゃないんですよ。想定されてないなあと。ですけども、市町村合併したときには、こういうようなことが起こり得るんだなあとということを感じましたんで、このあたりを防災計画の中にもきちんと明記しておかなければ、萩、何回も萩を出して申しわけないんですけども、職員の参集基準というのが決まっております、在住地の支所に参集すると、こういう非常の場合ですね。本部に一応、許可をとって、在住地の支所に参集するというふうに明記されております。ここでは、何となく書いてあるような気がしてかなわんですけれど、そのことです。それをきちんと明記していくのかということをお聞きします。

それと、次の7番目ですけども、この就職差別なんていうようなことは、これにここに当てはまるとは思わなかったんですけどね。しかも、厚労省でしょ。こういう言葉がここに出てくるなんていうことが非常にへっと思っただんですけども。土地カンを持つ、そしたらですね、地域担当制ちゅうのはどこにいったんです。これが地域のことを情報を収集して、地域のためにお役に立ちますと、住民と行政とが情報を共有し相互の理解を連携し云々と全地域に配置すると書いてあるんですけど、地域担当制のことは一体ど

うなったのかなということが、この7番目にかかわってきますので、この地域担当制を動かそうと思ったことはなかったのかということです。

それから、自治会のことですが、最初の質問で言ったんですけど、いつかの議会の際に自治会の名簿は持っておりませんというふうな答えがあったような気がするんです。それは、自治会、連合会に聞いてくださいということで、名簿がないというふうに聞いておったんですけども、これはどうなんですか。名簿がないから誰が自治会長やらわからんからということになったんだろうと思われるんですけども、このあたりはどうでしょうか。

それから、9番目。この問題は、私は何度も、これで3回目なんですけども出しますが、私は決して町民と行政が町だけに責任を負わせて云々と、この下にいろいろ言っておりますけども、法定外公共物は住民共有の財産でもあり、利用者の自助努力もお願いしなければと言っておりますが、私はこれを否定することはさらさらありません。当然のことだろうと思います。先ほどのPFIのような、材料は出します、そして住民の方でそれをやってください、まさにこのパターンっていうのはこれから重要だっていうことは、重々わかっております。ただ、私が言いたいのは、行政法という法律、ましてや行政マンが法律をこれをいや、それは別問題でしょうというような超法規的なものです。なんちゅうようなことを答弁としてすることは、これはおかしい。まず、私が前から言っているのは、原則として、大原則として、これは管理責任、所有権があるということは管理責任があることですから、法律行政法として、これは町が責任を持ちますよ、後ただし、というのがつくことを期待して常に言ってるんです。だから、そのあたりをしてないと町民の方から一体これはどこに言うていったらええんかいのという、県かいの、国かいの、それから町なんかいな、ということが私のところに入って来るわけです。そのときに、最終責任は、ここは町の法定外公共物ですから町のものであるということをお前提にして、ただし、これは、一遍にできないし云々と、みんなで作らしましょうよ、PFIのようなパターンでもあるんだからということはお常にその後につけ加えておりますから、それを前提にしているということをお再度確認しないと行政法に反するようなことの答弁が出るちゅうことはおかしいっていうことがありますので、ここを質問いたします。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） まず、一つ目の御質問ですが、対策本部を立ち上げた理由でございます。

これは、実際は2時50分までは津和野町は全然雨が降っておりませんでした。それ以降、4時半まで警報が出るまでの間に一気にもう62センチの水位の上昇率となりました。警報が出た時点では、総務課の職員が出ることになっておりますので、その様子を見ておられますと、通常ならば1センチ、2センチで上がる水位のところが一気に10

分間の間で40センチ、50センチ、これ尋常な上がり方ではありませんので、すぐ対策本部を設置したということで対応しております。

本部と津和野庁舎の関係でございますけど、一応、防災計画には明記はされてないかもしれませんが、うちの組織としては一応、庁舎が二つあるということで、警報が出た時点では、総務が出てきます。その時点では、管理職はまだ自宅待機ということになっておりますが、参集を求めた場合は、教育長、参事、教育次長は津和野庁舎に職員が誰もいないのでは困りますので当然向こうへ参集することへなっております。これは、内規的なもので町の災害対策本部で決めている内容でございます。

連絡体制につきましては、もう全てコンピューターでも連絡をとりますし、電話でも連絡をとります。一応、津和野庁舎に参事、教育長、次長は登庁した時点でもう副本部長となりますので、それは本部長である町長の指示に従って参事等が指揮、命令をしていくことになっております。

それと、現地、日原逆だった場合、これは一応、対策本部は本庁舎にありますので、やはり本庁舎のほうに一応集まることとしております。本庁舎自体が危ないようでしたら、また別に構えることは考えておりますけど、基本は本庁舎ということで、今、訓練もしてますし、そういう決まりにしております。

それと、現地対策本部でございますが、先ほども申しましたように一応、津和野庁舎には参事、教育長、教育次長が参集することになっておりまして、連絡体制も十分にとれていると私は認識しております。最終的な判断は、町長になりますけれども、このたびの場合は、対応が十分できるということで1次体制から2次になった場合は、課長補佐、係長、主管まで出てきますので、それらが津和野庁舎での連絡員ということになってきます。

職員の部長の仕組みなんですけど、一応、災害対策本部の部長メンバーとしましては各管理職が全員なっております。福祉の関係でいきますと健康福祉課長も部長ではありませんし、環境生活課長、参事でございますがこれも一応、本部というか災害対策本部の一員ではあります。

防災計画には明記されていないということでございましたので、今後、これは明記はしていきたいとは思いますが、一応そういう体制を町としてはとっているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

自治会の件でございますが、一応、自治会長、各自治会の会長は総務のほうで全て把握しております。今回は、短時間で情報収集に追われておりましたので、先ほど町長が答弁で述べましたけど、連絡に至らなかったということは、今回の反省点だと受けとめておりますので、今後検証していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり推進課長。あ、そうだ、ごめんなさい。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 地域担当制を昨年から59名配置をしているところです。12地域——（「職員採用」と発言する者あり）——あ、わかりました、じゃあ、いいですか。地域担当制度による職員については、今回、この災害対応は行っていないということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 議員、御質問の法定外公共財産、法定外公共物の関係でございませぬ。

地方分権一括法だったと思いますが、それによって町のほうが機能を持っている水路、道路について譲渡の希望があれば、国から譲渡ができるというふうな形で津和野町の場合もその例に従っておるところでございませぬ。

今、郡内、県内の市町村の状況を見ても、全ての法定外公共財産を町が管理するというのは、なかなか無理だというふうなことでございまして、そのあたりのところで公共の財産、皆さんの財産ということで補修、管理についてはお願いをしておるというのが郡内、県内の状況でございませぬ。今回、法律でどうこうというふうなお話もございましたが、それ以前についても法定外公共物の管理について、以前もお話いたしました、基本的には町が機能管理をするというふうなことは法律上決まっております。（発言する者あり）その辺がございまして、今回、全国的に全ての市町村がそのように対応しているかということ、状況としては町長が説明しましたように総延長も長いというふうなことではなっていないということでございませぬ。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 済みませぬ、1点回答が漏れてました。現地に職員が行かれない場合でございませぬが、一応、管理職、災害対策本部の職員でございませぬが、これは総務のほうから連絡が行くことになっております。各所属する課の職員については、既に課ごとに連絡体制が完成しておりますので、それで対応しているということになっております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それじゃあ、私のほうからは、まず災害対策本部、津和野庁舎に置けなかったのかという御質問等でございますけれども、その当日、雨が降り始めて、そして災害対策本部がどういう動きをしてきたかということ、これをまずおわかりいただけたらとは思いますが、どんどん今回雨が降り、そして、これまでに経験したことがない大雨でもある。そして、さらに先ほど総務課長が申し上げましたように、今回の川の水位の上がり方というのは、これまでの経験則でははかれないぐらいの本当に早い上がり方でどんどん上がっていくという、そういう一刻の猶予もならない緊迫した雰囲気の中での災害対策本部の作業であったということでありませぬ。

そうした中、どんどん雨が降り、そして、各地域に被害も出始める。そうすると、災害対策本部にはいろんな電話がかかってまいります。それは土のうのことやらあるいは水が、山水がかなり出てきてどうしたらいいだろうかと、そんな町民の皆様からのたくさんのお問い合わせの電話がかかってくるようになってくるわけでありまして。

一方、我々としては、それに合わせて今度、報道機関から各社からその状況を、またどういうふうになっているのかという情報を教えてほしいという、これがまた数多く電話としてかかってくる。本当に職員全員が電話から手が放せないような、ずっと状況が続いて、また時間がたつにつれさらに雨量が増してまいりますので、本当のもう厳しいそういう状況になってくるというわけでありまして。ですから、本当にこれは、申しわけないことでもありますけれども、先ほども御指摘をいただいたように電話して尋ねたけれども電話を切ってそのままになってしまったケースというの、そういう本当にこの非常に状況の中でそういう一部出てしまったということ、これも出ているわけでありまして、こうしたことはお詫びを申し上げたいというふうにも思うわけでもありますが、しかし、その災害対策本部に詰めている職員は、もうそういう状況にあったと。そして、さらには避難勧告を出していかなきゃならん。避難勧告を出していくためには、避難所をあけたりとか、あるいは救援物資を送ったりとかそんな作業もまた人手がいるわけでありまして、もうこの災害対策本部のその当日の動きというのは、非常にもう厳しいものがあるという実情であります。これは……

○議員（5番 道信 俊昭君） 議長、議長。もう、わかりましたからそれは。

○議長（滝元 三郎君） いやいや、答弁中ですから。

○議員（5番 道信 俊昭君） だから動議を出しているんじゃないですか。もう時間がないんだから。次の質問ができないから。

○議長（滝元 三郎君） 答弁続けてください。答弁続けてください。

○町長（下森 博之君） そういう状況でありますから、まさにこのことは、最初に道信議員おっしゃられたように百聞は一見にしかずかもしれません。幾らここで私がお答えをしても、わかってもらえないかもしれません。しかし、現場を見ていただく、これも大切ですが、災害対策本部も見ていただいたら、それは、本当にわかっていただけのことだというふうに考えてるわけでありまして。

そうした中で、あのときに災害対策本部を津和野庁舎に持っていくということは、いろんな機器、パソコンから始めて、机をどこに置いて、コンセントはどこにやって差し、まさにそういう一刻の猶予もなされない状況の中でありました。まさに、この津和野庁舎へあのとき災害対策本部を移すというのは、時間的なおくれをとるということであったということでもあります。

私の判断としましては、津和野庁舎へこの災害対策本部を移すということは、人的被害が今回も1名の行方不明を出しておりますので、私どもも大きなことは言えません。

しかしながら、さらに人的な被害が大きく広がった、そういう可能性にもつながりかねなかったというふうにも思っております。

こういう観点からも災害対策本部というのは、本庁舎に置く、日ごろから防災担当の職員が仕事をして、まさに文房具一本からどこにあるんか全てわかっている、そういう中でこの危機管理に当たっていくということが大切であるというふうに判断をしているということでもあります。

それから、続いて、現地対策本部これを置けなかったかという話でありますけれども、確かに現地対策本部のことは条例には出ております。しかし、それは、条例に一文出ているだけのことでありまして、我々こういう災害時には、地域防災時計画、これを指針として基本的には、それに沿って動きをしていくということでありまして、そこにこの現地対策本部というのは想定をしていないというような状況でもあるということでもあります。

この現地対策本部、先ほど萩市さんの例を挙げられたわけでありましてけれども、これは、当然、萩市さんも一生懸命御努力をされたと思っておりますが、全てが萩市さんが正しいとは私自身は思っておりません。萩市さんも津和野町以上に人的な被害が出ておられるわけですから、いろんな反省点と検証されるというふうにも思っております。そして、また、私は萩市さんのやっておられたことが間違っていると申し上げるつもりはございません。まさに、萩市さんは萩市さん、津和野町は津和野町でそれぞれの自治体に合った、実情に応じての対策をとる必要があるというふうにも考えているところであります。

一例を挙げるならば、萩市さんの職員というのは、津和野町に比べたら何名おられるか私もわかりませんが、恐らく千人近い、そこまでおられんかもしれませんけれども職員さんがいらっしゃる。そういうたくさんの方々がいる中で、現地対策本部というものも可能になってくるという考え方ではないかというふうにも思います。

津和野町の場合は、現実として正職員138名でございます。そうした中で、いろんな先ほど申し上げた対応を当たっていかなければならない、そういう状況でもあるわけでもありまして、そうした中、この現地対策本部、津和野町の場合に置く場合は、まさに限られた人員を力を分断してしまうことにもつながるんじゃないかと、そういうような判断の中で指示命令系統もしっかりこのマニュアルに沿ってできるだけやることが大事だということで、この現地対策本部を置くということには考えが至っていないということでもあります。

それから、もう一つ。これが最後でございますけれども、就職差別ということでありまして、職員の採用についてということでもあります。

ちょうど、きょうは御質問が出るということで、持ってきておりますけれども、この厚労省が出しております「公正な採用選考を目指して」というものが出されております。こうした中で、採用選考時に配慮すべき事項、就職差別につながるおそれがある14事項というものも盛り込まれております。この中には、例えば宗教のこと、あるいは支

持政党のこと、あるいは人生観、生活信条、尊敬する人物、それから思想、購読新聞、こうしたことまで面接時に配慮しなさいとそういうことを言われているわけでありませう。その中で、住居のことや生活環境、本籍出生地これらも入っておるわけでありまして、我々は面接時もうこういうことを問わないように、そういうできるだけ配慮をしながら、就職差別につながるということで採用をこれまでもしてきたと、そういう実情の中で今回も出身地を見ながら採用をするということは、これは就職差別問題につながるんじゃないかということに危惧をしているということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

こうした中で、地域担当制であります。実際その地域担当制職員というのは、日ごろの業務は各課に所属をしております、それぞれの業務をしているということでありますから、この災害時にもそれぞれの課に割り当てられている業務をするわけでありませうから、この非常時にその担当している地域に出向くということは、その本来の業務ができなくなるということで、これまた限られた人員を分断させてしまうということにつながるということを御理解をいただきたい。そのように思います。

そうした中で、地域担当制どう生かしていくかということではありますが、現在は出身地域の者がそれぞれの地域を担当するというようになっておりますが、今後考えられることとしては、出身地域以外の者をその地域へ担当させて、そうした中で日ごろの業務の中から土地カンを養っていく、そういうことを取り組んでいくということが必要じゃないかというふうに考えている次第であります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 最後になりますけれども、最後の質問なんですけれども、いろいろこれとかなんかに書いてないことは内規で云々と今、課長は言われたんですけども、内規できちんと書いてあるんですね。それがまず1点。書いてあるかどうか。

それで、現地対策本部、条例には書いてあるがみたいな、何のための条例かいのという感じがしてるんですけども、やっぱり現地対策本部をすぐに立ち上げてきちんとした形をとることが、私は正当だろうなと、自然な流れだろうなと思ってるんですが、条例に書いてあるがあんまりそういうものは、というのはちょっと解せないなというふうに思います。

それから、厚労省の出生地の就職差別というのは、これは意味が違いますよ。この意味が。この災害に対することに関して、私は土地カンということで言っただけで、出生地にあれしてはいけないということは私はこれは意味が違ってるというふうに思っております。今のことで御答弁ください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 先ほど、内規の件でございますが、内規そのものは実際ございません。津和野町役場として、そういう申し合わせ事項として、津和野庁

舎へ参事、教育長、次長が詰めるということで申し合わせをしているということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 職員採用の関係でありますけれども、この通告文書の中に役場職員の採用や配属には出身地域のバランスが大切だと思うがというふうに書いてありまして、私どもの勘違いであったのかもしれませんが、採用に当たっては出身地域を考慮して採用しなさいというふうに受けとめた次第であります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） もう時間がないので次の質問には行きませんが、この中にも、回答の中にも前向きに検討していきたいということは多々ありますので、冒頭でも言いましたように、いいところはいいところで、ぜひこれをつくっていただく、例えばテレビ会議なんかはぜひ必要だろうと思いますし、いいところはいいところで、がっとかいうようなところは前向きに私も考えております。現地対策本部を設けることは考えておりませんでしたということは、さっき言いましたように意味がないではないかということではなくて、ここは前向きに捉えておりますので、これがいい、これはいいだろうなというふうに思っておりますので、ぜひそのあたりを検討してもらっていいものをつくってもらいたいということを入れて、私の質問を終わります。以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、5番、道信俊昭君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で11時30分まで休憩いたします。
午前11時15分休憩

午前11時30分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
一般質問を続けます。

発言順序3、11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 議席番号11番、川田剛でございます。通告に従いまして2点お伺いをするわけではありますが、冒頭、このたびの災害により多くの方々が被災され、また生活が困難になっている方がまだいらっしゃいます。いち早い復旧、復興がなし遂げられますことを願いながら、また、今回の質問の中にも設けておりますけれども、災害、この未曾有の災害が津和野町を襲ったわけであります。このたびの災害におきましては、町を初め、多くの方々が支援に乗り出され、また、いまだに不眠不休でお仕事をされている方、復旧に向けてお仕事をされている方が多々いらっしゃる、それも重々わかっておりますが、このたびの質問は、今後の津和野町の災害対策、また町政運営に当たっての提案でもございます。どうか、若輩者ではあり

ますけれども、私の提案に耳を貸していただいて、何とぞ町がよい方向に進んでいくことを願いつつ、質問をさせていただきます。

まず、1点目であります。動産・不動産の管理について質問をさせていただきます。

津和野町の動産・不動産というのは、あらゆるものがあると思うんですけれども、中でもこれまで津和野町が耐震補強などをしてまいりました学校ですとか、そして庁舎、そして車、さまざまなものが管理されているわけでありまして。この行政の中においては、その所有されているものや動産・不動産というのは、部局によって、課によって所管しているものが違っているということは承知しておりますけれども、一町民からの視点からすれば、全てそれは町有財産であって、町民のものであるという共通認識の上に立っております。

その中で、まず3点ほど質問させていただきますけれども、事業におけるPDCAサイクルを実施されておられます。プラン、ドゥー、チェック、アクション、これは計画、実行、調査、そして行動ということで、このサイクルを通じて事業を行っている。その中で、施設管理においても、このPDCAサイクルが導入されているのかお伺いをいたします。

その次に、動産・不動産管理については、公共不動産戦略を含めたファシリティマネジメントという手法があるようございましてけれども、ファシリティマネジメントを導入し、専門チームを設置して、一元管理・運営方法の検討を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、以前、町営住宅につきましては、町営住宅ストック活用の計画で示されました。これはいわゆる津和野町が保有する住宅、公共住宅を一元的に管理し、何年に耐用年数が来て、何年にそれを用途廃止にし、何年に建てかえをするか、そういった、まとめた計画でございまして、そこで津和野町のほかの公共施設においても公共施設のストックをまとめて、津和野町の施設の白書を作成すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

また、自治体の庁舎や施設も被災した東日本大震災を教訓とし、平成22年内閣府政策統括官より各都道府県知事宛てに、業務継続体制の構築を求め、都道府県内の市町村に対しても趣旨を周知するよう通達がありました。津和野町は業務継続計画の策定、体制の構築がなされているのかお伺いをいたします。

これは先ほどの前段議員の質問と内容が重複するかもしれませんが、このたび、この被災した津和野町、何とか庁舎は無事であったということではありますが、もしも庁舎が被災していた場合、業務はどのように行っていたのか、先ほどの質問と答弁を聞いておりますと、基本的には体制は構築されているようにお伺いしましたけれども、それはあくまで庁舎ありきの問題だと思っております。もしも被災した場合、津和野町の本庁舎と、そして津和野庁舎、これがなくなった場合、どのような業務継続体制を行って

いくのかが重要だと考えております。そこで、この、まず動産・不動産管理について3点質問いたしますので、お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。当町での公有財産の管理は総務財政課で所管しておりますが、その実態を最もよく把握をしているのは、日々現場で管理・運用しているそれぞれの所管課であります。総務財政課では取得、売却等の財産について台帳上での管理を行い、貸し付け等については契約を締結し、履行するまでの事務手続を行っている状況であり、個々の公有財産についての確に状況を把握した上で廃止するもの、継続利用するもの、あり方を見直すべきものなどの将来の方向性を定める仕組みまでは整っていないのが現状であり、施設管理におけるPDCAサイクルに基づく管理手法には至っておりません。

二つ目の御質問であります。国を初め、当町を含めた地方自治体は、多くの土地や建物等の公有財産を所有し運用することで行政活動を行っております。それらについては当初は合理的な目的のもとで取得をし、運用してきましたが、昨今の人口減少や少子高齢化に伴いその適正な規模や配置、効率的な維持管理のあり方等の見直しが必要であることは認識をしております。現状、当町の組織機構では、公有財産の有効活用を業務として一元的に管理する組織が存在せず、経営的視点に立った有効利用が行われていないことも事実としてありますが、以前に比べ業務量がふえ、限られた職員数の中で新たな専門部署を設置することは非常に厳しい状況でありますので、今後、組織機構の見直しの機会に検討してまいりたいと思います。

三つ目の御質問であります。当町における公共建築物につきましては、老朽化等が進み更新時期を迎える中、厳しい財政状況のもとで対応しなければならないことは今後最大の政策課題の一つであることは間違いありません。議員御指摘の施設白書は、施設の実態を正確に把握する上では必要なものと理解しておりますが、そのもととなる財産管理台帳の整備が必須であります。現在、毎年3月に公表しております地方公会計財務4表指標の取り組みの中で、公共施設の維持管理、更新等の把握の観点から財産台帳のシステム化が検討されておりますので、その結果により、まずは台帳のシステム化に着手し、その後、有効活用に向けた施設白書の作成を検討していきたいと考えております。

最後の御質問であります。業務継続計画とは、人や物、ライフライン等、利用できる資源が制約され、行政機能が低下した状況下においても継続的に実施する必要がある災害対策業務や重要性の高い通常業務を特定し住民への影響を最小限にとどめることを目標とした計画であります。当町では計画や体制の構築までには至っておりません。

このたびの災害時には、災害対応については災害対策本部から指示を出し各部が任務を遂行し並行して通常業務を行ってまいりましたが、自然災害につきましては、いつ起

こつても不思議ではない状況下にありますので、この災害を機に業務内容ごとの必要な人員や業務の洗い出しを検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、細かく再質問させていただきたいと思います。

まず、動産・不動産管理の1点目で質問いたしましたPDC Aサイクルの導入についてでございますが、現在、その管理手法には至っていないという御答弁をいただいたわけでありまして。この大きな質問の中で、PRE戦略を用いるべき、公共不動産戦略を用いるべきだという提案をさせていただいたわけなんですけれども、これは、こういったPRE戦略を実践する手引書というのが国交省から配布されているものがございます。PRE戦略を実践するための手引書には、毎年毎年、この公共不動産戦略をどのようにして扱っていくか、どのようにしていけばコストが削減されていくかというものが書かれております。私もこれはたまたま耳にはしていたんですけども、実際に手にとって見てみますと、あらゆる自治体がこのPRE戦略を使って公共不動産、公共施設を維持管理し、どのようにしたらなるべく財政を圧迫させないようにできるかというようなことが手引きとして書いてございます。この手法というのは、見てみれば至極当然のことだなというようなことが書いてあるわけなんですけれども、施設に関するPDC Aとはどういうものかということになってくるわけなんですけれども、具体例を申し上げますと、例えばこのたびFM装置が導入されましたけれども、80.1メガヘルツでしたか、これが届かなかったというようなことを耳にしております。こういった施設を導入する際に、このPRE戦略でいうと何が行われるかというのと、それを導入するかどうかという計画の前に、それが果たして本当に実用できるかというリサーチ、検証から始まります。検証を統括部門から行い、そして統括部門の中で計画性を立てて、そして実行に移していく、その実行はどこに移していくかというのと、担当課、所管課に向かって移していく。そしてあらかじめ今度はリサーチする。これは所管課がリサーチをして、本当に統括部門が言っているようにこれは実際に使えるものなのかどうかをリサーチし、そして実際に実務的に行う部署が計画を立て、そして実行に移す。そしてPDC AのAの部分です。アクション、改善策を練っていくという、施設、物にも全てPDC Aサイクルを当てはめていこうではないかというのがこのPRE戦略であります。これは今たまたまFM装置について申し上げましたけれども、この事業に関しては、行財政改革の中で、事業に対してどのような評価が下ったかというものが公表されていると思いますけれども、この施設に対しても行うべきではないかと、以前から私が指摘しておりますように、ある美術館、これに関してもさまざまな検討をしていただきました。有効活用していくというためには、コストだけでははかれないものもあるというのは重々承知しております。そこでこのPDC Aサイクルを施設にも導入することによって、いかにその施設が活用されているか、活用されていないかを担当されている職員の方々がおのずと発見でき、そして新しい活用策を見出していけるのではないかとこの手法だと思っております。

そこでお尋ねしますが、施設に対してもP D C Aサイクルを導入する必要性があると思うのですが、必要性があるかないか、お答えをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 御質問の施設の維持管理に係るP D C Aサイクルということでございます。本町におきましては23年の9月から行政評価制度というのを導入をしてきたところでございます。その中には、事務事業の評価シートとして、施設の維持管理事業という内容のシートを作成しているということでございます。

現状ですが、一昨年から4分の1事業ずつ、今、事業評価に当たっているところです。ことしについては、3年目の取り組みとして4分の3事業ということで、総合振興計画に位置づけている事業について、この行政評価制度を試行的にやっというということで、行政評価制度実施委員会等も各課から2名ずつ出ていただきまして、そういった職員の意識改革含めて、この行政評価に取り組んでいるところでございます。ただ、4分の3事業につきましては、ことしの部分については、災害等もありまして、ことしについては試行的な取り組みについてはちょっと見送るということにさせていただいております。

それともう1点は、施設の維持管理の部分までまだそういった試行が及んでいないというところに、今、現状的にはなっているということです。行財政改革の中にも、この事務事業評価というところについてはP D C Aサイクルを導入しながら施設の維持管理もやっというということで目標を立てておりますので、今後、議員の御指摘のとおりでございますが、そうしたところに取り組んでいる計画があるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） ではそのP D C Aサイクルを導入していくという中で、先ほど、財産台帳のシステム化に着手されていくということなんですけれども、この施設白書をつくる理由というのが、先ほどの御答弁でもありましたけれども、これをどのように生かしていこうと考えておられるのかをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） まずは管理台帳を整備することによりまして、施設の利用状況、施設そのものの状況等、効率的に把握できてくると思います。現在、先ほども町長答弁で申しましたように、人口の減少、少子高齢化に伴いまして、これから現在の建物が老朽化してきます。それを維持管理、更新していくことがこれからの本当の課題だと思いますので、その管理のためにも、この施設管理台帳整備は必要なことだと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） もちろん建物自体を維持管理していくというライフサイクルコストといいますか、建物だけの最初の建設費というのは本当に氷山の一角でありまして、よく箱物という言葉が嫌われるのは、その後の維持管理をどうしていくかということにおいて、箱物という言葉が嫌われているような理由だと思っております。その維持管理をしていく上で何が必要かといいますと、その維持管理をしている、主体となっている実務者たちがその運営意識というものをどのように植えつけていくかだと思うんです。例えば我々議会にも示されます予算書、その予算書を見たときに、果たしてどれだけの人間が全ての予算を理解できるか、さまざまな事業費まで上がっておりますけれども、その中でどれだけ執行されているか、これはあくまで決算審査委員会や予算審査委員会の中で担当所管課の課長さん方から説明を受けて初めてその予算執行の内容、どのようなものが行われているかというのが具体的に見えてまいりますけれども、全ての職員がそれができるかということ、私はそれは無理なのではないかと思っております。

そういった意味において、では施設白書について僕が何を求めたいかといいますと、多摩市を例に挙げますと、多摩市のホームページを見て、施設白書というのを見ますと、全ての施設のプロフィールが書いてあります。何年建造で、何年耐震化が行われ、どのような老朽箇所があり、そして人件費が幾らで、何人利用されて、どのような活用状況であるかというのがA4、1枚のペーパーに落とされています。膨大な数にはなっているんですけれども、それを見れば、この施設はこうなんだなということがわかるんです。それで何がいいのかといいますと、それをつくっているのが誰かということなんです。それをつくっているのは、管財課であったりだとか、総務課だったり、そういった人たちではなくて、基本的には日々その施設で働いていらっしゃる方々、実務者たちがガス料金や電気メーター、その数字を見て落とし込んでいく。ただそれだけですと、入力する業務で終わってしまうんですけれども、今度はベンチマーキングという作業が始まります。例えば我々議会の定数が多いのか少ないのか、あるいは課長さん方の給与が高いのか、低いのか、これを比べる際に類似団体との比較ってのが行われると思うんですけれども、この施設に対してもベンチマーキングという手法で、ほかの類似の地域の、同規模の同面積の建物と、津和野町の同面積の同規模の建物を比べた際にどれだけの委託料の差が生まれているのか、どれだけ利用状況が違うのか、そこをベンチマーキングで比べることによって、いかにほかの町村よりも劣っているか、町村よりもまさっているかという、比べるシステムがあります。これはある町、实例を申しますと、青森県や千葉県佐倉市、これがファシリティマネジメントというものを導入している町であるんですけれども、この町が導入して何が起きているかといいますと、ファシリティマネジメント部門というものを導入し、そして学校耐震化の際に新しい建物をつくらうと、学校を一度取り壊して新しいものをつくらうとしたときに、そのファシリティマネジメントの中で動産管理、不動産管理をしていった中で、それは建てかえるよりも減築工法を

使ったほうが安く上がるんじゃないかという視点に立ったわけです。これは既存の自治体、多くの自治体では教育部門と首長部門と分かれておりますので、横串を刺したような形で、なかなか割り込んでいく、こういったほうがいいんじゃないかという手法を提案できる場というのは少ないと思うんですけれども、この佐倉市、それから青森県では、そういった部門を設置して、ファシリティマネジメント、施設管理をどのように行っていくかというのを行っておりました。そこで運用されているシステムというのが建築保全センターのBIMMSというシステムを導入されているようであります。このシステムを使って、数値を入力していくことで我が町のデータがとられ、そしてそのBIMMSを導入されている類似団体ともベンチマーキングができて、どちらが有効に利用されているか、もちろん違う町ですから、使用方法は違うかもしれませんが、別の町と同規模の建物、同規模の自治体と比べることができる、これによって実務者たちは、なぜあの町ではこんなにコストが安く済んでいるのに津和野町ではこんなに高いのかという、コスト意識が生まれてくる。そこで意識改革が始まっていくのではないかなと思っております。

そこで、このBIMMSを導入することによって、まず簡単な施設白書がアウトプットすることで出てくると。そこで、まず財産管理台帳のデータ化という進め方も今されているという言葉でありますけれども、この建築保全センターのBIMMSを導入することで、ファシリティマネジメント部門を置かずとも、まずは施設管理、施設白書の作成ができるのではないかなと思っておりますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 今、議員おっしゃいましたBIMMSについて、ちょっと私のほうで内容を把握しておりませんので、貴重な御提言とさせていただきます、今後ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） では、先ほど申しました業務継続計画についてでございますけれども、そういった施設を把握していく中で、例えば、本当に例えばの話ですけれども、庁舎がもしなくなった場合、このたびは庁舎がありましたので、災害対策本部がこの町にもありまして、何とか支援が、復旧が進められているわけですが、もしもこういった災害が庁舎を襲った場合、全ての記録や機械、流されてしまったりですとか、破壊されてしまうと、この住民を救っていくという、リーダーシップの役割を持つこの役場がなくなってしまうと、それこそ不安に陥るというのは当然だと思っております。

それから、このたび津和野町の災害というのも、本当に初めての経験のようなひどい災害ではありましたが、先ほどの議員もおっしゃいましたように、このたび京都でも同様の災害が発生しております。今後、何十年か先に起きる災害ではなく、もしかすると年内にも、また来年も起こるかもしれない、そういった災害だと皆思っているのではな

いでしょうか。そういった中において、地域防災計画というのは、確かに重要でありますし、これはきちっと訓練していただかなければいけない、何か起きてもこの地域防災計画というのは把握しておかなければいけないことだと、重々私も認識させられました。しかし一方で、地域防災計画が求める内容というものは、あくまで住民の命や財産であります。私が求めている業務継続計画というのは、それでも業務を続けていかなければいけない役場の業務があります。応急的な業務、そして日々、日常的な業務、これを続けていく上で、この計画を策定するもとの背景というのは東日本大震災の発生からではありますけれども、こういった豪雨、もしくは地震、火災、そういった場合においてもこの業務継続体制、業務継続計画というのは策定しておく必要があるのではないかと感じております。この業務継続計画、ぜひ、現時点では別段応急に対策をとらなければいけないことがあると思いますけれども、時期がありましたら、この業務継続計画を策定すべきと思いますが、計画についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 先ほど町長が答弁しましたように、この業務継続計画につきましては、今回の災害を機に検証してまいりたいと思います。

今、県内では、島根県が今年度、25年度末までには計画していくという情報を得ております。県内各市町につきましては、まだ計画されたところはまだございませんので、うちはこのたびの災害を契機に検討はしてまいりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） ぜひ検討はしていただきたいわけなんですけれども、その中で業務継続計画においても、PRE戦略、ファシリティマネジメントといった言葉の中に、業務継続計画が中に含まれているんです。業務継続計画がなぜできるかといいますと、施設白書やほかの施設がどのような状況にあって、どういった対策が打てるかという、施設白書あつてのものだと僕は思っております。そして耐震化という言葉がありますが、耐震化をすればその建物が大丈夫だという定義ではないそうです。耐震化というのは、あくまでも、どれだけの時間でもって避難できるかという時間稼ぎのものであります。絶対に大丈夫だという建物は無いそうです。そういった意味を込めて、津和野町のあらゆる施設、どういった施設が使えて、使えないのか、ぱっと今この時期に、この時間に災害が起きた場合、どこに移動するのがベストなのか、それを書き出ししておくこと、これが重要だと思いますので、ぜひともPDCAサイクルを含めて、PRE戦略、ファシリティマネジメント、この検証をしていただければと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

森林資源のサプライチェーンの構築についてであります。これは以前からの質問の継続にもなるわけなんです、木質バイオマス調査検討事業として協議会を立ち上げられ

たというふうにお伺いをしております。そこで、現在この協議会の進捗状況をまずお伺いをいたします。

次に、木材のサプライチェーンを構築するためには、高津川流域の森林資源の把握と森林経営計画の策定がまずは必要であると考えますが、現在の課題は何かお伺いをいたします。

次に、津和野町を含めた益田広域で人的・財政的支援を講じていくべきと考えるが、その所見をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、森林資源のサプライチェーン構築に関する御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず一つ目でありまして、木質バイオマス調査検討事業として協議会を立ち上げたということでありまして、ことし7月10日に高津川流域木質バイオマス活用調査検討協議会の設立総会を開催しております。その後、木質バイオマス発電プラントを持つ会社4社を町職員が7月25・26日に訪問しており、今月10日に幹事会を開催して会社訪問の報告と今後の調査検討について協議しております。

この協議会で検討している内容は、木質バイオマスを使った発電技術が主になっていますが、現在、松江や江津で計画されている大型発電所ではなく、木質バイオマスをより効率よく活用するための木質バイオマスガス化発電の可能性について調査検討しております。

会社訪問の報告によりますと、国内でも稼働が開始されたプラントもあり、ガス化発電が今後発展する可能性が高いと見ておりますが、協議会ではプラントを持つ各社にプレゼンテーションを依頼して、詳しく調査することにしております。

二つ目の御質問でありまして、資源量の把握は、現在は森林簿により樹種別面積、林齢をもとにして標準的な木材蓄積量、年間成長量を推計したものを使用しておりますが、実際の蓄積量や年間成長量よりも少な目に計算されていると思われまして。

この数値をより正確に把握する方法として、8番議員の答弁で申しました航空レーザー測量が有効と思われまして、町内だけではなく流域全体、あるいは県全体で整備していただくよう働きかけたいと考えております。

また、森林施業の補助金制度が改正されたことにより、基本的には森林経営計画が未策定な場合、補助金制度の適用ができない状況となりました。本町における森林経営計画は、島根県の県行分収造林、島根県林業公社の分収林のほか、町が管理する町有林と町行分収造林の行政関係の公有林は計画策定されておりますが、その他の民有林についてははまだ1カ所、約55ヘクタールの計画があるのみで、計画策定が進んでおりません。

現在、高津川森林組合では、森林整備地域活動支援交付金を活用して経営計画の策定を進めておりますが、流域全体に呼びかけるため、組合員宛てに「森林経営計画への参

加のお願い」の文書を発送し、森林所有者の理解を得て計画策定を進めるよう努力されております。

木質バイオマス発電に取り組むには、森林経営計画が策定された森林からの搬出が条件となるため、森林経営計画策定が不可欠になりますが、現在の森林組合職員だけで策定箇所をふやすことには限界があります。

町といたしましては、森林組合や県と連携して、広範囲の森林経営計画が策定できる体制づくりを急ぎたいと考えております。

三つ目の御質問であります。森林経営計画を策定するための対策としては、益田広域旧7市町村にそれぞれ2名体制の班が必要と言われておりますが、森林に詳しい森林組合職員と連携した体制づくりが実現するよう、広域の財政支援や市町負担も必要と考えます。

森林組合が主体となって班構成を提案されることを望んでおりますが、町としても積極的に推進されるよう要請していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず1点目の質問の中ですが、国内でも稼働が開始されたプラントでもあるガス化発電が今後発展する可能性が高いという所見でありますけれども、この可能性が高いと思われる理由をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町長の答弁にもありましたように、これまでの木質バイオマスの発電所は、水を蒸気にしてタービンを回して発電する方法が主流でありました。この方式で採算が合う規模が5,000キロワット以上と言われておりまして、江津市では1万2,000キロワット、松江では6,000キロワットという規模の発電所の計画が出ております。ただ、6,000キロワットを発電するために年間7万トンから8万トンの木材が必要となってきて、この木材を供給するだけでも大変なことになると。この高津川流域で使える木材がいきなり7万トン、8万トンの搬出は無理だということもあり、ガス化発電では、1,000キロワットからペイできるというふうに言われておりまして、小型、小型といいますか、発電量を抑えてもペイできるプラントがガス化発電ということで注目しております。大体1,000キロワットで1万トンから1万2,000トン必要とするわけですが、ガス化発電のメリットはもう一つ、発電するだけではなくて、エンジンを回すことによって排出される排気ガスを活用することができる。それからエンジンを冷やすための水、これがお湯になるわけですが、そのお湯を利用すると。そういったものを有利に活用することによって、木材が持つエネルギーを50%から70%活用できるのではないかと考えておるのがガス化発電でありまして、その辺でガス化発電について注目しているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 今、こういった災害の状況下で、この質問をするのもどうかと私は思っていたんですが、しかしながら、先ほど同僚議員の質問の中でもありましたように、航測、空での測量をするという技術もたまたまあったと。たまたまといいますか、その津和野町を撮影していただいている。そしてまたこのたび多くの残土が出てきている問題もあります、流木がものすごいところに、いろいろなところに出てきております。こういった流木なんかは、私の素人から考えてみますと、どっかの発電所で燃やせないのかなとか思ったりもするんですが、なかなか流木の後片付けというのも進んでいないというのも状況であります。津和野町のこのたびの災害で見えますと、多くの針葉樹の山というのが崩れているのではないかと。やはりこの津和野の川も怖かったんですが、中にもやっぱり山も怖かったというのが印象的なものでありました。この町のおよそ80%以上を占める森林率、これをきちんと管理していかなければ、雨もそうですけれども、山も治山もしていかなければ、こういった災害になるかわからない。そういった意味においては、山を管理していくという手法は今後も継続して進めていかなければならないと思います。

そこで、現在まだ約55ヘクタール、その民有林については55ヘクタールの計画があるということでもあります。これは津和野町のみならず、先ほど答弁でもありましたように、この益美鹿と言われているこの高津川流域を含めて取り組んでいかなければならないところだと思っております。

そこで最後に町長にお伺いしますが、この取り組みについて、こういった災害の状況ではありますけれども、これからもどんどん進めていただきたいという私の思いもありますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 最初に答弁をさせていただいたとおりでありまして、実現に向けて現在検討しております。進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、川田剛君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午後0時06分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序4、4番、竹内志津子君。

○議員（4番 竹内志津子君） 議席番号4番、竹内志津子でございます。

通告に従って、質問したいと思います。

このたびの豪雨災害で被災された皆様には、大変な御苦勞をされていることと思います。心よりお見舞いを申し上げます。

前段の議員が、広い立場で全般的な質問をされましたので、私は今回の質問は、被災された皆様が、一日も早く通常の暮らしに戻れるようなことを願って、町の取り組みを中心に質問したいと思っております。

1項目めは、豪雨災害についてです。

初めは、復旧・復興についてお尋ねします。

復旧工事については、現在査定中かと思いますが、査定が終わってまず最初に手をつけるのは、どのような工事でしょうか。それは、一日も早く復旧させないと、次の集中豪雨に見舞われたときに、さらに大きな災害に至る可能性があるところだと判断されて、計画を立てられるのではないかと思います。あの豪雨災害以来、激しく雨が降るたびに、また名賀の方たち、木部の方たち、本当にもっともっとひどい災害に見舞われるのではないかというふうな不安を、いつも抱いておられるのではないかなというふうに思います。次の災害に遭うことのないよう、できるだけ早く、災害復旧に取り組まなければならないのではないかと思います。

全体的な計画は、既に立てられているのでしょうか。また、住民の皆さんのなりわいをもとに戻すために、農業、林業、観光業などの復興計画も立てなければならないのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

次ですが、相談窓口についてです。

被災者が、一日も早く生活再建できるようにするために支援する相談窓口が必要ですが、町民への窓口設置のお知らせが、1カ月以上もたった9月10日過ぎになりました。被災者の中には、直後の暮らしをどうすればよいか、途方に暮れた方もおられたと思います。町職員が、被災者の救援、救出や、応急の復旧に昼夜を問わず当たられたことは承知していますし、皆さん、本当に一生懸命に取り組まれたことに敬意を表したいと思います。ただ、被災者が相談に行く窓口が、早急に設置されるべきだったのではないかと思います。

窓口開設がおくれた一番の原因は何だったのでしょうか。8月23日からの豪雨災害に見舞われた浜田市や江津市では、すぐに開設されたようです。江津市では、6日後の8月29日から対応されたというような情報も得ております。個々には職員の方が相談に当たられ、既にいろいろな対策を講じておられ、例えば、住宅の改修に既に入っておられるところとか、そういうところがありますけども、いまだに、どうしたらいいものかと不安に思っておられる方もいらっしゃるのではないかというふうに思います。

三つ目は、相談内容に対する体制についてです。

総合窓口は健康福祉課ですが、内容によっては他の課への取り次ぎが必要になってきます。それぞれの課が、すぐに対応できるように、担当者を決めて準備をしているので

しょうか。例えば、住宅の被害を受けた方など、被害認定を受ける必要も出てきますが、そういうこともスムーズに進められるように体制が整っているのでしょうか。

四つ目ですが、被災者に対して、国や県の支援金の支給等がなされますが、個人の負担ができるだけ少なくなるように、町単独の支援も必要です。今議会にも、町単独で支援ができるよう、条例の制定が提案されていますし、補正予算にもさまざまな支援が上程されています。従来の支援制度と、今回新たに提案されている制度を説明していただきたいと思います。

五つ目ですが、生活の再建を支援する各種の制度や、各種税、使用料の猶予制度や減免制度、教育関係の支援制度、農林業、商工業関係の融資制度などを紹介する文書、7月28日豪雨における被災者支援に関する各種制度についてのお知らせが、各戸に配られると聞いておりますが、まだ手元に届いてない地域もあるようです。これは、各戸に配られるということは確かなのでしょうか。関係した地域だけでなく、やはり、知人、親戚等の相談を受けたりというようなことで、各戸に配られる必要があるというふうに思います。

私は、この一覧表は見せていただいたわけですが、コンパクトに1枚のペーパーにまとめられている点は、大変よいと思います。しかし、支援を受けられる方にとって、条件や金額、融資の場合の限度額とか返済期間等、もう少し具体的な内容が書き込まれていれば、検討しやすいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上、災害に関して5点、御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、竹内議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります、議員御質問の復旧復興の計画案は作成をしておりますが、災害復旧の基本は原形復旧であり、もとの姿に戻すべく8月26日付で、建設課内に災害復旧推進室を新設いたしました。また、原形復旧だけでは不十分である場合には、改良復旧も視野に入れ、対応策を検討しております。

今回の被害が甚大であり、さまざまな要望があることは承知をしておりますが、事業の採択についても査定はこれからという段階のため、県及び町の復旧工事の発注につきましては、今しばらく時間をいただきますようお願いをいたします。一日も早い復旧に努力をしておりますが、定められた査定ルール等から考えますと、現在の計画では、工事発注は12月以降となる見込みでございます。

なお、住家の裏山に亀裂が入っている箇所については、緊急に工事をする必要もあり、町単独予算により、土砂の除去や整地ができる補助制度を創設しており、対応しております。

続いての、二つ目の御質問でありますけれども、本町におきましては、被災者の皆様が、各種支援制度を最大限に活用しながら復興に向け取り組みができるよう、被災者支

援に関する各種制度について、お知らせをするとともに、健康福祉課をその総合窓口として、お問い合わせに係る各課との連絡調整に当たる対応をとっているところでございます。

災害発生後から、避難所や被災地へ出向いて、個別の要請やお問い合わせにはお答えをするとともに、被害状況を見ながら、町単独の支援制度を創設するなど、可能な限りきめ細やかな対応を行ってまいりましたが、総合窓口という部門を設置して、このたびの災害により、被害を受けられた方々に広く周知する対応は、萩市の対応等と比較をすると、早いものとは言えなかったと認識をしております。

相談に来られる被災者の皆様に安心していただく対応をとるためには、的確なお答えをする必要があります。さまざまな支援制度も、全体の災害規模などの把握が必要なものもあるため、きめ細かい被災者支援の検討に時間をかけた結果であることも、その要因であります。このたびの大災害を教訓に、今後、よりの確な対応がとれるように検討を行うとともに、これまで以上の丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。総合窓口を設置した目的といたしましては、被災者の方々への一体的な支援を的確に実施していくこと、また、被災者には高齢者が多い状況等に鑑み、さまざまな支援制度について、被災者の方々の理解向上に努めるべく、包括的で親身な対応を行うことの必要性等が挙げられます。

議員御指摘のとおり、支援策には公的なものから民間のものまで多種多様なものがありますので、現実には総合窓口で、その全てを理解して一手に取り扱うことは不可能と思われれます。

総合窓口として、健康福祉課を被災者支援対策の中心と定め、今回作成しました支援のチラシと合わせて、各種制度の概要について、取りまとめた資料等を別途作成しており、被災者の方からのお問い合わせに対して、制度の概要までのところは総合窓口で説明が可能となるよう配慮した上で、制度の詳細が求められる場合にはスムーズに係関係部署につないでいくという2段階の機能をもって、支援に当たりたい考えでございます。

4つ目の御質問であります。町単独の支援策につきましては、これまで火災時に被災された方に対して実施していた町の災害見舞金制度を条例に格上げし、自然災害等についても、幅広い対応と迅速な支給を可能とする条例案を、今議会に提出をしております。

また、このほかにも、島根県当局と歩調を合わせた災害援護資金における利子補給制度の創設、税金等の減免による支援、補助金制度の創設による支援等についても予定をしております。

5つ目の御質問であります。パンフレット等の配布につきましては、全員協議会でも御説明を申し上げたとおりであり、支援策を取りまとめたチラシを既に配布をしております。

このチラシについては、広く町民の皆様に支援策が周知されることを目的としており、全戸への囑託配布に加え、ホームページへの掲載、役場庁舎窓口や公民館窓口での設置、町内金融機関への設置協力依頼等も実施をしております。なお、高齢者の方への理解促進の観点から、民生児童委員への協力依頼も実施をしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 被災者支援に関しては、町当局が本当に親切な対応を今までにもってきておられるということとか、それからいろいろな支援の中身についても配慮をしておられるということに対しては、本当に敬意を表したいと思いますが、国、県につきましても、まだまだ支援というのは本当に十分ではないと思われまして、被災者の負担が本当になくなることを考えていかなければならないのではないかなというふうに思います。

具体的な質問に入りますけども、生活再建支援について、住宅被害の認定をする場合、平成16年10月28日付で内閣府政策統括官の、これは防災担当の方のようですが、そこから各都道府県知事と財団法人都道府県会館理事長宛に出された「浸水等による住宅被害の認定について」という文章がありますが、これによりますと、「特に床上浸水等の被害に係る住宅の被害認定に当たっては、以下の点に留意し、床上浸水等の被害の状況に応じ、被災者生活再建支援法を積極的に活用されたい」として、例えばこういうのがあります。

「床材、壁材——壁ですね、それから——、断熱材などの建材は、一度浸水すると本来の機能を損失し、または通常求められる住居の快適性を著しく阻害する場合があります。このため被害認定に当たっては、以下の点について留意が必要である。具体的には各建材について、以下のとおり取り扱い願いたい」というふうにあります。まず最初に挙げてあるのが、「浸水により畳が吸水し膨張した場合には、床の損傷として取り扱うものであること」。今回の災害でも、ほんとに畳が全くだめになったというお宅も、かなりあるようです。こういう場合、床の損傷と見ると。

それから、「浸水により合成樹脂系床材が汚損や剥離した場合には、床の損傷として取り扱うものであること」。次、「浸水により、床の下地の材等、下地材——下地の材料ですね——が吸水膨張等した場合には、床の損傷として取り扱うもの」。以下、床の損傷として取り扱うものとして、「階段の床板等が汚損や浮きが生じた場合」、それから「フローリング材の層の間、層間剥離、浮き上がり等した場合」というのが床の損傷として取り扱うというふうになっています。

それから、「壁と壁の全面が膨張している場合について、内壁全面の損傷として扱う」とか「外壁損傷として扱う」という例が、「浸水の水位が低位であっても、壁内部のパネルや断熱材の吸水により、壁の全面が膨張している場合には、内壁全面の損傷として取り扱う」。それから、「外壁のモルタルやタイル等の、仕上げ壁の汚損や剥離等の場

合は、外壁の損傷として取り扱う」というような、細かい被害認定の仕方についてあります。

この内閣府から出されたものでは、「浸水等による住宅被害の認定する上に当たって、被災者生活再建支援法の積極的な活用」というふうにありますので、本当にこう、画一的な認定ではなくて、できるだけ被災者の負担が少なくなるような配慮をした認定が必要ではないかなというふうに思います。

その認定によっては、単なる半壊ではなくて大規模半壊という認定になったり、それから、大規模半壊ではなくて全壊と認定するというようなことも、ケースも出てくるのではないかと思いますので、そういう生活再建支援法を積極的に活用して、認定をしていただきたいと思います。既に、認定も終わってるところが多いと思いますけど、これから、家を直すかどうか検討されるところもあるようですので、そのように応じていただきたいというふうに思います。

それから、災害復旧は原形復旧が原則と聞いているんですけども、先ほどの御答弁にもありましたが、特に河川や道路等の復旧は原形復旧ではまた同じような災害に見舞われる、さらに大きな災害が災害を呼ぶということもありますので、復旧したことが無駄にならないように改良復旧することが大切です。県や国へそのような要望をして、効果的な復旧ができるようにすべきではないでしょうか。私が言うまでもなく、そのことは十分に考えてはいらっしゃるのではないかなというふうに思います。

それから、小災害への取り組みなんですけども、今までやはり津和野地区の災害が大きかったために、やはり職員の方の目も、津和野地区に集中されるような感じがありまして、例えば、私の近くのほうでも、田んぼからの水路が壊れて、実際その水路が壊れているところは田んぼではないんですけども、雑種地になっておりますけども、それが壊れていきますと、下のほうの集落に影響が出てくるというようなところがありますし、それから、小さい川の土手が崩れて、そこはいつも少し多い目の雨が降りますと、いつもその土手を越えて遊水地になってしまうんです。雑種地ではあるんですが、その一部を借りて畑を耕しておられる方もあって、たびたびせっかくつくった作物がだめになったというふうに言っておられるんですが、今回は水量が多かったために土手が崩れて、それから8月23日の豪雨によって、さらにそれが崩れて、その崩れた土砂が川の真ん中に堆積してしまっているというような状況もあります。

その津和野の災害が、本当に津和野地区の災害が、特に名賀とか木部の災害が大きいために、こちらのほうの小災害は、いつになったら手をつけていただけるのだろうかというような不安も、正直いってあります。この点については、どのように考えておられるのでしょうか。お伺いします。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 災害被災者に係る住宅の被害認定につきましては、私どももこういう被害というのは、経験がしたことがない被害でございました。その

ような中で、近隣市町村に福島災害に支援に行かれた方がおられて、その人の資料に基づきまして、災害認定という業務を行ってまいりました。当然、議員御指摘のように、内閣府の災害被害住宅支援認定業務という要綱に従いまして、当然被害認定は行っております。

そのような中で、認定の業務としましては、基礎部分、外壁部分、屋根部分、柱部分、耐火壁、天井、内壁、建具、床、それから設備と、この10項目を5段階評価というような状況でしております。当然、議員御指摘のように、小さい被害でも見過ごすことなく、最大限に被害状況を把握するように、被害認定に努めてまいりました。以上です。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 災害復旧の関係でございます。

基本的には今、原形復旧というのが基本になっておられて、国の要綱上でいいますと、改良復旧、これまでの川幅を広げる、道路の幅員を広げるというのは、その路線上なり河川の延長の50%以上を超えた場合に改良復旧が可能というふうな現在要綱になっておられて、そのあたりのところで、今回の災害を見ますと、名賀川については改良復旧というふうな方向で今話が進んでおられて、これは県の一級河川でございますので、そのあたりで今対応できないかという検討に入っております。

ただし、町長も申しましたように、事業が採択になるかどうか、まだ査定が、終わっておりません。今月9月30日から10月4日に査定がありまして、一応決まるということもあり、それと、県の名賀川については、事業規模が大きいということで、10月の末の週で査定があるということで、そのあたりが決まってまいらなかなというふうに思っておるところでございます。

基本的に今の段階では、国の要綱に従って対応するというところで、改良復旧を望まれる方も多くおられるのですが、なかなかそのようになっていないという状況もございます。

次に、河川等の小災害の対応についてであります。公共事業の場合、採択基準が60万以上というふうなことになっておられて、100メートル以内に災害箇所が複数あって、60万円を超えればよいというふうなことになっておられて、その辺のところでは、漏れたものについては、今とにかく災害査定を受けん限りに前に進めんという状況でございます。町の災害査定が10月4日に終わりますので、その後、小災害についても対応してかんとやれんというふうな状況もあります。

ただ、8月24日に降りました豪雨の関係で、また、河川なり道路の関係で、30カ所程度被害が起きておられて、その辺もあって、本来でいえば小災害に移りたかたんであります。その対応もしないといけない。また、査定の準備もせんといけんというふうなことで、今いつからということがなかなか言えない状況でございます。今しばらくお待ちをいただいたらというふうにお答えする以外にないという状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 支援についての中身ですが、御答弁によりますと、「災害援護資金における利子補給制度の創設、税金等の減免による支援、補助金制度の創設による支援等についても予定しているところでございます」というふうにありますけども、これは具体的にどのようなものを予定しておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、とりあえずそれをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 災害援護資金の関係につきましては、被災を受けられた方々が、国が3分の2、それから県が3分の1の貸付等を実施されますけども、それにつきましてはの貸付利子におきまして、県と町と3%なんでございますが、それを、利子補給という形で対応すると、無利子対応ということでございまして、そういった措置。

それから、税金等の減免ですけども、町税初め、国保、介護、後期高齢とそういったところで、減免の対応を考えております。これにつきましては、被害の状況によりますので、全てということではありませんけども。

それから、災害の起きました、7月28日が災害がありましたけども、その後31日に納付期限が来とるものにつきましての督促状等ですけども、これにつきましては、本来であれば8月に督促状を出すんでありますが、このたびの専決事項にもありましたけども、ひと月おくれの9月の段階で処理をするというようなことも実施しております。以上、いろいろありますけども、代表的なものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私たち共産党では、県議さん、それから国会議員さんにも調査に入ってもらって、私も一緒に歩きましたけども、さまざまな被害者の要望、被災者の要望等聞きながら、それを県なり国なりへ要望書として出しております。そういういろんな立場からの要望を出すことによって、国、県の支援が、今からも、さらにこう進みますように思いますので、町のほうもこれからもさらにこの要望がまた出てきた場合に、それをいろんなところへ上げていただくという、そういう御努力もお願いしたいと思います。以上で災害関係については終わります。

次は、欠陥校舎についてです。

欠陥校舎って何か変な題になりましたけども、これ青原小学校の校舎についてでございます。耐震補強工事に入って、初めて建設当時に欠陥工事が行われていたということが判明したということなんですけども、これまで全員協議会などで、耐震診断のときにどうしてわからなかったのかとか、耐震補強設計委託料や既に手をつけられた耐震工事の一部に係る経費等が、無駄遣いになったのではないかと等々、さまざまな疑問点に対する答

弁も行われております。しかし、私は根本のところの疑問が解決できていないのではな
いかなというふうに思います。

これは、町民の皆様からも、いろいろお聞きしているところではあります。47年も
前に建てられた校舎で、20年という時効が成立しているので、設計会社や施工した会
社の責任は問えないし、会社名を公表すれば名誉毀損で訴えられる可能性もあるとい
うことでした。

時効が成立しているとしても、欠陥校舎で長期にわたり児童が危険にさらされながら
勉強していたことを考えれば、このまま何事もなかったということにしてはならないと
考えます。中国の四川地震で、手抜き工事の校舎が倒壊し、多くの児童が犠牲になっ
たことが思い出されます。幸いにもそういうことがないままに、40数年が経過し、そし
て、たまたま耐震工事にかかった中で見つかったということで、児童にはほんとに被害
がなくて幸いだったというふうに思います。

なぜこのような欠陥工事が行われたのか、欠陥工事が行われていたことが、なぜ見過
ごされてしまったのか、究明する調査は行われたのでしょうか。今後、町の建物を建設
する際に、今回のことを教訓にして生かすべきです。建設過程でのチェック体制がきち
んとしていることが大切です。

関係の資格を持った職員を採用したり、現に在職してる職員で関係業務の経験のある
職員に資格を取らせるなどして、有資格者を配置すべきであると考えます。建設、土木
関係の資格などは、今回の災害時にも大いにその力を発揮できるのではないかと考えま
す。具体的に、どのような計画があるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、青原小学校の校舎に関する御質問につきまして
お答えさせていただきます。

青原小学校校舎は、昭和41年3月に建築面積1,520平米、鉄筋コンクリート造
り3階建て、その内給食棟53平米は鉄骨造りで建設されております。

設計監理の委託業者は、当時の設計図面から町外の設計会社であることはわかってお
ります。工事の請負業者につきましては、契約書などの書類がなく不明でありましたが、
先般、建設会社の名称がわかったところでございます。

しかしながら、建設時から既に47年経過しており、当時の町の担当者も含め、関係
者から事情を確認することは困難であると考えております。

欠陥工事がなぜ行われたのかにつきましては、あくまでも推測でございしますが、施工
ミスによりサッシの窓枠が設置できなかったために、はりを削って設置したのではない
かと考えております。また、欠陥箇所が天井とサッシの窓枠で隠れており、今回の工事
までに天井を取り外すことがなかったために、現在まで見つけることができなかつたと
考えられます。

また、このことにつきましては、益田市の弁護士法人に相談に伺っております。相談をいたしました結果につきましては、以下の通りでございます。

1点目、瑕疵担保責任は契約書に記載のほかは、引き渡しを受けてから木造で5年、鉄筋コンクリート造りで10年でございます。青原小学校校舎は、昭和41年の建設であり、既に時効となっております。

2点目の不法行為に関しましては、不法行為をしたときから3年、または不法行為時から20年経過後時効となります。今回は、不法行為時から20年経過についての規定が優先されますので、時効が成立しております。どの法律構成から考えましても、当時の業者に責任を追及することは困難であるとのことでございました。

以上のことから、当時の設計監理業者及び工事請負業者の責任を追及することは困難であると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、二つ目の御質問については私のほうからお答えをさせていただきます。

町が発注する建築工事につきましては、設計を担当した会社と設計監理委託を行い、建築主である町の立場に立って、工事が設計図書どおりに実施されているかどうかを確認することが一般的です。今回発覚したような事態につきましては、昭和40年代という古いケースであり、設計監理等がなされていたかは判明しておりませんが、誠に遺憾に思っているところでございます。

今回は非常にまれなケースであると考えますが、現実としてこうした事態が発生していることを踏まえ、御指摘のとおり、チェック体制を再検証する必要があると思っております。

もともと、このたびの事件が発覚する以前から、建築関係に精通した職員の採用、育成の意義を認めておりましたが、定員管理計画を遂行する責任もあり、実現できておりませんでした。

こうした中、本年4月には、国交省、文科省、農水省合同による歴史的風致維持向上計画が認定され、さらには先日、文化庁より重要伝統建造物群保存地区の選定が正式になされたところでございます。これらの計画認定は、町にとっては大変に名誉なことであると同時に、計画を確実に実行していく責任も生じていることから、そのために、建築技師の採用を本年度において決定し、来年の新規採用に合わせ、募集を行ったところであります。こうした対応をとりながら、チェック体制の強化にもつなげてまいりたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 青原小学校の建築については、もう時効も成立しているということで、私は責任を追及しなさい、してくださいと言っているわけではありません。責任を追及ではなくて、その施工会社がわかったり、それから設計の会社が

わかっているのならば、その当時にかかわった人たちが何人かはまだいらっしやと思うんですが、そういう方たちの話を聞いたりしながら、どうしてそういう工事が行われたかとか、なぜそれが、これは町当局にもかかわることなんです、町の当局としてその担当者が、きちっとチェックしていなかったということもありますが、そういうチェック体制等がどうなっていたのかというようなことを、調査をして明らかにすべきではないかなというふうに思います。

このような曖昧模糊とした感じでことが終わってしまい、新しい校舎が建つということは、青原地区の人たちにとっても、本当に何か心から喜べないというかそういうような感じもしますので、できるだけ御努力いただいて、これを解明していただきたいというふうに思います。

それから、設計監理業者とか施工業者、それから役場の職員による監督員ですか、そういうようなもの、それから工事請負金額、着工完成年月日、竣工検査調書、設計図等、建設にかかわる図書について保存期間は何年なのでしょう。建物が存在している限り、保存されなければならないのではないかなというふうに思います。そういう証拠になるものがあれば、欠陥工事が行われた原因や見過ごされた原因がわかるのではないかなというふうに思います。

それから、こういうことが今後起こらないように、監理監督を徹底する体制を町のほうにもとっていく必要があるのではないかなと思いますし、重要な図書類の保存規則をつくっていくことが必要ではないかなというふうに思います。今後、公共施設の管理をしていく上でも必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） まず、事情を解明してほしいということでございますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、すでに47年経過しておりますので、関係者から事情を確認することは困難であると考えております。

それから、書類の保存につきましては、建物があるものにつきましては、本来保存してなければいけないんですけれども、こちらにつきましても書類等々がない現状でございます。本来であればあるべきものがないという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、先ほど教育長が申し上げたこととも重複してまいりましてけれども、今回の関係すると考えられる設計等、監理等請け負われた業者さん、それからこちらについては、それからもう一つ、実際に建築事業を、工事を請け負われた業者さん。これらにつきまして特に建築の工事をされた業者さんについては、会社そのものが存在をしておられないということ。それから設計監理のほうは、名称は変わっておりますけれども、当時の経営者と人員のほうも変わっておられるということでありまして、そうした方々ももうお亡くなりになられたということです。お亡くな

りにもなられているということでもありますから、そうしたその実際に聞き取りをする相手がないというのが実情だというような状況でございます。

それから文書につきましても、本来ならばそういうふうに残っておらなければならぬものでありますが、昭和40年のころから、また途中合併も挟んだという中で、今回現実的にその文書も存在をしていないという事実でありまして、こうした事実を一つ一つ踏まえた中で、なかなかそれ以上踏み込んでの調査というものが、非常に難しい状況にもなっているというところでもあります。

ただ、一つ糸口としては、その当時の町の職員、これがどういうものが担当しておったのかということ。その方が、実際今残っておられるのか、これももう47年前で、当時もし仮に早くして課長になられておったとしても、もう90近いお年になっておられますから、そうしたところいらっしゃるかどうかもまだわからない状況ではありますが、そうしたところは少しさらに調査をしてみたいというふうには思っておりますけれども、なかなか今、現実としてはそういうふうには、これを最終的に原因等を究明していくところが難しくなっている実情だということ、御理解をいただければというふうにも思っております。

今後については、やはり、文書の管理の問題とか、こういうことはこれからについては、この小学校の問題については、こういう状況ではありますが、これからについてはそういうことが決してあってはいけませんので、もう1回この文書管理の問題というのはしっかり徹底をしてやっていきたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） こういうことが起こったということは、その町当局に対する町民の不信感につながるのだと思います。そういうことで、私本当に徹底究明が必要ではないかなというふうに考えたわけですが、その調査が難しいということ、できればその難しさの中でもがんばって追求してほしいというふうに私は考えていたんですけども、これは私だけの思いではなくて、やはり町民の全体の思いではないかなというふうに思います。今回の災害についてもですけども、やはり町の職員の方がどれだけ真剣に町政に携わっておられるかという、そういう姿をやはり町民は見たいというふうに思っております。

そういう面で、今からその文書管理とか、それからいろんな建物の管理とか、そういうようなこと、それからさらに今回の災害に対する対応等、今も一生懸命取り組んでおられることは十分承知しておりますが、さらにさらに、やはり町民の信頼が得られるような、そういう取り組みをしていただきたいというふうな思いで、今回の質問をさせていただきました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、4番、竹内志津子君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後２時まで休憩いたします。

午後１時４９分休憩

.....

午後２時００分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序５、３番、板垣敬司君。

○議員（３番 板垣 敬司君） 一般質問に先立ちまして、７月２８日に発生しました豪雨災害被災地の一人として、一言御礼を申し上げます。いただいたもろもろの資料の中では、山口県、島根県の県境、十種ヶ峰を取り囲むようにして発生した豪雨は、私の住む名賀地区の２４時間降雨量は３８１ミリという島根県内で観測史上最大、そして隣接する山口市の１時間当たりの降雨量１４３ミリは観測史上全国で１１番目という記録づくめの豪雨となりました。住宅の全壊２棟、床上浸水１８棟、床下浸水９３棟、行方不明者１名、町内１６地区１，８５９世帯４，１６５人に避難勧告が発令されました。停電や断水のほか、土石流や護岸の決壊、農地の冠水、道路の流出、路肩崩壊等によって、名賀地区を初め、３地区２１５人が孤立する甚大な被害となったと聞いております。

最近では、８月２４日にも、西部、浜田・江津市にも、記録的な豪雨災害が発生しました。このような背景から気象庁は、５０年に一度というようにないまだ経験したことのないような気象災害に対して、特別警報を８月３０日から運用すると発表いたしました。折しも、昨日、台風１８号が直撃いたしました京都・東海地方においては、これまた特別警報が発令され、避難勧告、避難指示等の非常事態となっております。

まさに、このような特別警報といえる今回の非常事態に対しまして、下森町長を本部長とする津和野町災害対策本部は、１００％までとはいえないものの、日ごろの成果を十分に発揮せられ、迅速かつ的確な対応で人的被害を最小限に抑え、私たち避難者に対する避難所での生活に対しましても、職員の昼夜を分かたずの対応、食事や健康管理など、きめ細かな配慮に感謝するところであります。避難所を去ってから、自宅に帰ってからも、共存病院の先生や保健師による健康相談、もろもろお世話になりました。そして本町初めとする全国各地から来られましたボランティアの皆様方にも、改めて、この場をかりて厚く感謝を申し上げる次第であります。

さて、いよいよ本題に入りたいと思いますが、たまたま、今回の一般質問の通告日は９月６日でしたが、その時点では、まだいただいておりませんでした。現在、津和野町が、７月２８日豪雨災害における被災者に支援に関する各種制度についてということで、全戸に配布をしていただいておりますが、このようなものが６日の時点ではありませんでしたので、今回、最初の質問といたしまして、復旧支援策について、町と

してどのような視点でもって具体的なことを検討されているか伺うという質問にいたしました。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 回答に先立ちまして、先ほどは、被災地の議員でもいらっしゃるその代表として、町に対してのお言葉をいただいたわけでもございます。本当に経験のない災害でありまして、十分な対応ということにはならなかった、これは当然の思いでありますけれども、それにもかかわらず、板垣議員にはこうして感謝の気持ちを述べていただいたということ、本当にありがたく思っているところでありまして、これまでの苦勞が報われた、そういう思いにも立っております。この言葉を聞いた職員全員が、大変に苦勞してきておりましたけれども、同じ思いであろうというふうに思っているところでありまして、改めまして、こちらからも御礼を申し上げたいと思います。

それでは、回答させていただきたいと思います。3番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

このたびの豪雨災害は、9月6日現在で1,247件、総額約100億円の大きな被害となりました。こうした中、政府からは、安倍総理を初め、防災担当大臣、農林水産大臣、国土交通大臣政務官など、多くの関係者に現地視察をいただき、異例といえる早さで激甚災害指定をいただいたことは、県知事を初め、県関係者にも、町と一緒に頑張って御努力をいただいたおかげと、この場をおかりして感謝を申し上げます。

現在におきましても、原形復旧、改良復旧を合わせ検討しながら、国、県、県内市町村、東京都文京区、ささつな自治体協議会加盟24自治体、土地改良関係団体、さらには、測量、設計コンサルタント会社等々、さまざまところから応援をいただき、一日も早い復興を成し遂げ、被災者を初め、住民の皆様がもとの生活に戻っていただけるよう、本町においても関係各部署において、昼夜はもとより休日もいとわず対応に当たっているところであり、今後においても、これだけの甚大な被災状況でございますので、まだまだ時間を要しますが、引き続き最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

お尋ねの支援策についてであります。町では、被災者の支援を一体的に進めるために、各種支援制度の総合窓口を健康福祉課に置きまして、被災者支援に関する各種制度を取りまとめ、御案内をしております。

具体的には被災後の経済・生活面での支援として、災害弔慰金・災害障害見舞金、津和野町災害見舞金、被災者生活再建支援制度、災害援護資金、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金制度による貸し付け、教科書の無償給付、小中学生の就学援助措置など、住まいの確保・再建のための支援として、町営住宅等の使用料免除、災害援護資金による貸付制度、耐震補強、バリアフリーリフォーム助成事業、罹災証明の発行、し尿の汲み取り助成、集落ごみ集積施設設置助成、水道未普及地域給水施設復旧助成など、農地・林地の小規模災害支援として、農地農業用施設小災害復旧事業補助金、林地等崩壊対策補

助金など、中小企業・自営業への支援金として、町個別商業包括的支援補助金特別被災対策支援事業、町緊急信用保証料補給金、町中小企業融資利子補給金対象融資の拡大、中小企業制度融資など、おおむね、以上のとおりでございますが、直接的に被害を受けた方々はもとより、観光等に対する影響を受けておられる商工業の皆様まで、被災の状況等により、幅広く、今後も、極力きめ細かい支援を行ってまいりたいと考えております。

述べました具体策それぞれについては、御質問に応じて、御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） ありがとうございます。このお知らせは、執行部の方は全員お持ちなんですか、ちょっと私は、個別に少しお伺いしたいなと思っておりますが、わかる範囲で結構でございますが、よろしく願いいたします。

確認というようなことにもなろうかと思いますが、9月6日ですか、受け付けを開始するというようなことで新聞紙上に掲載しておりましたが、全壊した家屋においては、再建資金として300万円を補助するとか、その被害割合に応じて、幾らか補助金として援助していこうというような記事が出ておまして、こういった相談も何件か受けておるわけでございますが、これの今の案件とこの被災者生活再建支援制度というのが、この上から3番目にありますが、このものと同等のものなのかどうか、お知らせいただきたいと思っております。

それから、町独自として、独自ではないかと思いますが、どこですか、裏側に町営住宅等の使用料の免除という項目がありますけども、これの災害対策基本法第2条に該当する災害ということですので、この災害対策基本法というのは、私はよく承知しておりますが、このたびのような、もちろん激甚災害になったものには、当然該当するのかなと思っておりますが、この辺について、これは町独自のじゃなくて、国の支援かなと思っておりますが、これは現在、町営住宅のほう、それとか県職員住宅を間借りしておられる、そういった方が何件かおられますけども、そのような方にも当然対象になるものと私は理解しておりますが、どうか、その辺について御回答いただきたいと思っております。

それと、前段の議員の質問の中にもありましたが、いわゆるその、山が崩れた部分で、町道もしくは県道、そういう道路以外、そして住宅以外の、いわゆるその、農地でもない、そういったところの林地崩壊に対しての施策はないのかという質問が、前段の議員にもありましたが、このようなことは、やはり私が見て歩く中では数件にわたってあります。このことを放置しておく、いろんな、もう、これからの活動にも、農業生産という意味だけでなくして、もろもろの社会的な活動の中にも、そういったものが、何にも手を加えないで現状のままというのは、少しこれからの事業にも差し支える部分があるので、この辺について、幾らか検討の余地がないかどうか、お伺いをいたします。

それと、個別になりますけども、8月23日に、町長と私ども、被災住民との対話集会があったと思いますけども、その中で幾らか口頭ではありましたが、いわゆる水稲とかハウスのようなものは、農業共済制度の中で救済されるものでございますが、ハウスといえども、まだ未完成の状態では引き受けができておりませんので、非常にその制度を適用することになっていない、さらに水稲以外に、作物として、今回、柿、メロン、野菜等に商品価値を失い、その収益を得ることができなかった、そのようなことに対しても、いくら町としてでき得る限りの支援策を考えて、補償というか、支援を考えてまいりたいというような力強い発言もあったところでございますが、その辺については、このお知らせの中には載っておりませんが、その辺についてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、家屋に土砂が敷地内に流入してあった場合、その取り除きに対しては90%の補助で最高50万円、さらにそういったことによって家屋の再建というか、住むために打つ手がない、やむなく取り壊しをせざるを得ない、そういうような中には、やっぱり90%補助で限度額100万円というようなものも御提示をいただいたところでございますが、その辺についてはどのような取り扱いになるのか、一回、執行部が申されたわけですから、それはなかったよという話はないと思っておりますが、その辺の確認をしたいと思っております。

それと、今、非常に、私も現地をいろいろ一緒に歩かせていただいておりますけども、たまたま県道13号線は主要地方道として、県が膨大な予算のもとに急ピッチでつくった道路でございますが、その際、昔ながらの橋とか、無理を言ってかけてもらったところがあるんですが、そのものが、現在の農業災害というか、そういう中では対岸に2名以上の農地の所有者がないと、その原形復旧というか、その対象にどうしてもならないんですよと、そういうお話も聞いておりますし、この辺について、無理をあまり言うてもいけません、あったものがなくなるというのは、なかなか地元の人は納得がいかないところもありますので、ひとつ、御配慮をいただければというふうに思っております。

とりあえず確認という意味で何件か申し上げましたが、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 被災者生活再建支援制度についての御質問でございます。最初の質問でございますが、これにつきましては、町民の皆様には配布しましたお知らせの中にも記載されておりますけども、災害により住宅が全壊、大規模半壊するなど、著しい被害を受けられた世帯に対して支援金を支給しますということで、これにつきましては、全壊、大規模半壊等で100万円、50万円等の支給があります。

これにつきましては、世帯人数等にも関係しますので、1人世帯の場合には4分の3というような対応もあります。それに伴いまして、その壊れた家を新たに建てられると

か、補修をするとかそういったことにつきましても、加算金として200万円から、新築の場合は200万円程度ですけれども、そういった加算金をつけられると。

これにつきましては、当初、県が基金を使って2分の1、町が2分の1という対応でしたが、先ほど議員さんも申されましたけれども、県が6日に、被災生活再建支援法の適用となったということで、この時点で国が2分の1、県の基金が2分の1ということで町の負担がなくなりました。

ということで窓口は健康福祉課のほうが対応しますけれども、処理につきましては県のほうが全てやられるということでございます。

先ほどの分は、5戸が全壊という、津和野町の災害、5戸以上の全壊ということで、国の対応に変わったものであります。

生活再建支援制度につきましては、以上であります。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 議員の御質問の県職員住宅の関係でありますけれども、一応これについては、期限つきであります、来年3月末で、今度異動がかかるというふうなこともございまして、期限つきで入居が可能というふうなことでございます。一応家賃については、全て減免、無料という対応になっております。

それから引き続き、林地等崩壊対策事業ということで、町単独の経費事業によりまして、裏山なり裏から崩れてきた崩土の除去について、あの当時、今後雨が降ったらまた災害が起きるといふようなこともございまして、一応早急に事業を考えて対応をしないといけないといふようなことで計画をしております、今補正予算には、その経費については計上させていただいておりますが、名賀、吹野等の状況を見たときに、土砂の量がかなり多いところもありましたけれども、少ないところでもどういふふうに救済できるのかということで、集落、自治会なりほかの団体がその作業に当たるということであれば、事業の対象にしようといふようなことを考えておりまして、チラシにもそのようにお知らせをしております。要綱的にも、そのあたりのところは、2件以上の家を自治会と集落内の住民団体が復旧する場合には対象にしますといふふうにしておりますので、補助金が、対象事業費が10万円以上、補助の限度額が50万円といふようなことにしております。

それから、家屋の崩壊については、対象事業が10万円以上で、補助の限度額が100万円と、補助率90%といふようなことで、今回対応しておるところであります。

それから、雑種地の関係については、県単の林地崩壊防止対策事業等も、今、とっておりますが、そういうものっていうのは、建設課の場合には、家がある程度ないとできないということもあります。それから治山の関係で対応した場合に、雑種地があつて崩れた場合には、その辺が対象にもなるんであります、個別雑種地だけで、今、補助事業というものは、建設課としては事業を持っておりませんし、情報としても持ち合わせていないという状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほどの続きになりますが、里道等の農地以外のところの被災につきましては、補助対象のものが無いわけですが、生活に困るということであれば何らかの対応をしたいと思っておりますので、そういった箇所がありましたら、相談させていただきたいと思っております。

それから、農業生産施設等につきましては、ハウス等の被災につきましては、現在の町の要綱では、認定農業者がそういう施設が災害に遭ったという場合には、上限で100万円、2分の1補助という制度がございます。ただ、この制度では、なかなか行き届かない可能性があるんで、今、見直しをかけておりまして、それが完成しておりませんので、要綱上には載っておりません。もう少し認定農業者以外の方も救済できるように、それから認定農業者にはもっと分厚い助成ができるようにというふうに考えております。

それから、農業で米以外の共済金がない作物に対するものの救済であります。他町の事例を見ましても、なかなか救済するまでの助成金を出しておる事例がありません。見舞金という形で出しておる事例がほとんどということで、その見舞金についても、対面積当たりとか、その施設等にはどういった割合でというのを、今、検討しております。それも近々制度化するような方向で考えております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 農道橋の話があったんや、農道橋、いいんですか、はい。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 小規模災害、10万円未満の災害復旧について、いろいろ前段の議員の中にもありましたが、取り寄せた資料によりますと、現在96カ所ぐらいが農地とか農業施設ということになるんかもしれませんが、水路とかそういったところになるんかと思っておりますが、これを一つの集落として、一つの単位として取り組む場合は、例えばの話ですが、3万円程度のものが4カ所集まれば12万円ぐらいになると、そうなれば幾らかの事業の対象になりますよと。そしてこの事業は、できれば復旧工事をわくわくつわの協同組合が事業主体となって施工することも可能ですというふうに、午前中の議員の質問にもありましたが、この際、そうした場合、民間レベルで、こういう小規模災害といえども、事業費の積算とか見積もりなんか、なかなかどうして、適当にやればいいちゅうもんでもないと思うんですけど、その辺の、いわゆる仕様書というか、ちゃんとしたものでないと、たとえ町単事業であろうとも、事業実施に向けては公平性を欠くのではないかと思います。その辺について、どのような対応をすればいいのか、そのことについて、ひとつお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、災害箇所の調査をしたところが、コンサルのほうで積算をすることになっておりまして、小災害でありましても、積算して復旧にどれ

ぐらいかかるかという数字が出てきます。その数字をもとに、その復旧工事にその数字を当てていきたいというふうに考えております。

先ほど言われましたように、150メートルルールというのが農地の場合はありまして、150メートルの間に小災害が何カ所かあれば1災害として見るができるという、そのルールに基づいて救済できるような形をとろうかというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） いろいろ今後、復旧に関しましては、地元の住民からもいろんな要望が出てくるかなと思いますけども、現地を見ながら相談に乗っていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に入ります。

高津川流域木質バイオマス活用調査検討協議会の動きということで、質問いたします。

どうしても、この、新聞に県内の動きを見たときに、もともと高津川総合特区で、いち早くこの流域でもそのような動きが出ることを待ち望んでおった、そのさなかで、県内では松江市なり江津市がその取り組みを具体化している、そのような新聞報道を見るたびにこの流域が少しおくれをとったと、そんな思いがあります。しかし、下森町長は、総合特区を度外視して、本町独自にでもこの事業の可能性について予算をつけて、このような協議会を立ち上げられて、何とかできないだろうかというその思いが伝わってきておるわけですが、この辺については、前段の議員の質問にもありましたが、私もそのような思いでありますので、重複するかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは高津川流域木質バイオマス活用調査検討協議会の動きに関して、御質問に関して、お答えをさせていただきます。

県内の2つのプロジェクトとは、松江市、江津市で予定されている木質バイオマス発電所と思われませんが、松江市では6,250キロワット、江津市では1万2,700キロワットの規模を持ち、必要とする木質燃料はそれぞれ年間8万8,000トンと1万1万8,000トンで、県内から供給できる量はそれぞれ75%と50%と言われております。11番議員の答弁でも申し上げましたが、町が事業主体となって高津川流域木質バイオマス活用調査検討協議会を立ち上げ、流域から搬出する木質バイオマス量に見合った規模のプラントを探しており、現在では、木質バイオマスガス化発電が有効であると考えております。松江市や江津市の発電所との違いはガスエンジンを使って発電機を回すため、排気ガスを使ったチップ材や柱材の乾燥や、エンジンの冷却水が温水として使えることから、農作物生産用の温室加温や、鮎の中間育成用に使えるなど、熱利用はアイデア次第でさまざまな可能性があると思っております。協議会では、各社のプレゼンテーションを求め、調査検討を進めることにしております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 5,000キロワットが木質バイオマスの発電の一つの採算の規模だと、その5,000キロワットを動かすためには、年間6万トン程度の燃料となる木質バイオマスが必要になってくる、設備投資も、資料によれば、22億円相当額が必要になると、そのような事業概要書を見せていただきました。そうして、この6万トンというのが、どの程度のものかという一つの目安となるものが示された中では、現在、その、高津川流域で、1年間に成長する材積の量は36万トンということですから、36万トンの6万トンといえは6分の1かなと思いますが、現在、流域での木材搬出量は7万6,000トンというようなことを聞いております。そういうことになれば、5,000キロワットつくれば、現在、切り出している全てをそのままそちらに仕向けなければ、燃料として賄うことができない、そんなことを思いますと、この発電所計画は非常に難しいんかなと、非常に先行きを悲観するようなことでしたが、その協議会において、担当課の今日的な会合なり研修の中で、少し、炭化ガスによる発電によれば、5,000キロワットでなくても採算ベースに合うんじゃないかろうかというような、そういうお話も伺う機会がありまして、これを進めていく、これはいい材料になるなと思って、今、このような質問をしておりますが、先ほどの、前段の議員の質問にも、森林経営計画がないと、このいわゆる32円の買い取り制度が適用されなくて10円ぐらい下がる、引き下がる、そのために森林経営計画を立てないと、この事業もなかなかうまく回らないのではないかというようなお話でしたが、この森林経営計画は非常に時間とお金と、さらに山林所有者の境界確認といいたいでしょうか、地籍調査というもの、そのようなことも同時に進めていかなければ、森林経営計画というものはなかなか立てにくいのではないかと、そのように推測するわけですが、たまたま、現在、中国電力の三隅発電所には、この流域から約2万トン程度のものが供給されてるようにも聞いておりますので、このものが、平成27年の3月で、その供給する約束が一応終わるとするならば、これをそのままそっくりこちらへ持ってきてもらえれば、午前中の回答の中にありましたようなガスタービンによる1,000キロワットの程度でも採算がとれる、そのような発電所の計画が前に進むのではないだろうか、森林経営計画も、もちろん進めないと32円の売電価格が保証されませんので、その辺はあると思いますが、その経営計画が、時間がかかるとするならば、経営計画がないところでも、何かやっぱり、今現在切り出されている7万6,000トンの幾らかをこちらに回してもらおうとか、さらに経営計画がない中でも、今現在、津和野町が独自にやっております「山の宝でもう一杯プロジェクト」の登録メンバーによる一人一人の搬出が、そのような中に組み込まれることによって、地域の産業として、そして雇用の場として、そして森林を中心とした環境というようなものにもつながるものだと思っておりますが、担当課長のこれからの具体的な方策というか、取り組みについてお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） ガス化発電によって、1,000キロでも、2,000キロでも、ワンユニットが1,000キロ発電というものもあったりしまして、それは3ユニットあれば3,000キロ、3ユニットで大体3万トン必要とするということでもありますから、2,000から3,000キロの発電は、この地域では、最小から動かそうと思えば可能ではないかというふうに思っております。

それと、先ほどの森林経営計画のことではありますが、今、森林組合も山林所有者の方々に森林経営計画を進めていきたいという文書を送っておりますので、そういったものと合わせて加速的に経営計画がなされることを期待しているところなんです、そういったことを合わせて、例えば、1年半先に2,000キロ、3,000キロ程度の発電所を持ってくることも不可能ではないのではないかとということで、いろんな検証をしているところでありまして、その結果は、ことし中に協議会のほうで出せるように検討を進めていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） この事業の可否、できるかできないか、そしてそのためにどのような条件整備が必要なのか、今年度中にその辺の見きわめをしてみたいというような担当課長の力強い答弁でしたので、私たち、小さな山を持つてる者でございますが、ぜひ、この事業の実現のために協力を惜しまないところであります。

それで、続きまして、旧堀氏庭園と診療所の活用についてということに移らせていただきます。

全員協議会の中で、この診療所の活用について報告がありましたが、地元のメンバーを中心とした活用検討委員会も立ち上げて、今後のことについて提案をいただく、さらに時を同じくして一般公募もされた、そうした中に、農家レストランを運営してみたいというような思いの方が応募されたこと全協の中でも報告されました。

やっぱり、この委員会での一つの答えというか、それと同時にこのような公募でエントリーがあったという、この辺については、どちらも同時にされるという部分は、いろんな思いがあったのかもしれませんが、私は検討委員会が先に何らかの形を出して、答えがなかなか出にくいその中に、究極の策として公募というような形が一番ベストではないかなとは思っておりました。

しかし、今日、本人がそのような意向を示されたわけですから、この公募に対してしっかりした対応をしていかないと大変なことになるのではないかなと思っておりますが、一方では、やはりその農家レストランをやりたいという応募された方が、どのような、その、今日の旧堀氏庭園の背景とか津和野町とかそのバックボーンを、一つの判断材料として提案されたのか、そしてそのもくろみなり、しっかりしたものが当然あってしかるべきだと思いますが、その辺について、私は、現在は旧堀氏庭園は、大竹産業ですか、その方があちらのほうの管理はしておられます、管理というか、受け付けと

どうか、そういうものを作っておられますが、全体で何かをやっていかないと、部分部分で、なかなか難しいのではないかと思います、その辺について、今後の対応策について、まずはお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、旧堀氏庭園と診療所の活用について御質問をいただいておりますので、お答えいたします。

旧堀氏庭園の畑迫病院につきましては、平成25年7月28日の豪雨災害により、床下浸水の被害を受けましたが、区体の状況に大きな損傷を与えるほどではございませんでした。たまった土砂の除去が必要なことや、各委員会の開催のおくれ等、若干の影響はございましたが、8月からは整備検討委員会の意見に基づき、昭和初期の建物の復元を目指し、組み立て工事に着手したところでございます。完成後の活用案につきましては、文化庁からも「既存の建物のあり方にとらわれずに、積極的なプランを提案してほしい。ついては、内部の構造については、本来の価値を損なわない程度で変更は可能」との指導を得ております。これを受けまして、本年5月から6月にかけて活用プランを新聞や広報紙などを通じて広く募集しましたところ、町内在住の方から、農家レストランとしての活用希望の申し出がございました。

教育委員会では、この公募と並行しまして、旧堀氏庭園全体の活用プランについて、別途、地元の団体や観光関係者を中心として活用検討委員会を組織し、現在その内容の検討を進めておりますので、申し出のありました農家レストランにつきましても、御本人より、具体的な構想をお聞きしながら、本当に実現可能なものであるのか、しっかり見きわめて活用検討委員会にも諮り、可否の判断をしていきたいと考えております。

また、かねてより議員の皆様の御意見もいただいておりますように、歴史的な意義や本来の病院施設としての位置づけがわかるようなものも必要と考えておりますし、今後の管理運営を行っていくためには、地域の協力が不可欠であると考えております。

施設の一体的な運営に当たりましては、受付等業務を委託しております有限会社堀庭園のかかわりも重要になると考えられますし、地元の畑迫公民館では、堀氏庭園についての学習の場の提供や、施設を利用したイベント等も行いながら、地元協力の下地を築く動きを行っております。

8月21日に開催いたしました整備検討委員会では、活用について、堀家の歴史がわかるような展示や、研究者や学生たちが研修する場として提供してはどうかという御意見もいただいております。

いずれにしましても、申し出の内容につきましては、行政内部において十分検討するとともに、整備検討委員会や活用検討委員会、観光関係者などから幅広く意見を聴取し、早期に答えを出していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 質問がもとへ返るような気がしますけど、もともとの診療所というイメージからすると、素人的に考えますと、やはりあそこを何か福祉施設のようなものにしていくのが一番何となくイメージ的には合ってるなあと思っておりますし、その福祉施設という中にもいろんなケースもあろうと思いますが、グループホームだとか、デイサービスとか、そんなものが高齢者集合住宅的なものが、制度はわかりませんが、そういったものがつくられるとするならば一番望ましいのかなと素人的には考えるわけですが、その辺についていよいよ、この改修を考える上で、先ほど整備検討委員会は8月21日に堀家の歴史がわかるような展示や研究者や学生たちが研鑽する、研修する場として何かこれはもともとの今ごろ相談するような話じゃなくて、建てかえる前だとか名所指定した上で、さらに診療所のああいふ倒れかけた施設を何とか再建していく上で当然考えるべきことだと思うんですが、これが既に8月からもう建物の復元の組立工事が始まっているという、しっかりした基本的な考え方のもとにこういうものを進めていくのが、基本的には普通だと考えます。

今議会でもいろんな議論が出ております。土地を取得するのにもったいない、評価はどうなのか、いろんな議論もあります。それは当然だと思います。もうこの事業を進める上でも母屋を改修する上でも約4年、4億円以上の、そして今回もこれから土地の取得から始まって、これから27年の3月までですか。2億5千万。そういった膨大な予算のもとにこの事業を進められる中で、町の持ち出しも、借金と一般財源で40%近いものが当然繰り入れられると理解しておりますが、やっぱりそんなところが、皆で相談しよう皆で相談しよう、その上で何とかやればというような、そういうちょっと消極的な取り組みが、私にはちょっと納得いかないところもあります。

ただ農家レストランを今回やってみたいという方について、やはりただどのような形で、これを今回その方に対してどのような対応をされたのか。既に工事は8月から始めたというふうに言っておりますので、さらにその農家レストランをやりたいという方に対して、それではどの程度の施設のスペースと厨房とかトイレとかそんなことも当然伴うわけですが、その辺について、農家レストランをやってみたいという方とどのような接触を持たれたのか、そして、しっかりした目論見書というか資金計画についても御相談をされたのかどうか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 公募で農家レストランとしてやってみたいという方につきましては、一度お会いをしております。農家レストラン以外にも幾つかアイデアを持たれておまして、その一つ一つにつきまして、お考えを聞かせていただきました。ただ、まだ資金面等々ではより具体的なお話をもう一度プランニングを聞かせていただいて、場所なりあとはその工事に関する部分というものも出てまいりますので、その実際費用的な面も踏まえてもう一度調整等々御意見を伺いながら、実現可能かというところをしっかりと伺いをした上で、本当にそれが可能かということは委員会のほ

うにも御説明をし、少ない人数でなかなか可能かどうかというところの御判断は、より大勢の方が賛同できるような形で活用についてはやっていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 施設の一体的な運営に当たっては、現在受付業務を委託しておる有限会社堀庭園の関わりも重要になってくると、そのような答弁でございますが、そもそも論というか基本的なイメージからすると、この有限会社堀庭園がしっかり企画力等々でこれを運営していただく、全体を運営していく中に、今回応募された方がそのレストラン部門をやっていく、そういう全体を取り仕切るというんでしょうか、コーディネートするというか、そのようなものがこれからのこの事業の成否にかかっているのではないだろうか、そのレストランをやってみたいという方の一人の判断一人の資金的な云々で、あなたはやっぱりそれは無理ですよ、それはやっぱり私はかわいそうだと思うんですよ。やっぱり全体をうまくやるために誰かが有限会社堀庭園さんか、それにも相談を持ちかけながら全体をトータルでやらないと、大変なことになるのではないかと私は危惧します。というのも、母屋が改築が終わって一般公開が始まった平成23年度は、来館者、有料か町民の方は無料ですけども、来館者の入り込み客数は12,000人でしたね、23年は。それで今回の決算資料では平成24年では7,500ですか、約5,000人ぐらい減っております。これもやっぱり一つの全体的な年間を通した計画というか取り組みがないがゆえに秋と春来られる。もう少しコーディネートしてお客様を呼んでくる、その中に農家レストランが特色のあるレストランとして運営していただける、そのような条件整備を行政も地域住民も一緒になってやるべきだと思いますが、町長はどのように考えられますか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回のこうした畑迫病院につきましては、当然当初から利用計画等もあって出発していくということが一番理想的な形だったのかもしれませんが、やはり病院の老朽化が非常に激しいということで、まずは保存をとということを優先して取りかかってきたというところで、少し出発点が違って来たという実情があるわけでありまして。こうしたことを踏まえて、今後どういうふう to これを活用していくかということでありまして、意欲的に事業を考えておられる方々の思いというのも汲んでいかなきゃならんというふう to 思いますけれども、しかしそれが失敗に終わっては意味がないことでもありますので、我々行政側からもその辺は一緒になって精査をさせていただきながら、また一緒に検討させていただきたいというふう to も思っているところであります。

まずはそうした提案もあったということでもありますので、それを提案させていただいて、その上で今度次のステップに進むのであれば進むということにもなろうかと思っております。そのときにまた私のほうも町長部局としても、こうしたまちづくり委員会とも一緒

になる中で、ああした当該地域の活性化にもつながるような取り組みというものを、町もしっかりかかわりながら検討していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 最後の質問になりますが、マニフェストということで、町長には7月の28日の思いもよらない豪雨災害に不眠不休で対応に当たられた、そのさなかにあつてこのような質問をするのは大変恐縮ではございましたが、6月の議会の一般質問の中で、出馬の意向を示されました。その中で、少し今までの4年間、そしてこれからの町政運営に当たつての決意を述べられました。言葉ではこの4年間は忍耐であった、さらに次のこれからの4年間は寧耐という表現で町政運営に当たりたいと、そのように控え目な発言での出馬表明ではなかったかなと考えておりますが、さらにことしの答弁の中にもありましたが、まちづくりに早道はない、町民との協働、徹底した話し合いのもとで物事を進めてまいりたい、そのような表現で答弁をされたかと思いますが、このことはボトムアップ方式というのでしょうか。そんなことを私はイメージしておりますが、私は町長に今度2期目に当たつての公約として、私はこのような町をつくってみたいし、私は小さいころからこのような思いで、この町に住んで今がこうだからこうしてみたい、そのために皆さんついてきてくださいよ、協力をお願いしますよと、そのような力強い公約がいただけたら、このような非常災害の中ではありますが、津和野の新しい町の夢として、町民がその夢を共有できるのではないかと考えておりますが、マニフェストについてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それではマニフェストに関する御質問についてお答えをさせていただきます。

平成25年6月議会において、町長2期目に向けて私の出馬の思いを述べさせていただきました。その中でも若干述べさせていただいておりますが、これまでの4年間に腐心し、一定の成果を見るまでに至っている財政健全化をさらに確実なものにしていくことや、協働のまちづくりの推進と定住対策、その要因ともなる産業振興、医療福祉の充実、教育振興など、これまでまいてきた種を花咲かせていくべく、次の4年間に取り組むこととして、その後も公約の作成に取りかかつてきたところであります。しかしながら御承知のとおり、本町は7月28日において豪雨災害に見舞われ、町内各所に甚大な被害が出る事態となっております。次の4年間において、災害の復旧、復興が公約の柱の一つとなることは言うまでもありませんが、同時に災害復旧に伴う財政面や組織体制の問題が、それ以外の施策や事業に与える影響を考慮する必要が生じており、これまで検討してきた公約について、その実現性等を再検討し、場合によっては見直しを行うこともしなければならぬと認めている次第であります。こうした中、このたびの災害は私自身の時間的余裕も奪つており、災害発生当時から災害対策本部長の役割として、さ

まざまな対応に追われるとともに、さらには国や県、J R 西日本等関係機関への働きかけ、組織体制の問題などなど多忙をきわめ、公約の再検討はもとより、町長選挙への準備さえもほとんどできていない現実であり、本日御質問のマニフェストについて具体的なお答えができる状況にないことを何とぞ御理解をいただきたいと思ひます。

被災された町民の皆様には、まだまだ厳しく不自由な生活を強いられており、そのお気持ちを強く受けとめ、今後も災害対応を最優先に行っていくことは間違いありませんが、現実として、10月の任期も迫ってきており、そうしたスケジュールも考慮すると、もう少し落ち着いた段階から、できるだけ早いうちに公約の再検討に着手をしたいと考えております。

御質問の中でも触れられましたことも重々胸にとめながら、特にこの災害という全町的にも暗い雰囲気漂っている中でもありますので、そうした中でも町長としての今後のリーダーシップを期待される部分も大きいかというふうに思っております。町民の皆さんを明るい夢を持っていただけるように、そうしたこともまた考え合わせながら、ただ現実としてはいろんなこともあるわけではありますが、これからまた公約づくりということにも検討してまいりたいと思ひているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 以上で、質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、3番、板垣敬司君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） ここで後ろの時計で3時15分まで休憩いたします。

午後3時02分休憩

.....
午後3時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序6、14番、後山幸次君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、通告に従いまして、逐次質問をさせていただきます。

まず、1点目ではありますが、地域防災計画についてお尋ねをいたしたいと思っております。

7月28日に未曾有な豪雨が襲い、旧津和野町地域に甚大な被害をもたらしたわけですが、罹災者の皆さま方には心より御見舞いを申し上げます。

また、今回の災害では、町長先頭に職員、消防団、建設業協会の迅速な対応によりまして被害も最小限に食い止められたのではないかと、こういうふうに思っております。

わたくしたちも一町民として大変感謝を申し上げる次第でございます。

今回の災害でいち早く安倍総理大臣、また、林芳正農林水産大臣、また、国会議員の竹下亘さん、青木一彦さん、島田三郎先生、また、県知事を初め、吉賀町の中谷町長まで津和野へ、この災害を視察されたようでございます。

また、中村芳信県議も帰還されて、津和野の災害現場を視察されたと、このように聞いております。

また、総理におかれましては、激甚災害の適用、被災者生活再建支援法の適用、これと同等の対応ができるように考えており、政府としての復興には全力を尽くすと、このように述べられたようであります。

また、総理は町民センターの避難場所に訪れられまして、避難住民の方々に激甚災害の指定、被害者生活再建支援法の適用の考えを申されまして、皆さんをもう、激励されたと聞いておるわけであります。

こういった総理の励ましの言葉に避難されておった住民の方々、また、町長が一番安堵されたのではないかというふうに思っております。

今回の災害で実践された経験は、大変貴重な体験であったと思われまします。私自身もそういう体験をさせていただきまして、本当に痛感しておるところでございます。

町長も今回の災害では、防災計画どおり遂行されたと思っておられるようでありますが、同僚議員の質問にこのたびの災害対応全てにおいて再検証を行うと、このように答弁をされております。

私の前にも同僚議員4名が質問しておりますので、質問内容が重複しておりますので、質問は置きますが、町長を先頭に、全職員には今後の災害復旧に全力を傾注していただき、一日も早い復興をお願いを申し上げておきます。

また、防災計画についての質問は終わりますが、答弁書には克明に記載されておりますので答弁はいりませんが、町長におかれましては、この部分だけは絶対、特に説明をしておきたいというようなことがありましたら私の質問に答えていただきたいと思います、特にありましたらお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、14番、後山議員の御質問にお答えをさせていただききたいと思います。

このたびの災害でありますけれども、町といたしましても平素から訓練を行う、さらには地域防災計画を参考に、そうしたことをもとにさらには、本当にいろんな方々に御支援、御協力をいただきながら災害対応に図ってきたところでありましても、やはり気象庁もこれまで経験したことがない、そんな表現もしているとおおり、今回の豪雨災害というのは我々のこれまでの想定していたものの、そのさらに上に行くようなものでもあったということでもあります。

こうした中で、とても十分な対応ができたとはいえないところであります。町民の皆さまには御心配、あるいは御不便な点、多々おかけをしたというふうにも思っております。この場をお借りして心からお詫びを申し上げたいと、そのように思います。

そして、今後こうしたこれまでのいろんな課題というものを再検証してまいりたいと思っております。次があつてはいけませんけれども、しっかりまた対応もとり、備えていきたいというふうに考えているところであります。

そうした中、一つどうしてもこれだけはこの御質問でも、言いたいことがあればということでお話しをいただいたわけでありますけれども、この災害対策本部でありますけれども、これを今回、津和野庁舎に置くことができなかつたのかという御意見があるということでございます。当然、該当地域の皆さまで災害対策本部の状況ということがおわかりにならない町民の皆さん、ほとんどであるわけでありますから、そういう思いを持たれるのは当然だというふうにも思うわけでありますけれども、やはり、この災害対策本部、運営する身といたしましては、非常にこの災害というのは緊迫した、この災害にかかわらずでありますけれども、危機管理の中核になる、これがまさに災害対策本部であるわけございまして、そして、この雨というのはどんどん降り続きますし、また、川の水位も上がっていく、そしていろんなお問い合わせ等もある、対応していかないと、そういう緊急性が高くて緊迫した状況の中でこの危機管理を確実に進めていかなければならない、そういう組織であるわけであります。

こうした中で、津和野庁舎へ本部を移すというのは、それだけそこに時間的なロスというものが生じてまいります。そしてさまざまな時間的なロスが積み重なることで致命的な被害へつながりかねない。そういう可能性が高くなってくるわけでありまして、まさに今回の災害で申し上げても、これを仮に、津和野庁舎に本部を設けておりましたら、私は、人的な被害というのがさらに大きく出たというふうに現場で管理をするものとして、そう考えているところであります。ですので、よほどのことがない限り、災害対策本部というものを移すということはありません話だというふうにも受けとめている次第であります。

きょう、もう一度という話の中でこの話を取り上げさせていただきましたのは、やはりこの一般質問、町民の皆さんも多くの方々が見ていただけるわけであります。本部をどこに置くのかということ、これが疑念が晴れないままであれば、また再び豪雨が起きたときに、そのときにやはり防災で大切なことは、災害対策本部と町民の皆さんとの信頼関係だというふうにも思っているところでもありまして、今回のこの災害対策本部のこの設置については、私は絶対に間違っていない判断だということを改めてこの場にて申し上げたい、そしてそれは、災害対策本部、私をまた信じていただきたいと、そのようにも思っているところでございます。何とぞ、そのことだけを申し上げさせていただきますと回答とさせていただきますと思います。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長もいろいろな町民からの意見でいろいろ御心痛があったと思われませんが、次にこのような災害が起きることは、とても我々も考えておりませんし、想定できませんので、もしか、今回でいろいろなことの反省点があれば、防災計画の見直しです、これをしっかりやっていただきたい、このようにお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

次に、地籍調査についてお尋ねをいたします。

平成25年度の地籍調査の事業費が計上されております。

また、地籍調査委託料、直営一筆地の調査費も今回計上されておりますが、これに対して津和野町の全体的な面積が307.09平方キロメートルあるようであります。

また、調査対象の面積が267.31平方キロメートルというふうになっておるようであります。現在までに調査が終わった面積が、私は46.75と書いてありますが、これは数字がどうも違うようであります。45.88平方キロメートルのようであります。

そして、津和野町の進捗率が17.16%というように聞いております。これは県内19市町村で17番目であるようであります。

そして、島根県全体の進捗率が47.34%、これは全国47都道府県、第23位であると聞いております。

また、全国の進捗率は約50%、これが現在の状況であるかと思っておりますが、そこでお尋ねをいたしますが、まず1番目、年度別長期・短期計画の現地調査の工程であります。日原地区についてまず、年度別地域短期計画、現地調査の工程は平成15年度より30年度までの16年間になっております。

残り6年間も先になるわけですが、長期年度別計画では短期が終わって、それから平成31年度から50年度までの20年間も先になっておるわけであります。

津和野地区にいたしましても、年度別の地区短期計画、現地調査工程は平成17年度より31年度までの15年間あります。残りまだ7年間も先になるわけですが、長期年度別計画では短期が終わって、それからありますので、平成32年度から50年度までの19年間も先になるわけであります。

例えば、笹山地区の短期年度別計画では、平成25年度より4回に分けて隔年ごとの計画であります。平成31年度の終了予定ですが、これからまだ7年間も日数がかかる計画であります。また、隔年ごとの計画の経緯と、両地区の、これは津和野、日原です、長期・短期の年度別工程計画の短縮はもっとできないのか、20年も30年も先といいますと大変高齢化しておりますので、境界もわからないというふうなことも起こるかもわかりませんが。

このような状況を、津和野地籍調査事業の推進協議会が開催されておるように思っておりますが、ここでどのようなお話が出て、どのように検討されておりましたか、お伺いをいたします。

2点目であります、直営と外注についての質問をいたします。

津和野、日原両地区におきましても短期年度別計画の中で、直営調査と業務委託があるわけではありますが、笹山地区では4回の調査を隔年ごとに7年間の外注調査の計画があります。これは先ほど申しましたが、日原地区では毎年6年間の直営調査と、隔年ごと、3年間の外注調査計画があります。

国におきましても、これは国土交通省土地建設産業局地籍整備局のことでありますが、全国的に林地の地籍調査の進捗率が43パーセントと大変低調なことを危惧されまして、来年度より国土交通省と林野庁との連携を強化して、新たに事業の展開を考えるとというふうに申されておるようではありますが、これに伴い県の方針も各市町村ともに、県と同等な進捗率の向上を図りたい、このように思っておられるでありますが、現在の建設課の組織構成で、地籍調査系の体制で業務の遂行は大変危惧されると私は思っておりますが、今回の災害におきましても、係長や技師2名が災害復旧推進室のほうへ異動されたようではありますが、これはいつまでも続く対策本部ではないと思っておりますが、人事について我々が詮索する問題ではありませんが、長期間になると業務が滞ることが大変懸念される、このように私は思っておりますが、益田市、吉賀町では直営での現地調査は取りやめられまして、全てが外注されていると聞いております。

津和野町も現況を踏まえまして、その時期ではないかと、こういうふうに思っておりますが、これについてどのようにお考えか伺います。

また、配置がえについて林地の地籍調査は町行造林、公社造林との関係もあるわけがありますが、地籍調査係を農林課に配属されるような業務の向上につながるのではないかとというふうに私は思っておりますが、この課の課長や町長が考えられるでありますので、何も心配するなというふうに思っておられるかもわかりませんが、これをどのようにお考えであるか。

4番目に、森林の地域残材、木材供給についてお尋ねをいたします。

現在、全国的にも林業、木材産業がクローズアップされておるわけでございます。同僚議員も質問をしておりますが、島根県でも木質バイオマス発電所建設計画が松江市と江津市で発表されております。

松江市に建設される発電所では年間約8万8,000トン使用するチップ燃料の75%は県内森林の林地残材や間伐材で賄うというふうな計画であるようであります。

また、江津市に建設計画の木質バイオマス発電所も年間11万8,000トンの使用燃料の木質チップの7割から8割は島根県内の間伐材や林地残材で賄う、このような計画であるようではありますが、地籍調査の進捗率が県で47%ばかりである。

また、津和野町が17.49%で低いわけですが、この現状では今後西部地区で発電所計画が浮上したとき、このチップ燃料の林地残材や木材供給等に影響が出るのではないかとというふうに懸念をしておるわけでございますが、林地境界の問題も年々難しくな

ってきております。高齢化のことも一因しておるようでございますが、地籍調査の抜本的な改革の構想があれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地籍調査に関しての御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の質問でございます。日原、津和野地域の長期年度別、短期年度別計画の短縮見直しについてであります。地籍調査の重要性は認識をしておりますが、このたびの豪雨災害の復旧のため、建設課内に災害復旧推進室を新たに設置し、地籍調査係担当職員一人を災害復旧推進室に異動させ、地籍調査係は1人減となりました。

現状では、何よりも早期の復旧を目指し、もとどおりの状態に戻す必要があり、いたし方ないと考えております。

非常時の状況でもあり、災害復旧が完了するまでは、現在の事業量を維持し、現在の計画で対応する以外にないと考えております。

二つ目の御質問で、津和野町も直営の現地調査をやめて全て外注を考える時期ではないかということですが、災害により職員体制を見直したため、議員の御指摘のように直営による現地調査は困難であると判断をし、平成26年度以降は全て外注による現地調査といたしたいと思っております。

三つ目の、地籍調査係を農林課に配属されてはいかがかという御質問ですが、国土調査法に基づく地籍調査においては、山林のみの調査だけでなく、宅地・田畑などの平地と、道路・河川や里道・水路などの長狭物も同時に調査をいたします。

現在、地籍調査事業は国土交通省の所管事業であることや、国・県が管理する道路・河川、町が管理する法定外公共物等の境界確定のため、関係部局との調整が必要でございます。

このほか、地籍調査事業に関する全ての事業において、農林課が建設課に町行造林地や公社造林地などの測量データ等を提供するなど、連携しながら実施をしております。

このようなことから、町といたしましては、これまでどおり地籍調査係を建設課に配置し対応することが効率的であると考えております。

なお、農林課においては、国の森林・林業再生プランに伴い、森林所有者や森林組合等の林業事業体を作成する森林経営計画において、地籍調査の成果品を最大限に利活用し、集約化施業等を推進していきたいと考えております。

四つ目の、バイオマスの関係の御質問でありますけれども、島根県内で計画されている発電所については、3番議員の答弁で申し上げましたが、2カ所で必要とされる木質チップ燃料は年間20万6,000トンと言われており、そのうち12万5,000トンを県内から供給する計画になっております。

また、11番議員の答弁で申し上げましたが、木質バイオマス発電に供給する木質バイオマスは、森林経営計画策定が必要となりますが、地籍調査が終わっている山林であれば計画策定が安易になり、未調査の山林では多くの手間が必要となります。

ただ、地籍調査を待っていたのでは森林経営計画が進まないため、手間をかけてでも森林経営計画策定に向けた体制づくりを優先したいと考えますが、山林の地籍調査についても地籍調査事業で3.8平方キロメートル、国土交通省直轄の山村境界基本調査事業で2.4平方キロメートルを取り組んでおり、来年に向け調査箇所をふやす努力をしております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 地籍調査におかれましては、町長は現有体制でやっていくというふうに申されております。

今回の災害で職員1名を出されておるわけでございますが、これも大変残された職員には負担がかかってくるのではないかというふうに思っておりますが、これからのいろいろな事業が展開されるに当たりまして、地籍調査は避けて通れん大事なものでありますので、町長、先ほども申されましたとおり、全力で残された職員でやっていくと、今後もやっていくというふうにも申されましたが、事務事業は停滞することのないようにひとつよろしくお願いを申し上げておきたいと思えます。

次に、青原小学校について質問をさせていただきます。

この問題につきましては、議会には8月20日、全員協議会また、9月9日にも全協として招集をかけられました。

そのときに、設計士との懇談会という形で説明をいただいたわけではありますが、設計士との質問の内容については後、申し上げますが、これは教育長さんに説明をいただくわけにもいかんと思えますので、まず現在の建物の耐震強度の数値については、なんぼで、当初設計されておるのか、これが1点、2点目に耐震診断について、検査方法というのは目視検査・ダウン検査・コア採取等、方法があるかに伺っておりますが、今回の検査方法はどのような検査であったのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

そして、3番目に判定委員会についてお尋ねをしますが、耐震診断書が出たときに、判定委員会がこれを判定するわけでございますが、審査の上、合否判定は文書で報告することになっていると思われませんが、どのような報告がされておるのかお伺いをいたします。

4番目に、再調査と責任問題についてお伺いをいたします。

町外の第三者で組織された調査機関で再調査をされるお考えはないか、今の調査で十分であると思っておられるのか、また、耐震工事に入ってから、欠損した場所が発覚したわけではありますが、耐震診断や判定委員会ではこれを発見することはできなかったのか、こういったことについて責任という問題が起こるおそれはないのか、これについてお伺いをいたします。

また、5番目に、学校再編について、平成21年度に学校再編基本計画の検討委員会が組織されました。当時町長も委員でありましたが、そのときの資料の推移を参考にした学校別児童の推移については、平成20年度には日原小学校は131名、現在では98名、33名も減少しております。減になっております。

また、平成20年度の青原小学校では46名おられたと思うのですが、現在は28名、18名のマイナスになっておりますが、現在少子高齢化で人口減少によりまして、児童がふえる要素は全くないように思っておりますが、青原小学校を日原小学校へ統合も一つの選択肢と思うわけであります。

これについて大変失礼なことを言うようではありますが、わずか28名の生徒に対しまして、今回青原小学校に対する、順調にいきましたらこのような問題はなかったと思えますが、これを解体して新築するということになりますと、10億近い金がいるようになろうと思えます。そうしたときに児童生徒数と、それを対して割ってどうこうという議論にはならないとは思いますが、大変学校建設には金がかかるわけでありまして、これも統合のときのいろいろ規定があるようでございます。生徒数が何名になると統合せよというような規定があるようでございますので、それがどのようになっておりますか、お伺いをいたします。

まず、そこまでの御答弁をいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、青原小学校の校舎につきまして5点、御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、現在の建物でございますけれども、耐震強度でございますが、I s値は0.7以上必要でございますけれども、青原小学校の校舎は0.24でございました。

そして、欠損部分、説明をさせていただきましたように、施工不良箇所がございましたので、数値自体は測定不能という状況でございます。

2点目の耐震診断でございますが、目視の検査で行っております。

ただ、今回の施工不良箇所の天井をはぐってまでの検査はしておりません。

それから3点目の判定委員会でございますが、文書での報告が、ということでございますけれども、判定委員会、全委サポートより文書での報告を受けております。

それから4点目の再調査等でございますけれども、再調査を行うとなると相当な日数等が必要となりますので、難しいものと考えております。

当時の設計業者、施工業者さんにつきましては、本日、別の議員さんのところでもお答えしたとおり、原因の究明が困難であり、法律でも時効ということでございます。

そして、今回の耐震の診断、審査をされた判定委員会自体は通常の検査をされまして、その診断結果について、その会社等には問題はないと考えております。

それから、最後に学校再編のことにつきましてでございますが、実際、町の統廃合の基準自体は16人以下ということで、統廃合の基準を設けておりまして、現在青原小学

校は先ほどのお話もありましたとおり、28名ということでございますので、その基準はクリアしている状態でございます。日原小学校との統廃合の選択肢はないと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） この前に全協で設計士さんをお招きして質問をしたわけでございますが、そのとき専門的な質問もいたしました。

はりの欠損部分は1階の職員室、保健室、2階の図書室、家庭科室、この4教室であったので、部分撤去して、ここの補強をまずしまして、全室補強すれば強度的にも可能ではないかというふうなことを申し上げたのですが、はりの欠損により全部補強しても耐震的には強度的には無理であるというふうな答弁でありました。

そうしたときに、この4つの教室を解体して校舎に新しく建てて接合した場合、減築設計というわけでありますが、減築設計ができないのか、これが建築基準法が改正されておるでありますので、これは適用ができるというふうにも伺っておりますが、これはものによると思います。

今回の青原小学校ではどうかというふうな質問をいたしましたのですが、耐震診断は全体での強度検査でされておるので、一部分解体すると残った校舎の耐震強度はわからないというふうなことであります。

そのため、今回の場合の減築施工は大変難しいというふうな専門家の意見でありましたが、そうしますと、専門屋が言われるので、我々が、素人がどうこういうわけにはいきませんが、現状ではもう、解体、建設の方向しか進むことはできないというふうになるわけでありますが、そうしますと、現時点で耐震工事の設計管理委託料、これは工事が中止になるわけでありまして、これは管理委託料は何%になりますか。

相手もおることありますので、検討されるわけでありましようが、そして、補強工事も既に解体が進んでおります。そうしたことで現在中止となったわけでありまして、補償について契約上どのようにされておりますか。

また、このような問題はこれから解体工事の入札が出てくるわけでございます。それまでにはぜひ解決しておくべき問題と思っておりますが、現段階で業者との協議がどの程度までされておりますか。いつごろまでにわかりますか。わかればお知らせをいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） ただいまの御質問であります。まず設計士との契約についてでありますけれども、正確に何%ということは申し上げられませんが、内訳として主な、いわゆる設計業務と、できる工事についての管理業務と、ふたてに分れております。

設計業務については、当然できたものに対して入札を行っておりますので、その部分については支払の義務が生じると思います。

管理業務につきましては当然、一部、管理業務を生じておりますけれども、全てというわけではありませので、今からその割合について最終的に調整をさせていただいて、減額の契約変更という形をとるような形になると思います。

それから、建築のほうの工事の契約のほうでありますけれども、これについても業者さんと一応、内部の協議をしております。

全てを中止というわけではございませんで、体育館と共用する予定でありました合併浄化槽については、これは完工していただかないと体育館の使用ができないということで工事を進めていただいております。

おおむね、もう工事自体は終わっております。給食棟につきましては既に解体が終わっております。

本体の校舎について窓枠等を取りつける位置等を解体をしておいた矢先にこういう状態になりましたので、本体校舎のほうの解体業務につきまして、どこまでで線が引けるかと非常に難しいところがあります。

業者さんと協議をしたわけではありますが、それを正確に測量するとなるとその時間が膨大な時間もかかりますし、費用も逆にかかってくると、そういうような状況でありまして、今後の契約変更につきましては、業者さんとうちとしっかり詰めた中で、設計士さんも交えてどここのところで線を引くか、どこが一番好ましいかということ協議してまいらざるを得ないというふうな状況であります。

いずれにいたしましても、校舎自体はもう早目に解体せざるを得ない建物になっておりますので、できるだけ早い時期にそのあたりの調整をさせていただいて、変更契約を議会のほうへ上程をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 解体途中で、あつ解体途中じゃありません、耐震工事の中で浄化槽の解体等、それから、給食室の解体等が先行しているわけですが、これを今、別に外してというふうなことにはならないと思うんです。そうしますと今、耐震のほうの業者です、これが浄化槽のほうは完成させてこない、ちゅうことになろうかと思えます。

そうするとまた、解体が別途契約でされるわけですが、いろいろな問題が起こっても大変困るわけですが、そのこの話し合いを、どこまではどうするんだというふうな境を、しっかりイメージされて耐震をされる会社としっかり協議をして、いろいろ前も問題がありました、そのようなことにならないようにひとつ十分配慮されて、十分な協議をされて、業者と、対応していただきたいと思えますが、いつごろまでにそのお話ができるのか、どこまでそのお話が進んでおるのか、業者との、それについても、今どうしてもここじゃ言われんと言われりや別でございまして、大体のめどはいつごろであるのか、それについてわかればお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 今、議会中でもございまして、詰めた話はなかなかできない実情ではありますが、本会期中の中でできれば上程をさせていただきたいというふうに業者さんとは詰めを急いでいるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 大変な後の仕事が残っておるようでありますので、ひとつ、絶対にトラブルにならないように、業者としっかり詰めていただきたい、このように強く申し上げまして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、14番、後山幸次君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会をいたします。
お疲れでございました。

午後3時58分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 25 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)
平成 25 年 9 月 18 日 (水曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 25 年 9 月 18 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (15 名)

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	9 番 斎藤 和巳君
10 番 河田 隆資君	11 番 川田 剛君
12 番 小松 洋司君	13 番 米澤 宥文君
14 番 後山 幸次君	15 番 沖田 守君
16 番 滝元 三郎君	

欠席議員 (1 名)

8 番 青木 克弥君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	長嶺 雄二君

総務財政課長 …………… 島田 賢司君 税務住民課長 …………… 楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長 …… 内藤 雅義君 健康福祉課長 …………… 齋藤 等
君
医療対策課長 …………… 下森 定君 農林課長 …………… 久保 睦夫君
商工観光課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 …………… 田村津与志君
教育次長 …………… 世良 清美君 会計管理者 …………… 山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めて、おはようございます。引き続き、お出かけをいただきまして、ありがとうございます。

これから、3日目の会議を開きたいと思います。

青木克弥議員より、欠席の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を直ちに開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番、米澤宥文君、14番、後山幸次君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序7、7番、三浦英治君。

○議員（7番 三浦 英治君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、7月28日に発生しました記録的な豪雨で甚大な被害を受けました、その対応について、3点質問をします。

まず初めに、町指定避難所は、小中高校、地域公民館等の28カ所、一時避難所の中には、自治公民館、集会所、お寺、保育園等の87カ所の計115カ所が、津和野町避難所マップに記されています。

今回の災害で、開設された避難所は、自主避難箇所を含めて20カ所、640名余りの人が避難しています。

今回、自主避難をしようとした人たちが、指定されている避難所に行っても鍵がかかっていたと聞きましたが、どのように対応したのでしょうか。

2点目は、災害翌日の7月29日に保育園を休園した理由をお聞きします。

3点目は、自主防災組織の組織率はどうなっていますか、また、その意義と効果をどのように考えていますか、お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目ということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、7番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

7月28日の災害対応に関する御質問でございます。

避難所につきましては、町が所有している比較的大きな施設の指定避難所と地域の集会所やお寺など自主的に避難していただく避難所があります。

このたびの災害時の指定避難所については、避難所を開設する場合において、事前に、もしくは同時に鍵を明け、避難される方々が入所することができるように対応したところでございますが、自主避難の場合などに町が管理をしていない施設等については、町で解錠することが難しいのが現状であり、このたび御指摘をいただいたような事態が生じております。

今後、町としても町管理外の施設については、その所有者や管理されている方に対して協力をお願いするなど、各地区における避難行動の際に支障を来さないよう対処したいと考えております。

二つ目の御質問であります。災害発生翌日の7月29日に保育園を休園した理由ですが、休園決定の判断を下した7月28日午後3時45分時点におきましては、降り始めからの総雨量が非常に多く、国道9号線や県道等が通行どめとなっており、解除のめどが立っていないこと、園舎及び園周辺の安全確認がとれていないこと、通行どめ等により翌朝の職員出勤者数の確保が難しいなどの問題を認め、休園の決定をした次第でございます。

なお、休園の決定は、各保育所の園長、副園長等で安全な保育ができるか検討協議を行った結果であり、また、早急に保護者へ連絡し、翌29日の家庭における園児の保育体制を確保していただくため、早い時間帯において休園の決定をさせていただいた次第でございます。

三つ目の御質問であります。本町の自主防災組織は、平成25年4月時点で四つの団体が組織をされているものと把握をしており、結成率としましては約13%であります。

このたびのような大規模な災害時における対応は、役場や消防などの行政の力だけでは不足をするため、地域の実情を理解しておられる住民の方々が平常時から防災の取り組みを進めていただいていることが重要であり、その結果として、被害を減らす減災につながるものと認識しております。このたびの災害を受け、改めて自主防災組織の必要性を認識したところでもあり、町としても、引き続き町内各地域において自主防災組織の結成が促進されるよう取り組みをしてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） まず1点目ですけれども、避難所の開設に当たっての手順は、2年前の23年6月議会で私が質問しています。そのときの答弁では、同じようなことを答えているんですけれども、状況により各自治会を初めその地域の方々や県等の支援をお願いするというふうに、2年前に答えております。この2年間でどれだけ進展したのかというのを、私なりに考えてみました。

ただ、今回、要支援要介護者にとっての不安は、想像以上のものがあります。自主避難を申し出た場合、職員を待っている余裕はありません。指定場所と一時避難所のすみ分けになりますが、地区によっては再検証が必要です。今回の28日の災害時の青原地区の事例で言いますと、現在小学校体育館が工事中のため、青原公民館を一時避難場所として、状況に応じて青原保育園もしくは善正寺に避難するということが、自主防災組織のほうでしておりました。この善正寺というのは高台にある寺ですけれども、これは緊急の場合の使用について自主防災会と災害協定を結んでおります。

公民館には流しから畳もあるので、そこがまずはいいだらうということでの判断ですが、その後の次の展開として、これ47年水害の教訓として高台にまた避難するという手順をとっておりました。

再質問ですけれども、一時避難所に避難する場合に、町が管理している施設についてはどう対応したのか。つまり、一時避難所に指定されている保育園のことで、これをお聞かせください。

それと、2点目の保育園の休園についてですけれども、当日は、ちょうど日曜日でした。平日の開園日に避難行動があった場合の対応は考えておられるのかをお聞きします。

3番目の自主防災の組織率についてです。

地域防災の住民活動は、コミュニティー活動の原点となるものです。災害時には、日ごろから地域での住民同士の交流が厚く、祭りや福祉などの地域活動、自治会や公民館活動など、まちづくり活動が活発に行われていたところほど救助活動や避難、復興への取り組みが早かったことは明らかになっています。これは以前にも言いましたが、これは1995年の阪神・淡路大震災の教訓であり、自主防災組織づくりが加速度的に全国に広がりました。

行政における消防力、防災力の強化と並行して、住民による自主防災組織の育成が防災行政の重要項目になったからです。平成21年当時の組織率が、津和野町では1.5%でした。現在13%ですけれども、この数字には上がってこないことをちょっとお聞きしたいと思います。

それは、現在進められているまちづくり委員会において、防災備品をそろえたり、避難訓練、炊き出し等を実施した地区があると聞いていますが、現状を、まちづくり政策課長、お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 避難の場合には、独居の方や要援護者の方、これを念頭に入れて避難勧告等を出すように心がけているところでございます。

このたびのような自主避難の場合は、災害対策本部としましても状況把握が若干おくれます。基本的には、公の施設は、災害対策本部が指令を出して、その所管課があけることになっておりますので、一步おくれる状況にはなるとは思いますけど、今後につきましては、公の施設を所管している課と協議いたしまして、自治会あるいは自主防災組織に鍵を預けられるものかどうかというのを検討させていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 平日の園の避難対応でございますが、一応保育園につきまちはマニュアルをつくって避難対応しております。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まちづくり委員会の取り組みということでございます。昨年12地域でまちづくり委員会を設置していただきました。地域課題の解決ということで、防災、防犯に関する取り組み、地域提案型助成事業でもいろいろな提案をいただいているところです。議員、御指摘のように防災備品の整備、あるいは炊き出し訓練等実施されたということで伺っておりますが、今回の名賀地域におかれましても、昨年度購入したそういった備品等を利用して、災害のあった次の日に炊き出し等が行われたということで報告を受けております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 行政と自主防災組織、また消防団の連携が、大変今後必要になってくると思っております。

続いて、その消防団について、津和野町消防団について4点ほど質問します。

今回の、私も出動していたわけですが、今までの水防出動とこれまでの大きな違いは、途中、分遣所のほうから防御、つまり土のうをつくる、それとか、あとシート張り等防御することがありますけども、防御する前に避難させてくれという指示が分遣所から参りました。これ今までにないことです。それだけ経験したことのないような災害であったと思っております。

4点質問します。

今回の災害では、職員はフルに活動したと思っております。津和野町消防団の各分団における役場職員の占める割合はどうなっていますか。

2番目に、7月28日の水防警戒、そして29日以降の行方不明者捜索出動は、延べにして約400名の消防団員が出動しています。「72時間の壁」という災害における人命救助に関する用語がありますが、72時間が経過すると生存率が急激に低下すると言われています。7月30日に捜索をやめた理由をお聞きします。

3点目は、津和野町消防団規則によりますと、第4条の任期では、「団長の任期は、4年とする。ただし、再任することを妨げない。」としています。合併時に任用され、

下森町長就任前の4年前に、再任するかしないかの問い合わせがされていなかったと聞きましたが、現実はどうであったのか、今回の任期も本人の意向を聞かずに進めるのか、をお聞きします。

失礼しました。4点目です。津和野町消防団協力事業所表示証を交付している協力事業所はどこか、何件あるのか、また、消防団協力事業所表示制度を町内の事業所にどのように周知しているのか、をお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 回答に先立ちまして、このたびの災害におきましては、消防団の皆様には災害発生当初の水防警戒活動、さらには行方不明者の捜索活動ということで、大変に多くの団員の皆さんに出動いただいて、そしてまた、大変な猛暑の中、またさらには時には危険を顧みず懸命な活動をしていただいたところでもあります。この場をおかりして消防団員の皆様に、心からの、また、お礼を申し上げる次第でございます。

それでは、津和野町消防団に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、津和野町消防団の各分団における役場職員の占める割合につきましては、本部35.7%、津和野第1分団53.3%、津和野第2分団15.4%、津和野第3分団6.3%、津和野第4分団14.0%、日原第1分団35.6%、日原第3分団15.8%、日原第4分団11.1%、日原第5分団13.6%、日原第6分団11.1%、日原第7分団25.0%で、全体では24.4%となっております。

続いて、二つ目の御質問でありますけれども、行方不明者の捜索につきましては、29日から自衛隊、警察、消防団、消防署などが協力をして行っております。30日の捜索につきましては、前日に消防団と警察とで協議を行い、酷暑の中での初日の捜索活動により消防団の皆さんの疲労がかなり大きいとの判断から、警察のみで捜索を行い、消防団は再度体制を整えてから捜索を行う方針を決定されたと聞いております。

三つ目の御質問であります。団長の任期につきましては、津和野町消防団条例により4年と定められており、合併が行われた平成17年9月25日からことしの9月24日で2期8年が経過をいたします。4年前の任期満了時において、前町長とどのような話し合いがなされたかについては存じておりませんが、このたびの任期については、団長、副団長とも相談をし、規律ある消防団体制が今後も維持されるよう消防団の意見を尊重しながら、検討させていただきたいと考えております。

四つ目の御質問であります。津和野町消防団協力事業所表示証を交付した事業所は、堀建設株式会社、昌和道路株式会社、株式会社栗栖組、サン電子工業株式会社益田工場の4事業所であります。

周知の方法といたしましては、担当職員が直接事業所へ訪問の上、詳細を説明し協力をお願いしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員(7番 三浦 英治君) 今回の災害では、全職員が対応に奔走したと思います。

津和野町消防団の動員率は、平均約50%と言われております。これは、総合整備計画の中で示されているわけですが、火災、水防、捜索等、昼夜何もかもひっくるめての50%です。

災害の種類によっては、町職員に依存が大きいことによる消防活動に支障が来たすことも考えられます。かといって、消防団員の減少は、当町に限らず全国的なものです。上位2個分団の日原第1分団の35.6%、津和野第1分団の53.3%、これはともに機動部隊となっております。この数字を見てどう行政は解釈するのか、お聞きしたいを思います。

2番目の質問ですが、警察と協議して決定されることには口を挟みませんが、7月30日の深夜、翌日の捜索に当たって出動の連絡が津和野分団にされています。1時半から2時にかけてだと思います。対策本部が混乱していたことは十分予想できますが、暑い中での捜索、団員の健康を考えると憂慮せざるを得ません。火災は別として、朝早くに電話をかけるか、そういった対応が必要ではなかったのかと思います。

28日災害当日、本部を含めて187名の消防団員が出動しています。そのうち、日原第1分団から8名が津和野地区へ出動しています。他の日原各分団は土のうを津和野分遣所に運んでいます。私の所属する分団では、団員から、あしたは出動するのかという問い合わせが数人からありました。29日、30日休んで31日、8月1日と津和野の分団が出動しております。

8月2日、3日、4日、これは日原の分団が捜索に出動しております。6日に、8月6日ですが、一斉捜索として津和野分団30名、日原分団20名、本部含めて52名が出動しております。災害に限らず、行方不明者の捜索に当たっては、72時間は消防団を投入すべきと考えます。

きょう出れなくてもあしたは出られる、あさっては出られる、団員を抱えている意味はどこにあるのか。そのための消防団であると思います。日原分団をなぜ投入しなかったのか疑問が残ります。

百回の演習より一回の実践という言葉があります。住民の生命と財産を守るという消防団の使命を果たすために、今回の災害の教訓として検証されたいと思います。これは、答弁要りません。

次、3点目ですが、任期についてです。任期の時期についてですが、9月の任期では現実にマッチしないと考えます。消防団にとっては出初め式が重要な行事の一つであり、他市町村の動向としてこれをきりとして次世代に転換しています。年度末が望ましいのではないかと思います。ましてや、町長選挙1カ月前というこの時期、また、2年ずらすことも考えられますが、条例改正は考えられないのかをお聞きします。

そして、次に、津和野町消防団協力事業所の件ですけれども、団員の減少を食いとめるため、また新入団員確保のため、それぞれ分団では工夫してやっておりますが、なかなか350人の定数までというところまでいっておりません。

今回、自民党は消防団員の減少を食いとめ、地域の防災力を高める地域総合防災力整備促進法案を秋の臨時国会に提出することになっております。企業や学校に対し、社員や学生が消防団に加入しやすい環境をつくるよう努力義務を課すことが柱となっております。

東日本大震災でも、救助活動や物資搬送に活躍した消防団の組織力を全国的に底上げし、これは南海トラフ巨大地震など将来の大災害に備える狙いがあるとしています。

家庭の理解はもとより、勤め先の理解も重要になっている現在、消防団員確保の一助になればと思います。引き続き、消防団協力事業者の推進に努めていただきたいと思っております。これも、答弁は要りません。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 一つ目の御質問でございますが、確かに津和野第1分団と日原第1分団、機動部隊でございますが、確かに高いことは高いと思います。このことにつきましては、行政からどうこう言うことができませんので、幹部会等で御協議いただきまして、消防団活動に支障を来たさないように検討していただけたらと思います。

それと、二つ目の、深夜に連絡が行ったということでございますが、災害当初からずうっと自衛隊と夜中まで協議を毎日行っておりました。で、自衛隊の言い分としましては、地元の消防団が動かないことには自分たちは動けないということで、深夜に連絡をとって、自衛隊が動いていただけるように了解をとったところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私のほうからは、団長のその条例の改正等ができないかということでお答えさせていただきたいというふうにも思うわけではありますが、そのことを話す前段として、少し、我々町と、それから消防団との役割といいますか、関係というものもお話しをさせていただきたい、それがちょっと2番目ともかかわることにもなってくるわけではありますが、基本的には我々、私も管理者でもありますし、また、総務課中心に町行政が消防団のお世話させていただいているということでもありますけれども、消防団というのは、御承知のとおり、それぞれ構成員は民間の皆様でありまして、本当にお仕事を抱えながら、また善意の中で入っていただいて、そして活動もいただいているということでもありますから、その消防団組織において団長がおられて、そして副団長以下分団長もおられ、そういう幹部会を構成される中で、指揮命令系統もしっかりされ、そして団結をして日ごろから消防団活動に当たっておられるということでもありますので、我々としては基本的には消防団の運営は、そうした団長以下幹部会中心にお任せをしているというような状況でございます。

そういう中で、30日の捜索につきましては、これは消防団と警察のほうで協議をされた上でのことでもありまして、そしてまた、それぞれが本当に災害発生当初からお疲れになられているという状況も加味して、それは我々としてもそれ以上のことは言えないというスタンスでおったわけでありまして。ただそうしても、やっぱり、72時間ということは我々も気になっておりましたので、3日目ということになりますけれども、これについては我々のほうからも、何とかもう一回消防団の皆様に出ていただけないかというような、これは深夜の電話になったわけでありまして、お願いをさせていただいたという経過であります。

それも、やっぱり、29日も30日も当然この捜索活動はもとより、いろんな対応がありましたので、夕方から夜にかけてもいろんな協議をいろんな部署とやっておったという中で、自衛隊とのこの協議、警察も交えた中での協議というのは、深夜になってしまったということもあります。そうした中、この2日間、29、30と捜索活動をやってきて、いろんなところを捜索を多くの人数でしたわけでありまして。警察署も今回はこれまでの捜索とは違って、県警からも入っていただくという大人数でやっていただきましたから、いろんなところを捜索をしたわけでありまして。

そうした中で、最後、最後というか、72時間でいう3日目をどうするかということ深夜の協議でなったときに、やはり土砂が相当埋まっているところを今度掘り返して、そこを重点的に捜索をするべきではないかと、そういうような話になってまいりました。で、それじゃあ、そのためにこれまで以上に人がまた要ということになったわけでありまして、それで、その協議も深夜にやっておりましたから、夜の12時半か1時ぐらいだったと思いますけれども、まずは掘るために重機が要ということで、本当に夜分に失礼だったと思いますが、建設業者の社長さん何人かにお電話させていただいて、まず重機の確保を考えました。で、ほんとに深夜の電話でもかかわらず早く、重機を出そう、と業者さん言ってくださいました。じゃあ、その作業ができるということになって、消防団の皆様にも、今度は人が、掘り返しながら多くの目で見ただけで、また捜索がいいということなので、消防団団長にこれまた夜遅く、ほんとに申しわけなかったわけでありまして、電話させていただいて、3日目出動いただきたいというお願いをさせていただいた。そして、団長から恐らく副分団長や分団長さんへ連絡が行って、その日の夜にそのまま電話された方もおられると思いますし、あるいは団員さんのそういういろんなことを、健康面やらを配慮されて早朝に動員の電話されたというケースもあるかというふうに存じておりますけれども、そういう中で3日目も大変な急遽なことでありましたが、ほんとに多くの団員の皆様に出ていただいて、重機の掘り返す、そういう作業をやることのできたというような経過であります。そうした中で深夜の電話にもなったということで、このたびのことは御理解をいただければというふうにも考えているところでもあります。

で、団長のこの条例改正でありますけれども、基本はそういう中で、やはり消防団、繰り返しになりますが、消防団の中で話し合いをしていただく、そして、そうした団長のことも、まずは消防団のお考えも尊重していきたいということ、これは最初に回答させていただいたことでもあります。ですので、この任期の問題とはまた違う話だというふうにも思っております。特にその町長選とは、また、団長の任命というのはかけ離れておる、また、べきであるというふうにも思うわけでありまして、そういう観点からも条例改正というのはするべきではないというふうに私は考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） これは災害に限らずですけども、行方不明者の捜索、これは今後高齢化社会、これからどんどん広がる中で認知症、その中でも徘徊部分の捜索とかいろんな問題が出てくると思います。そういったときに、この72時間というのはもう確実に、これをきりとして生存率が急激に下がるというのは、世界で言われていることです。そういった部分では、ぜひ捜索に精力をつないでいくと、それが住民を守っているという、遠からずそれが定住とかにつながるのではないかなと思っております。

それでは、次の質問に行きます。

合併して、一月もたてば8年になります。新津和野町になって8年になるわけですけども、象徴になるべく旗について2点ほど質問します。

まず1点目は、いまだに日原エリアの小中学校の校旗は、日原町立の校旗を使用していますが、順次津和野町に更新していくのでしょうか。

2点目、津和野町消防団の団旗は新調されましたが、各分団旗についてはそのままになっています。合併して約8年、分団旗は使用されず各分団で管理されています。日原エリアの分団旗は、日原町消防団のままになっています。このまま永遠に眠らせたままにするのかお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、小中学校の校旗の御質問をいただいておりますのでお答えいたします。

校旗につきましては、平成17年9月の合併時に、日原エリアの小中学校につきまして、見積もり等も取り寄せて校旗等の変更を検討したところでございますが、その時点では一つ当たり約100万円以上の費用が必要となるということもございまして、町財政が苦しい中での合併で、その費用を捻出する余裕がないと判断されて購入することに至っておりません。

今回、屋内運動場の改築を契機に、青原小学校の関係者や地域の代表の方より、校旗をぜひ購入してほしいとの御要望をいただきました。この時点では、合併時の経緯をお話しし、また、青原小学校のみの購入ということにはならないので、全体のことを考慮して考えたい旨の御回答を申し上げたところでございますが、金額が比較的安価なもの

で、地域等より一部負担をしてでも購入してほしいとの強い御要望もあり、本来であれば町で購入すべきものではございますが、今回地域等より一部御負担をいただくということで、青原小学校の校旗購入予算を本議会の一般会計補正予算の中で計上させていただいております。

今後につきましては、諸般の状況を加味しながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町消防団の団旗についての御質問についてお答えをさせていただきます。

消防団の分団旗につきましては、消防団の組織再編等が進んでいる中であり、消防団で検討していただいているものと認識をしております。

町といたしましては、財政状況等を考慮しながら今後の整備計画に盛り込むなど、消防団の意向を聞いた上で改めて協議をしていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 合併当時、旧日原町の住民は、津和野町にすべく封書、年賀状のゴム印をみずからで負担して変更しております。各事業所においては、見積書、納品書、請求書、領収書等を全てつくりかえています。負担を住民が担いました。合併当時にしなければいけないことをしていないのではないかなと思って、今回この質問を取り上げたわけですけども。老朽化のひどい学校から順次更新されていくものと理解していいのでしょうか。

消防団の分団旗につきましては、言われるとおり組織再編が進んでおります。これは一つ提案なんですけども、平成22年度から平成26年度の5年間の総合整備計画が、来年度で終わります。遅くとも来年度には、次の整備計画をつくらなくてはならなくなります。そこで、昨年から、一昨年からになりますか、消防団の現在の懸念事項である補償問題を含めた再編計画を重点的に協議すべきと考えます。今回の、その整備計画がもとになるので、この検討会、検討協議会、委員会、まあ、名称はわかりませんが、前回に対してスムーズに移行すると思います。前回の総合整備計画検討委員会では10回か11回の会合を重ねておる中で、この再編に関しては2回か3回しか協議がされておられません。さまざまな提案、地域名にする、また方面隊をつくるか、さまざまな提案がなされておりますけども、本部に預けた形でいまだに決定されておられません。これは、合併当時にすぐもめたことでもあるので、いきなりというのは、なかなか難しいと思います。そこで、その総合整備計画に――人数は要りません。前回は10人ぐらいいると思いますけど、5人おれば十分と思います。そこに外部の人を入れて検討するのも一つではないかと思えます。

それと、幹部会に当然、諮られたことを管理者として尊重するという部分が、前段の質問での答弁の中でありましたけども、消防組織は350人が定数ですけども、その頂

点が団長です。副団長、分団長、副分団長以上が津和野町消防団の幹部会となつとるわけなんですけども、中心は分団長以上の幹部会で話はなされておりますが、ただ組織を考えますと意見具申という形での意見は出せます。でも、最終的には団長判断であり、これは行政においても町長がトップで最終判断は町長がするわけです。そこで、問題となるのは、その団長なり、町長のリーダーシップになろうかと思ひます。

この呼称の問題、さまざまな問題を、特に日原エリアの中に残しております。ぜひ総合整備計画を、次の総合整備計画を検討するときに、集中して、外部からの意見も入れて検討するべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 学校の古い順から校旗をとというお話ではございますが、やはり予算の状況もございますので、その辺を十分踏まえて検討はしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 総合整備計画につきましては、来年度で一応切れることになっておりますので、来年度中には委員の方を選定して検討に入られると思ひますが、委員の選任につきましては幹部会等で選任いただいて、その中で検討していただけたらと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 今回、質問では、災害対応について消防団との絡み、それがほとんどの質問しました。今回、今回といいますか、今、消防団のほうで島根県地域防災力向上研修という形のDIGを、津和野の2分団と3分団が合同で、日原4分団、7分団が合同で開催することに、11月になっております。今までにこういうDIGの訓練、これは自主防災組織ではよくやられているんですけども、また、体験した人も町民の中にも幾つかあると思ひます。この消防に関してのDIGはこれは初めてであり、こういうものを導入して消防団の質を向上するというのを計画しておることはすごく感謝しております。特によく分遣所の歴代の分遣所長なんか聞きますと、消防団の場合、どうしても非常勤であり、座学がどうしても足りないという指摘を、個人的には随分受けております。そういう面では、こういう研修を企画されたということは、すごく進展しているのかなという気がしております。また、今後とも災害に対する部分、生命、財産を守るという、これも行政の第一義的なものだと思います。今回の災害、まあ、落ちついたらになると思ひます。今当然ばたばたしているでしょうから。少しずつ検証されて、——鉄は熱いうちに打てといいます——次なる災害に対応するためにも、行政のほうとしても御検証をしてください。それをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、7番、三浦英治君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で10時まで休憩といたします。

午前9時46分休憩

.....
午前10時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序8、12番、小松洋司君。

○議員（12番 小松 洋司君） 12番、小松洋司でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずもって、7月28日の豪雨により被災された皆様方に心からの慰安申し上げますとともに、災害発生から今日まで、町長を筆頭に献身的にこの対応に従事されている当局の皆様には敬意を表したいと思います。

それでは、質問に入りますが、まず、その7月28日の豪雨災害についてでございます。

昨日からの一般質問で、ほぼ全員の方がこの豪雨災害について質問されております。私も通告いたしました質問事項等重複しておりますので、通告しておりました質問項目の1、災害情報の伝達と災害箇所数、被害総額についてのみ質問させていただきますので、つきましては、御答弁もそのようにお願いいたします。

まず、災害情報の伝達でございますが、被災地では丸1日以上災害の情報が伝わらず、また、役場も住民の安否確認ができないという状況が発生し、今後、その災害情報の伝達手段を検討するというところでございましたが、現在までにどのように検討されたのかをお伺いいたします。

また、このたび災害FM局を開局されましたが、聴取可能エリア、開局時期、そして、これが一番大切なことだと思いますけれども、そのFMを通じたその災害情報がどの程度の速さで被災された方々に伝達、伝わったのかということなどを、既に検証されたのかをお伺いいたします。

次に、今回の災害は激甚災害に指定されましたが、復旧工事の発注までには90日以内に査定を受ける必要があります。そこで、最新の被害箇所数、それと、被害総額をお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、12番、小松議員の御質問にお答えをさせていただきます。

7月28日豪雨災害に関する御質問についてのお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。当町では、住民の方への通信手段として、ケーブルテレビの回線を活用して告知端末や屋外ラップなどにより情報伝達をしておりますが、災害時には有線が切断し、通信ができない状態となりました。

このたびのような大規模な災害時に有線の切断となると、まずは、携帯電話などに頼らざるを得ないといった状況になり、その対策として、通信手段の複数化は当然必要なことと認識をしております。今後、防災無線を初め、緊急速報のエリアメールや衛星携帯電話の導入などを含め、県や総務省総合通信局などと相談をしながら、当町にとって有効な方法を模索したいと考えております。

臨時災害FM放送につきましては、平成25年7月29日午前8時58分から平成25年8月6日午後8時までの9日間開局し、午前8時から午後8時までの間、田代・徳次地区、白井・木尾谷地区、牧ヶ野地区に対して災害情報、救援情報、道路や電力、ケーブルテレビ等の復旧に関する情報等を、随時更新しながら繰り返し放送いたしました。

当初、道の駅「津和野温泉なごみの里」駐車場を送信場所として開局し、被災地区には文書を配布し周波数等の周知を行いました。手回し充電式ラジオでは聴取が不能との情報が入ったため、翌30日には、送信場所を県道13号の通行可能な場所まで変更いたしました。通信場所を移動したことにより、田代・徳次地区ではカーラジオ等では聴取が可能となりましたが、手回し充電式ラジオでの聴取は困難でありました。

受信調査につきましては、7月30日に鹿足郡事務組合職員1名と有限会社電通工社員1名が山口県側から田代・徳次地区に入り、車両搭載のカーラジオと手回し充電式ラジオの受信状況の確認を行いました。また、道路が崩落し通行不能だった牧ヶ野、白井地区につきましては、8月1日から3日までケーブル施設整備委託会社社員2名が徒歩により被災地区に入り、手回し充電式ラジオと町が所有する高性能ラジオによる受信状況の確認を行いました。

調査結果につきましては、通行禁止区間があるため、車両搭載のカーラジオでの調査は全エリアでは行っておりませんが、山口県側から名賀トンネルを出たところまでは受信可能でありました。また、町所有の高性能ラジオでは、白井愛宕神社上流付近までの受信は良好でありました。しかしながら、手回し充電式ラジオは、NHK及び民間放送局の放送受信は良好でありましたが、臨時災害FM放送は、白井下バス停付近までは受信可能であったものの、高台等一部を除き、聴取は不安定な状況でありました。

そのほか、8月15日には、徳次地区の一部住民に対して聞き取り調査を実施したところ、臨時災害FM放送を「自宅のラジカセで聞いていた。役に立ったと思う」「聴取をしていない。携帯がすぐに復旧したので携帯で情報を得ていた」「聴取をしていない。ラジカセも持っていなかったので、手回し充電式ラジオで聴取できていれば聞いたと思う」「車で買い出しに出かけるとき聞いていた」などの回答でありました。

このたびの臨時災害FM放送につきましては、無指向性アンテナのため、高い山の上にアンテナを配置すると遠方まで電波が飛んでしまい、混信を招く可能性があるため、高手からの送信については中国総合通信局からの許可が得られず、必要な情報を被災地に提供することができませんでした。今後は、指向性アンテナ、もしくは電波の送信エリアを限定できるようなスクリーンなどの検討が課題であります。

また、送信場所の選定シミュレーションや無線技術にたけた技術者からの意見協力等につきましても、ケーブル施設整備委託会社とともに対応していきたいと考えております。

二つ目の御質問であります。今回の災害箇所数及び被害総額については、9月6日現在の数値でお答えをいたします。

町公共土木施設のうち、道路127カ所4億2,200万円、河川69カ所5億3,100万円、合計196カ所9億5,300万円でございます。農地・農業用施設では875カ所25億1,400万円であり、被災箇所、被害額の大きいものは、農地408カ所9億5,200万円、水路300カ所5億7,800万円、農道橋15カ所4億5,000万円であります。治山・林道では、治山13カ所4,600万円、林道27カ所1億8,400万円、合計40カ所2億3,000万円でございます。町施設合計1,111カ所36億9,700万円の被害となりました。

また、県公共土木施設のうち、道路21カ所3億1,300万円、河川93カ所45億3,400万円、砂防2カ所1,600万円、合計116カ所48億6,300万円でございます。治山は20カ所14億3,800万円となっております。県施設合計136カ所63億100万円の被害、津和野町全体では1,247カ所99億9,800万円の被害となっております。

次に、査定までの県及び他市町からの派遣支援ですが、人員が最大の週で、公共土木施設6人、農地・農業用施設10人、治山・林道1人の応援をいただいております。

週によって派遣人員に変動があり、不足する労力を補填するため、水産土木技術センターに積算の業務、測量設計コンサルタントに現場技術業務を委託するとともに、増嵩申請に土地改良区OBの支援をお願いし、対応したいと考えております。

小災害についてでありますけれども……（発言する者あり）ああ、いいですか。はい。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） それでは、一つ再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、情報伝達の手段として、今後、防災無線やエリアメール、衛星携帯電話等の導入ということで、要は、有線を使った伝達方法から無線というようなことですが、これらがおおよその導入時期をいつごろを目標に考えておられるのか、お願いしたいと思っております。

また、せんだって町が各世帯に配付いたしました手回し充電ラジオ、これは、今回、御答弁の中では、ほとんど、要は機能していなかったと、まあ、こういうことでしたが、その原因は一体どこにあるのか。端的に言って、ラジオそのものが安価なものでだめだったのか、まあ、町所有の高性能ラジオでは入ったのに、それでは入らなかったというようなことが考えられますが、その原因を既に特定されたのか、それと、今

後、ケーブルの設備の委託会社ですか、それとの対応に委ねられているのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 今後、予定しております無線とかエリアメールの関係なんです、エリアメールは、先週のところで株式会社ドコモと協議をしております。防災無線につきましては、来週、県の防災担当課と広域消防が来庁することになっておりますので、これは財源をかなり伴いますので、今のところ、いつ準備しますということは言い切れませんが、まず、話を聞いて協議していくという段階でございます。

○議長（滝元 三郎君） ラジオは。ラジオの件。ラジオの性能。
つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 町長が説明しましたように、災害用のFMにつきましては、受信について手回し充電式のラジオと、それから高性能ラジオでは聴取可能エリアが違っているということでございます。で、ここの部分についての、まだ、その性能自体の検証は行っておりませんが、実態としてそうだったということで、この点についても、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 無線の対応については、既に、もう動き始めとることとでございますので、できるだけ早急にそれが実現するようにお願いしたいと思います。

それから、今の手回し充電式のラジオでございますが、このままで動きますと、せっかく導入したものが機器は宝の持ち腐れというようなことになりますので、何とかこれが見えるような方向で、先ほど御答弁の中にもありましたが、指向性のアンテナですか、それともとにかくこれからの検証で見えるようにしていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、災害発生時における情報の伝達は人命を左右いたします。早期に強くて確実な伝達方法を導入していただきますよう要望して、次の質問に移りたいと思っております。

次に、青原小学校と日原小学校についてお伺いいたします。

まず、青原小学校についてですが、青原小学校の本校舎は解体撤去することとでございます。それにつきまして、今年度の耐震補強工事と47年前の建設当時の工事、平成3年度の大規模改修に係る国の負担金・補助金について、今後どのように処理されるのか、お伺いをいたします。

あわせて、2学期中に仮設校舎を建設することとございますが、校舎の解体、新校舎の建設はいつごろになるのか、お伺いをいたします。

日原小学校につきましては、大規模改修工事で設置した屋根裏の木造構造と間仕切り壁について、法律の基準に合うように工法を検討するというごさいましたが、現在、結論が出たのかをお伺いたします。（発言する者あり）

国費、国費ですか。済みません。通告しながら、もう、話すの忘れてしまいました。

あわせて、日原小学校も大規模改修の工事をやっておりますので、その国費についてはどのように処理されているのか、あわせてお伺いたします。済みませんでした。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、青原小学校、日原小学校に関しました御質問をいただいておりますので、お答えいたします。

青原小学校校舎の昭和41年の建設時、平成3年の大規模改造時及び平成5年の日原小学校大規模改造工事における国庫補助金の処理につきましては、いずれも、既に国庫補助事業完了後10年を経過しており、現状の予定では、文部科学大臣への報告事項となり、国庫補助金の返還はございません。

また、今年度の青原小学校校舎の耐震補強工事につきましては、平成25年7月1日付で、1億99万8,000円の交付決定を受けております。今回、施工不良箇所が発見され、耐震補強工事の実施が困難になりましたので、全額不用額として処理する形で手続をしているところでございます。

青原小学校校舎の仮校舎の建設及び既存校舎の解体につきましては、今年度の学校施設環境改善交付金（国庫補助事業）の1期工事の対象として、現在、9月3日付で計画書を提出しております。10月中旬以降の補助金の交付決定の見込みでありますので、それ以降におきまして事業着手ができると考えております。

改築につきましては、上記の交付金事業の2期工事として、平成26年度に実施したいと考えております。

日原小学校校舎の屋根及び間仕切り壁の改修につきましては、現在、時期及び工法等について検討中でございます。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） それでは、再質問をさしてもらいますが、まず、日原小学校についてお願いいたします。

御答弁では、時期、工法等については検討中ということでしたが、現時点では全くの白紙状態なのか、それとも、例えば、屋根裏の木造部分を軽量鉄骨に交換するというような、具体的な工法を既に出しながらのその検討をされているのかを、もう少し詳しく説明、できれば説明していただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 現時点では、白紙に近い状態でございます。済みません。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 全くの白紙ということですので、これ、いつごろになるかわかりませんが、とにかくこれを早急に、基準に合うように、それこそ改修していただきたいと思っております。

それから、これら一連の、要するに、この欠陥工事の対応策について一番大切なのは、子供たちのストレスをいかに軽減するかでございますが、これについて、今、現在どのような対応をとられているのかを、特に、青原小学校についてでございますが、お伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） まずは、学校に行くバスになれないかということですか、通常の授業中どんな様子かというのにつきましても、学校長にその様子を小まめに連絡を取り合ったりということを行っております。それから、教育委員会としましては、SSWの派遣回数なるべくふやす形をとっているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） とにかく、先ほど申しましたが、一番が子供たちのストレス、これが大変でございますので、それを軽減して、充実した学校生活を送ってもらう、そのようにしていただきたいと思えます。

この問題につきましては、同僚議員からの質問もありましたので、これで終わり、次の質問に移ります。

次に、定住対策についてお伺いいたします。

現在、ある意味、定住対策の4番バッター、あるいは、もうこれ以上はないというような代打の切り札というべきような事業であります「つわの暮らし推進住宅整備事業」がスタートし、今、その候補地を選考中だということでございますが、従来からある定住対策、例えば、保育料の3人目からの無料化、あるいは、中学生までの医療費の無料化、若者定住奨励金等々の定住対策をそれぞれ展開されてはいますが、どうも担当課独自の展開で、その政策そのものがてんでんばらばらにひとり歩きというような感じに思えてなりません。400平米の土地に一戸建て住宅、25年間そこに住み続けると無償譲渡するという「つわの暮らし推進住宅整備事業」をスタートさせたこの時期をその決定的転機として捉えて、これらの定住対策事業を改めてコーディネートし直して、できれば、1枚のパフレット等に集約して大いにPRされてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、定住対策に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

定住対策につきましては、このたび定住対策意識の向上や各課の情報共有を図り、各分野横断の定住促進施策の立案を図ることを目的として、定住対策に意欲のある係長級までの若手職員を構成員とした「定住プロジェクトチーム」を設置したところであります。

今後は、各分野の施策等や移住相談者の情報共有、移住前後の全体的なフォローを図りながら、テーマに沿った各分野からの意見集約をし、定住施策を展開していくこととしております。その上で、支援内容などをわかりやすくまとめたリーフレット等を作成し、町民を初め、津和野町へ移住を考えている方に情報提供をしていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 若手職員をもって「定住プロジェクトチーム」を結成されたということですが、このプロジェクトチームは大体何名ぐらいの構成で、例えば、月1に会合を持つとかというような、まあ、そういった等々もあらうと思いますが、どのような動きをしているのか、いまして詳しくお知らせください。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 御質問の「定住プロジェクトチーム」でございます。6月の議会で、つわの暮らし推進住宅の整備等御報告もさせていただき、一般質問でも議員の皆様方からいろいろ質問をいただいたところです。

本日の議員の御質問ありますような一体的な形でこの定住対策を進めると、そういう手法の一つとして、今回このプロジェクトチームというのを設置したということです。

で、人数ということなんですが、これ、一応各課1名ずつ選出いただくということになっております。本来ですと、7月の庁議で、このプロジェクトチームの提案をさせていただいて設置したとことなんですが、その後、その災害等がございまして、まだ一回も開かれてない状況にあります。

内容としましては、そういったところで各課1名ずつ出ていただいた中で、トータル的な定住対策を考えていこうという、そういった組織でございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 7月からスタートしたいということが、災害でまだ開いていないということですが、とにかく、このプロジェクトチームが所期の目的を十分発揮されるよう、大いに期待したいと思っております。

それから、リーフレット等も作成するということですが、これらをもって、大いに町内外に情報伝達、提供されるよう期待したいと思います。

それでは、次に移ります。

津和野高校の寮についてお伺いをいたします。

津和野高校の生徒募集は、現在、県外に向けても展開をされております。ことしは、何か生徒みずからが企画した高校の紹介パンフレット等も作成して、これらを利用して生徒募集に励んでおられるというふう聞いております。

津和野高校に興味を持たれて、県外から生徒・保護者が実際に津和野高校を訪れた際、ほとんどの生徒・保護者が寮を見学した途端、津和野高校への進学を取りやめるとい

ようなことを津和野高校後援会でお聞きしました。もし、その話が本当ならば、寮を新しく建てかえることで、この問題は解決するのではないのでしょうか。津和野高校は県立のものでございます。寮も当然県のものでございます。県で建てかえることができないのならば、町で建てかえることも既に検討を始めるべきではないかと思っております。どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野高校の寮に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

津和野高校の寮につきましては、県立の学校であるため、本来ならば、施設の新築や修繕などは島根県において対応していただくべきものと考えております。

議員御指摘のとおり、快適な寮を整備することは入学者数を確保するための一つの手段であるとも考えておりますが、寮の整備につきましては、現時点での島根県の回答といたしましては、県内において同様の状況にある高校が複数あり、つわぶき寮の早急な建てかえは困難である旨の回答を得ております。

県立学校の寮を町が設置、管理、運営することは難しいことと考えておりますが、津和野高校後援会との連携により、寮の快適化を図ってきているところであり、将来的には、邑南町研修施設「邑学館」の例のように、町立の研修施設等を生徒の宿泊施設として使用するなど、今後、検討していく必要があると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） ただいまの御答弁では、いずれにしても、寮が一つの問題というようなことがわかりましたが、将来的には、邑南町の研修施設というようなものを考える必要があるということでございます。ちょっと、例えが悪くて申しわけないんですけども、猿真似でも大いに結構でございます。いいことは、とにかくすぐ手を打って、何とかその津和野高校の、はっきり言って、今は存続、こういったものに力を注ぐべきと思っております。

それでは、最後の質問にまいります。

町税等の前納報奨金制度復活、まあ、このことを今言うのが時代に逆行しているということは私も百も承知しておりますが、あえて復活をお願いするというもんでございます。実際、インターネットで「前納報奨金」と打ち込みますと、制度を見直します、あるいは、廃止しますという自治体が次から次へと出てまいります。釈迦に説法で申しわけないと存じますが、もともと前納報奨金制度は、昭和25年、戦後の混乱期に、地方自治の確立のために必要な財源確保と住民の納税意識の高揚を目的として、固定資産税や町県民税などを対象に創設されたものでございます。第1期の納期内に全期分、要するに1年分でございますが、それを一括して納付した場合に前納報奨金を支払うという制度でございます。

近年では、自主納税の意識が高まってきたことや、納税者間の受益に不公平感が生じるなどの理由によって、報奨金の交付率の改定や制度そのものを廃止する自治体が多くなっているのも現実でございます。ですが、いま一度この制度を復活して、再度納税意識を高めていただき、少しでも税収を上げ、早期に財源確保を図られてはいかがでしょうか。ちなみに、24年度の決算書を見ると、町民税の収納率は96.7%で、固定資産税は84.2%という、まあ、そういう状況でございます。

それと、復活を願うもう一つの理由は、ふるさと納税と対比すると素直に割り切れないものがあります。ふるさと納税は納税と名前がついておりますが、実態は寄附金で、ふるさと納税を行うと、寄附を受けた自治体から特産品などが納税者に送られてきて、また、所得税も減免を受けることができる特典がございます。

津和野町でも、24年度のふるさと納税は件数で296件、納税額は451万4,000円、納税者に送った町の特産品の買い入れ総額は110万1,000円でございます。単純計算をいたしますと、1件当たり3,700円強の特産品が送られております。

ふるさと納税は、納税者のあくまで善意と思われれます。義務と善意の違いだと言われればそれまででございますが、ぜひとも復活させてもらいたい制度ですので、その可能性をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町税等の前納報奨金制度の復活に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

この制度は、昭和25年、戦後の混乱期に、地方自治の確立のために必要な財源確保と、住民の納税意識の高揚を目的として創設されたものでございます。

しかし、近年では、制度本来の目的については、時代の変遷とともに、今日では合理性が薄くなったと考えております。

町県民税や固定資産税については、納税者の負担軽減のため、期割納付を原則としております。前納報奨金は、前納したくても一括納付する資力のないような納税者に恩恵を及ぼさないことから、経済的弱者にとって、本来、不公平で厳しい制度であったと言えます。

町県民税では、町県民税を給与から引き去られる給与所得者の方には制度の適用がないことから、納付方法によって実質負担に差が生じておりました。制度創設時と比べ、今日は給与所得者や年金受給者などの特別徴収対象者の比率が上がって、対象者が減少しております。

自主納税の意識が高まってきたことや、納税者間に受益の不公平感が生じているなどの理由により、全国的にも前納報奨金廃止が進んでおり、こうした状況について御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 御答弁は、やはり予想どおりでございましたが、一つ、ここで、ある例を御紹介して、質問を終わりたいと思います。

今、国内で前納報奨金制度と似たような制度で、収納率といいますか、納付率を上げようとしている組織がございます。その名前は日本年金機構といたしまして、国民年金の保険料を前納すると、その保険料を割り引いてくれます。制度の名前は国民年金前納割引制度といたしまして、報奨金ではありませんが、1年分を4月末までに口座振替で全納しますと3,780円、現金で全納しますと3,200円が割引きになります。国民年金の場合は1年分だけではなく、半年、6カ月分の全納もできますので、これをやりますと730円が割引きとなり、年間2回全納しますと1,460円が割引きになります。

今回調べてみて私も初めて知ったのですが、航空券あるいは新幹線のチケットかいなと思うような早割という制度もございました。この早割は、口座振替で納付期限よりも1カ月早く納付すると、毎月50円が割引きになります。年間で600円が割引きされます。

国民年金も消えた年金とさまざまな問題を抱え、保険料の徴収が落ち込んでおり、こうした割引制度を活用して、その保険料の徴収増を図っておられると思います。

今すぐ復活は無理かもわかりませんが、来年4月からは消費税も3%上げると、どうもそのように安倍総理も決断されたようでございますが、これらの諸要素も勘案されて、また、年金機構のようにいろいろな割引制度を導入して、早期収納することに財源確保を図っていることも参考にされて、近い将来、この前納報奨金制度をぜひとも復活されますよう再度要望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、12番、小松洋司君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時55分まで休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時55分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序9、6番、岡田克也君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、6番、岡田克也、通告に従いまして、質問を5点ほどさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、被災住民のケアについてでございます。

このたびの7月28日の災害は、人々の心の中にも大きな傷跡を残したことを随所に感じておることでもあります。

名賀地区の仮設道路が敷かれて以来、その後にとしゃ降りの日でした。私は名賀地区のほうに所用があり、行きましたときに、同僚議員である板垣議員がとしゃ降りの中で田んぼの草刈りをしておられました。そこで車をおりて、いろんなお話をしております。

たけども、なぜこんなどしゃ降りの中で草刈りをするのですかということをお聞きいたしましたら、何かしていないと心が落ちつかないんだということを述べられたことであります。そのように、多くの方々に大きな被災の傷跡が、まだ心にも残っていることを痛感をすることでもあります。

例えば、避難場所でありました名賀の地域センターに避難をされた住民のお話であります。土のにおいがし、水の音がゴーゴーとしてきて、もうこれは危ないということで、車で名賀の地域センターに避難した後に、自分の通ってきた道が水によって全て流されていく、そういう光景を見ながら、また、目の前の畑も田んぼも川も鉄道も道路も全てが川になって、自分の命さえどうなるんだろうかということを見た方々に、そして、自分が目が覚めたときには床上浸水になっておいて急いで逃げたという、そんなお話もたくさんお聞きしたことであります。

しかし、その中でも、例えば、避難しておった名賀の地域センターに、食料がないということで、自治会長さんが、もう川も道路もありませんので、その水の中を自分の命も顧みずに食料を運んでいただいたことが、本当に心からうれしく思っ一生忘れられない、そんな思いです、とおっしゃった方もあります。

また、床上浸水をした住宅に、日ごろ津和野高校の食事のつくっていた、その寮生が、その復旧作業に来られた、そんなお話も聞きながら、たくさんの方々が思いを寄せてこの復旧に、そして災害に対して尽力されておることを痛感しておることでもあります。

その中で、やはり、多くの方々が避難生活や浸水等の災害に遭遇され、精神的にも大きな負担を感じておられると推察いたしております。現在も避難生活をされている方々や、仕事に大きな影響を受けられた方々、災害の記憶が現在も大きな心の負担になっている方々の心身両面におけるケアや、例えば専業農家の方で農地やその農園等が流された方、そして、ヘリコプターで運ばれまして、仕事につくこともなかなかままならず、そして、ついに仕事をやめなければならないという、そういうようなことを思っておられる、そんな方もおられるようであります。そのような方々に対する、今後の生活設計などに対するケアについて、お尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

被災住民のケアに関する御質問であります。

議員御指摘のとおり、7月の豪雨災害で被災された住民の方々は、安全面や生活面で不安、なれない避難生活等で心身ともに疲労こんぱいの状態にあったことと推察をいたします。

町では、被災者の皆様を心身両面からケアをするために、島根県及び益田市、吉賀町等から保健師を派遣していただき、避難所においては24時間体制で保健師等が心と体の両面からケアに当たりました。

また、町が指定した避難所以外に自主避難された方や、避難されなかった被災者の方々に対しましても、避難先や自宅に出向き、ケアを行っております。特に被害の大きかった名賀地区や、新たな居住地で生活を余儀なくされている被災者の方々につきましては、避難所が閉鎖された8月17日以降も、保健師が長期的な視点で精神的ケアや、必要なサービスにつなげるための訪問も継続して行っているところでございます。

一方で、被災者支援の観点から、今後の生活設計等に対するケアにつきましても、町としてしっかりとした対応をなすべきと考えております。町では、被災者支援を包括的に進めるために、健康福祉課を総合窓口として定め、既に支援策について官民を問うことなく取りまとめ、周知を図っているところであります。

今後は、被災された方々が、国、県、町等が実施する被害者支援策を的確に利用され、早期に被災前の生活状態に戻られるよう御支援をしまいたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 災害の後に、津和野共存病院の須山院長が被災地の住民の方々のところに行かれて実際に診られたという、そんなお話をお聞きしておりますが、詳細についてわかればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、名賀地区のほうには、津和野町のほうから益田圏域の医療機関のほうに身体的、精神的ケアという支援をいただきたいということで、益田赤十字病院が中心になりまして、いわゆるDMAT、臨床心理士、そして松ヶ丘病院のドクターと一緒に名賀地区のほうに、ここは精神的ケアの形の状況で入っていただきました。

それから、その状況を踏まえて、須山院長のほうで、保健師等が訪問をしていた状況の中で、やはり再度名賀地区の皆様には身体的あるいは精神的な状況のケアが必要だということで、やはり保健師等が重点に置いてる世帯において診察をしていたと。まあ、診察といっても、お話を聞き、先生が、どういう状況であるかということ判断されたということ聞いております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、先ほどお話をいたしました專業農家の方などで、農園、農地等が流された方の復旧策、また、実際に床上浸水等によって被害を受けられました商店等、そういうところに対する復旧策などがあれば、お聞きしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 農業を営まれている方で、農業用の生産施設等、被害受けられた場合には、現在の要綱でいきますと認定農業者に限るということになっておるんですが、上限100万までの2分の1補助の制度がありますが、これを制度を変えて運用していくような準備をしております。

さらに、JAのほうも農業のほうで被害を受けられた場合、無利子融資を500万までの限度で行うということをしておりまして、町のほうも利子の半分を負担するということで、そういった融資制度も準備されております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 商工に関しましては、このたび被災された商家もございまして。そういった中で、従来の個別商業包括的支援事業——支援の補助金もございまして。これに災害支援の事業として特別枠を設けまして、これらの被災された住宅等なり、倉庫等、そういったものの修繕等に係る費用の、50万円を限度としておりますけれども、その2分の1までを助成をすることとしております。

それから、あと、町の緊急信用保証料の補給金ということで、これにつきましても、従来の補給金の上限にプラスしまして、特別枠として災害復旧資金について30万円の枠内で補償金の給付をするという予定にしております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 現在も避難所において生活をされている方々、また、家の前の橋が流され子供さんのところに避難されておられる方々、そういう方々もたくさんおられます。また、大きな雨が降ると非常に精神的にも不安になられておる、そういう方々もあるかと思っております。町としましても、万全のバックアップ体制でケアをお願いしたいことでもあります。

それでは、2点目の質問に移らさせていただきたいと思っております。職員の体調管理であります。

豪雨災害以降、総務財政課におかれましては、課長も3日間ぐらいいろ寝ずの勤務であったとも聞きますし、またその後も総務財政課、出納室、議会事務局などが交代で当直に当たって24時間の体制を築いていただいたことは、被災住民の方々にとりまして、心より、本当に心強いことだったと聞いておることでもあります。

しかしながら、町職員は昼夜を問わずに災害復旧や被災された住民のために尽くしてこられた。しかし、その不眠不休での災害対応や災害の復旧室などは先日も深夜まで仕事が続いたという、そんなお話も耳にすることでございます。職員の心身にも大きな負担をかけてきたと推察をしております。

管理職も含め、職員の体調管理や休暇の取得、そのようなことや、また医師などの所見などがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、職員の体調管理に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

このたびの豪雨災害では、災害発生直後から過酷な状況の中で、職員はさまざまな支援活動や災害対応等に従事しており、かなりのオーバーワークであったと認めております。特に、連日にわたり不眠不休で災害対応に当たった職員や、避難所あるいは本部で

の当直をした職員など、身体的にも精神的にも疲労を来したものと思います。また、その後においても今日まで断続的に強い雨が降っており、そのたびに徹夜態勢での警戒に当たるとともに、建設課や農林課など災害復旧に中心的に取り組む部署は、現在、さらには今後においても、早期の復旧に向けて休みなく毎夜遅くまで業務に当たらなければならない状況でございます。

幸いにも、これまで体調不良を訴えた職員はおりませんが、災害対応等によって起こる心身の変調や兆候を見過ごし、知らないうちに悪化させることもありますので、心配をしております。

ある程度落ちついてきた段階から休暇等の取得を推奨しているとともに、建設課等の職員体制についても、これまでの県や県内市町村からの職員派遣に加えて、10月から東京都文京区ささつな自治体協議会加盟自治体からの職員派遣の応援をいただく予定であり、こうした体制強化を図りながら、可能な限り職員の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、役場OBの保健師の方にも、疲労が蓄積したと思われる職員へのメンタルヘルスサポートをいただいたところでもあり、庁内の安全衛生委員会においても、特に時間外勤務の多い職員などには強制的に保健師の相談を受けさせるなど、限られた職員数でございますので、今後も体調管理等には特に気をつけて対処してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 90日ルールなどもあり、今後もかなりの多忙な業務が予想をされます。職員の中で少し変調を来しておるのではないかと、そういうことが見られた場合には、担当課長並びに役場のほうで体調管理のほうを万全にされまして、町のこの災害の復旧、そして職員の方々の体調管理が万全であることを祈念いたしまして、次の質問に移らさせていただきたいと思っております。

3点目の質問でございます。町所有の車両管理についてでございます。

町所有の車両は、車検も含めて全てを委託している町営バス以外の車両は、各担当課で管理されていると思っております。整備、点検不良の防止のためには、町所有の車両全ての保守を担当部署を定めて一括で管理することが防止策になると考えます。そのことについて、所見をお尋ねいたします。

また、町営バスも、入札の際に条件となっている事項や運行管理状況など、町が委託業者に対して定期的に調査をすることが安全運行につながると思っておりますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町所有の車両管理に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

町所有の自動車につきましては、合併前あるいは合併後のものがあり、課によっては購入あるいはリースといった方法での取得となっております。

現在、公用車については職員共有の予定表を利用しており、さきに開催された議会全員協議会においても申し上げましたが、車両の点検スケジュールを担当職員の予定表に記入し、全職員が共有できるようにするとともに、毎年度初めに車検有効期限を入力し管理することとしております。

また、町有自動車の管理は、公用車の属する課等の長が責任を持って管理することになっており、管理をしている車の状況は所管課が一番詳しいことから、整備状況等の確認を含め、現行どおり、町有自動車管理規程にのっとり行いたいと考えております。

町営バスの運行につきましては、車両の日常点検整備簿、安全運転のための確認の実施記録、乗務記録、運転者台帳、事故記録、苦情処理の記録簿を作成し、保存することが条件となっております。町として、これまでは年1回これらの書類を確認しておりましたが、このたびの無車検車両の運行を踏まえ、今後は定期的に調査に入り、町営バスの安全運行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 一定以上の台数の自家用自動車を保有する事業者においては、運行計画や運転日誌の作成、安全運転の指導を行い、そして年1回の講習参加が義務づけられている、その安全管理者が指定されておると思いますが、役場においてはどのようなになっているかお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 役場の安全運転管理者は、津和野庁舎が参事と職員1人配置しております。本庁舎においては、総務財政課長と担当職員1人を配置して、計2名ずつを配置している状況です。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 車検に関しましては、コンピューターに入力をして、車検時期を明確にしておくという、そういうこともあります。やはり日ごろの車両の点検や車両の異常の発見、そういうことを考えますときに、例えば、一般企業などでは大体総務課のほうが一括管理をしているのがほとんど多いかと思えます。

例えばまた建物の発注などでも、現在では教育的建物は教育委員会、住宅などは建設課、そしてまた火葬場などは税務住民課と、それぞれが発注するような形になっておりますが、私は、これは提言でございますので、今答弁をいただくという気持ちはありませんけれども、やはり、課を定めて一括で管理するというのが、ただいまありました運行管理者も含めまして安全運転にもつながり、また、建物などでも保守点検、そして建物をどのように維持していくか、そのようなことも含めまして、やはりそのようなことが大事だと思っております。

事業用のバス等につきましては、運行管理者が定められておるとは思いますけども、その運行管理者の確認並びに、また、委託しておるその業者に対して健康診断書などの確認は行っているか、お尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 町営バスの運行に関しましては、今、木部、それから名賀野中、それから日原と3つの地域で業務委託ということで、業者のほうに町営バス運行の委託を行っているということでございます。町営バスの運行管理業務委託といたしまして、運行管理者及び整備管理者を選任していただき、その方々が中心になってこの町営バスの運行を行っていただいているということでございます。

町営バス自体は、この3つの地域につきまして、全体的には15路線ありますが、29人乗りを5台、それから15人乗りを2台、10人乗りを4台ということで、それぞれ委託業者のほうに町営バスを貸与いたしまして運行していただいていると。健康診断等も、もちろんそういった意味では、その町営バス運転業務の中できちっとやっていただくよう指導もしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 車両というのは、非常に便利である一面、また、命を運ぶ大事なものでもあります。その管理ということが十分にされますように祈念いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

4番目の質問でございます。給食業務体制の差異についてであります。

現在、津和野町給食センターと日原共同調理場では、それぞれ毎日約260から270食ぐらいの給食をつくられており、手づくりの給食は教職員や児童生徒の方々からも好評であると聞いております。

また、日原調理場につきましては、学校給食甲子園——以前の議会でも申し上げましたが——その島根県代表になったということで、町外からも賞賛の声もお聞きしております。

また、津和野の給食センターにつきましても、被災された方々に給食を出していただいた、そのことが大変うれしかったという、そんなお話もお聞きしております。

そのように、現在、この食というものは命にもかかわります。そういうことで大変慎重な業務が要求される、そういう職であります。現在の両施設間では、人員体制にそれぞれ差異があると思いますが、両施設の人員体制並びに各学校への配食体制について、お尋ねいたします。

また、人員体制の違いによる業務内容に差があるのか、また、現在の体制で業務に支障が出ているのかなど、体制の違いによる現状についてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、給食業務体制に関する御質問につきまして、お答えいたします。

給食施設での体制につきましては、津和野町給食センターが常勤の調理員で正職員4名、嘱託職員1名、臨時職員1名、計6名と、職員の休暇等により欠員が生じたときにパート職員で補っております。

日原共同調理場につきましては、常勤の調理員で嘱託職員4名と臨時職員1名の計5名で調理を行っていましたが、臨時職員1名につきまして出産のため退職となり、その後の補充ができないままにパート職員のつなぎ雇用でその1名分の穴を補充しており、綱渡り的な状況で対応しております。

なお、この臨時職員の方につきましては、1月から復帰いただけるように伺っており、常勤5名体制に戻る予定でございますが、いずれにいたしましても、雇用の安定化が図れない限り、綱渡り状態の運営に変わりなく、いつ給食がつかれない状況となっても不思議ではないと思っております。

また、本年度いっぱい定年となられる嘱託職員の方もおられるため、この機会に全体の体制を検討したいと考えております。

常勤職員数は、津和野町給食センターのほうが多い体制となっており、その主な理由としては、アレルギー対応食の食数の差が大きな要因となります。4月現在のアレルギー一食対応で、日原共同調理場では児童生徒4名、10品目に対し、津和野町給食センターでは18名、19品目の対応を行っており、同一の人で複数の品目の対応を行う人が7名もおり、延べの分類では最大で33パターンのアレルギー対応食が必要となっております。

また、配食体制につきましては、津和野町給食センターについては、運搬用のコンテナ台車を利用しており、各学校は配送車から直接運び込めるようなつくりとなっております。なお、配送はスクールバス運行を委託している民間業者に業務委託を行っております。日原共同調理場につきましては、食缶を直接各学校に配食する形をとっており、コンテナ台車で配送はございません。なお、配送はシルバー人材センターに業務委託を行っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 新聞やテレビの報道で、アレルギー食について、おかわりを出したときにアレルギー食と普通食と間違えて出して、人命にかかわるような事故が起こったという、そういう報道があったわけでありませう。

アレルギー食の対応については、非常に繊細な対応が要求されておると思いますが、現在のアレルギー食への対応方法について配食、配膳、その方法について、注意点があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） アレルギー食につきましては、今、議員さんおっしゃいましたとおり、命にかかわる問題でありまして、その食を間違えて食したために命を落とすという危険性すらあるということで、最善の注意を払うように指導もしておりますし、現場もそのような対応を心がけておるところです。

基本的には、代替食でこなす場合と、その食材のみを給食の中から取り除いて個別に調理をする場合、それから、もう完全に消失してしまう場合、そういうような形でいろんなパターンで調理をしております。個々に合った調理をして、個人個人に配食できるように配膳をする形で各学校のほうには送り届けております。

当然、学校のほうでも、学校の先生方がその辺は注意をしておいていただいて、間違いのないような配膳の仕方をするように常に心がけていただくように、1人の目だけではなくて、複数の目でチェックができるような形で管理をしておるようなところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 今お聞きをいたしましたように、アレルギー食につきましては、命にかかわるということで、細心の注意をしながら、間違えるということが致命的なことになるおそれもあるので、細心の注意を払いながらされておることに敬意を表するわけでありましてけれども、先ほど体制のところ、正職員と嘱託職員と臨時職員という、そういうふうにあるということでありましてけれども、私が聞いておるところによりますと、臨時職員も同じ業務をこなしているけれども臨時職というような形であるということでありまして。やはり、この食ということは、アレルギー食もそうでございますし、また食中毒ということもあります。そのような、命にかかわり、また、命を育む一番大事なものでもあります。やはり、臨時職員という立場ではなく、嘱託というきちっとした職として置くべきではないかと思っておりますが、所見をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 議員おっしゃいますように、安全面にかかわるところでございますので、同じ業務をされておる方々にとりましては、同等の体制を御用意できればいいなというふうに考えてはおります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、ただいま教育長の答弁がありましたので、そのことを推進していただきますことを祈念いたしまして、次の、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

最近、民生委員の方や地域住民の方々から、ひとり暮らしの方などの認知症がふえていくという、そういうことをよく耳にすることです。認知症は、重症化すれば自宅で暮らすことも困難になってくると思います。認知症の防止対策を講じるべきだと考えます。例えば、ある町村では魚に多く含まれるDHAを魚肉ソーセージで取得し、認

知症予防の効果があつたとの実証実験をされた、県立大学と連携しながら、された町もあります。

認知症予防には食生活、運動、脳トレなどが非常に有効であるとされております。健康で長生きの町づくりのために、認知症予防について所見をお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、認知症予防に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

全国的に高齢化が進む中、認知症の高齢者も年々ふえており、今後、認知症対策については、介護予防を推進していく上で、さらなる取り組みが必要になると考えております。

津和野町でも認知症対策は、「介護予防の推進」の一つとして重要視し、取り組んでいくこととしております。

本年度の認知症対策の取り組みといたしましては、講演会を11月に島根県立大学より伊藤准教授を迎え、「認知症予防」の御講演を賜る予定です。講演会の中では、劇団「だいこんの花」の寸劇や、認知症の方を介護されている御家族の経験談の講話なども組み入れる予定で、調整をしているところでございます。

ことし2月に島根大学医学部の橋本准教授の御講演で紹介されたDHA入りのソーセージについても、管理栄養士に考案していただいたレシピを今年度の介護予防事業「元気アップ教室」で取り入れました。

また、認知症サポーター養成講座は、認知症サポート医の津和野共存病院の飯島献一副院長やキャラバンメイトにも協力をいただき、7月に津和野中学校の3年生へ、初めて、「認知症キッズサポーター養成講座」として開催をいたしました。

さらに今年度より、新たに、各地域で運動の取り組みをしている地域運動推進員のサロン活動の中に、認知機能低下予防の充実を図るため、脳トレDVDの配付や、飯島先生の研修会を開催し、地域ぐるみの認知症対策の推進を図っております。

認知症の方を介護されている御家族等の心的負担を軽減することを目的とし、津和野介護者の会への参加呼びかけや男性介護者の会「男談サロンつわの」の開催、及び地域で早期から継続的に包括的な医療・介護サービスを提供する仕組みを構築するために、飯島先生や町内のケアマネジャーを中心とした「つわのオレンジの会」の開催など、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取り組みも引き続き実施をしております。

そもそも、認知症は誰にも起こり得る脳の病気によるもので、85歳以上では4人に一人、65歳以上の10人に一人にその症状があると言われております。津和野町も高齢化率が高い現状から見ても、認知症の方がふえることは必至と考えております。そのため、予防に対して策を講じなければならないのは事実ではありますが、「食生活」「運動」「社会的な交流や脳トレ」など、認知症予防といっても他の生活習慣病予防や生き

がいつくりと切り離して対策を行うのではなく、健康寿命を延ばすためにさまざまな切り口で認知機能低下予防につながる取り組みを実施していきたいと考えます。

また、「重症化すれば自宅で暮らすことも困難になってくる」という事例を減らすために、飯島先生の御指導のもと、医療機関、各団体、事業所、行政、キャラバンメイト、民生・児童委員等、地域住民と連携し、認知症の方の早期発見及び早期診断・対応につながる体制整備、介護保険サービスを利用することにより、認知症の介護者の方の負担の軽減等、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症の方への支援体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 認知症は初期段階では薬で改善することが可能でありますけれども、本人や家族が気づいて受診したときには、もうそれからもとに戻るといことはなかなか難しいというのが現状のようであります。

そのために、一番大事なことは、やはり早期発見であります。島根大学医学部の第3内科の山口教授先生方のグループによって iPad を使った認知症の機能検査ソフトというものが開発され、きのうも私もパソコンのほうで見ておりましたが、iTunes でダウンロードができるということで、iPad を使ったその早期発見システムが作成されました。これは住民健診や、保健師の戸別訪問での活用でも楽しみながら早期発見につながり、そしてまた今、飯島先生もこれを活用しながら認知症サポートをしておられるというふうにお聞きしております。

このことについて所見があれば、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 認知症の、今の、須山院長、飯島副院長先生が島根大学の第3内科と連携をとり、そういう状況で地域包括支援センター、保健師あるいは健康福祉課の保健師等と再度連携をとり、早期発見のためにそういう事業も取り入れていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） アメリカでは7割の方が認知症になっても家族のサポートで生活しておられるという実態があります。認知症になってもさまざまな支援機関の助けによって、家で暮らしていくという、そういう支援体制の構築ということがやはり一番大事ではないかと思っております。このことについて、構想また現状の進捗状況等があれば、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、認知症にかかった場合には、介護保険を利用するというような状況の中で、やはり重度化をした場合には施設という中で、地域密着型サービス、いわゆる認知症共同型生活介護、グループホーム、当町におきましては3ユニットありまして、27の方が入所されているという状況であります。

しかし、やはり施設が重視でなくて在宅重視ということになれば、やはり地域の連携、そういう状況が必要になります。今後におきましては、そのような状況の中で、足の不自由な方はつえをついたり、車椅子等のそういう用具を使って補助していると、また、そういう援助も十分な形でできる。しかし、認知症になられた方は、自分でそういう思いも判断することができない。自分の思いが伝わらない。そういう現状になった場合、今後地域住民が一体となって、心のバリアフリー社会、そういう現状をこの津和野地域においても図っていくことが今後の重点ではないかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） さきのiPadの認知症の検査ソフトでもそうでありますが、やはり早期発見ということが一番大事であります。

津和野町では今現在がんの検診率も25%程度ともお聞きします。50%以下はペナルティーがあるともお聞きしておることでもあります。認知症というのも一つの脳血管障害の一つでもあろうかとも思います。やはり生活習慣病の予防という観点が一番認知症に対しても、また、がんに関しても早期発見、早期治療という、そういうことを進めていくべきだと思っております。

やはり、特定健診などの受診率向上というものが一番大事になってくるのではないかとと思っておりますが、この、がん検診も含め、また、生活習慣病予防の全体について、今から取り組むべきことについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議員御指摘のように、特定健診並びにがん検診につきまして、津和野町では受診率が低下しております。町としましては、特定健診並びにがん検診、いろんな方策を考えて実施はしております。特定健診につきましては、検査項目をふやすとか、がん検診と一緒に同時施行するとか、いろんな方法はしておりますが、なかなか実態として伸びていないのが現実であります。

これからもいかに受診率をアップするかということは検討し、実施してまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはり生活習慣病の対策とすれば、肥満、高血圧症、そういう状況の中で、適度な運動あるいは減塩食、そういう状況を踏まえながら、このたびの動脈硬化を引き起こすということで、認知症の場合は脳血管性認知症、そして約5割6割を占めるアルツハイマー型認知症という部分がありますけど、やはりこの生活習慣病対策を町としても重点的に置き、認知症をとめることはできないけど、引き延ばすことはできるということも先生方から御意見をいただいております。薬による処方、これも十分活用しなければなりませんけど、先ほども申しましたように、地域全体でそういうことを見守っていくということで生活習慣病対策、これも先ほど

健康福祉課長が申しましたように、その対策を講じながら、今後認知症の予防に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 繰り返しにはなりますけども、何事に関しましても早期発見、早期治療が一番大事なことでございます。

町におかれまして、最善の策を講じられまして、この町で末永く元気で暮らせる、そういう社会づくりをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、6番、岡田克也君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時40分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序10、13番、米澤宥文君。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 13番、米澤宥文でございます。通告に従い質問をいたします。

まず初めに、7月28日の激甚災害において行方不明になられた方が一日も早く見つかりますよう、心からお祈りを申し上げます。そして、家屋や家財、田や畑などに被害を受けられた方に、心からお見舞いを申し上げます。そして、捜索や救助、浸水対策、また災害対策等で活動された、警察、消防、津和野土木事業所、町災害対策本部、そして、県や各自自治体からの応援職員の方、大変御苦労さまでございました。

これからも、まだまだ御苦労が続くと思いますが、この甚大な被害が一日も早く復旧、復興されるよう、関係機関の方の御努力をお願いいたします。

今議会で、既に8の方が災害や防災対策について質問されています。重複するところも多々あると思いますが、質問をいたします。

津和野川がおおむね50年に1回程度の確率で発生する大雨、つまり1日の総雨量約265ミリで、ピーク時の1時間に約70ミリの降雨がある場合を想定し、津和野川が氾濫した場合のシミュレーションをはるかに超える381ミリに到達する局地的豪雨が、7月28日、津和野町を襲いました。

津和野町では、昭和18年以来74年ぶりの大洪水と聞いています。

特に名賀川の氾濫は著しく、河床が瓦れきの流入で全般に盛り上がり、白井地区では、橋の下10メートルほどあった河床が、現在では1.5メートルほどになっているところもあります。鷺原地区では、堤防を越水し、県道が深さ50センチの流れの速い川となっております。

この記録的豪雨を、名賀川と津和野川の合流点において体験したことをもとに、次のことを質問をし、また提言をいたします。

まず一つ目に、避難準備情報、避難勧告、避難指示、特別警報が、このたびから入りましたけれども、この説明と、指定避難所、一時避難所、避難場所の違いを、この激甚災害を機会に、いま一度、張り紙型のチラシで全町民に配布されてはいかがでありましょうか。

町の広報誌等の形式では、もう、とじると何もわからなくなってしまいますが、張り紙で居間や玄関などに張っておくと、いつでも見られます。

避難勧告が発令されると、すぐ避難と思っておられる方が多くおられます。避難勧告の意味は、避難をとき、勧めることとあります。勧告という言葉は、すごく強烈ではありませんけれども、まあ、そういうことで、勧めるということですので、中山間地で急傾斜地崩壊危険区域が多い津和野町で、全国統一の発令は無理があると思います。

そこで、指定避難所の少ない津和野町です。避難の形態は地区によって、また同じ地区内でも、住宅の位置や立地条件で変わってきます。したがって、早目の勧告で急傾斜地崩壊危険区域内、まあ、土石流も入りますけれども、また平屋建ての住宅、川の流れの湾曲部の外側、つまり、このたびの災害で言えば、鷺原の風呂屋橋、下側ですね、直流が当たります。それから、亀井温故館の沖側、これも直流が当たって崩壊しております。護岸が。さらに、稲成丁の護岸も崩壊しております。直接当たっておりますので。それと、基礎がコンクリートで固定されていない住宅、いわゆる、基礎石の上に建物が乗っている状態の住宅で、まあ、古民家です。津和野町瀬戸で1軒流出されています。これらに住まれる住民は、安全なうちに避難を促すべきではないでしょうか。

新聞報道にですね、逃げない避難、つまり、自宅内の避難のこととあります。矛盾するような災害対策の研究が、京都大学防災研究所でされております。22年ごろまでに完成させたいという新聞報道がありましたので、京都大学防災研究所に電話で、適切な避難に関する対応策についてでき上がったかどうか問い合わせたところ、まだ作成段階であり、でき上がったときは、国土交通省から関係機関に通知をされますとのこととありました。

各集落、各家で条件は変わります。住宅の立地条件によっては、避難するより2階にいた方が、防災力の向上に大きな意味があるとも言われております。

実際、須佐町と阿東町、そして、江津市の有福温泉、跡市地区等の状況を確認に行ってみましたけれども、流された家は、まず、津和野町の1軒だけでありました。

で、このたびの台風18号でも、特別警報が発令され、京都、滋賀、福井県でも大変な洪水で、3,400戸が浸水しておりますけれども、住宅がそのまま流されたというような報道はありませんでした。

さらに、平成21年8月の兵庫県佐用町の水害では、死者20人のうち19人が自宅外で被害に遭い、うち9人は、近くの学校に手をつないで避難途中で先頭が用水路に落

ちたために、全員が、9人が流されたと言われております。そして、自宅内で被害に遭われたお年寄り1人は、平屋建てであり、天井まで浸水したために逃げ場がなくなったためであります。このとき、逃げおくらせて自宅に、2階に避難した方は、全員助かるという皮肉な結果になっております。まあ、それほど避難というものは難しいものだと思っております。

次に、指定避難所の津和野高校が夜間や土、日、祭日は開所できないのは大きな問題と思っております。避難勧告が出た時点で、指定避難所の津和野高校に避難した方から、開いていないとの苦情のメールがありました。今後の対策が必要と思っておりますが、いかがでしょうか。

そしてまた、あとは、津和野中学校、なごみに行ったわけですけれども、橋を渡っての避難は非常に危険であります。三、四分の間に、50センチの増水を目の当たりにしております。

江津市では、8月24日の集中豪雨でJR三江線の橋脚が折れています。

で、鷺原の完成間近の風呂屋橋を通過してなごみの里に避難した方が、本当に恐ろしかったと感想を述べられております。

また、鷺原公園前の県道萩津和野線が、3分から4分間の間に50センチの流速で川となり、全く歩けないことも身をもって体験しております。

そこで、ちょうどそのとき居合わせましたので、ちょっと、写真を見ていただきたいと思っております。これが平常時であります。そして、三、四分後には、もう、50センチの流速で、とても歩けるものではありませんでした。水が出たなと思ったころ、2分たったころに、20センチの水深のときに、足を踏み入れてみましたが、とても立っておられるような状態ではありませんでした。これが上流の状況でございます。もう、とても、歩ける、立っておられる状態ではありません。道路浸水20分、深さ20センチ、もう、とてもだめであります。この一気の増水に、ほんとに恐怖を感じたところであります。

まあ、このように、三、四分間で50センチの急激な増水が、徒歩や車で、また夜間の避難時に発生すると、避難の危険性が大きであります。ほんとに早目の、勇気を持って早目の避難勧告、または危険家屋については、避難を促されるのがいいのではないかと思っております。

二つ目に、避難勧告と避難指示等の発令は、ケーブルテレビのサイレン吹鳴後に告知放送をしてはいかがでしょうか。夜間、昼間を問わず、広範囲の地区に危険を周知徹底をする効果があると思っております。また、就寝中や、電話機から少し離れているところでの発令にも大きな効果が期待できます。火災発生や鎮火のサイレンとは大きく違い、多くの人命への危険度低下につながると思っております。

3番目に、指定避難所の津和野小学校の道路が冠水したと聞いております。小学校前の側溝は深く広く、町道が冠水すると溝が見えなくなり非常に危険であります。溝ぶたの対策を協議されてはいかがでありますでしょうか。

4番目に、名賀川全域と津和野川、名賀川合流点下流の堆積土砂の掘削除去計画はいかがなっているのでしょうか。

7月28日の名賀川大洪水により、名賀川約8キロメートルに膨大な土砂が流入しています。また、津和野川と名賀川の合流点下流の河床は、名賀川からの流入した岩石や砂利で、約40センチから50センチ高くなっているのが、もう、目視でもわかります。しゅんせつの計画がわかれば開示していただきたいと思っております。まだまだ途中ですのでわからないかもしれないとは思いますが。

五つ目に、JR西いわみ鷺原倉庫から下流の護岸をコンクリート壁でかさ上げできないでしょうか。ここを、鷺原の、この、萩津和野線がこれだけの増水になったということは、この、JR倉庫からの上側からかなり流入しております。このかさ上げ工法は、津和野高校対岸の森村で実施されております。かなり有効ではないかと思っております。

また、鷺原公園入り口の津和野川への排水溝の逆流防止対策が必要と思っております。これは、上のふたがコンクリート製ではなく鉄板製であって、押し上げられて物すごい量の砂利、砂が堆積しておりました。また、逆流防止の川側の鉄板のふたがほとんどなくなっているところが多いと思っております。津和野土木事業所と協議をお願いしていただきたいと思っております。

このままの河床の状態でおくと、鷺原地区の遊歩道が冠水し、藩庁跡住宅まで一気に水が流れ出し、床上、床下浸水の被害が及ぶと十分懸念されます。

6番目に、平成19年に新設されました町道小坂丸山線が堰となり、大雨のとき、町田の1軒の家に集中して雨水が流れる構造となっております。

公共建設物公害と言えます。便利な町道の建設ですが、このような事態の発生は盲点であったのではないかと思っております。早急な対策の検討が必要ではないでしょうか。

過去に床下浸水が何回も起きているということを聞いております。7月28日の豪雨災害では、町田地区で唯一の床上浸水家屋であります。

以上、質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、13番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

防災・減災に関する御質問でございます。

まず、一つ目の御質問であります。昨今の大規模化する自然災害に対して、減災の取り組みが官民間わず進められ、テレビや新聞などでも防災情報が取り上げられる機会も多くなっております。気象庁では、東日本大震災を機に、大規模な災害が発生する危険性を知らせるための特別警報の運用が8月30日から開始いたしました。特別警報は、

警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表するもので、このたびの災害は特別警報に値すると気象台が公表しておりますので、これを機に、避難勧告や、避難所の周知を含め、改めて対処してまいりたいと考えております。

また、当町は、山間の地形であり、住民の方の住まいの構造や、家族構成、さらには、周辺の地形もさまざまでありますので、防災上の観点からすると、早目の避難が望ましいことは理解しておりますので、今後も状況を見定めた上で、早目の判断を下していきたいと考えております。

避難所の開設に当たりましては、各所の状況を見ながら開錠することとしておりますが、7月28日の災害時には、未明であったこともあり、津和野高校は避難所として開設しておりませんでした。周辺では、津和野小、中学校、町民センターを開設しておりましたが、周知が不徹底であったことはおわびを申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、津和野川を越えての避難となるため、水位が上昇した時点での避難行動には危険が伴いますので、今後におきましては、津和野高校と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

二つ目の御質問であります。避難勧告を伝達する際には、告知放送や屋外ラッパを使用しておりますが、大雨が降り、慌てている中では、告知放送すら耳に入らない場合も想定されますので、注意喚起の情報はこれまでどおりの放送とし、避難勧告など、緊急の情報伝達の場合には、議員御提案のとおり、火災時と同様にサイレン吹鳴後に放送していくことを検討してまいりたいと考えております。

三つ目の御質問でありますけれども、現場の状況に関係者に聞き取り調査し、冠水した原因を特定し、対策を検討しようとしたしましたが、どなたも記憶が曖昧で、原因を特定することができませんでした。また、津和野小学校は、指定避難場所とはなっておりますが、豪雨の際、50センチ程度冠水すると想定をしておりますので、冠水するまでに避難していただくことが重要で、周知の重要性を認識しております。

こうした観点から、溝ぶたを設置する必要性も理解できますので、今後、溝ぶたの設置について、緊急度や構造等について、内部協議を行うとともに、関係者の意見もお聞きしながら検討したいと考えております。

四つ目の御質問であります。名賀川全域と、津和野川と名賀川合流点下流の堆積土砂の掘削計画に関してのものでありますけれども、河川災害等の災害査定が9月末から始まり、事業採択や事業費が決定され、本格的な工事の発注は年末以降になると予想されます。

しゅんせつ工事についても、災害復旧工事の一環として行われ、緊急度の高い箇所からの着工となりますが、現在、査定の準備作業に追われており、津和野土木事業所において、しゅんせつ計画を決定する段階ではなく、時期も未定の状態でございます。

しかしながら、台風シーズンを前に、白井、牧ヶ野地区については、大量の土砂が名賀川に堆積しており、人命を脅かす状態であるとの判断で、希望橋から牧ヶ野地区までの河床を下げる仮復旧工事を開始をしております。

五つ目の御質問であります。現在、島根県河川課においては、議員御提案のコンクリート護岸設置による対策は考えておらず、名賀川及び津和野川の大規模な河川改修により、浸水被害の防止を図りたいと計画を検討しております。

今後、事業計画案の地元説明会を開催し、関係自治会の同意を得た後に、国の査定を受け、正式に改修計画が決まっていくこととなります。

六つ目の御質問であります。議員御案内の住居について、今回の豪雨時と、9月にあって、もう一度、建設課において現場確認を行っております。

議員から、公共建設物災害との御指摘を受けましたが、周辺農家に聞き取りを行ったところ、現地は、10年に1回程度冠水しているとお話もあり、全ての原因が町道の開設によるものとも言えないと認めております。

住居は、周辺部よりも土地が低く、さらに、水田のあぜが低いこともあり、降った雨が水田に貯水されず流れ込む構造になっております。最近になって、町道野坂線の道路高に合わせ、敷地内に車庫をつくられたことで、さらに水が抜けにくい状況をつくり出している側面もあります。

また、町道野坂線の側溝水路の勾配が緩く、過去に上流部が浸水するため対策工事を実施しているように、住居周辺は水はけがよいとは言えません。さらには、このたびは、過去に経験したことのない集中豪雨であったことも、要因の一つと考えられます。

御指摘の床上浸水の被害に見舞われた方に対しては心よりお見舞いを申し上げますとともに、御心配をされる心中をお察しするところでもあります。

町内でも同様の箇所があり、どのように解決すべきであるのか難しい問題でありますので、今後の課題として、対応策を検討させていただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 3番目の、指定避難場所の津和野小学校の町道が冠水したということですが、これは、津和野小学校前の道路冠水についての情報は、店屋丁の方が避難時に、店屋丁の川があふれ、JRトンネルを通過して、さらに県道を通過して、10センチ程度の冠水があったと言われておられました。まあ、一時的なもんではあったかもしれませんが、まあ、そういう冠水があったという情報が入っております。これは、別に答弁は必要ありません。

6番目の、平成19年に建設された町道小坂丸山線が堰となり、大雨で町田の一軒家に集中して雨水が流れる構造になっているということでの答弁の中で、周辺農家に聞き取りで、10年の1回程度の冠水がしているとの話であります。なぜ、周辺農家に聞き取りなのか、全く理解ができません。被災者本人にも聞くべきではないのでしょうか。町道は平成19年に建設で、まだ6年しかたっておりません。町道建設までは浸水はな

かったと住人は言うておられます。そして、この、10年に1回程度、農家の方が浸水があるかどうか見回っているというのも、ちょっと信じられませんけれども、本人は、住人の方は、1年に1回ほどは、田から水が入ってきたと言われ、役場にも連絡をされたそうです。したがって、いま一度、調査と被害者の方の聞き取りが必要だと思いますがいかがでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 議員の御指摘でございますが、基本的に客観的な情報が町としては欲しいというふうなことでございまして、周辺農家の方にお聞きしたというふうなことについては、そういう状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 現場を見てみますと、素人の私でも、こちらへ大雨が降った田んぼの水は流れるであろうということは予測できます。したがって、今度、課題として対応を検討させていただくということですので、いま一度、よく検討していただきたいと思いますと思っております。

次に、ボランティアの対応についてでありますけれども、7月28日の局地的集中豪雨被害では、7月31日から8月16日の間、津和野町社会福祉協議会が中心となり、初めてのボランティア活動者、約1,300人のお世話をされ、大変御苦労さまでございました。また、お隣の益田市社会福祉協議会と吉賀町社会福祉協議会から、常時5から7人の応援をいただき、非常に助かったと聞いております。もちろん、県内のほかの社会福祉協議会の応援と、町健康福祉課の積極的な協力があったと聞いております。そして、津和野高校生と、島根県立大学生、また、自主参加の若いボランティアの方も結構おられました。で、若々しい力の強い協力があり、頼もしく思い、また、仕事もどんどんしていただき、はかどりまして、まことにありがたいことでありました。50年に、また100年に1度あるかないかの災害であります。津和野町、または津和野町社会福祉協議会に100%の対応は不可能であったと思いますが、今回の災害対応を基礎にデータもしっかり残していただき、今後の充実した対応を期待したいと思いません。

質問で、一つ目であります。なごみの里の温泉を、被災地区住民とボランティア参加者に、今後は、即日、または翌日から無料開放をされてはいかがでありますでしょうか。当町のなごみの里の温泉は、8月11日から16日の5日間にボランティア160人が無料入浴され、大変喜ばれたと聞いております。もちろん、被災地の方も入っておられます。そして、被災地区、皆さんに、もっともっと無料開放して、温泉の広々とした気持ちのいい入浴をアピールして、今後の入浴増を図られてはいかがかと思っております。

二つ目に、ボランティアの使用機具、機材の、資機材の倉庫の設置が必要であります。被災2日後の7月31日から8月16日までの間、17日間にボランティアの参加が、先ほども言いましたように、延べ1,300人ありました。28日の津和野町激甚災害

から一月たたない24日に、100キロメートル管内の江津市、浜田市で、同じような大洪水が発生しております。津和野町にこのような豪雨がまたいつ再来しても不思議ではありません。

津和野町の自助、または自衛策として、鋤簾、角スコ等の資機材の備蓄倉庫を設置されてはいかがでしょうか。

といいますのも、このたび、私も驚原地区の床下のへどろ等をとりますのに、剣スコはほとんど役に立っておりません。これは、瓦れき等は有効であります、まず鋤簾が一番だったと思います、使いやすいのは。そして、ボランティア活動の共助となる、出雲ボランティアセンターには、多量の鋤簾、一輪車等の資機材が保管してあるそうあります。いつでも貸し出しはオーケーだそうあります、出雲は遠い過ぎます。道路の土砂崩れ、また、陥没等の発生や、広域的な被害が発生したときは、この共助は当てにはできません。現在、町所有の消石灰や一輪車、スコップ等々は、社会福祉協議会の横の空地に野ざらしで置いてあります。災害発生時の安全、安心の一つとして、また、迅速な災害活動対策として、早急な倉庫の設置がぜひ必要と思っております。

以上、質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ボランティアの対応に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

このたびの災害に際しまして、議員御指摘のとおり、町内外から多くのボランティアの皆様に参加をいただき、さまざまに御活動いただきました。そうしたお姿は、我々の心に勇気と励ましをいただいたところでもあり、この場をおかりして心から感謝を申し上げる次第であります。また、あわせまして、ボランティア活動の取りまとめ等のお世話をいただいた社会福祉協議会の皆様にも、心からのお礼を申し上げる次第であります。

温浴施設の無料開放についてのお尋ねですが、今回の災害は、避難所生活も長くなったことから、入浴についてはなごみの里の御協力をいただきながら、バス等での送迎を行い利用していただきました。なごみの里も、温泉水くみ上げポンプや水道水の水圧低下のトラブルにもかかわらず協力をいただき、感謝をしているところであります。また、避難所に近い町内2カ所のホテルでも、被災者の皆さんに無料で温浴施設を開放いただきました。心から感謝を申し上げます。ボランティアの皆様にも、御指摘のとおり、なごみの里を無料で開放し、作業後の汗を流していただいたところでありますが、今後の対応につきましても、状況に応じ、適切に対処してまいりたいと考えております。

二つ目の御質問であります、ボランティア用の資機材の保管につきましても、社協にお聞きしましたところ、町所有のものにつきましても、洗浄機1台のみということでもございました。機材倉庫につきましても、既に2カ所で設置される予定と聞いています。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宏文君） 一つ目の、なごみの里の温泉の件でありますけれども、参考までに、私が聞いたところでは、萩市の田万川温泉、山口市の阿東町願成就温泉は、災害翌日の29日から、被災者並びにボランティアは、サインだけで入浴無料とされたそうであります。

ボランティア活動は、要望や要求は全くしないのが原則とありますけれども、真夏の蒸し暑い中での床下へのヘドロや瓦れきの除去、そして、浸水家屋の搬出等、汗まみれ、泥まみれでの作業であります。せっかくある温泉施設であります。今後は、即日、または翌日の被災者並びにボランティアへの開放を考慮していただきたいと思っておりますけれどもいかがでありますでしょうか。

二つ目の質問であります。

資機材の倉庫の設置が必要ということでありましたけれども、これ、私の、ちょっと、記憶違いでありまして、資機材の所有は、津和野町社会福祉協議会の所有でありました。訂正をしていただきたいと思っております。

資機材倉庫は、募金センターの補助で2カ所の予定であったそうですけれども、浜田、江津の災害が発生したために1カ所の補助になる予定であると聞いております。とても全資機材を収納できないとのことでありまして、所有や保管の管轄は、もちろん、町当局とは違うとは思いますが、津和野町民が、今後、被災したときに、即時に必要な資機材であります。これの資機材の倉庫として、もと畑迫小学校の一部を資機材倉庫として活用されてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、まず、温泉等、なごみの里の開放ということでもありますけれども、今回も避難所の皆様には、即日解放しておったということでもありまして、また、最初の回答でも述べたように、温浴施設を持っておられる町内のホテルにも、ほんと、快くですね、使ってくださいというお申し出をいただいて、ほんとに、そうした御厚意に甘えさせていただく中で、避難所の皆様、あるいは被災者の皆様には、お風呂のほうへお入りいただいたというような次第でもあります。

で、ボランティアの皆さんにつきましては、当初につきましては、避難所から入られる方、あるいは、今度、普通に利用される方もおらっしゃられるわけでありまして、その部分と、なかなか、ボランティアで来られる方は、まあ、顔がよくわからないというところ、まあ、その辺もあって、どう差別をするのかっていうことで、ちょっと対応が検討しとったということもありましたけれども、2日目からであったかと思っておりますけれども、これはもう、やっぱり、これだけの猛暑の中で、大変な汗をかいておられるのに、まあ、そういう、区別とか言っておられる場合でもないということで、お入りをいただくということで、ボランティアの皆様に対しても、こうしたなごみの里のほうを無料で開放させていただいたというような次第でございます。まあ、当然、無料開放と

はいえども、入浴料等につきましては、これは、町のほうのお金でお支払いをすると、なごみの里のほうへですね、そういう予定であるわけでありませう。

まあ、そういうことでもありますので、また、次回こういうことがあつてはいけないことでもありますけれども、まあ、そうしたことが生じたときには、できるだけ、そうした、こちらも、誠意を持った対応というものを心がけてまいりたいと考えているところでございます。

それから、保管をするところでありまして、もと畑迫小学校のところということでもありますけれども、これについては、貴重な御提言として、今後、検討させていただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 最後になりますけれども、これは質問ではありません。

私どもの鷺原一自治会、4月1日に防災会を立ち上げております。細かい打ち合わせをする暇もなかったんですけれども、とはいえ、総会で大方の隣組8班編制で要救助者、要援護者、また支援者等を決めて、いろんなことを決めておったのがかなり功をなしております。地元の方も喜んでおられます。まあ、全部とはいきませんでしたけれども、8月13日の盆踊りまでに、いろんな細かい細部の打ち合わせをするということになっておりましたけれども、その前にこのような災害がやっけてまいりましたけれども、かなりの効果があったと思っております。したがって、まだ、防災会は少ないそうであるが、ぜひ、町内各所に呼びかけていただきまして、防災会を立ち上げるよう、周知徹底されてはいかがと思っております。

どうも、これで終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、13番、米澤宥文君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後1時42分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 25 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 25 年 9 月 19 日 (木曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 25 年 9 月 19 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 76 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 日程第 3 町長提出第 77 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 4 町長提出第 78 号議案 津和野町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 日程第 5 町長提出第 79 号議案 津和野町災害派遣手当に関する条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 80 号議案 津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 81 号議案 津和野町災害見舞金の支給に関する条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 82 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

- 日程第9 町長提出第83号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第84号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第85号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第86号議案 平成25年度津和野町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 町長提出第87号議案 平成25年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算(第2号)
- 日程第14 町長提出第88号議案 平成25年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第15 町長提出第89号議案 平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算(第2号)
- 日程第16 町長提出第90号議案 平成25年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算(第2号)
- 日程第17 町長提出第91号議案 平成25年度津和野町電気通信事業特別会計補正
予算(第2号)
- 日程第18 町長提出第92号議案 平成25年度津和野町病院事業会計補正予算(第
2号)
- 日程第19 町長提出第105号議案 平成25年度津和野町斎場増築工事請負契約の
締結について
- 日程第20 町長提出第106号議案 平成25年度津和野町簡易水道整備事業笹山浄水
場機械設備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第76号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更につい
て
- 日程第3 町長提出第77号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第4 町長提出第78号議案 津和野町地域の元気臨時交付金基金条例の制定に
ついて
- 日程第5 町長提出第79号議案 津和野町災害派遣手当に関する条例の制定につい
て
- 日程第6 町長提出第80号議案 津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の
制定について
- 日程第7 町長提出第81号議案 津和野町災害見舞金の支給に関する条例の制定に
ついて

- 日程第 8 町長提出第 82 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 83 号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 84 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 85 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 86 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 13 町長提出第 87 号議案 平成 25 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 町長提出第 88 号議案 平成 25 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 15 町長提出第 89 号議案 平成 25 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 町長提出第 90 号議案 平成 25 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 17 町長提出第 91 号議案 平成 25 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 18 町長提出第 92 号議案 平成 25 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 19 町長提出第 105 号議案 平成 25 年度津和野町斎場増築工事請負契約の締結について
- 日程第 20 町長提出第 106 号議案 平成 25 年度津和野町簡易水道整備事業笹山浄水場機械設備工事請負契約の締結について

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	8 番 青木 克弥君
9 番 斎藤 和巳君	10 番 河田 隆資君
11 番 川田 剛君	12 番 小松 洋司君
13 番 米澤 宏文君	14 番 後山 幸次君
15 番 沖田 守君	16 番 滝元 三郎君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	長嶺 雄二君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	...	内藤 雅義君	健康福祉課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	久保 睦夫君
商工観光課長	大庭 郁夫君	建設課長	田村津与志君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君

午前9時00分開議

- 議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続き、おそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。
- これから4日目の会議を始めたいと思います。
- ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。
- 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、15番、沖田守君、1番、京村まゆみ君を指名いたします。
-

日程第2. 議案第76号

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、議案第76号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、河田隆資君。
- 議員（10番 河田 隆資君） 変更部分の箇所ですけども、「程度」というのが「支援」に変わるということでもありますけども、どう違うのか、ちょっと御説明をお願いしたい。
- 議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 言葉の変更ということで、法で変わったということでもありますので、ちょっと中身まで詳しく説明できませんけども。表現が変わったということでございますが。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 個人的に解釈しますと、区分のやり方が、障がいの程度に合わすというふうに今までなっていたのかなというふうに思っております。それが、障がいの支援の区分となるとどのように違うのか、ちょっとわからなくなってまいりますけども。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 審査会の中身については変わってないと思うんですが、表現の仕方が変わったということだと思いますけども。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第76号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第77号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、議案第77号津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第77号津和野町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第78号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第78号津和野町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 第5条に「第1条の目的のための資金として基金を取り崩して予算に計上し」というふうにあるんですけど、この基金を使う場合に、公共の建物とか、そういう使い方による制限があるのではないかなというふうに思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） この元気臨時交付金そのものが、建設公債に伴うものに限定されております。補助事業につきましては、国が指定した事業、それに限られておりますので、とりあえずは国が24年度に繰越明許費で計上したものでございますので、25年度としては基金に積むことによって、それをもう消化したことになります。その後に取り崩すのは、その自治体の判断ということになりますので、とりあえずは基金に積んで、一応、国の繰越明許費分を津和野町としては消化しましたということになります。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにございませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 今の御答弁でちょっとわからないんですけども、建設関係の基本的には基金であったけども、使用しなかった場合には基金として蓄えておくことができる。その蓄えたお金は、今度は自由な目的で使えるということで理解していいんですか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 一応基金に積んで、あくまでも地方の単独事業、建設に伴う単独事業、これに限られます。ですから、ソフト事業とかには使えないということですよ。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第78号津和野町地域の元気臨時交付金基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第79号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第79号津和野町災害派遣手当に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第79号津和野町災害派遣手当に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第80号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第80号津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 第1条にあります子ども・子育て支援法第77条の1項以下に、設置して何を協議するかということが書かれているわけなんですけども、

津和野町内において想定される、この会議によって諮られる内容はこういったものになるのか、それからまた、その会議を諮るに当たって、こういった方々を選考していくのかというのが現時点でわかれば、お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） この会議の今後の予定でございますが、子ども・子育て会議で示されるニーズ調査、地元の方のニーズを調査してまいります。それから、それをもとに、今後の実際に必要とする量の見込み等を検討しまして状況把握、それから今後の方向性等の検討を行ってまいりたいと思います。特に、津和野町の場合、保育園、児童館等の統廃合計画もありますので、それも含めてやらないと量等も見込みができませんので、あわせた協議を行っていきます。

それで、委員でございますけども、2条のほうに書いてありますけども、委員は10人以内でということで、子ども・子育て支援法の関係で、ある程度十分な知識と経験を有する者と、その他町長が必要と認める者ということで決めておりますので、まだ決めてはおりませんけども、これから、ある程度子育てに携わった方々等を選任していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第80号津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第81号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第7、議案第81号津和野町災害見舞金の支給に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 第13条に「前条第1項の申請があった場合に」というふうに書かれておりますけども、行政というのはどうしても申請主義でやってしまいがちですけども、被災者に対する申請の促しというのはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） これまで火災の被害を受けられた方等でございますが、基本的には申請は今までは行っておりません。特に、火災を受けられた方に、じかに持って行ってあります。このたびも——火災の場合はあんまり大量な、多くの方が被災を受けるということはありませんけども、今回のように自然災害の場合は、かなり多くの方が被災を受けられたということで、金額的にもかなりの金額になってきますので、ある程度書類として残さねばならないということで、一応、他市町村の条例等も見ましたが、やっぱり申請書が必要ということで、基本的には見舞金等はじかにお渡しして、そのときに印鑑をもらって帰るような形の対応になるのではないかと。申請書に印鑑なりサインをしていただいて、一応は確認、支払ったという処理になるのではないかと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） ということは、もう既に町当局で被災者の把握はできている。よって、把握できた方に対して、町のほうから出向き見舞金をお渡しすると同時に、書類への捺印で終わるというふうに理解をしいいんですか。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 見舞金につきましては、御本人等死亡された場合、それから傷害を受けた場合、それから10条にも書いてありますけども、住宅が全壊、それから半壊等した場合、床上浸水の場合ということであります。

一応、町のほうで、罹災証明の資料として、その辺の把握はしておりますので、それをもって対応したいということは考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 第7条のただし書きのところに、法の適用を受ける場合は除くというふうな表現でございますが、この法の適用とは、どのようなことを指すのでございましょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） この法につきましては、4条にも書いてありますけども災害救助法の適用、上位の法が適用した場合、金額的にも町の見舞金よりも、かなり多くの金額が出ますので、そちらのほうを優先させていただいて対応ということで。今まで火災の場合は、住宅の全壊とか半壊等につきましても同様な対応でしたが、今回の分につきましては、全壊、半壊等につきましては、その辺の法との適用は除外ということで考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） ちょっと参考までにお聞きしますが、災害救助法という事で上位法があるようですが、前回、大水害で行方不明になられた方が、国の制度のもとで弔慰金というか、あれで500万というような金額が支払われたのではないかと思います。この際も——こういう場合は500万だろうと思いますけど——その上位法に基づく傷害に対する見舞金というものは、傷害の程度によっても違うんでしょうけども、例えば骨折をして1カ月以上、その治療に当たったとか入院したとかというようなことがあれば、どの程度支給されるものか、参考までに、わかればお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 上位法の災害弔慰金の関係ですが、世帯主本人が亡くなられた場合には500万ですけども、その御家族等であれば250万ということになります。

それから、傷害の関係ですが、弔慰金の場合は障がい者ということで障がいにならないと出ませんけども、町の見舞金の場合は傷害、けがとか、そうした場合には一応5万円ということで計上しておりますので、中身の中に全治1カ月以上の加療を要するというような条件はついておりますけども、障がい者でなくて、町の場合には、けが、傷害を受けた者に対して見舞金を出すということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、齋藤君。

○議員（9番 齋藤 和巳君） この中で11条の2号に「前項に掲げる場合のほか、災害見舞金を支給することが適切でない認められる場合」というのがあるので、ということが想定されるのか、もしそこでわかればお知らせ願いたいという点と、住宅被害なんかによって固定資産税等を滞納されておる方にも、これが適用されるのかどうかという点です。自分の家は持っとっても固定資産税も払わん、滞納しとる者が災害に遭うたから見舞金をください、はあ、いいですよちゅう形のものなのかどうかという点。滞納者に対する対応は、その点、この文書の中ではわからないんですけども、いろんな形で町税の滞納がないものというのを、いろんな文書で補助金等が回ってくるわけですけども、その点に関しまして、どのような形のものをお考えになっとるか、滞納者へ対して。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 今、議員さん御指摘ありました11条でございます。適切でない認められる場合は支給をしないとありますけども、その辺が、今指摘された税の滞納というようなことがある場合ということでもあります。最終的に、その結論を出しておりませんが、こういった例が当たるのではないかと考えておりますけども。

○議長（滝元 三郎君） 9番、齋藤君。

○議員（9番 齋藤 和巳君） ちょっと確認しますけども、当たるのではないかというように抽象的なものじゃないんですけども。その点に関しましては、今ここで、だめですちゅうようなことはできないのかどうか。滞納状況にもよるんで、ケース・バイ・ケースかもわかりませんが、その点、もう一回、ちょっと明確な答弁を願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 見舞金の関係につきましては条例で定めますので、一応支払いはします。その関係で、児童扶養手当等の関係もありますけども、一応支給として考えられるものについては納めるということでもいいんじゃないかと思うんですけども。その後は、その支払われたものを滞納の処理としてという形……。〈笑声〉（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 罹災証明等を調査する段階で該当者が見当たらなかったというのが現状であります。それで、現在のところ、検討してないというのが現状でございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、齋藤君。

○議員（9番 齋藤 和巳君） 現在のところ明確でないちゅうこと、これは。（「おらんのやけ」と呼ぶ者あり）今、おらんけえ。もし、そういうことがあった場合のことを私は想定して。条例でつくるんですからね、今度。そんなときには、いろんな国税の還付金とかちゅうのを年末調整をやって戻ります。それを税の滞納者に対して強制的に滞納整理に回しましたというようなケースもようけあるわけです、税務課としては。担当課は出さざるを得ないと、条例があるので。税務課としては、それを取りに行かにややれんと、滞納があるから。そういう理屈じゃろうと思うんですけども。その点に対しまして、今後どのような方向でやるのか、もしわかれば。今ここでは即答できないのなら、いつかの便でもいいけえ、お答え願えたらと思いますけども。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 今の質問、現段階では想定しておりませんでしたので、また次回、改めて回答させていただいたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 一、二点お伺いしますが、第10条であります、住宅被害の見舞金の件についてお尋ねをいたします。

住宅の全壊、これは台風や水害、地震の場合が適用されると思いますが、全焼も火災の場合であろうと、流失も、もちろん水害のためであるが、これが見舞金が1件5万円になっておりますが、1世帯当たりですね。これは、5万円という数字はどういうふうな算定根拠でされたのか。よその町村もこの程度であるのか。住宅の全壊や流失という

のは再々起こるような事案じゃありませんので、もっと見舞金を、私は上げるべきじゃないかというふうに思っております。

また、住宅の全壊や全焼等は、木造の場合、これは棟が落ちりゃあ——保険会社のも対ですが——全焼というふうに認めるようであります、町のほうではどの程度のことを思っておられるのか。RCやなんかのこともありますんで、これは棟が落ちるようなことはないんですが、そういった場合の算定はどのようにされるのか。

この見舞金が、5万円というより、せめて本当に町が見舞金を出して、ありがとうございましたと言われるぐらいの、せめて二、三十万ぐらいのことは出されるほうが、もらうほうも大変助かるんじゃないかというふうに思うんですが、こういった算定はどのようにされて5万円であるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それと2番目に、住宅の半壊とか半焼とか床上の浸水というふうにあって、1世帯当たり3万円ですか。これも、やはり住宅が半壊したと、これは震災、地震とか水害であるわけですが。また、住宅が半焼したとか、これは火事による半焼でありましょうが。これらも、半焼いうたって、全焼も半焼も、水をかけられて残った住宅は全く使えるようなもんじゃないわけでございますが。それと床の上の浸水、これがどの程度の浸水なのか、1階部分まで水がつかったのか、それで畳の上のほうまでちょろちょろ流れて、家財道具がだいしょう傷んだという程度のもんでも一緒に考えられるのか。この半壊と半焼の、だいしょう被害の内容が私は違うように思うんですが。これあたりも、3万円というふうな金額でなし、もっと援助はしてあげられることはできないのか。せめて5万か10万ぐらいにはしてあげれば、いただいたほうも、本当に心からありがとうございましたというお礼の気持ちも出ようと思えますが。きょうび3万円ぐらいじゃ子供の小遣いみたいなもんですが。条例を決めるんですから、金額を上げえちゅうのは大変であろうとは思いますが、3万と5万のこの根拠ちゅうのはどういうふうにして決められたんか、お尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 金額の決定につきましては、これまで津和野町にありました火災等の見舞金の関係も、今まで火災になられた方に支払ったものが、全焼の場合5万円、それから住宅が半焼した場合は3万とか、そういった取り決めがありましたので、それをもとにしたものと、他市町村の状況等も把握して同程度のものとしております。中には30万というような市町村もありましたけども、やはり、これはかなりの金額、財政的にもちょっとやれないんじゃないかということがありますので、ほかの市町村並み、それから今までありました火災関係につきましてはの見舞金等あわせたもので判断しております。

それから、床上につきましては、なかなか床下の場合であればちょっと判断がしにくいということもありますし、他市町村についても、床下まで見舞金を出しているところ

はほとんどないような状態でありましたので、一応床上ということで判断させていただいております。

床上以上につきましては、どこまで、全部1階がつかったとか、畳がつかったというのは、一応、税のほうで審査しております罹災証明の関係を適用させていただくということで判断しております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 被害の状況については、内閣府が平成22年度に示しております災害に係る住宅被害認定業務と、これを参考に、先般質問がありましたときに答弁しましたように、益田市さんの職員が福島の被災の認定業務に当たっておられたということがございますので、その方を招いて、今回の被災認定に当たったわけでございます。

その中で、基礎部分から外壁、屋根、柱、耐火壁、天井、内壁、建具、床、設備と、これを5項目によって点数をつけます。その中で、全壊というのは50%以上になったときに全壊といいます。それから、大規模半壊というのが40%以上、半壊というのが20%以上という判断になっております。その基準をもとに判断しております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。町長。

○町長（下森 博之君） 見舞金の額であります。我々もいろいろな観点から検討いたしましたけれども、これはあくまでも見舞金として、町の気持ちとして出すものでありまして、そのほか、被災された方々には災害救助法等の適用に伴って全壊等には支給される金額も、そういう制度もあります。

また、赤十字社を通して義援金が集まっておられますので、そうしたことは今から配分委員会というのを開いて、被災者の皆さんに直接、その集まったお金については配分をされるということでありますので、全壊、半壊、それから床上浸水、そうした方々にはそうしたところのお金といいますか、そうしたものも支給されるというようなところもあります。

そうしたことも踏まえた中で、我々がこの条例で制定して見舞金として出す金額というもの、これは他市町村のそうした事例も調べた中で、先ほど課長が申し上げたように突出して大きいものもありますけれども、あとは大体このぐらいの金額、どの市町村もというところであり、できるだけ、その中でも高いほうに、うちは合わせて設定をしたというところでもありますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 2点ほどお聞かせください。

第2条の2項ですか、そこに被災者の規定があります。「町内に住所を有していた者」というふうになっておりますけれども、あつてはならないことではありますが、観光立町

としてのまちづくりをやっている津和野町として、宿泊客あるいは当日観光客等が来られとって、たまたま死亡まではせんでも、1カ月以上の傷害とかなんとか被災をしたというような場合には、これを町外者であるので適用しないというのか。それとも、幾らかのあれを考えておられるのかということと。

それから、先ほどからいろいろな額の説明で、今まで火災の場合は云々という説明がございましたが、その火災での被災による条例といいますか規則といいますか、規定かわかりませんが、そのものは、この後、いわゆるこの条例が制定された場合には、それは自動的に廃止されるのかどうかをお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 2条にうたっております「町内に住所を有する者」ということで、今回の町の災害見舞金については条例制定でありますので、観光客等につきましては、この条例の中では考えておりません。

それから、今までありました津和野町の災害見舞金の支給に関する規則でございますが、これにつきましては、この条例が施行されることによりまして廃止して、この条例のもとに、また規則等はつくりますけども、今までありました火災、それから人工的な災害での見舞金に関する規則についてはなくなります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 先ほどの9番議員さんの相殺の件ですけども、相殺というものを、もしあったときに安易にばらっとやってしまうと、私ら民間企業ですから強制執行なんかやったことがあるんですけども、非常に複雑な手続があるなあという経験もありますので、相殺のところの法的なことをしっかり押さえてからやってもらいたいと。また今度、そういう知識も含めて、また教えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） その件につきましては、今後、十分検討していきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第81号津和野町災害見舞金の支給に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第82号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、議案第82号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） この条例改正について、議案の提案理由の説明のときに、介護保険に関することと教育バスについての一連の不祥事に伴う減給というふうに言われたと思うんですけども、この二つの件については、広く町民に新聞報道などで知られていることでありまして、教育バスの件もあるならば、教育長の減給処分がないということが不自然ではないかと思うんですけども、なぜ町長と副町長2人の減給処分にとどまるのかの理由があれば御説明願います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 提案理由時の説明にそれがあつたかどうかはわかりませんが、前段の全員協議会の際に職員の処分をさせていただくということと、それからあわせて、こうして私どもの給与カットをさせていただくということ、私の口から御説明させていただいたところでありまして。

そのときに私自身が申し上げたことは、今回のこのカットについては、介護保険、これについて一般財源を伴う、そういう影響が出ているということでありまして、このことを重く見て、一般財源を、本来なら使わなくてもいい税金を使わなければならないということ。このことを重く見て、私ども町長、副町長のカットをさせていただきたいという説明をさせていただいたという次第であります。

そうした観点で車検のことも、これも大きな問題ではあります、一般財源にかかわるものではないというところもあると。そうした中で、職員のほうも介護保険関係のほうも重たい処分にもなっております。そうしたところで、町長、副町長の給与カットの提案をさせていただくということ。あわせて教育長については、これは特別職でありますから、それ以外の処分の方法というのはございませぬけれども、私のほうから厳重に注意をさせていただいて、こういうことがないようにということを教育長のほうに申し上げるということで対処しているというところでありまして。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第82号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第83号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第9、議案第83号津和野町税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 町の町税条例と、それから国保の税条例でも、多分、内容としては同じようなことだろうと思うんですけども、読んでみてもなかなか、具体的にはどういうことなのか。税に関することなので、税が今まで、例えば株式等で譲渡益が出たような場合に配当がありますが、それに対しての税が減額になっておりましたが、それに関するものなのか、全くそれとは違うようなものなのか。何か公的年金のこともちらっと出されたんですが、その公的年金がどういうことなのかというように、ちょっとわかりやすく、以前はわかりやすく一覧表で、こうこうこれはこういうふうになる、これはこういうふうになるというような説明書もつけられたことがあるんですが、このままでは本当に読んでわからないんです。なかなか条例関係の変更というのは、特に税に関することについてはわかりにくいので、ちょっとわかりやすく説明をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 済みません。わかりやすくというのが、私自身も、かみ砕くのがなかなか難しく、それが説明になるとさらに難しくなるというような部分があり、まことに申しわけないと思います。

これは、今さっき議員さん申されたように公的年金に係る部分、これに公的年金に係る場合、例えば町県民税の特徴部分があります。これが、今までずっと、例えば前年度にほかの所得があつて変動があつた場合に、その翌年度には、その変動割合に応じて、前期部分に係る税額についてはどうしても大幅な変動があるということでしたが、その変動割合を今度なるべく少なくして次年度につなぐというような制度の改正でございます。

それともう一個のほうの株式のほうですが、今までは公社債等にする課税方式が上場株式と同じように申告分離課税方式に変更された上で、公社債の譲渡益が非課税から課税されるというようになるということでございます。

一方、損益通算が公社債のほうまで拡大されるということまで私も掌握しておりますが、詳しい部分になりますと、また帰ってきちんと説明する文書を読みたいと思います。済みません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 税務課長が調べてみられて、どういうふうなものかというものを十分御理解をされた上で、やっぱり私たちにも何らかのそういう説明書なるものを出していただきたいと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 総意のもとで出すということになるかと思うんですが、議長さん、どうでしょうか。これは資料として出すということになるのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 以前は、ちょっとこの趣旨みたいなもの、要約した形の参考資料みたいなものがあつたんや。（「皆さんが必要だということになれば、資料提供する」と呼ぶ者あり）今後でええけどね。じゃけえ、それでちょっと。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 今後、それでは資料提供のほうを検討していきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第83号津和野町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 日程第10、議案第84号津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） この国保税条例も、先ほどと関連したようなものなんではないでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 内容的には同じでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第84号津和野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第85号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第11、議案第85号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第85号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、後ろの時計で10時まで休憩いたします。

午前9時48分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第12. 議案第86号

○議長（滝元 三郎君） 日程第12、議案第86号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 55ページの衛生費の予防費のところは風疹予防接種費助成金というのがありますけども、これは今、全国的に妊婦さんがかかって、生まれる子供さんに障がいが出たりというようなことがあって、妊婦、あるいはその配偶者等が風疹の予防接種を受けることが奨励されているわけなんですけど、こういう関係で妊婦対象になってるのか、それともほかの対象もあるのかということと、これは単価が幾らで何件ぐらいなのかということですね。

それから、ちょっと返りますけど47ページ、民生費の災害救助費の中で、負担金補助及び交付金のところで個別商業包括的支援補助金というのがありますが、これと同じものが、また後にも出てきますが、ここに関しては災害対策支援事業というふうになっていますので、これは商業を営まれている方が、いろいろ被災に遭われたということで、お店の関係で、例えばお店の冷凍庫とかそういう物がだめになったとか、そういうふうなものも一切含めた形で、対象はいつでもいいんですけども、全体の被災に対して出てくるといふものなのでしょうか。

それから、57ページ、衛生費の医療対策費のところの負担金補助及び交付金で地域医療を守る普及啓発事業費補助金というのがありますが、これは具体的にどういうところに対しての補助金なのでしょうか。

それから、61ページ、農林水産業費、農業振興費の中の委託料ですが、地域おこし協力隊事業委託料って、これは地産地消の関係だと説明があったと思うんですけど、具体的にどういう作物で、どういう活動に対して委託されるかということですか。

それから、63ページ、農業担い手支援センター費のところですが、63ページの一番下のほうを見ますと、新規農林業就業者支援事業費補助金60万円が減額になっております。これ、どうして減額になっているのか、新規に就業された方がおられないのか、

そういうことはないんじゃないかと思うんですが、これを説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 55ページの風疹予防接種費助成金でございますが、これにつきましては議員御指摘のとおり、全国的にも風疹が流行しておりまして、その関係で津和野町に住所を有する19歳以上の方でございます。妊娠を予定し、または希望している女性、それから妊娠を予定し、または希望している女性の夫、それから妊娠をしている女性の夫等が対象でございます。助成につきましては1人につき1回を限度としまして、風疹の抗体ワクチンにつきましては3,000円、麻疹・風疹混合ワクチンにつきましては6,000円の助成をするものでございます。予算的には、人数的には把握できませんので、100人分程度を計上しております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 御質問のありました個別商業包括支援補助金のほうでございますけども、これは御指摘のように災害対策のほう、災害救助費と、それから商工振興費のほうでというふうに分けて出させてもらってます。

この包括的支援事業というのは町単独事業で昨年10月から行っているものでございますけども、従来の新商品の開発とか、産業財産の取得権とか、販路開拓とか、デザインとか、いろんな項目があったわけなんですけども、それに今回、災害対策の整備支援事業ということで項目として設けたものでございまして、ここの災害救助費のほうに今回は入れさせてもらったものでございます。内容的には、議員さん申されましたように、今回の災害で被害を受けた店舗、事務所、倉庫等、施設の新築なり改修及び生産設備等の購入なり修理を行う場合に要する経費ということで、これの経費の2分の1で限度額を50万円ということでございまして、4件程度は最大限使っても見込んでるところでございます。

それで、この補助要件としては罹災証明ということと、一応26年の3月31日までに申請を行ったものということで補助要件としているものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 57ページの負担金補助金の地域医療を守る普及啓発事業費補助金の相手先ですが、これは、この9月10日に津和野町医療を守り支援をする会のほうに支給交付をするようになっております。

また、財源内訳としましては、地域医療を守る普及啓発事業ということで、県のほうから、医療従事者が不足して医療状況が極めて厳しいという状況の中での地域医療を守る意識を高めるといふことの事業で100%、15万円をいただいております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長(久保 睦夫君) 61ページの委託料、地域おこし協力隊事業であります
が、これはフロンティア日原への営農支援という形で現在考えておまして、主には
日原地域の営農についての支援をしていただくという予定になっております。

それから、続いて63ページの新規農林業就業者支援でございますが、これは1名の
予定していた方が就農を見送るということになったため、120万円の減額、また、新
たに申請が出るということで60万円の増額、その差額分のマイナス60万円を予算計
上しております。

○議長(滝元 三郎君) よろしいですか。ほかにごございますか。10番、河田隆資君。

○議員(10番 河田 隆資君) 2点ほどお伺いをいたします。

歳入の部分の13ページになりますけども、県の補助金、島根県おもてなし観光魅力
向上事業補助金が500万円ついております。その使い道としてページ71ページに
観光誘客キャンペーン事業補助金として370万円計上されておりますけども、その差
額の130万円はどこで使われるのかということが1点。

それと、県のほうも観光に非常に力を注いでおりますけども、このキャンペーンの内
容が、さきの読売新聞の紙上で発表をされておりました。けども、その内容を担当課に
問い合わせますと、少し中途半端でわからないような状態でありました。どういうこと
かというふうにお伺いをすると、県のほうも津和野の観光協会が法人格を持ち合わせて
おりますので、単独で町を飛び越えて向こうとの、どうも折衝をされたみたいだとい
うこと。だとするならば、町が何も知らずにそういうものがどんどん進んでいくとい
うのは、少し危険な状態だろうと思っております。町とお互いに連携をしながら進めてい
くべき問題だろうと思っておりますが、今後そういうことのないように、あくまでも観
光協会に対する指導といいますか協力体制を、町とともにというふうやっていくおつ
もりがあるかどうかをお伺いをいたします。

それともう1点は、ページ85ページの青原小学校の解体工事請負費で、これは確認
をしたいと思っておりますが、あくまでも前回の工事については、一応、変更契約とい
うことで、今までやった仕事量の費用と、そして違約金も含めたものを支払って、一度
切るということで理解していいんですね。その上で、新たに入札を図っての解体をする
というふうな理解でいいんでしょうか。

○議長(滝元 三郎君) 商工観光課長。

○商工観光課長(大庭 郁夫君) まず、おもてなし事業の補助金でございますけども、
これについては津和野高校のところにありますトイレを今回改修して、公衆トイレと
して整備をいたします。この財源としての歳入でございます。

それから、観光協会と県が行う今回のいろんな観光支援策——県の対策でございます
けども——それらについては、議員さん聞かれた時点が、どの時点かちょっとわかりま
せんけれども、町と観光協会は連携を図りながらというのは、当然行ってきております。
全体的な流れを、ある程度、観光協会として要望を、県のほうが出せということで、ま

ずは出している部分はあつたりしまして、若干、その時差の関係では県と観光協会が行っているように映っている部分もあつたかと思えますけども、当然、県もその時点で私たちのほうにも報告ももちろんいただいていますし、観光協会との協議も、こういうことを今考えて県のほうに要望するというようなことも、そういう連携は図っているところではございます。

そういった中でやっておりますので、最初に一般質問でもお答えしましたように、一応すみ分け的なものとして町がやる部分、それから県の予算を活用するものということで、情報発信事業については原則として島根県の財源を活用しようということで、町がやる場合は新規性の高い事業というか、そういったものにしていこう、団体客なり個人客との仕分けとか、そういったもので、一応、連携をしながらすみ分けをしているところではございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 85ページの工事費であります。議員さんおっしゃられましたとおり、前回の契約については一旦整理をさせていただくという形で話をしております。で、新たにこの予算でつけます解体工事費については、今どういう形で契約を進めたらいいかということで、担当課としての考え、それから内容について町長とも相談をしながら、今後の方向についてお示しをしていきたいというふうに思っております。

最終的には指名審査会のほうにお諮りをしまして、方向を決定の後に、そのスタイルに応じて契約をして、多分、議会のほうへ契約案件として議案を上程する金額になると思っておりますので、その時点で、また御相談を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 青原小学校の件については同僚議員さんにお任せするというところで。私は、今の商工観光課長の説明では全然、逆にわからなくなったんですけども。370万円の原資は、一応これはその区分でいきますと負担金補助及び交付金の中で、観光誘客キャンペーン事業として370万円が上がっております。これは、それじゃどこから来たお金ですか。この県補助金及び負担金の500万円は、これはトイレ建設のためですと、どこから来た負担金ですか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 負担金として、町が出すわけでございますけれども、そやけ、財源的には、これは一般財源ということにはなろうかと思えますけど。財源的には一般財源ということで。

○議員（10番 河田 隆資君） 一般財源。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） はい。

○議長（滝元 三郎君） ほかによろしいですか。ほかにございますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、24ページからなんですけれども、2点ございまして、企画費の中で、まず野球教室 in 津和野事業委託料とあるんですが、この事業が、誰が誰に対して野球教室を行うものなのかをお願いいたします。小中学生を対象というのはあるんですが、野球教室を津和野で、具体的にどのような内容かというのと、それとその下の負担金補助及び交付金の中で、観光業・特産振興事業補助金というのが上がっているんですが、これはどういったものなのかをお示してください。

続いて65ページなんですけど、林業振興費の中で、貸付金、有害鳥獣被害対策協議会貸付金が確定分ということで上がっているんですけども、僕の気持ちとしては、昨年に比べて、そういった有害鳥獣の話がことしは少なかったんじゃないかなというふうに思っているんですが、この近年の推移として、この有害鳥獣というのはどのように変化してきているのかというのがわかればお知らせいただきたいと思います。

それと、70ページ、71ページ、商工振興費の中で備品購入費、「つわみん第2号」が購入されるということなんですけど、17日から、この「つわみん」が、ゆるキャラグランプリですか、これに参加していると思うんですが、この「つわみん第2号」が必要とされているというのは町民の方からも、早く二つ目が欲しいということではあるんですが、この「つわみん」が活躍することによる津和野の振興というものもあると思います。そういった中でこのたび、ゆるキャラグランプリ、もう多分全国の人が知っている大会に参加されている中で、津和野町としてもバックアップしていかないといけないと思っております。例えば、全町の職員が毎日必ず投票をすとか、なるべく上位のほうに上がることによって知名度も上がっていくのではないかなと思っております。この「つわみん」対策についてお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 最初に25ページの野球教室 in 津和野事業委託料50万の事業内容でございます。この事業につきましては、内容としまして、津和野町、吉賀町、益田市、山口市——旧阿東町——の小中学生を対象に野球教室を開催し、元プロ野球選手で、現在、日本ハムのコーチ、黒木さんを招聘して技術指導を行うというようなものでございます。この事業につきましては大学生のインターシップ事業ということで、現在、津和野高校魅力化に取り組んでおりますファウンディングベース学生の企画で、この野球教室を津和野高校で開催するということで、近隣の野球をしている中学生に対し、野球環境の整った津和野高校野球部のある津和野高校をアピールし、高校魅力化の活動へつなげることを目的として実施するものということでございます。実施日等については12月に予定をしているということでございます。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 済みません。25ページの観光業・特産振興事業補助金の5万4,000円でございます。これについては、10月に島根県内

で開催をされます輝け11（イレブン）の出展ということで、3名の方を、今回、行っていただくということにしております。で、その3名の方というのが——済いません、ちょっと今出します。済いませんでした。——輝け11（イレブン）しまね町村フェスティバル出展ということで、観光協会、なごみの里、杣の里横道、それぞれ1名ずつ、このフェスティバルのほうに参加をしていただくということで、宿泊費の補助として5万4,000円を計上させていただいているということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、65ページ、有害鳥獣被害対策協議会への貸付金のごございますが、この事業は津和野町鳥獣被害対策協議会が、直接、県との間で補助金を受け取って行う事業であるんですが、補助金交付が年度末になるために、町から事前に貸し付けをして事業を遂行するというので貸付金という形になっております。今年度の交付決定額が861万2,000円で、当初予算で500万を計上しておりましたので、今回361万2,000円の計上をさせていただいております。

で、年度を分けた実績なんですけど、鳥獣捕獲奨励金につきましては年々ふえておまして、捕獲頭数は、例えば昨年が326頭——これはいろんな動物が含まれておりますが——今年度の予定は346頭で奨励金自体はアップしております。捕獲の奨励金はアップしております。ただ、昨年は幾らか金額はちょっと覚えておりませんが、今年度より高かったわけですが、それは有害鳥獣駆除のための柵とか、おりとか、そういったものの経費が今年度は少なくなったということで全体的な金額は落ちておりますが、被害を受けておる動物の捕獲頭数はふえておるとい実態であります。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 「つわみん」の関係でございますけども、先ほど議員が申されましたように、グランプリのほうに今回は出させていただきました。これもいろんな意味で、今回の災害ということも確かにございますし、そういったことで、いろんな形で出していこうということで、今回応募もさせてもらったところでございますけども。これまでの利用状況からしても、4月からでございますけども、今58件でございます。結構使用頻度が高いということで、私たちも、議員さん先ほど申し上げますように、みんなに知っていただく、そして今回のグランプリなども応募いただくようにと思って、昨日から有線放送で流させていただいております。そういったことでフルに活用しながら、そしてまた、今も山口、広島、福岡、そういったところに出かけられるときに、それからまた松江、うちの課だけではございませんけども、そういったところでフルに活用しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、今後ともそういった意味で、もう少し広報も、今のグランプリも含め、やっていきたいと思っておりますし、今回シールのようなものをつくってみたりとか、そういったことで津和野町のPRのかなめとして使っていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） しつこいようですけども、なかなか理解できませんので、もう一度質問しますけども。

当然、観光協会が、風評被害で観光業者が大変だということを受けて、いち早く動かれましたね。早過ぎるというほど動いたわけですけども、その風評被害をいかに食い止めていくかということで町に相談が来た。で、町は、それを払拭するためということと、お互いに、こういうこと、ああいうことをという議論がなされて、新聞報道にある、津和野に来られるバス会社に対して4万円補助を出すということで聞いておりますけども、4万円となると、100台来れば、もう既に400万円ですよ。すると、100台なんかっていったら、1日10台ずつ来たとしても10日で終わってしまう。1日5台だったら20日ですけども、もう1日10台なんかというのはすぐの話でありまして。この観光キャンペーンの、その370万円の内訳等が、どのような積算根拠でこういうふうに出されているのか、観光協会とどのような話をされているのか、もう少し詳しく、お知らせ願いたいんですけどもね。

どうしてこういうふうに言うかということ、観光バスで来られるお客様というのは、どうしても大手2社といますか、沙羅の木、及び鷗外の近辺の、そこへ2カ所寄って、すっと帰る。それでは私の家が、それじゃバスを仕立てて来てくださいちゅうてやったときにも、その金もらえるのかという疑問の声も聞きましたし、どういうふうな物差しでもって、そういう予算を執行していくのかというのは協議されてるか。されておれば、ちょっと詳しく話していただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） まず、町が補助します370万というのは誘客キャンペーンも当然ございますけども、それは今、バスの4万円という金額というのは、私もちょっと承知してないんですけども、観光協会と打ち合わせをするときには、1台当たり1万5,000円というふうに協議の中ではしました。そういった中で、それの200台で300万というような。

それで、この団体客の誘客については、一般質問でもお答えしておりますように県の財源を使ったものということでございます。県が約2,000万ですか。これは9月の補正対応ですので、まだ確定ではございませんけども、そういった県の財源を、その団体旅行客の誘客キャンペーンという中で、バス会社等に1台につき1万5,000円という話で私は聞いておりますんで。新聞報道と、ちょっと食い違ってますんで、金額についてはまた確認をいたしますけども、そのように理解しております。

それから、先ほども言いました町の370万円については、内訳としては、さきつな自治体協議会と道の駅とで津和野のPRというか、津和野のコーナーをつくってもらおうということでございまして、そこに使用するディスプレイ等の経費等に充てる予算。それから、個人旅行客の誘客対策として、これは何がいいかちょっとわかりませんが、

例えばガソリン券とか、あるいは地域振興券的なもの、そういったもので、ある程度来てもらう仕掛け、これは個人旅行者を対象にしたものということでございます。それとあとはイベント性、新しい新規のイベント事業、それを何発か打っていかうという中で、この前も商店会の皆さんとか旅館組合の方々と意見交換会も持ちましたけども、そういった中でも、少しそういったアイデアもいただいたりしておりますので、そういったものも町の予算の分にするか、県もこういった新規のイベントには経費も出しますと言っていますので、そういったものを活用しながらやっていきたいということでございます。これらを、観光協会との打ち合わせの中では200万程度見ていたところでございます。

それと前に説明しました既存のCATVの活用事業ということで、旅館とかホテルのテレビの中で、地元のいろんなお店とか観光施設なり、そういったものを紹介したビデオをつくって放映をするということで、そういった番組づくり、そういったものを含めて370万円という予算立てをしているところでございます。

○議員（10番 河田 隆資君） 議長、済みません。4回目だけど1点だけ、済みませんが。

○議長（滝元 三郎君） 抜けとる。はい。

○議員（10番 河田 隆資君） 一番最初は、県の負担金ですかって確認したら、いえ、一般財源ですと言った。それで、今の話ですと、県から、まだ予算は通っていないけども、そういう流れがあるから、とりあえずは、それじゃ今回は一般財源で出しといて、県からいただいたときに振りかえるということですか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 今、一緒になって話をしたけど、ちょっとわかりづらかったかと思いますが。団体客バスに対する補助というのは、町を通す予算ではありませんで、県が直接、観光協会に補助する中でやっていくということでございますので、この370万円というのは、先ほど私が言った外商事業、さきつなの関係とか個人旅行者を誘客とかイベント事業、それからCATVの活用事業、この4点でもって370万というのを町の単独事業として実施するというところでございます。

ですから、バスのほうの4万円どうこうというのは、県から直接、観光協会に補助金として入るというものでございまして。それは情報として、私たちが一緒に話す中で県の補助を要望する中で、そういったバスに対する支援といいますか、助成をする中で誘客をしようということでございまして。それが打ち合わせのときは1万5,000円であったけども、新聞報道では4万円ということであったということですので、その辺については、ちょっと数字的な確認はしなければいけないかとは思いますが、財源的には、バスの誘客キャンペーンというのは県の財源とする、県の補助金でもってやるということでございます。

○議員（10番 河田 隆資君） 町は通さんの。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） はい。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 先ほど同僚議員が質問しましたが、85ページの工事費の中で青原小学校解体工事の1億4,000万円について確認をしたいわけなんです。きのう等で一般質問の中でもありましたし、今日も説明がありました。まだちょっと理解できない点がありますので、確認であります。この1億4,000万の工事費については、随意契約は考えてないということでもいいのか、その点を。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 随意契約も含めて検討させていただきたいというふうに、今考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） きょう、補正を我々がなにするわけですが、これが随意契約も含めた中の補正だということになると、私はこの補正予算に賛成できないという思いが強く持っているんですが。随意契約というのは、1億4,000万の補正予算で入札がないというのは、とても町民は認められないと思いますが、その点について。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まだ随意契約に決定というわけでは、もちろんありませんし、一般競争入札になるのか随意契約になるのか、そこの辺も含めて、今から検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、この解体費の関係でありますけれども、本当に1億4,000万という大変大きな金額でありますので、本来であれば、これは入札を行うということが筋であるわけでありまして。ただ、今回に関しては、いろんなもろもろの事情もありまして、もう既にいろんな工事にかかっておられる。そういう中で、いろんなものも設置をされておったりとか、あるいは、今回この解体に当たっては、割と専門的な技術が要するというようなこと、そうしたことをいろいろ検討すべきことがあります。そこを我々としては詰めているところであります。場合によっては随契のほうがいいということ。これは、例えば予算を執行するにおいても、随契のほうが安上がりに済む場合も可能性としてあるとそういうようなことでありまして、いろんな方面から、現在、その契約のあり方というのを検討しているという意味でありまして、当然、入札も視野に入れておりますし、場合によっては随契の場合もあるという現在の段階でもあるということでありまして。

ただ、いずれにいたしましても、これは教育委員会からその辺を詰めておりまして、審査会の方に上がって、審査会で検討結果を出すということにもなります。できれば予算をお認めいただきたいと思います。思っておりますけれども、その執行に当たって、つまり契約に当たりましては全員協議会等を開かせていただいて、そして、こういう形で契約をさ

せていただきたいということ、ある程度、議員の皆様にも御理解をいただいた上で契約に入っていくたいというふうにも、そういうスケジュールでやってまいりたいと思えますので、その辺も御理解をいただいた上で、何とぞこの予算についてはお願いをしたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、まず25ページの企画費からお尋ねをいたします。

先ほど同僚議員も質問しましたが、高校の魅力化事業、野球教室の件であります。答弁では小中学生の少年野球等のコーチ、指導というんですかね、高校でやりたいというような答弁でありましたが。大体、今の高校生の野球教室は、プロの選手とかOBの方では、指導することは高野連から禁止されておりますね。これは小中学校の生徒を指導するということであるんですが、そういうことも一応確認をされて、これは計画をされておるのか、その点どうなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、27ページであります。道の駅の管理費委託料、これグラウンドゴルフ場の初期養生管理費委託料が計上してありますが、初期養生管理ということであるんですが、既にもうオープンして、我々議員も招待状までいただいておりますね。10月にはオープンするということではありますが。初期養生管理というふうなことが書いてありますが、今から肥料でも散布されてやるような計画であるのか、また、年間の芝の管理等のことがありますので、そういったことはどのようになっておるのか、お伺いをいたします。

それから、71ページの商工振興費委託料、工事請負費、これは嘉楽園周辺の公衆トイレの改修工事であります。念願である嘉楽園の便所が改修されるということは、大変町民も喜んでおるわけでございます。まず、場所はどこなのか。現在の場所であろうと思っております。それで、この規模がどのぐらいのものをされるのか。もちろん構造は木造瓦ぶきというふうなことになろうと思うんですが、そして、これを工事発注をされるんでありますが、来年3月のSLマラソンまでには、この便所が間に合うのかどうか、そうしたことも考えておられるのか。

そして、5番目に公共下水道の接続はどのように考えておられますか、お尋ねをいたします。

それから、85ページの教育諸費の委託料、先ほど同僚議員も質問いたしましたが、まず、仮設校舎の設計監理委託料と解体工事の設計監理委託料、木部小学校の校舎耐震補強判定業務の委託料を合わせますと992万3,000円計上してありますが、まず、これまでに青原の小学校では、耐震診断と耐震補強設計監理委託料については町外の業者で出されておりますね、設計は。今回は、仮設の設計委託料、解体工事の委託料については指名審査でもされてやられるのか、町内の設計会社で対応されるのか、お尋ねをいたします。

それと、解体工事をするのに設計監理が必要であるのか。建設する場合には、これは確認申請が要るので、当然、設計士頼んで図面を描かにゃあいけんと思うんですが、解体の場合でも設計をせにゃならんもんでありますか。監理というても、破るほうですけえね、何にも管理監督は要らんような、業者に頼みやそれで済むような気がするんですが、そのあたりはどうでありますか。

もう1点、木部小学校の耐震補強判定業務とありますが、これは耐震診断をされるのか、判定業務とは判定委員会に依頼をされるのか、どういう業務であるのか、これについてお尋ねをいたします。また、教育費の使用料及び賃借料であります。仮校舎と今度の仮倉庫のリース料が計上してありますが、これは大体何棟ぐらいの計画で、月延べにして、日にちにしてどのくらい何カ月ぐらい、まあ、本校舎を建てるまでというふうになるんであると思うんですが、そうしたときに相当年数かかると思うんですね。そういったときにこれだけの金額で賄えるのか、2,600万計上してあるのがどうでございますか。

それと、先ほども同僚議員が言いましたが、工事請負費、青原小学校の解体工事であります。町長さんから本来ならいろいろの申されましたが、この一般競札に競争入札にされる場合は、解体であれば一般公共土木の建設業の方でもこれは入札参加できるわけで、が、これは廃棄処分の産業廃棄の処分の問題もありますんで、そういう業者もおられますが、そういった業者も含めて入札参加されるお考えであるか。

それと先ほど、随意契約のことを御答弁がありました。まあ、随意契約すると一般管理費は確かに減額されるので、町のほうも大変助かるというふうに思うわけですが、随意契約というのは、本体工事の変更に伴う増減があつて初めて発生するものであるわけですが、今度の耐震補強工事の増減であれば、随意契約はまあ妥当と思っておりますが、工事主体が違うわけですね。今までは耐震工事を受けたその工事と今度は解体のほうの工事ですから、工事そのものが違うわけでありまして、随意契約という方法は、私は妥当ではないような気がするんですが、一般競争入札されて正当な対応をしていただきたい、このように思っておりますが、随意契約ができるのかできないのか、もっと検討していただいて、まだ入札までには時間がありますんで、慎重に検討して決めていただきたいと思えます。私は、今回は随意契約ということはされるべきではないというふうに思っておりますんで、それについてのお考えをもう一回お尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御質問の25ページの野球教室に関してでございます。事業内容としまして、津和野町、吉賀町、益田市、山口市ということで、小中学生を対象に野球教室を開催するという、それから会場が島根県立津和野高等学校のグラウンドであるということで、ゲストとして黒木さんという方をお

招きをしてこの野球教室を開催をさせていただきますが、議員御指摘の高野連等の高校生というようなところの部分の課題はないものということで判断をしております。

で、あともう1点。（「高校生は」と呼ぶ者あり）高校生はおりません。（「小中学生」と呼ぶ者あり）小中学生で。

あと、27ページのグラウンドゴルフの初期養生の管理委託料ということでございます。これはもう、当初予算のところ、110万程度の初期養生の管理委託料というのを計上させていただいておりました。今回4月以降のところ、実績として、10月1日からこの天然芝の2面のコートオープンになるわけですが、4月から初期養生を開始しております、その中で芝刈りについて20日間、それから除草について10日間、当初計画していた以上にその管理を要したということでございます。そういったところで、今回当初予算に比べて149万8,000円増額させていただき、これをもって10月1日からのオープンとさせていただきたいということで計上させてもらったものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 嘉楽園周辺の公衆トイレの関係でございますけれど、今回のトイレにつきましては、場所としては津和野高校に今ありますトイレ、この場所ということで考えております。

まず、津和野高校の今のトイレを県の教育委員会のほうで解体をしてさら地にしていただくということで、その後には今度は公衆トイレとして、高校生もちろん使いますけど、一般の方々も使えるようなトイレにするということで考えているところでございます。

それに合わせて、今回は嘉楽園内にある今使えなくなってるトイレがありますけど、これも合わせて解体をいたします。これは、町の予算でございますけども、それも合わせて行うものでございます。

それで、規模といたしましては、女性用のほうは大が二つでございます。それから男性のほうが大1、小1、それから多目的のところが大が1ということで、規模的にはそういった、鷺原にあるのが多分その程度になろうかと思っておりますけども、その辺で、構造的にもそういった同じようなイメージのものを今考えてるところでございます。

それから、今申し上げましたように、あそこに建てるということでさら地にするための県のほうの予算が多分この9月の議会にかかるんだと思うんですけども、そういったことで整地するのがいつになるのかというのがちょっとわかりません。それからこちらが着工ということになりますので、3月末のSLマラソンにどうこうというのは、ちょっと難しいかなというふうな気がしております。

それから、下水道の関係でございますけども、これについては当初、環境生活課と話をする中では、そこまで下水が行くということで当然話があって進めておるわけなんですけど、若干、最近になって情報として少し予算のほうは足りなくなるのかもしれないと

というような話も伝わっております。これは今からのことで、状況を見なければわかりませんが、ただ下水がすぐつながるような状況までは今回、整備はいたします。4月1日からすぐ開始できるかということになると、ちょっと今不確定なところはございますけれども、そういったことで今回、せつかくおもてなし事業のほうが採択になりましたので、ことしの事業でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、85ページの委託料の関係でございますけれども、まず解体に設計があるかという御質問がございましたけれども、近年は昔のように一気に崩れてしまっただけ埋め立てればよいというような状況にありません。産業廃棄物として適正な処理をするためには、ここの部分はこういった位置づけになるという、個々にわたった設計が必要になってきます。

それと、今回の建物は3階建ての建物でございます、鉄筋コンクリートという、あまり津和野町では過去にあまり例がないだろうというふうに思っておりますが、そういったものを壊すにあたりましては、それなりに壊す順番とか、そういったものが必要になるということで、設計管理が必要になってくるということで考えております。

契約につきましては、今行って、耐震補強を行う設計をしております業者のほうに、これは随意契約をさせていただきたいというふうに思っております。要は建物の中身、躯体の仕組みを知った者でないと、これの解体の設計ができません。で、一からそれをやりますと、当然時間もかかりますし、その分費用も重なってくるということでございますので、その部分はそういう形を考えております。

あとの仮校舎、それから木部小の耐震については、当然入札で行ってほしいというふうに思っております。木部の耐震補強の設計判定であります、ここにつきましては、判定については既に行っておりますけれども、今度はそれに基づいて組み立てを、いわゆる構造どこへ補強を入れていったらいいとか、そういった設計を行う業務でございまして、その設計につきましても判定委員会にかけて、判定を通ったものでないと工事にかかれないということでもありますので、そういった業務を行うということになります。

それから、仮校舎のリース料であります、一応今回、予算化をしておりますのは、年度内の予算ということで、前にも予算説明のときにも御説明を申し上げますが、全体の金額では来年の12月いっぱいを一応想定をした形で、全体のリース総額は考えております。その部分のうち、今年度分のリース分にあたるものを載せておるところであります。

それから、解体の対象業者でありますけれども、この部分につきましては、先ほども申しました鉄筋コンクリート3階建てということで、県のほうにも問い合わせをかけた上で、こういった形の業者選定がいいかということは今検討しておりますが、鳶、土工の工事と、それから建築のほうがあるようございまして、両方の資格があるほうを

選定することが、県のほうはそういうふうな形を取っておるということでございますので、うちのほうもそういった資格を求めたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 商工観光課長にお尋ねしますが、便所を今度新しくつくっていただくの大変いいことなのですが、やはり、あそこへつくっていただくということは、身体障がい者の使用もひとつ考えた建設をしていただきたい、このように思っておるんですが。といいますのは、今の高校の嘉楽園の便所ですね、前にも言いましたが、あそこへ身体障がい者の方が使用されて、けがをされたというような判例がありますので、今度つくられる便所はぜひ、そういうことも考えて設置をしていただきたいと、建設していただきたいと思っておりますので、その点、よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 当然、そのような考えでございまして、先ほどちょっと説明をしたつもりでしたが、多目的トイレということを申し上げましたが、それが障がい者用の部分として、当然、スロープも設けますし、ちょうど入り口が道路側になる予定ですので、そこへ手すり等も設けながら入れるようにというふうには考えてるところです。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 青原小学校の解体工事の契約方法でありますけれども、先ほどは私のほうからもこれから最終的には審査会で決めることでありますけれども、入札になるか、あるいは随契ということも念頭に置いて今検討してるということでもありますけれども。先ほど、全協を開かせていただいてという話をさせていただきましたけれども、入札ということになった場合には、これは通常のやり方ありますので、あえて全協にはお願いはしませんけれども、随契ということになった場合に、全協をお願いをさせていただいて、その上で議員の皆様にも御理解をいただいた上での契約に入らせていただくと、そういうスケジュールでやらしていただきたいと思っておりますので、改めまして、そのことをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 39ページから41ページのところの児童福祉費総務費のところですが、子育て支援センター運営費で237万増額になってますが、嘱託給料とあって、今まで嘱託は置いてなかったと思うんですけど、その置く理由は何かあるのかなってということと、あと、次の41ページのところでは、その子育て支援センターが設置してある日原保育所の嘱託給料が207万ほど減額になってますが、何かそこ関係があるのか、財源の関係とかがあるのか教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） これにつきましては、当初予算のときに、日原にあります子育て支援センターの嘱託の給与等を、保育所のほうで組んでおったということで、このたび、本来であるべき子育て支援センターのほうに変えたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） じゃあ、もともと子育て支援センターに嘱託を1人置いているという考え方ですか。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） そのとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますが。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほど、同僚議員の27ページのグラウンドゴルフの件でございますけども、当初110万組んどって、今回150万ばかりの補正予算組むということで、芝刈り等が約10日間、20日間で約1カ月間という形も、これは今からかかる日数の予測なんですか。今までやったけんじゃ、こうやって不足しそうなというもので、まだ未払い金が残っとるような形のものなのかと。4月から9月内っちゅうのは今から一番草が今からようけ伸びるときに110万で済んだものが、今からだんだん枯れていく、芝生の伸びも悪くなっていく状態の中において、1.5倍の予算を組むということに対しては、今からの補正ですけん今からだろうと思うんですけども、その分は若干わからないと。

そうしますと、年間に芝刈りの費用が幾らかかるのか、365日の間に、全部かかるとるかというのを担当者として想定されておるのかというので、当初から芝生をすると後からかなりのコストがかかりますよというのは重々この議会の中でおっしゃっていらっしゃるわけですけども、1年、約つくってから半年以上経って、今から今後の中でいろんな除草剤とかいろんな格好の中において、今回は150万の補正なんですけども、それがきょう決めてからの10月からの、決まってからの分の支払なのか。かといって、未払い分が若干溜まっとるのか、その点を注意点、年間大体どれぐらいは最低かかるのかというような予測はされているのかどうか、その点についてお聞かせ願いたい。1点ほどです。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この補正につきましては、当初見込みより現状が今の芝刈り等で20日間、除草等で10日間、多くかかってしまったということで、10月1日オープンなんですけど、それまでのところで委託料が不足していたということでございます。で、内部的にも協議をしておりますが、今回の補正によりまして、基本的にはその260万ぐらいのその委託料の予算額になりました。私どもとしましては、年間として基本的にはこれぐらいはかかるだろうということで、見込みとしてはこの金額で収まるものと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） ということは、今9月までで約260万かかるんでしょう。それなら、9月からまだのびるでしょう、今からグラウンドの芝生っちゅうのは、ある程度の時期まではまだ伸びるわけです。その管理もいるんですよ。そしたら、とてもじゃない収まらんじゃないですか。あと半年もあるのに。それが年間で260万で済むということは、どう足掻いてもあなたのおっしゃることがわかんない。半年が260万かかるとるのに、あと半年がただちゅうことはあり得ない。その予測をも1回。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 濟いません。このグランドゴルフの管理につきましては、委託の部分と、それから直営で行うという部分の中で、取り組みをなすだけその委託料の支出を抑えるというような方針の中で当初は計画をしていたものです。基本的に業者に見積もりを当初の段階でも取った段階でも、その110万の当初予算では、なかなか厳しいところは実際はあったということでございます。

で、議員御指摘のように、これから先の半年でどのぐらいかかるかというところは当然あるわけなんです、そういったところを、直営としてどこまでできるのかということもございませう。そこの辺はなるべく委託料がかからないような形でできないかということで、今検討しているところということで。

実際その10月以降の半年間というもので、直営でやりきれるかどうということ、やってみないとちょっとわからないところも現状としてはあるわけなんです、私としてはその辺の直営としてのやり方を模索しながらということで、260万という回答をさせていただいたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませうか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 先ほどの解体工事のところ、解体に要する設計については随意契約をしたいという説明でございましたが、その理由が、その解体をする上でやっている構造物に関して新たにということはなかなか難しいと、設計するのが難しいじゃなくて、それよりは今現在設計をされた方のほうがよくわかるという説明だと思ひますが、理屈から言ひますと、今のこの全協のときにもいろいろありましたが、耐震診断をした結果が、いわゆるその何にもならなかったわけですよ。結果としては、設計したものが価値のないものだということになりますよ。今度、耐震設計をしたその設計したものがだめだったということになったわけ。つまり、設計を今しているものがだめなものが今よくわかるという理屈が私にはわかりませう。

基本的に今ある構造物が耐震設計をしたものと、最近設計したものがざっくばらんだらうと。要するに説明が難しいんだけど、その設計したそのものが要するに価値がないんじゃないですか。その辺がちょっと説明難しいんだけど、要するの梁の関係で、設

計どおり構築されてないということがわかったから、その耐震設計をしたものが何もならんということになったわけですね。そうしますと、新たに解体をする上で、設計する基準、そのもとですね。もとが結局わからんのじゃないですか。その辺のことがちょっと私には理解できませんが、それで、だからこそその随契をするというような説明だったと思うんですけども、ちょっとおかしいなという具合に私は思います。

基本的には、今までの一連の流れの中で、要するにうやむやになって今の現在があるわけなんですね。したがって、今現在のあることを1回ゼロに戻して、きちんとゼロに戻した上で、改めて全てのことを進めていくというのが私は最もベターだと思いますが、そういうことじゃなくて、また随契をしていくということになると、また同じ所で同じ設計者がずっとかかわっていくという疑問にかかわられるわけですが、その辺の説明をもう一度お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員さんおっしゃいますとおり、今回、耐震の補強をやったものについては無になりました。で、今から崩すものは、あくまでも耐震を行う前の躯体でございますので、耐震補強をしたものを崩すわけではございません。で、一部分もう既に壊している部分もございますけれども、構造自体は今の梁の部分以外については、一応、今の設計をいただいた会社のほうで把握をしておりました。

で、その梁を5センチほど短く削っておったというのは、もともとの設計からそれだけ削り取ったということでございますので、もともとの設計の内訳については、今の設計士が一番詳しく把握をしておるということでございます。

ですので、あくまでも無になったものというのは、そこを組み立てて補強をする、その工事の設計が無になった。もともとあった設計については、それに基づいて今度削っていくわけですので、そこのところを一番詳しいのは、やはり今の設計士であると。

ほかの設計士に仮に入札をしかえるということになりますと、時間的にももちろん余裕もないということもございますけれども、一からその全体のいわゆる具体の様子を調べないといけないということになりますので、その時間と費用を考えますと、どうしても高くなるだろうというふうに想定をしております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 全く説明になってないと思いますが、今の設計したものを、要するに耐震設計についてはいわゆるそのではないということになりますと、当然そのもとの原図ですね、それに基づいてやってるわけですね。で、耐震、今の診断されて、その設計をしたというのは、つまり目視の中でやってるわけですから、そうしますとそんなものがあるがなかろうが、設計図があればできるわけなんですよ。

そうしますと、ほかの設計士ではわからないということですけども、当然その入札するときには、それに関わる情報を提供しなければなりませんね。それは当たり前のこと

だと思いますが、それはそのとこで現説ないし何なり、当然やらなければならない行為ですから、今のやっているその設計士がやらなければならないという理由にはならないというように思います。

私は基本的にこれを随契でやるということについて、非常に疑問を持っておるわけなんで、ここまで一旦、全ての今までの流れをゼロに帰して仕切りなおすということからしても、この随契すべきではないというぐあいに考えてあるんですが、もうしなければならぬというような、それでないと時間的に余裕がないような説明でございしますが、全くそんなことは理由にならないと思いますが、もう一度、お考えをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 何度も申し上げようになりますけれども、基本的に今設計をさせていただいておる方、もちろん情報提供を今、耐震補強設計等の資料を提供することは当然できます。で、工事の今進捗状況についても、どこで線を引くかというような非常に難しいところがございすけれども、その辺の状況、おおむねのことはお伝えをすることもできましようし、設計士自身がそれをやる方がおられるかもしれませんけれども。

まず一番最初として、全体の構造が今の自体で見ますと、耐震補強という設計を基づいて設計でつくっておりますので、そこんところの躯体が一番詳しい業者、それから、時間的に最も早く進めることができること。それから、この時間が延びれば延びるほど、いろいろなリース物件等、負担が増加してまいります。そこら辺の費用面のことも考慮しますと、随契が一番有利ではないかというふうに今判断をしておるところでございす。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 全然理屈になってないと思いますよ。耐震設計をした者がということだけど、先ほどお答えられとるのは、壊すのは耐震設計そのものは全く関係ないでしょ。現物を壊すわけですから、全く関係ないと。

それから、今のいろいろなリースの何かとか、いろいろなことが金かかると言いますが、解体そのものは当然即今誰もいないんですから、急ぐ必要はないと思いますが、その辺のことの理屈にもならないというぐあいに思います。

それから、今の要するに、今現在のやられてる設計士がその現物を熟知してるというぐあいの説明でございましたが、それは耐震設計上のという説明がございましたように、現物は当然その原図の中でいろいろやられるわけですから、それと今の現物の現行の建物とで恐らくやられるわけですから、そういったわけで今の答弁はちょっと私には理解できません。

要するに、あくまでも随契でやりたいということですか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 一番心配するのは、工事を今から引き続いて解体に入っ
ていかなくはいきません。で、子供たちが今別の所で、いわゆる山村開発センター
のほうで学校として運営をしていただいております。

で、我々の立場としては一日も早く新しい、いわゆる青原小学校で運営ができる体制
をいかに構築するかということを考えて今やっております。

一刻も争うことではないというふうにおっしゃいますけれども、できるだけ一刻も争
ってでも早めに新しい校舎を建ててあげたいというふうに私どもは思っているところ
です。もちろん費用も早く建てれば建てるほど安く上がりますので、その辺も考慮した
上で、我々のほうは判断をしておるつもりであります。

100%随契でなければならぬのかという質問になりますと、100%とはお答え
はできませんけれども、できるだけそういった形で、スムーズに早く運営ができるよう
な形を構築をしたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 今の関連でお伺いします。

要は、並行してやろうとしておられるから、そこに無理があるのではないかと。要は、
何と何の並行かといいますと、今年度の耐震の工事の終結、それと今度解体等を今同時
的に、時間はとにかくロスがもたないからちゅうんでやろうとしておられるんです
けども、ことは、耐震のほうのいわゆる今までやったもののボリュームがいかに早く抑
えられるかと思うんです。これさえ抑えてしまえば、100あるものの中から、これだ
けの、例えば10なら10を引いたものを、残りの90というもののボリュームは、ど
の設計士に出してもそれだけことはまた設計をできると思うんです。

だから今、いろいろ聞いていて、なぜその同時進行で耐震の終結と、それから解体と、
同時進行的にやらないか。そこでどうしても、そこをわかっている人間は、今の
その耐震を受けたいいわゆる設計管理コンサルということなんで、そこへ随契として持っ
てこうとされとるんですが。

とりあえず集中的に、ここまで来とんだから、今の今年度の耐震工事のほうをとにか
く1日でも早く終結させると、そちらに全力計上されて、その分において、相違します
と全てのボリュームが明らかになって、要は解体のボリュームがわかれば誰もはっきり
言って設計できると思います。現設計に、これからも今まで工事やって、既に壊してい
る部分がある。それを抜きさえすれば、そういったことはできないんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員さんのおっしゃるとおりでございます、今、全力
を挙げて今耐震補強工事のいわゆる後始といいますか、そういう形を担当者含めてや
っております。

一方では、放っておけませんので、仮校舎の問題、それから新築についてどういう形でやっていくか、そういったことも含めて、同時並行でこれはやらざるを得ないというふうに思っております。

で、職員がたくさんおれば、それ手分けをして、お前はこれをやれという形もできるかもしれませんが、限られた人数の中で、しかも同時並行でやらざるを得ないということは御理解をいただきたいというふうに思っています。

それから、その線を引く部分。ここが非常に難しいのではないかというふうに私は今理解をしておるところです。明らかに1棟だけきれいに壊れた分については、そこだけですぼっと線が引けるんですが、1部分もう校舎にかかると分がございます。それじゃそこをどこで業者さんが納得していただけるのか、どこで線を引けば、双方が理解をいただけるのか。その辺の部分の数値。

それから、当然これ会計検査にかかりますので、会計検査に来られたときに問題が起こるような処理の仕方ではやはりいけないというふうにも思っております。そういった意味では、議員さんのおっしゃるように、随意契約がどうかという部分もあります。ですが、今の我々の考えの中では、よりベターな方法を選択をしていかなくてはいけないかなというふうに思っております。

で、先ほど言いましたように、躯体の工事できれいに線が引ける部分だけではないというのが一つの大きなポイントになるのかなというふうに思います。で、それではその部分を測量して計ればいいじゃないかということになるかと思いますが、当然、その時間帯をその測量設計をする時間を考えますと、かなりの時間がまた要することになるというふうに思っております。で、今現状で一番把握をしておる、一番スムーズに事業が展開できるということで、今、そういうことを今うちのほうでは考えておるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 課長補佐の説明を聞いておりますと、何かだんだんわからん方向へいくんですが、課長補佐はどうしても、次長でしたね、失礼しました。次長さんはどうして一日も早い何を進めたいというお気持ちはよくわかるんですよ。先ほど町長が私に答弁された分については、随意契約の場合には全協で説明すると。これからの協議が図られると思うんですが、入札にされるんならば、我々が口をどうじゃこうじゃ言うべきでないわけでございますが。

先ほども同僚議員が言ったとおりであるんですが、耐震診断をした会社が、全く今度は補強を設計をされておりますね。それで、そのときに判定委員会まで出されて、この欠損した場所が見つからなかったわけでしょう。そういう会社が耐震診断はそこまでの目視検査であるので、解体までの必要はないという答弁でありましたが、私はそうしとるところこういう問題がでたときにどこが責任が取るのか。ほんと言やですよ。本当に契約書の中で耐震診断の中で目視検査でええというふうにことが書いてあったんかちゅう

ことにも発展していくわけですが、何ぼ言うてもこないだから同じような答弁をいただいておりますが。

まず、耐震をされた会社が、耐震診断をです。それと補強工事を設計された会社が、設計管理の委託料をもう払われておるんですが、この会社が事情を知っとるからやらせたいというふうなお気持ちはわかるんです。じゃが、随意契約という本来の姿が私は違うと思うんです。

随意契約すりゃ一般管理、先ほども言いましたが、それは減額されると思いますが、本体工事に変更に伴う増減でありゃ、これは当然、随意契約になるのは当たり前であります。今までも津和野の小中学校でも随意契約で増額されて来ておるので、そういうことはわかるんですが、今回は工事そのものが違うわけです。耐震補強工事と解体とは、私は同等とは考えておりませんが、そういうものを随意契約でされるということは、私は大変疑問に思うわけですが、当然、一般競争入札か何かでされるべきであろうというふうに思っておりますが、町長も先ほども言われておりますので、もしか、随契でするんであれば、全協で絶対説明するというふうにおっしゃっていただいたと思うんですが、随意契約の場合ですよ。入札の場合は、先ほども言いました全協は必要ありませんので、そこんところをもう1回。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私が先ほど申し上げたのは、あくまでも解体工事にかかわるものであります。これについては、当然、最終的にどれぐらいの契約金額になるかわかりませんが、当然御承知のとおり、契約時には議会議決を伴うものでもあります。そういうこともありまして、契約、随契になるか一般競争入札になるかわかりませんが、随契の場合は当然、議会の御理解をいただかなければ、仮に随契で我々が進んだとしても、議会議決のときにそれは大変大きないろんな御意見をいただくことになるだろうと、そういう思いの中で、この全協を開かせていただいて、共通理解のもとで進ませていただきたいということで、申し上げたということであります。

今回のこの設計管理につきましては、金額の予想として、最終的に議会議決は伴わないものでございます。きょうはあくまでも教育委員会としてのいろんな考え方を述べているというわけですが、最終的には、これについても我々、指名審査会を開催させていただいて、入札で行うのか、あるいは随契で行うのか、その辺のところは決定をさせていただくということになっております。

ですから、きょうの議員の皆さんの御意見も参考にさせていただきながら、責任を持って審査会のほうで審査をさせていただきたいというふうにも思いますので、この設計監理については、その我々の審査会の結果については、何とぞ信頼をいただけないだろうか、という結果になろうとも、そういうふうをお願いをできないだろうかというふうに思っております。

繰り返しになりますが、解体のほうは、全協のほうで仮に随契ということになった場合には、また御相談をさせていただきたいというふうにも思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） もろもろ、今回の補正については適切な補正であると思います。

が、先ほど来から議論が重ねられた青原小学校の設計監理、これから解体をしようとする設計監理、あるいは入札、解体をする等々の議論が多数、同僚議員から出ておりますので、町長も最終的には、解体についてはどういう形になろうと全協を開いて我々に説明をすところ言われるし、さらには設計については、これは議会議決はもう必要としないわけでありますから、どちらかに責任を持ってするからお任せをいただきたいというような締めでありましたが。もともと、同僚議員たくさん申し上げましたが、随意契約ありきで、この補正というものを我々が同意をするというわけにはまいりませんので、あくまでも厳粛に指名審査会で入札を原則とするということを、私は前提にしていたかないと筋が通らない。たとえ随契でやった場合に、予測として相当経費が浮くんだと、財政的にそのほうが有利だと、それは執行部がお考えであるから、そういう方法をおとりになるんだらうと思いますが、とる場合には。

しかし、入札はやってみないとわからないわけでありますから、これだけの大きな金額になりますと少々、随意契約でやった費用よりは大幅に高くなるというようなことには、私は決してつながらない。入札を原則として実施をしていただくということを前提に、本補正予算に賛成をしたいと存じます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほど、沖田議員さんからもありましたように、あくまでも今までの説明でありますと、99%随契でやるというような感じを受け取れたわけでございます。

幾ら予算がかかろうとも随契というのは避けていただき、競争入札でやっていただくというものを前提にこの事業の補正を執行していただきたいというので、教育次長のお

話を聞いてみますと、どうしても随契、随契というのが、もう頭から離れないということでもあります。

町長は予算のかからないほうをというような格好でございますけども、やはり税金を使うわけでございますので、そういうのは公平な立場で競争入札によって、若干の費用の差異が出て競争入札という形のものをとっていただくというものを前提にしているものと思いき、賛成とさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 私も全く、今の青原小学校の解体に関しては同じ思いをしておりまして、一町民、やっぱり町民が聞いたときに納得するという形でないと、幾ら理由をここで話されても、随契のほうで話されても、町民にそれが伝わるっていうことはできないわけですから、だから、やっぱり競争入札でやられた、それであるところがとったってことこのほうを、名誉のほう、名誉のほうをやっぱり選択していただきたいというふうに私は思って、この件に関しては賛成といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第86号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第87号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第13、議案第87号平成25年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第87号平成25年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第88号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第14、議案第88号平成25年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 一応、確認のためにお伺いいたしますが、まずこういった状況は起きないと思うんですけども、未支給の処理、それが年度内に間に合わんというようなときには繰り越しをしても、全てを支給されるまで対応をとられるかどうか、お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議員御指摘の件につきましては、13日の支払い日をもちまして、ほぼ95%程度は処理が終わっておりまして、まだ口座の届けとか、返事がない分が未処理で終わっておりますけども、ほぼ終わっております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第88号平成25年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第89号

○議長（滝元 三郎君） 続きますので、日程第15、議案第89号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第89号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第90号

○議長（滝元 三郎君） 続きますので、日程第16、議案第90号平成25年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第90号平成25年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第91号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第17、議案第91号平成25年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第91号平成25年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第92号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第18、議案第92号平成25年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第92号平成25年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第105号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第19、議案第105号平成25年度津和野町斎場増築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、今定例会に追加でお願いいたします案件でございますが、契約案件2件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第105号でございますが、平成25年度津和野町斎場増築工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 議案第105号について御説明申し上げます。

平成25年度津和野町斎場増築工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的、平成25年度津和野町斎場増築工事、契約の方法、一般競争入札、契約の金額、9,870万、契約の相手方、住所、津和野町滝元675番地、氏名、株式会社日成建設。工事の数量等でございますが、増築面積が285平米。工期については、議会の議決の翌日から平成26年3月28日までとします。よろしくお願い致します。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 1点だけお伺いしますけども、図面の中で駐車場側に、そのポーチとして何か所か、ずっと扉としてあくようになっておりますが、これはガラスですか、それとも中が見えない状態、どっちでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 駐車場側、川側のほうでございましょうか。川側のほうについてはポーチとなっております。そして、ポーチの外側については扉となっております。（「その素材は」と呼ぶ者あり）ガラスでございます。（「ガラスで、中が」と呼ぶ者あり）見えるようになってます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） この一般競争入札で、何社で落札率がどのぐらいであったのか、お聞かせいただきたい。

また、今回の——いつも思うんですが——斎場の増築、この図面を見まして、また先での変更が絶対に出るんじゃないかというような懸念があるんですが、増減の随意契約が出ないように、ひとつ当社でしっかり検討していただいた設計図であろうと信用しておりますが、その点についていかがでございますか。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 現段階では増減するということは考えておりません。

ただ、既存の建物ですので、取り壊してみても、増築でございますので、どういう部分が出てくるかわかりません。その部分については変更があるかと思えます。

入札率についてですが、99.6%でございます。指名審査会の中で対象業者としましては、格付等級としましては、島根県の格付の中でA級、またはB級ということで4社ございました。その中で応札されたのが2社でございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第105号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第105号平成25年度津和野町斎場増築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第106号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第20、議案第106号平成25年度津和野簡易水道整備事業笹山浄水場機械設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第106号でございますが、平成25年度津和野簡易水道整備事業笹山浄水場機械設備工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（長嶺 雄二君） それでは、議案第106号について御説明いたします。

契約の目的、平成25年度津和野簡易水道整備事業笹山浄水場機械設備工事、契約の方法、一般競争入札、契約の金額、9,308万4,600円、契約の相手方、住所、松江市平成町182番地15、氏名、山陰クボタ水道用材株式会社、代表取締役社長杉谷雅祥。

後ろに資料といたしまして、仮契約の写し、それから位置図並びに紫外線設備の平面図等をつけておりますが、平面図をごらんいただきたいと思います。

工事の概要につきましては、クリプトスポリジウム対策といたしまして、紫外線照射により病原性生物を不活性化する施設を、昨年度の瀬戸浄水場に引き続き笹山水源地の近くに整備するものでございまして、設備の主なものといたしまして、図面上側の機械室に紫外線照射装置及びコントロールパネル2台、紫外線設備及び原水ポンプ制御盤から次亜注入装置、原水濁度計、浄水残留塩素計、動力設備といたしまして、下方にあります原水槽に原水ポンプ2台を設置するものでございます。

また、その他、場内舗装工事、のり面保護工、フェンス工、配管工等がございます。

それから、9号線下でございます既設の施設でございますが、第1配水池の滅菌設備及び残留塩素計が老朽化しておりますので、この際、取りかえを行おうということでございます。

なお、図面の赤で示した部分が今回の契約の範囲でございまして、建屋や原水槽等、青で示した構造部につきましては、機械室築造ほか工事として、今年度、別件発注し、町内業者が施工中でございます。

入札でございますが9月9日に行いまして、入札結果につきましては5社が応札をしております。落札者の入札率は89.80%でございました。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようです。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。
これより議案第106号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第106号平成25年度津和野簡易水道整備事業笹山浄水場機械設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回、本会議は10月4日でございます。
本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午前11時55分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 25 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 25 年 10 月 4 日 (金曜日)

議事日程 (第 5 号)

平成 25 年 10 月 4 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 107 号議案 平成 24 年度青原小学校屋内運動場改築工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 93 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 町長提出第 94 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 町長提出第 95 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 町長提出第 96 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 町長提出第 97 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 町長提出第 98 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 町長提出第 99 号議案 平成 24 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 町長提出第 100 号議案 平成 24 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 町長提出第 101 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 町長提出第 102 号議案 平成 24 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 町長提出第 103 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 町長提出第 104 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 発議第 4 号 道州制導入に断固反対する意見書 (案) の提出について
- 日程第 16 森村のバス停留所待合所設置に関する請願について
- 日程第 17 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 日程第 18 文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第 19 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 町長提出第 107 号議案 平成 24 年度青原小学校屋内運動場改築工事請負変更契約の締結について
日程第 3 町長提出第 93 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 町長提出第 94 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 町長提出第 95 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6 町長提出第 96 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 町長提出第 97 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 町長提出第 98 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9 町長提出第 99 号議案 平成 24 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10 町長提出第 100 号議案 平成 24 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11 町長提出第 101 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 12 町長提出第 102 号議案 平成 24 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 13 町長提出第 103 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 14 町長提出第 104 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第 15 発議第 4 号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について
日程第 16 森村のバス停留所待合所設置に関する請願について
日程第 17 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第 18 文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 19 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（16 名）

1 番	京村まゆみ君	2 番	村上 英喜君
3 番	板垣 敬司君	4 番	竹内志津子君
5 番	道信 俊昭君	6 番	岡田 克也君
7 番	三浦 英治君	8 番	青木 克弥君
9 番	斎藤 和巳君	10 番	河田 隆資君
11 番	川田 剛君	12 番	小松 洋司君
13 番	米澤 宥文君	14 番	後山 幸次君
15 番	沖田 守君	16 番	滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	長嶺 雄二君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	内藤 雅義君	健康福祉課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	久保 睦夫君
商工観光課長	大庭 郁夫君	建設課長	田村津与志君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君

午前 9 時 00 分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。朝晩、めっきり涼しくというよりは、もう、むしろ寒いぐらいな気候になってまいりましたけれども、引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、平成 25 年第 7 回定例会 5 日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、村上英喜君、3番、板垣敬司君を指名いたします。

日程第2. 議案第107号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、議案第107号平成24年度青原小学校屋内運動場改築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。9月定例議会最終日ということではありますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今定例会に追加をお願いいたします案件は、契約案件1件の重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第107号平成24年度青原小学校屋内運動場改築工事請負変更契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） おはようございます。それでは、議案第107号について説明をさせていただきます。

契約の目的でございますが、公立学校施設整備費、国庫負担金事業及び学校施設環境改善交付金事業として、青原小学校屋内運動場改築工事であります。

契約の方法は、随意契約、契約の金額につきましては、変更前の金額2億1,061万9,500円に対し、558万6,000円を減額し、2億503万3,500円の契約にするものであります。契約の相手方につきましては、津和野町日原262番地、堀建設株式会社代表取締役堀大地となります。

1枚めくっていただきまして、資料2の図面を見ていただきたいと思いますと思いますが、体育館の屋内運動場の改築工事に当たりまして、当初計画しておりました部分で若干の変更が生じております。

主な内容といたしましては、今回、校舎のほうの工事自体が中止になったということ、校舎と体育館をつなぐ予定でありました渡り廊下の建設ができないということになりましたので、その部分の工事費、およそ約300万円程度が工事費として減額にな

ります。あと残り大きい分につきましては、同じく校舎側から電気を取り寄せる予定にしておりました工事で、その部分が中止になりましたので、仮にここで図面で言いますと、右肩のほう、プール側のほうから仮設の電気の引き入れをしておりましたが、それを生かす形で、とりあえず体育館の電気を引き入れるという形をとったものがあります。それが190万円でありまして、合わせて大きな金額で、全体で大小含めて55万6,000円の減額ということで、契約をするものであります。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 資料2の図面上に、赤で書いてあるのが変更のところだと思いますが、体育館の換気口の量を減すようになっておりましたが、これはどういう理由からでしょうか。（「点検口、換気口、数量減、点検口も数量減か」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） 暫時休憩といたします。

午前9時06分休憩

.....

午前9時07分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 運動場の床上換気口につきまして、当初、20カ所設置を予定をしようとしたところでございますが、18カ所に変更しています。2カ所ほど、まあ、要は必要がないというところで2カ所、落としたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかに。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） そら減したんじゃけ、必要がないけえ減したちゅうことです、その理由を聞いてるわけ、何で換気口は体育館ですから、あつたにこしたことはないわけなんで、何か、その強度だとかいろんな面で、多分あつたんだろうというぐあいには思いますが、その理由が聞きたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） ちょっと確認をさせていただいていいですか。

○議長（滝元 三郎君） 暫時休憩といたします。

午前9時09分休憩

.....

午前9時17分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 申しわけありません。一応、確認をいたしましたところ、点検口を新たに設置をしたところに、換気口がちょうど位置があったというところで、その部分を不要として落としたということでもあります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の点検口ちゅうのは、今の一番下にあることも含めての話ですかね。点検口ちゅうのは、どこの何を点検する、天井の分はまあわからなくてもないんだけど、下にある換気口というのの点検口ちゅうのは、その床の下に入る点検口ですか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 天井の点検口、それから床下点検口、それぞれありますけれども、今議員さん言われたように、天井の点検口については、ここに赤線で書いてあるのは全てがマイナスというわけではなくて、プラスの部分も含まれておりますので、天井点検口をつけたところで、そこへいわゆる換気扇の部分があるということ、その部分を落としたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） ポーチの手すり取りやめとなっておりますが、これいずれ指定避難場所になると思われませんが、必要になるんじゃないでしょうか。何で取りやめられたのか、ちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） ここにつきましても、今、渡り廊下をつくるための柱の部分になるところでございます、その部分を取りやめることに対して、そこも、このポーチもその工事にかかってくる部分になりますので取りやめたものであります。で、今の現状としましては、こちら側の旧校舎、今の校舎のほうを取り壊してそこへ新校舎を建設する意向でおりますので、そちらに校舎ができたときに今度また渡り廊下をつくと、そのときにあわせてこういったものも設置をしていくような形になります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） ちょっと確認でお尋ねするんですが、この青原小学校屋内運動場は変更契約をされておりますね。7月の31日でしたかいね。たしか690万ぐらいの変更をされておったと思いますが、この時点で増額変更されておって、また今時点で、今度は減額変更というのが、ちょっと、わからないわけです。

が、それで、計画のことはまた教えていただきたいと思いますが、この擁壁等がいろいろ赤線で書いてありますが、当初やらなければならないようなブロック積みの遮光擁壁、資料の2の右側であります、ここでは今度は擁壁のあれに変更すると、擁壁系統に変更、何かこまくて見えんのんですいね、ちゅうて書いてありますが、これ何に変更されるために、初めはブロック積みの擁壁を今度はコンクリート擁壁にされるのか、そ

の変更内容も書いてないんですが、それから水路や何かそのすぐ上にありますが、当初から設計されとって、これを追加で側溝延長で何かされるのがいかなものかと思うんですが、どういうことで当初これがされていなかったのか、それでガードフェンスの変更なんかも、これはたくさんの基準があると思うんですが、当初その基準に合ったものが設計されていなかったのか。75センチですかね、規定があるわけですが、ええかいね、続けて言うて。

それらもろもろのことを今言いましたが、水路の影響、排水の影響、そういったものをなぜ初めでこれが設計書に上がってこなかったのか、変更されたときにこれがなして出てこんかったのか、その点についてどのように考えておられますか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、増額変更に対して、今回550万ばかりの減額変更になったという理由につきましては、先ほど当初の説明のところでも触れましたけれども、校舎のほうの耐震工事を行う際に見つかりました建設当時のいわゆる瑕疵に基づきまして、耐震工事が中止になっております。で、校舎のほうを解体という方向で今動いておりますので、それに対して、そこを利用して体育館のほうへ運ぶ予定でありました電気系統あるいは渡り廊下、その部分が中止をせざるを得ない状況になってます。そのところが大きな要因の中での変更金額になります。

あと、細々として現場で工事をする際に、当初の予定とは違う形状にしたほうがいいであろうと判断できるものにつきましては、こういった形で大小、増減がありますけれども、変更をさしていただいております。擁壁につきましては、いわゆる形状変更ですので、もともとの設計のベースはありますけれども、形が若干変更しておるところで御理解をいただいたらと思います。

それから、側溝の延長を延ばした部分でございましてけれども、この部分につきましても、現場で当たる際に、当初はこの図面上でいくと2センチぐらい、両方の側溝の長さが短こうございます、校舎側とプール側。その部分について、より水をひらうほうが現場のほうはいいだろうという判断の中で、その部分をふやしたという形になっております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第107号平成24年度青原小学校屋内運動場改築工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第93号

日程第4. 議案第94号

日程第5. 議案第95号

日程第6. 議案第96号

日程第7. 議案第97号

日程第8. 議案第98号

日程第9. 議案第99号

日程第10. 議案第100号

日程第11. 議案第101号

日程第12. 議案第102号

日程第13. 議案第103号

日程第14. 議案第104号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、議案第93号平成24年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第14、議案第104号平成24年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上12案件につきましては、決算審査特別委員長の報告を求めます。3番、板垣委員長。

○決算審査特別委員長（板垣 敬司君） それでは、決算審査特別委員会の審査報告を朗読をもってかえさせていただきます。

平成25年第7回9月定例会において、本委員会に付託された平成24年度津和野町一般会計、特別会計及び病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第93号から議案第104号の中で、お手元の資料のとおりでございますが、第96号だけ賛成多数で認定となっておりますが、それ以外は全員賛成で認定となっております。

以下、意見を次のとおり報告いたします。

審査年月日。

平成25年9月13日、24日、30日、10月1日、2日（5日間）。

審査の結果及び概要・意見。

議案第93号平成24年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成24年度の歳入総額は81億4,683万5,937円、歳出総額は80億3,711万813円で、差し引き収支は1億972万5,124円の黒字決算である。

(2) 平成24年度基金残高は、一般会計基金33億7,970万1,000円(前年比6億6,558万4,000円増)、特別会計4億3,325万3,000円(前年比4,877万7千円減)、土地開発基金3,262万9,000円(前年比1万3千円増)で、総額は38億4,558万3,000円(前年比6億1,682万円増)である。

一方、地方債残高は、総額113億5,699万4,000円(前年比3,172万4,000円減)であり、町民1人当たりになると137万円である。実質公債比率は、15.1%で前年度より2.1%減で改善している。

(3) 町税については、滞納総額8,052万1,000円(前年比2,146万1,000円減)で、多少減少しているものの、依然として大きい額である。不納欠損総額は、605万円である。

景気低迷、高齢化等の厳しい社会情勢が背景にあるとはいえ、税の公平性の観点から、最終的には法的手段も駆使し、より強い徴収姿勢で臨むべきである。

(4) 使用料・負担金について、住宅使用料の滞納額は729万3,000円(前年比112万4,000円の減)、保育料等児童福祉費負担金の滞納額118万9,000円など総額848万2,000円となっている。

徴税等滞納整理対策本部を強化して、引き続き積極的な徴収を行うべきである。

(5) 職員の時間外勤務は1万215時間で23年度より1,401時間増加している。依然として、課、担当によって格差が生じている。適切な人員配置とともに課内の連携を強化し、労務管理、人事管理の徹底を図るべきである。

(6) 負担金・補助金については、対象団体の目的や事業内容、決算書等をいま一度精査し、見直しを図るべきである。

(7) 予算執行については、事業の進捗と予算管理を適切に対応されたい。

(8) 委託料は、事業の目的、性格等、委託先との連携を密にして、予算執行されたい。

(9) 嘱託職員については、格差が生じないように統一すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第94号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成24年度の歳入総額は11億1,020万7,245円、歳出総額は11億855万4,761円で、差し引き収支は165万2,484円の黒字決算である。

(2) 国民健康保険税の滞納額は3,223万9,350円で、昨年より965万5,601円減少しているものの、依然として大きい。

(3) 国民健康保険税の滞納者は、世帯家族の受診控えから重大な健康被害につながる懸念があるため、収納強化を図る一方で、対象者との相談を密に行うべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第95号平成24年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成24年度の歳入総額は13億4,336万4,007円、歳出総額は13億3,336万7,688円で、差し引き収支は999万6,319円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第96号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成24年度の歳入総額は2億9,252万7,897円、歳出総額は2億9,086万9,467円で、差し引き収支は165万8,430円の黒字決算である。

本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第97号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成24年度の歳入総額は5億2,427万3,666円、歳出総額は5億1,517万2,404円で、差し引き収支は910万1,262円の黒字決算である。

(2) 水道料金等の滞納額は923万9,344円で、前年度比5万9,057円の増となっている。

(3) 滞納処理は、税の収納対策と連携を密にし、不納欠損処理も視野に入れて対処すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第98号平成24年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成24年度の歳入総額は4億3,606万3,551円、歳出総額は4億3,345万1,035円で、差し引き収支は261万2,516円の黒字決算である。

(2) 下水道料金・受益者分担金の未納額が170万9,937円で、前年度よりも5万4,346円の増になっている。さらなる収納努力が必要である。

(3) 年度末現在の加入率は、津和野処理区45.4%、日原処理区83.7%である。加入率を上げるよう、今後も努力が必要である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第99号平成24年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成24年度の歳入総額は545万5,258円、歳出総額は534万880円で、差し引き収支は11万4,378円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第100号平成24年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成24年度の歳入総額は1,389万7,499円、歳出総額は1,389万7,499円の同額である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第101号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成24年度の歳入総額は1億3,888万4,376円、歳出総額は1億3,683万1,445円で、差し引き収支は205万2,931円の黒字決算である。

(2) 使用料の滞納額は78万1,860円で、前年度より40万3,500円の減となっているが、効果的な収納対策を強化すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第102号平成24年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成24年度の歳入総額は1億559万1,027円、歳出総額は9,627万8,196円、差し引き収支は931万2,831円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第103号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成24年度の歳入総額は4億9,994万8,940円、歳出総額4億9,351万3,438円で、差し引き収支は643万5,502円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第104号平成24年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成24年度の収益的事業収入は7億4,629万5,501円で、収益的事業支出は7億3,051万829円で、差し引き収支は1,578万4,672円の黒字決算である。資本的収入は2億576万987円、資本的支出は2億2,562万7,199円で、差し引き収支は1,986万6,212円の赤字決算である。

(2) つわの健康ダイヤル24の周知を徹底して、医師の負担軽減に努められたい。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

以上、平成25年10月4日、津和野町議会議長滝元三郎様、決算審査特別委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、一般会計、特別会計、病院事業会計に分けて行いたいと思います。

まず最初に、一般会計に対する質疑をお願いをいたします。質疑はありませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 一般会計で、先ほど委員長報告を拝聴いたしました。その件につきまして、若干質問をさしていただきたいと思うわけでございます。

6番目の意見・概要の中に、負担金・補助金については、事業内容と決算書とをいま一度見直しを図るべきというような報告がございました。ということは、いろんな点で不祥事があるから見直しをやるだろうというふうに解釈されるわけですが、どのような違いがあって、見直しを図るべきだろうという事例がありましたら報告を願って、その点に関しまして、審査の段階で執行部の方がどのような御答弁をされたかという点を1点、お聞かせ願いたい。

また、9番目の嘱託職員については格差が生じないよう統一すべきであるということになります。その格差というのは、どういうようなことが生じたのかと、どの点がどのように、中の内容をお知らせ願いたいということでございます。

また、次に、食糧費について審査されておるわけでございます。私も決算委員会、その中において、部署においては、かなりの食糧費を、まあ、大きな金額ではないんですけど、使っております。部署においては、同じような会合を持って、個人が負担をしないと、か、というような形の食糧費で使われてるのがあるんじゃないかと思えます。

監査意見で口頭意見書の中において、監査委員さんのほうから職員にかかわる食糧費について、部署によっては対応が異なっているので、統一した基準を設けてやるべきではないかというような監査意見が口頭で多分、指摘されております。その点につきまして、各課の審査の段階でどのような審査されたのか、また町長総括においてその件について町長のほうからどのような御回答があったのか、もし審査されておりましたらお聞かせ願いたい。このように思っております。

もう一点、嘱託職員にかかわる給与・共済は、物件費で全部、今精算されております。そうした中におきまして、毎回、人件費だから人件費に入れるべきではないかという形のを審査しとるわけですが、いまだに物件費で処理されとるというような形が、なっておるわけでございます。その恒常的に雇用形態の中から、やはり嘱託職員についてはとか、というのは、人件費にやるべきではないかというような意見も監査のほうから指摘されていると思えますけれども、その点に関しまして、どのような形の審査をされておるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

また、その中におきまして、人件費の総額が、この物件費の中に含まれる人件費も総額合わせて、何十億円の人件費に総額するものが、共済金も含めて、それが幾らぐらいあって、全支出の中から何%人件費を納められてあるか、その点を調査してございましたら、お聞かせ願いたいと思えます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 板垣委員長。

○決算審査特別委員長（板垣 敬司君） それじゃあ、審査した中でそのような、今の質疑のようなことについても、審査した範囲の中でお答えができればと思えますけれども。負担金・補助金ということで、最初に意見として見直すべきところは見直し、決算書等よくいま一度精査するというような話でございしますが、従来から負担金につい

ては、それぞれの事業課の中、それぞれ負担金等が支出されておられまして、ある程度整理したほうがいいのではないかと、同じような指導的団体の中に、負担金が支出されておられますけれども、毎年毎年その負担金の見直しを審査委員会の中でも指摘しておるが、それについてまだ十分改善が見られてないと、そういう指摘も今回もさせていただきますましたが、一部には見直しもされておられるようでございますが、まだ十分とは言えないということで、例えば、水道の関係とか、法令外負担金ではあるけれども、もう少し切り詰めたほうがいいんじゃないかと、そういうようなことも意見としては審査の段階では申し上げたところでございます。

また、補助金については、それぞれ限られた予算の中で多岐にわたって補助金が支出されておられますけれども、その支出先の団体等においては一部金額も決算上、千円以下が飛ばされて、何千円単位で報告がなされているというような決算書も見られたところで、こういうところは非常に審査の段階でも厳しく指摘したところでございます。

さらに、決算書の内容等も精査してみますと、その年の補助金以上に次年度繰越金もあるというような組織もありますので、そういう部分についてはやはり事業内容をもうちょっと精査して、補助金の金額をそれなりに査定段階で落とすとか、時にはふやすとか、そういう必要があるのではないだろうかということは、それぞれの課において指摘さしてもらったところでございます。

それから、嘱託職員の格差については、実態として合併以来、旧津和野、旧日原町において、その嘱託という位置づけが今日まだ改善はある程度されてると、ある程度の改善とはどういうことかと言いますと、できるだけその身分、そういったものを保障するっちゅうことは、基本的にはプラスの要因だと思いますが、臨時的な扱いを嘱託職員という位置づけまで上げたとか、そういう部分も一部には改善があるわけですが、嘱託職員の中には1群から3群まで、位置づけとしてあるようでございまして、専門的な部分、それから、一般職に類似したような職種というようなことで、1群から3群までの詳しい内容については審査しておりませんが、そのような身分というか、嘱託の中にもその区分があると、そのような状況で、これについてもある程度時間をかけて解消しなければならない、町長総括の中では、現行をすぐ退職年限を含めながら少しソフトランディングで緩やかに改善していかざるを得ない部分もあると、そのようなことを審査の段階でお聞きしたところでございます。

あと、物件費で確かに総務財政課のほうで、一般会計の性質別経費分析表の中に人件費として12億ばかり上がってるわけですが、その部分の中に、嘱託職員なり、臨時職員の金額が人件費に反映されてない、物件費で処理されているのは基本的には納得いかないというか、おかしいのではないかと、まあ我々も気持ちがありますけれども、担当の課長に聞きますと、県下の市町村、このような扱いで分析をしておられるというような実態のようですので、それ以上については私どもとしましては審査をいたしていません。

それと、それじゃあその物件費の中に占めてる嘱託職員、臨時職員の給与・福利厚生費が総金額で何億円になって、これが全体のどのくらいのウェイトであるのかというのは、そこまで金額的な審査はしておりません。

食糧費の使途について、各課においてはその食糧費の支出について不適切なというか、少し疑問があるというような御指摘でございましたが、これについては特に審査の段階でも審査資料、事務報告の中でも、教育委員会サイドでそのようなものが散見されるわけですが、それについては教育長の見解として、やはり、たとえ遠方から来られたお客様との意見交換というか、情報交換の中でもそのような支出については、職員としては自前で一部割り勘というか、そういう支出のほうが望ましいのではないかとということで、今後十分に改善していきたいというような発言でございました。

ほかにありましたかいね。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） ちょっと確認ですけれども、そうしますと、全般的にこの中で八十何億というような一般会計予算の中において、職員の給与あるいは嘱託の給与、それに対する共済金、合計で二十何億というのが想定されるんですけども、物件費って中において、それは約どれくらい占めて、総合計でこの81億のうち人件的経費が幾ら使われていたかというのは、審査は結局数字上はしていないという多分、委員長でしたけども、そのように数字上は全く幾らかかったのかというのは審査していなかったのかちゅう点をもう一回確認してください。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○決算審査特別委員長（板垣 敬司君） まあ金額については、十分審査はしませんでした。現行の、あえて嘱託職員は今43名、報告の中にもあるかと思いますが、臨時職員は34名、正職員は138名という、そのような構成になっておりますので、もちろんその給与体系なりその給与は違うわけですから、一概には言えませんが、嘱託が43名、臨時職員が34名、それらにかかわる部分が物件費に当然上がってきるとということで、その辺は全体の80億近い予算の、80億円の予算の中で正規職員が12億円の予算、さらに物件費の中の12億の中のこの嘱託と臨時職員の給与がそれ相応あるとするならば、まあ20億にも近い、20億かどうかわかりませんが、そういう12億プラスアルファの人件費がこの津和野町の中で占めていると、そういうことが推測されます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、特別会計について一括をして質疑を受け付けます。質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、次に、病院事業会計について質疑をお願いいたします。病院事業会計について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で決算審査特別委員長に対する質疑を終結いたします。

委員長、御苦勞さまでした。ありがとうございました。

続きまして、討論・採決に入ります。

まず、議案第93号平成24年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第94号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第95号平成24年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第96号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 後期高齢者医療については、さまざまな差別的な要素、75歳以上の高齢者の差別的な要素がたくさんありまして、この医療についてはもうやめて国保でまとめてというような、国会のほうではそういう意見も出ながら、いまだに続いているような状況です。本当に高齢者が差別的な扱いを、医療的な面で扱いを受けているということで、高齢者自身、本当に苦しみもいろいろあるようですので、私はこの制度そのものに反対ですし、早くこれを改正していただかなければいけないというふうに思っておりますので、この決算の認定については反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第97号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第98号平成24年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第99号平成24年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第100号平成24年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第101号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第101号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第102号平成24年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第102号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第103号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第104号平成24年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第15. 発議第4号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第15、発議第4号道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本案件につきまして、提案理由の説明を求めます。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 皆様方のお手元に、この発議の提出について意見書（案）ということでお配りしております。

その中におきまして、全国町村議会において「住民自治の推進に逆行する道州制を行わない」ということを決定しております。また、この7月18日には、「道州制は絶対に導入しない」ということを、政府、国会に対して要請をしています。

その中において、当、津和野、島根県町村議会の議長の景山さんより、この道州制に反対する意見書を出していただきたいという要請文書が来ております。

これは、道州制に反対する全国町村議会の中の同意のもとにおきまして、今回の全国の町村議会におきまして、9月の定例会において、一斉にこの道州制反対の意見書を関係当局に一斉に提出していただきたいという要請があったわけです。

それに、我々として、議会としてお応えする意味で、それに賛成する立場でありまして、この道州制に断固反対する意見書というものを、今回、提出をさせていただくにいたしました。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私は、以前からこの道州制に対しては、反対の意見を述べてきましたけども、いよいよ、こういう動きが出てきたなあというふうに思っております。

この道州制について、まず、自治体が大きくなるということは、周辺の住民、その中心部はいいかもしれませんが、周辺の住民に対する光が、行政の光が当たらなくなっていくということです。

中国地方等がもし一つの単位になるとしましたら、本当にこの津和野町なんかには光は、今も国の政治の光は当たりにくくなってると思うんですが、今以上にもっともっと当たらなくなるということが予想されます。

それから、国はやはり国民の生活、安全、命、安全を守り、命を守り、生活を守っていく、それが国の務めであると思うんですけども、そういうことを放棄していくということが根底にあります。やはり国が責任を持って、国の隅々まで光を当てていくということが必要だと思いますので、国が地方に目を向けまいとする、こういう動きには賛成することができません。

それから、この道州制が、そもそも出てきた背景というのは、これは、やはり大企業等がいろんなことをやっていく中で、大きな単位になるとやりやすくなっていくということがあります。やっぱり政治というのは、そういう強く大きい勢力に対しての光の当て方、そういうところに光を当てるのではなくて、そういうところはもう力がありますから、本当に力がないところにどのように政治の光を当てていくかということこそ、国の政治として大事なことだと思いますので、この道州制導入に関しては、私は絶対に認めてはいけないというふうに思っておりますので、討論にかえさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 私は、道州制に賛成をする立場でありますので、本案件には反対であります。

この中に今ありますように、基本的にはこの道州制というのは、統治の機構が変わるということが基本でありまして、いわゆる地方の、この中の文面にありますように、地

方の伝統や文化そういうものが、大規模な団体で住民の意見が置き去りにされる、いうことはあり得ない、思います。

それから、地方に光が当たらないという面については、そういうことをいろいろな観点から加味した上で、この道州制というのが提案されているわけで、どうしても、そのエリアが決まると周辺がぼけていくというのは、これは基本的にどこのどういうぐあいな区切りをつけてもなるわけでありますが、そういうことができるだけ効率的というか、効果的に、ないような方法でこの道州制を考えるとというのが、この道州制の基本的な理念であるというぐあいに、私は認識をいたしております。

もう一つ、今、竹内議員の賛成意見にもありましたが、いわゆる、大企業と道州制というのは基本的には結びつかないものと、私は感じております。

以上であります。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 私は、この道州制の導入に反対する意見書の提出については、賛成の立場で討論をいたします。

この道州制については、いまだ国民的な論議も全くなく、統治機構の根本的な改革を上の方から強制することは、地方分権の精神に反するものであると思っております。

我々の町村でも、国策として推進されました平成の大合併という、筆舌に尽くしがたいイバラの道をくぐり抜けたわけでありまして。

思い出しますと、我々、旧津和野町議会でも合併問題調査特別委員会を設立し、いろいろ調査研究をしてきた経緯もあります。その後、鹿足郡の4カ町村でも合併問題が発生しましたが、これも紆余曲折もあり、決裂をしたわけでありまして。その後、日原町、津和野町も合併について、苦渋の選択の末、合併をした経緯があります。

ようやく、今日の地方自治の姿を築き上げてきているのではありませんか。現状では合併の効果について、明確な検証もないまま、8年間に過ぎております。

またもや、国によるこうした強制が行われようとしている道州制度導入について、断固反対をせざるを得ないわけでありまして。

また、全国の町村長会、全国町村議会議長会、また、島根県の町村議会議長会でも統一した反対運動を展開されているようでありまして、この現状を踏まえ、道州制の導入反対の意見書の提出について賛成をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがいまして、発議第4号道州制導入に断固反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

日程第16. 森村のバス停留所待合所設置に関する請願について

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第16、総務常任委員会の請願審査報告について、森村のバス停留所待合所設置に関する請願書を議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。3番、板垣君。

- 総務常任委員長（板垣 敬司君） 総務常任委員会請願審査報告書。

平成25年第7回9月定例会初日に、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、津和野町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

請願受理番号、第3号。付託年月日、平成25年9月13日。森村のバス停留所待合所設置に関する請願。審査の結果、採択であります。

内容については、裏、裏面ですね（発言する者あり）どこやったかいな。これかいな。済いません。

審査の経緯、経過。審査年月日、平成25年9月19日木曜日。

内容。机上審査及び現地。

出席者。総務常任委員会委員5名、議長、つわの暮らし推進課長、中田係長。

審査の結果。この森村のバス停留所鴨外旧居前は、町営バス3路線上下17便、石見交通上下15便、合わせて33便である。津中に通う生徒は、現在9名である。近年、高齢化による交通弱者が増加傾向にあり、食料品や日用品等ほとんど賄える停留所として、利用頻度は極めて高くなっている。

よって、本委員会は全員賛成で、採択と決した。平成25年10月4日、津和野町議会議長滝元三郎様、総務常任会委員長板垣敬司。

- 議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。それでは、委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありますか。6番、岡田君。

- 議員（6番 岡田 克也君） この具体的な設置をしたいという要望のある場所について、位置を具体的に教えていただきたいと思います。

- 議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

- 総務常任委員長（板垣 敬司君） バス停の位置は、ちょうどスーパーキヌヤさんの駐車場の上側のほうに、今、停留所があるんですけども、その付近の場所で待合所というか、そういったところを指しております。

- 議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

- 議員（6番 岡田 克也君） キヌヤの駐車場の中ということでしょうか。それ以外の所有地でしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 停留所が現在あるところは、キヌヤさんの駐車場と反対側もNTTさんの所有の土地のようですけども、聞くところによりますと、キヌヤさんが一括借り受けておられるようですので、いずれにいたしましても、所有はキヌヤさんとNTTさんということですね。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） キヌヤの駐車場の中ということでありましてけれども、町外に本社を置く企業の2社がそこにあるかと思いますが、まず、その企業の中に建てるということならば、その企業のほうで、利用者の利便性の面でもつくられるということは検討されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） たまたま、場所がそういう場所ではありますけども、そちらの企業側のサービスというか、利便性の確保のために、そちらのほうで建設をというような発言かなと思いますけども、先ほども申し上げましたように、津和野中学校へ通う生徒もそこで乗降されますし、キヌヤ以外の、キヌヤその他以外にも、観光客の方も鷗外旧居ということで非常に乗降の方もおられますので、そういう意味での公益性はあるということで、町として設置することのほうが望ましいのではないかと、そのような思いもしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） この請願は、一応基本的には、キヌヤ近辺にバス停を設置してほしいというぐらいじゃないかと、私は認識してたんですが、もう、場所も全て確定の方向で、報告書を出されてるんですか。

例えば、その近辺、例えば、森鷗外の喫茶店のところがありますね。ですから、それは、後日、町が協議をして決められれば済む話であって、委員会のほうで、もう、そういうふうに場所まで決定というか、指示を出されたんですか。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 場所とか、一番、ここに建ててもらいたいということで、採択したわけではありませんけども、バス停を動かすということは物理的に、道路運送なんかということ、場所も移動することには、大変、事務手続も必要かとも思いますが、もちろん、先ほど御意見の中にありましたように、今、森鷗外のボランティアガイドの方が休憩所という部分も、お話は伺っているところでございますが、現実に、バスにさあ乗ろうと思ったときに、一応、バスが一、二分前に、当然、来る一、二分前にさあ乗ろうとしておる場合に、今の休憩所のところから、実際に、その停留所までは約70メートル以上あると思うんですけども、そういう休むところというよりは、バスに乗る直前に風雨、雨風にさらされない、そのような住民に対するサービスは必要ではないかと、そんなところを我々としては審査したところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 委員長にお尋ねをしますが、このバスの待合所をつくってほしいという請願で審査されたわけですが、これは、上下線ともバス停が要るのか、片一方どっちかにつくってほしいという請願であるのか。

そして、石見交通とは、どういうふうなお話をされておるのか。

それと、建設するということになると、土地所有者の方の許可も要ると思うんですね。そのほうのお話はされておるのか。

それと、当然、建設するというバス停の待合所を建てるとということになると、町でやっていただきたいお考えなのか、例を挙げますと、ほかのバス停でも石見交通さんが建てられたバス停もあるんですね。そういったことの協議はされておるのか。石見交通と1回ぐらいお話をされたことがあるのか。その点について、お聞かせをいただきたいと。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 特に、先ほども申し上げましたように、石見交通もそれぞれ15便あるわけですから、石見交通として、そういう待合所というものを設置することも考えていただきたいとは、私どもも住民サイドからいえば思いますが、そのようなことで、それじゃ、石見交通に私どもが折衝したかといえ、そういうことは全くしてはおりません。

それと、場所の土地の確保についても、特に我々のサイドで、ここの場所が一番最適だから、この土地は誰の土地だから何とか貸してもらえんのだろうかとか、そういう交渉には関与しておりません。

ほかに何かありましたかね。ちょっと忘れまして。（「両側からの」と呼ぶ者あり）

両サイドに、いわゆる2カ所にとというのは、上り線下り線を降りたり乗ったりする際には、両方あれば一番ベストではあるけども、そこまで、希望としてはそのようなものも視野には入れておりますが、まずは、どちらか一つでも、雨風がしのげる程度の待合所が、つくることによって住民の福祉の向上につながると、そのような観点がこの採択の中には入っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） これより請願第3号を採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、森村のバス停留所待合所設置に関する請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第17. 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第17、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第18. 文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第18、文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

文教民生常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第19. 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第19、経済常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第20. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（滝元 三郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成25年第7回津和野町議会定例会を閉会をいたします。お疲れでございました。

午前10時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員